



第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」 平成28年度～32年度(2016～2020)




社会福祉法人 登別市社会福祉協議会



第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」

社会福祉法人 登別市社会福祉協議会

はじめに

登別市社会福祉協議会では、平成18年(2006年)に登別市地域福祉実践計画「きずな」を策定して以来、共に支え合い、助け合う「福祉でまちづくり」の実現に向けた取り組みを、地域の皆様と進めてまいりました。

平成27年度(2015年度)に、5か年をかけて進めた第2期きずな計画の最終年度を迎えることから、きずな計画の策定・推進・評価を担い、地域住民の代表者と市内福祉専門職等で構成された「きずな推進委員会」において、これからの時代に立ち向かう新たな計画の策定に取り組みました。

第2期きずな計画策定時より組織した「小学校区きずな推進委員会」、「専門委員会」をはじめ、第3期きずな計画策定に向け、高齢者や障がい者に係わる課題抽出、市民の声を聴くアンケートの作成、きずな計画の評価指針等を協議する、それぞれ分野に特化した「プロジェクトチーム」を新たに設置し、より包括的なきずな計画の策定を進めてまいりました。

第3期きずな計画は、全市的な取り組みをまとめた「全市きずな計画」と、8つの小学校区を圏域とした「校区きずな計画」で構成され、平成28年度から平成32年度までの5か年計画としてここに完成いたしました。

アンケート調査やそれぞれの校区において開催した住民座談会を基に、個人の課題を地域の課題として捉え、地域住民がお互いに助け合いながら課題解決にあたる地域福祉活動やサービスを具体化するとともに、この計画を実行するため「市民」、「きずな推進委員会」、「関係機関・団体」、「社協」、「行政」の主な役割を整理し、明記しております。

また、市が策定した「登別市地域福祉計画(第2次)」との連携も図り、共に地域福祉の両輪となりながら、この計画を推進してまいります。

社会情勢が目まぐるしく変化している現代において、地域福祉にかかる期待や役割は、今後ますます増えてまいります。社会福祉協議会は、地域住民のおもいがつまったこの計画を、行政はもとより、地域の福祉実践者をはじめ、社会福祉法人や医療法人、NPO法人、福祉事業所、ボランティア団体、企業など、幅広く連携を図り、地域での協働の仕組みづくりを進めてまいりますので、今後ともご指導ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたりご尽力賜りました、多くの地域住民の皆様、町内会関係者、民生委員・児童委員、ボランティア団体等の皆様に対しまして、心よりお礼申し上げます。

平成28年4月

社会福祉法人 登別市社会福祉協議会
会長 山田 正幸

もくじ

○第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」策定にあたって・・・	1
序章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
小さな幸せを希望に紡ぐわたしのまち登別・・・・・・・・	8
1. 登別における福祉を取り巻く現状・・・・・・・・	9
2. いまいちど きずな10年の軌跡を確かめる・・・・・・・・	14
3. 生活支援サービスを考えたアンケート調査・・・・・・・・	31
4. 「きずな」を具現化する市民たち・・・・・・・・	53
5. 第3期「きずな」計画の展望と課題 ～小さな幸せを希望に紡ぐまちづくり・・・・・・・・	61
第1章 きずなの理念と基本目標・・・・・・・・	73
1. きずなの意義と特徴・・・・・・・・	74
2. 第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」の目標	75
3. きずなの基本理念・・・・・・・・	75
4. きずなの5つの基本目標・・・・・・・・	76
第2章 全市きずな計画と小学校区きずな計画・・・・・・・・	78
1. 第3期きずな計画の体系図・・・・・・・・	79
2. 第3期全市きずな計画書・・・・・・・・	80
3. 第3期小学校区きずな計画書・・・・・・・・	101
登別小学校区きずな計画書・・・・・・・・	102
幌別東小学校区きずな計画書・・・・・・・・	104
幌別小学校区きずな計画書・・・・・・・・	106
幌別西小学校区きずな計画書・・・・・・・・	108
青葉小学校区きずな計画書・・・・・・・・	110
富岸小学校区きずな計画書・・・・・・・・	112
若草小学校区きずな計画書・・・・・・・・	114
鷺別小学校区きずな計画書・・・・・・・・	116
第3章 第3期きずな計画策定の軌跡・・・・・・・・	118
資料編・・・・・・・・・・・・・・・・	148
1. 第3期きずな計画策定に関する各種会議等一覧・・・・・・・・	149
2. 住民座談会資料・・・・・・・・	151
3. 各種PT資料・・・・・・・・	166
4. きずな推進委員等名簿・・・・・・・・	183
5. 第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」策定要綱・・・・・・・・	185
6. きずな推進委員会設置要綱・・・・・・・・	188

○第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」策定にあたって

(1) 社会福祉協議会

社会福祉協議会（通称：社協）は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として社会福祉法に位置づけられており、全国の都道府県市区町村に設置されている。

社協は、地域で暮らす住民のほか民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉でまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っている。

登別市社協では、昭和42年（1967年）12月に社会福祉法人として設立されて以来、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる福祉のまちづくりをめざし、地域住民と地域のあらゆる団体・組織の参画と協働により、地域の特性を踏まえたさまざまな福祉事業の企画と実施に取り組んでいる。

(2) 社協がつくる地域福祉実践計画

「わがまちのこれからの地域福祉をどのように進めるのか」という目標を社協や関係団体が協働して民間の立場から策定する計画である。

福祉のまちづくりをめざして、地域福祉の推進役として位置づけられている社協が中心となり、地域にある行政だけでは解決しにくい生活課題を地域住民、関係機関・団体、企業等の協働により、それぞれにできることをまとめた5か年の行動計画である。

登別市社協では、市民、関係機関等と計画づくりを行い、この計画の愛称を「きずな」としている。第1期登別市地域福祉実践計画「きずな」（以下「きずな計画」という。）では、「福祉のまちづくり推進会」が策定を行い、きずなを推進する使命のもと、「きずな推進委員会」に名称を変更し、第2期きずな計画以降の策定にあたった。

(3) 行政が立てる地域福祉計画

行政計画として、地域福祉推進のあり方を具体化する計画である。地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題と、それに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容としている。

平成28年度（2016年度）からは第2次5か年計画がスタートする。

社会福祉法（抄）

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(4) きずな推進委員会

きずな推進委員会は、第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」策定要綱（資料編参照）に基づき、地域住民、関係機関・団体等と協働して計画策定を行うとともに、きずな計画の定める具体的な事業推進に関し、実施計画の策定、実行、評価、改善を行うために設置するものである。

きずな推進委員会では、以下の会議の区分と役割に応じて、各種会議を行い、きずなの推進を図っている。（図1-1参照）

1) 推進委員会（きずな推進委員会・校区きずな推進委員会・専門委員会）

きずなの推進及び計画策定に係る全ての事項を協議・決定する会議であり、計画策定後も、計画推進の進行管理と評価・点検を行い、市民主体の福祉のまちづくりを推進する役割を担う。

また、小学校区単位で編成する「校区推進委員会」及び専門機関・団体等で編成する「専門委員会」を設置する。

2) 正副委員長会議

正副委員長、校区リーダーを対象に円滑な策定作業を行えるよう重要事項の検討、企画実施の作成等を行うほか、オブザーバーとの打ち合わせ等を行うために設置する。

3) リーダー会議（きずなリーダー会議）

正副委員長及び、校区リーダー・サブリーダーを対象に、きずな推進委員会の運営及び計画策定に関する総合的な調整を担う。

4) 作業委員会（プロジェクトチーム（以下「PT」という。））

きずな計画の策定・推進に関する調査・研究・分析及び計画素案等の作成を行うため設置する。

① 地域包括ケアPT

内容／・介護予防に関すること ・生活支援サービスに関すること など

② 障がい福祉PT

内容／・社会参加に関すること ・就労支援に関すること など

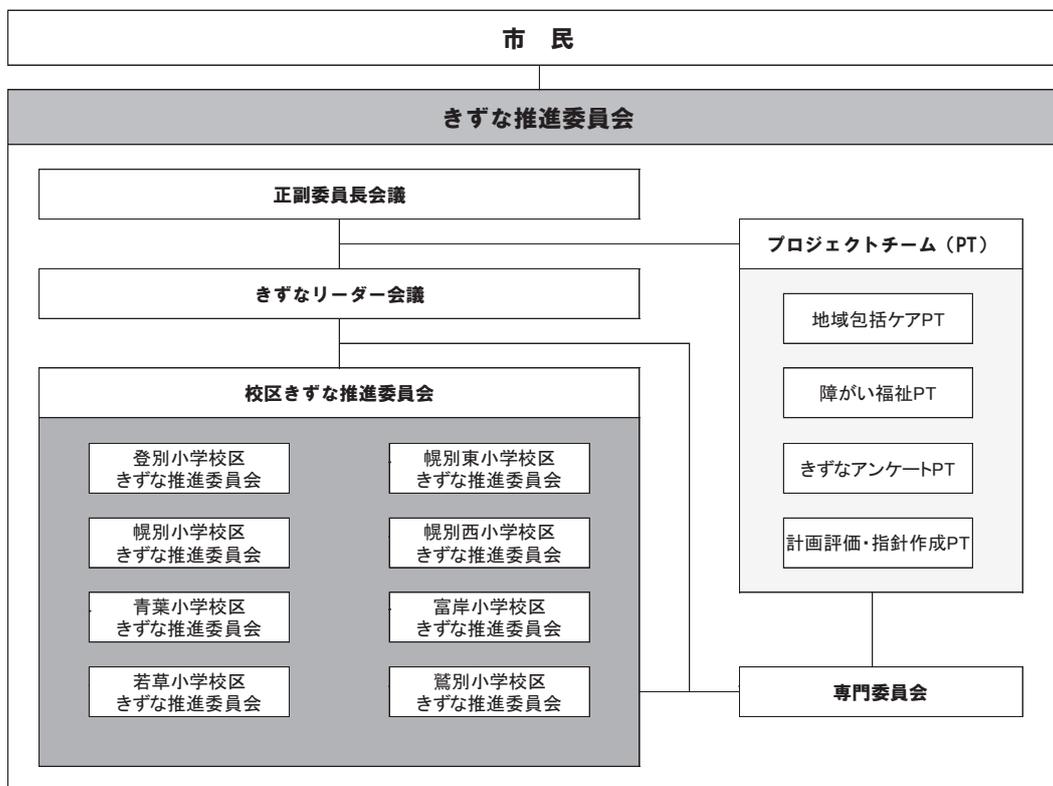
③ きずなアンケートPT

内容／・項目の検討に関すること ・アンケート要件に関すること など

④ 計画評価・指針作成PT

内容／・計画の評価・指針作成 ・各種事業の助成金見直し など

図 1—1 きずな推進委員会組織図



(5) きずな推進に関わる重層的な福祉圏域の考え方

平成19年(2007年)の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会*1」の報告で、住民の地域福祉活動が活発に行われている地域では、市町村のなかで重層的に圏域が設定されていること、特に住民自身による生活課題の早期発見などの活動が小地域において効果を発揮していることを指摘し、福祉圏域の重層的な設定の重要性を強調している。

そこで、第2期きずな計画では、地域における「新たな支え合い」の仕組みづくりを進めるため、地域に密着した日常生活が行われている小学校区を福祉圏域として設定し、校区きずな計画を策定した。

この第2期きずな計画策定時の考え方を踏襲し、第3期きずな計画でも引き続き重層的な福祉圏域を設定(図1—2)するとともに、支援を必要としている人を支える支援体制を整理した。(図1—3) また、第3期全市きずな計画では、基本目標毎に福祉圏域を標記している。

*1 「地域社会で支援を求めている者に住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するための方策」について検討するため、厚生労働省社会・援護局の求めに応じ2007年(平成19年)10月に設置された。

図1-2 登別市の福祉圏域区分と事業の位置づけのイメージ

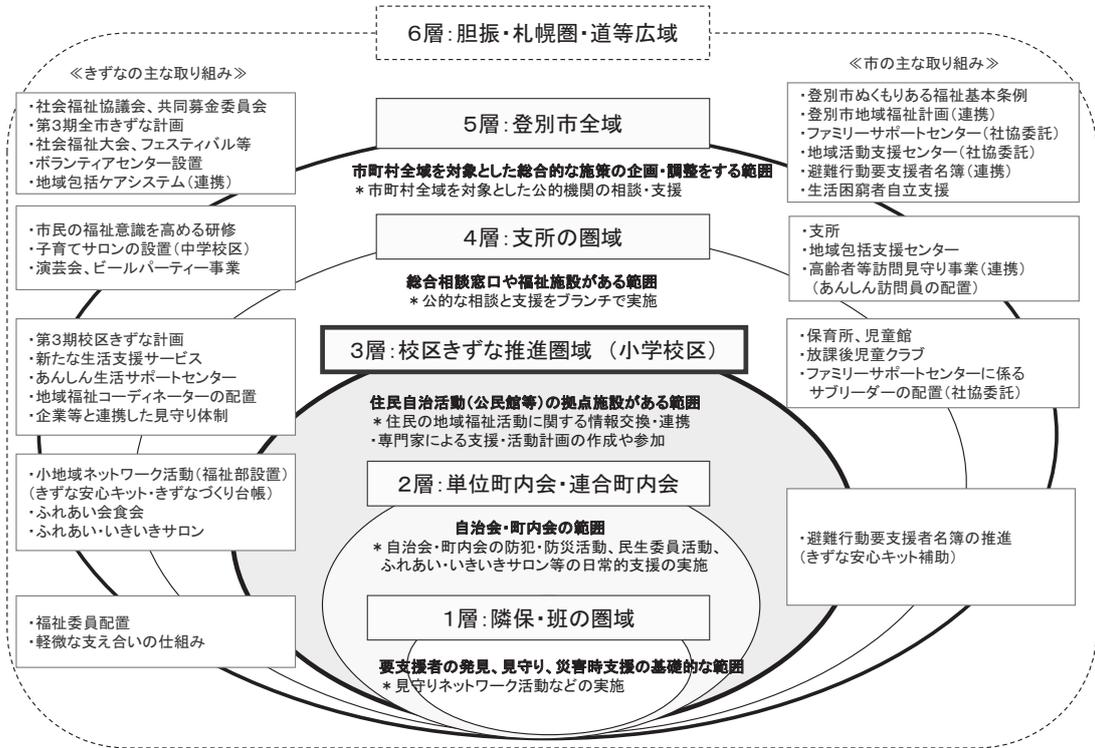
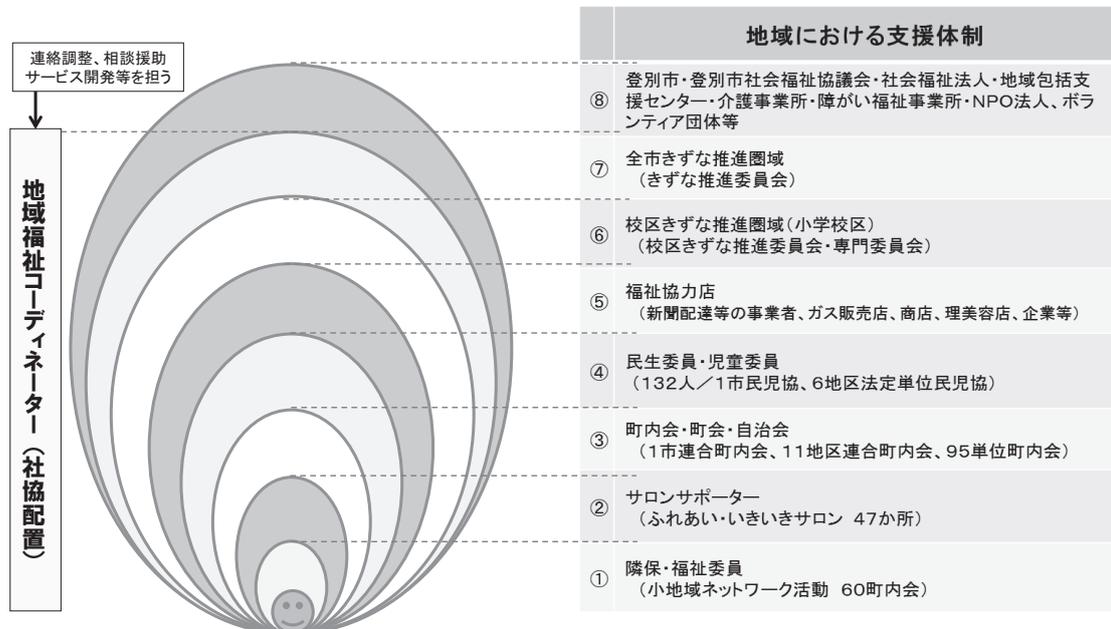


図1-3 支援を必要とする人をめれなくカバーする支援体制 イメージ



(6) 全市きずな計画と校区きずな計画

全市きずな計画は、第5層の市全域をカバーする地域福祉実践計画そのものであり、事業及び活動を明記している。

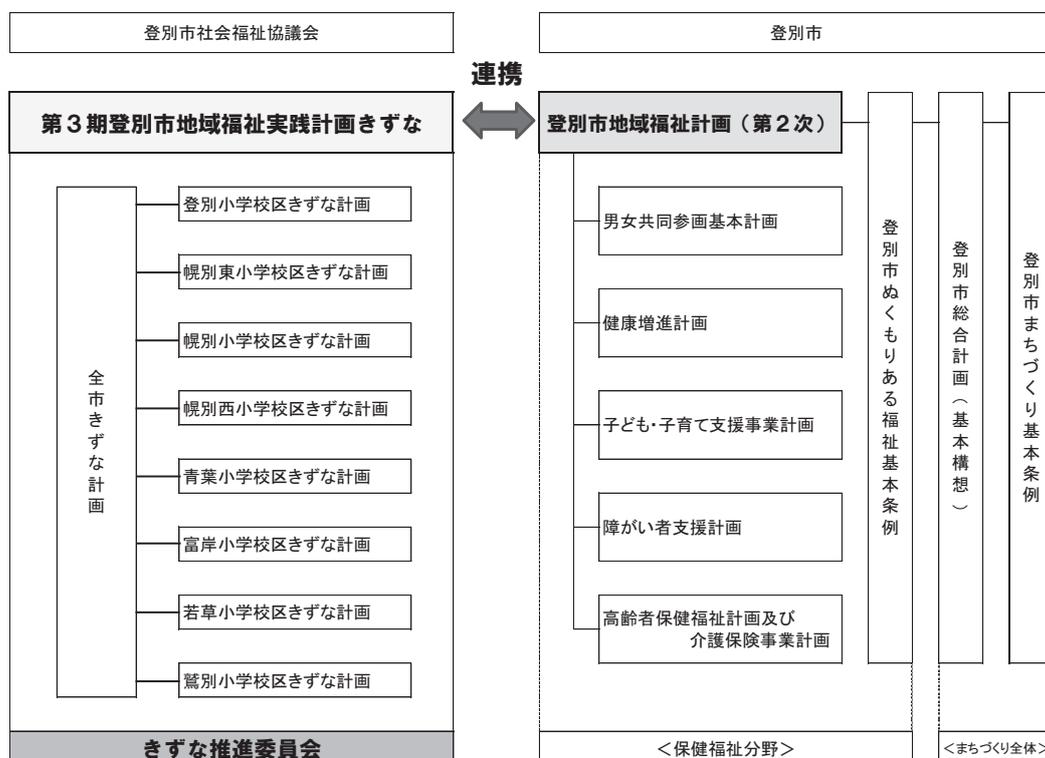
校区きずな計画は、重層的な福祉圏域の考え方に基づき、全市きずな計画だけではなく、住民のおもいを束ね、より地域ニーズに即した活動が展開されるよう小学校区を単位とする福祉圏域（第1層から第3層）で行う取り組みを中心に、8つの校区きずな計画を策定している。

(7) 登別市地域福祉計画との連携

登別市が策定する「登別市地域福祉計画」とも連携して、互いに車の両輪として地域福祉を推進する計画としている。（図1-4）

第3期きずな計画、登別市地域福祉計画（第2次）ともに、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2021年度）を計画期間としている。

図1-4 登別市地域福祉計画との連携図



序 章



小さな幸せを希望に紡ぐわたしのまち登別

豊かさは 本物だったのか？
長生きすることは 幸せだったのか？
人の世話になりたくないといっていたのは 本音だったのか？

そんなわたしが わずらわしいと 思っていた
たくさんの手を借りて
いま このまちで生きている
この家で このまちで
いのちの種火が 静かに燃え尽きる日まで
生きていくことが
わたしの たった一つの希望となった

他には もうなにもいらない ほしくない
それは 欲だったと 知ったから
本当の幸せは
自分が 生きていることの喜びを
人と分かち合うときに わきあがってくるものだ と 知ったから
豊かさとは もので囲まれた暮らしではなく
信じることのできる人が 私のそばにいることだと 知ったから

ひとりではない ひとりぼっちではない
「大丈夫だよ」
まごころを 感じた瞬間（とき）から
わたしは ここで 生きる希望を 見つけた
「ありがとう」
そう ころから伝えられる人が わたしのまちにいる

わたしの小さな幸せを わたしたちの希望に紡ぐまち
「きずな」を 実感できるまち
それが 福祉でまちづくりをめざし
市民が 躍動するまち
時代を拓く 新しい福祉の実践計画を
市民が創り 市民とともに 社協が進める
わたしたちのまち 登別

だから わたしも 行動（うご）く
「地域で生きる 地域に生きる 地域が生きる」
そんなまち 登別にするために

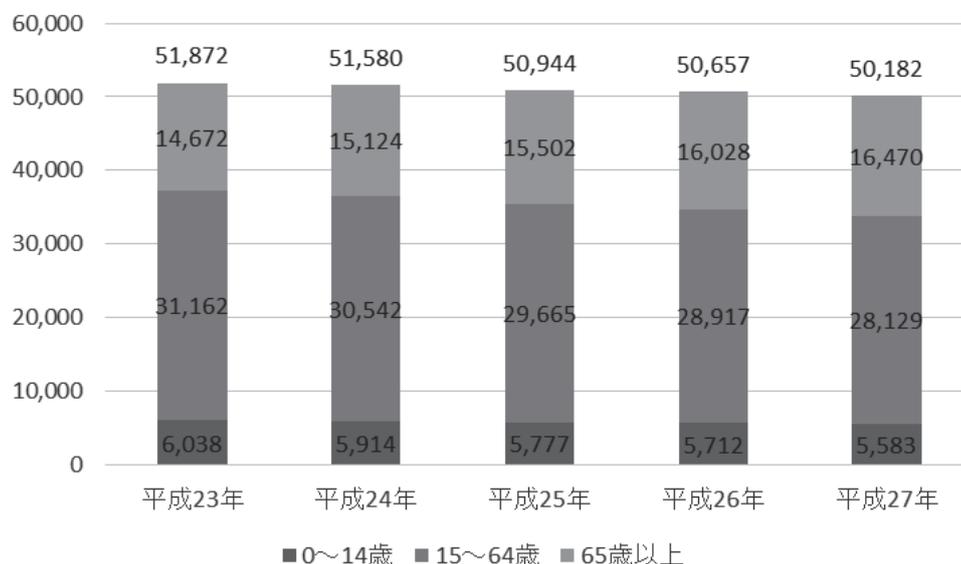
1. 登別における福祉を取り巻く現状

(1) 統計にみる福祉課題の抽出

登別市は、北海道南西部に位置しており、東西約18.5km、南北約22.6kmに広がり、面積は212.21km²を有する。

人口は約50,000人、総世帯数は25,000世帯ほどであるが、近年人口は減少傾向、世帯数はほぼ横ばいのため、1世帯あたりの家族人口は減少しているということも分かる。管内に雇用の場が少なく、若年層が就職とともに、登別を離れてしまうことも少なくなく、人口減少の一因であると言える。また、年少人口（15歳未満）及び生産人口（15歳以上64歳未満）の減少に対し、老年人口（65歳以上）は増加を続けている。

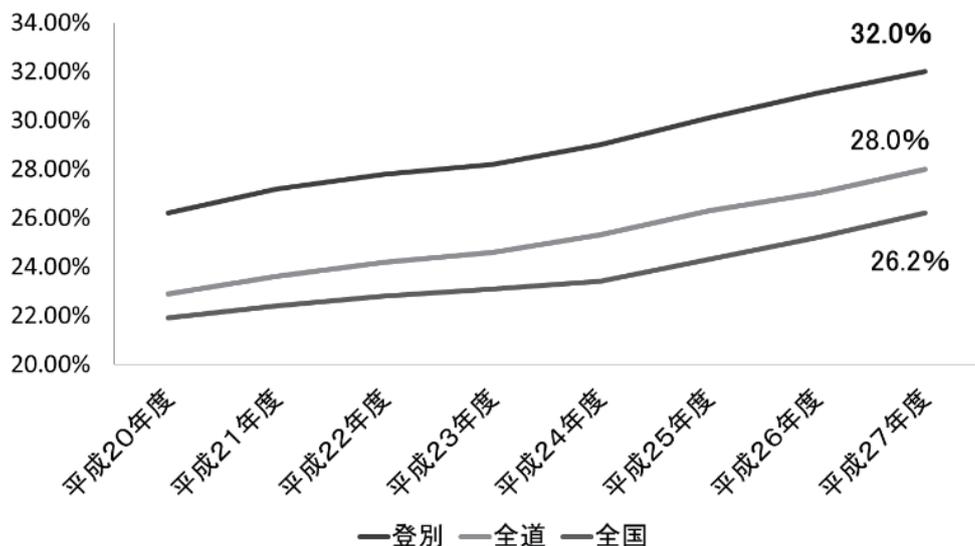
図2-1 平成23年から平成27年の登別市の人口推移



※登別市住民基本台帳より引用

平成27年1月1日現在、65歳以上の高齢者数は16,159人、高齢化率は32.0%と、全国の高齢化率26.2%、北海道の高齢化率28.0%を大きく上回る状況であり、全国平均より約7年、全道平均より約4年早く高齢化が進んでいる。

図2-2 高齢化率の推移（登別市、全道、全国の比較）



※住民基本台帳より引用

世帯数の割合を見ると、高齢者世帯数（単身・夫婦）は、34.5%であり、市内の3世帯に1世帯は高齢者のみの世帯である。また、高齢者世帯のうち、およそ55%がひとり暮らしである。

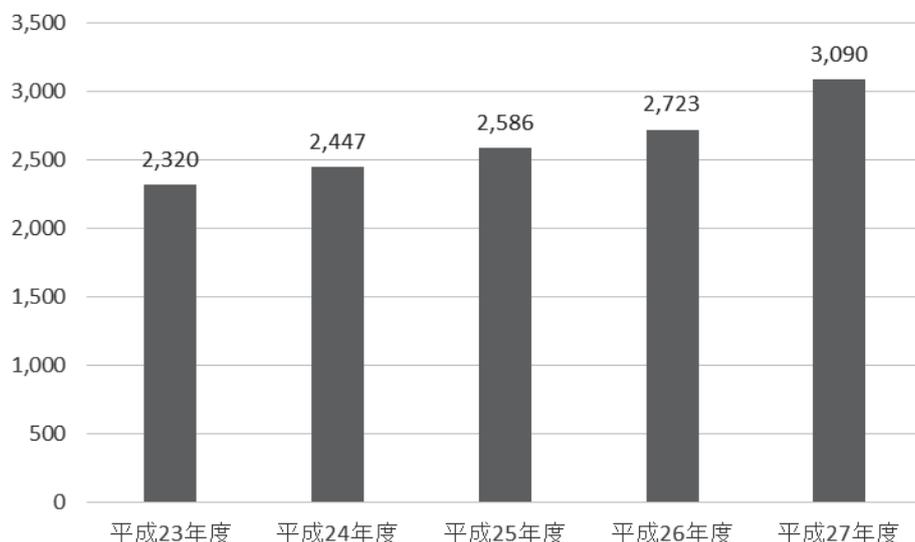
図2-3 全市・校区別の世帯数

	世帯数				世帯割合			
	総世帯数	高齢者単身世帯	高齢者夫婦世帯	その他世帯	総世帯数	高齢者単身世帯割合	高齢者夫婦世帯割合	その他世帯割合
全市	24,944	4,748	3,867	16,329	100.0%	19.0%	15.5%	65.5%
登別小学校区	3,124	783	440	1,901	100.0%	25.1%	14.1%	60.9%
幌別東小学校区	1,219	297	159	763	100.0%	24.4%	13.0%	62.6%
幌別小学校区	3,088	496	440	2,152	100.0%	16.1%	14.2%	69.7%
幌別西小学校区	4,077	824	737	2,516	100.0%	20.2%	18.1%	61.7%
青葉小学校区	2,269	333	347	1,589	100.0%	14.7%	15.3%	70.0%
富岸小学校区	4,498	703	636	3,159	100.0%	15.6%	14.1%	70.2%
若草小学校区	4,145	814	795	2,536	100.0%	19.6%	19.2%	61.2%
鷺別小学校区	2,524	498	313	1,713	100.0%	19.7%	12.4%	67.9%

※登別市住民基本台帳（平成27年4月1日現在）より引用

次に、介護保険制度における要介護認定者*²数を見ると、増加傾向にあり、図2-2に示したとおりの高齢化の進行により今後も増加することが予想される。

図2-4 要介護認定者の推移



※ 市提供データ（平成27年4月1日現在）より引用

また、要介護認定者の割合を見ると、65歳以上の高齢者のうち、およそ5人に1人が要介護・要支援認定を受けていることが分かる。

図2-5 全市・校区別の要介護認定者数

	要支援・要介護認定者数				要支援・要介護認定者割合			
	65歳以上	要支援認定者数	要介護認定者数	非該当者数	65歳以上	要支援認定者数	要介護認定者数	非該当者数
全市	16,292	1,359	1,731	13,202	100.0%	8.3%	10.6%	81.0%
登別小学校区	2,126	194	262	1,670	100.0%	9.1%	12.3%	78.6%
幌別東小学校区	816	95	96	625	100.0%	11.6%	11.8%	76.6%
幌別小学校区	1,853	165	185	1,503	100.0%	8.9%	10.0%	81.1%
幌別西小学校区	2,991	275	310	2,406	100.0%	9.2%	10.4%	80.4%
青葉小学校区	1,352	98	130	1,124	100.0%	7.2%	9.6%	83.1%
富岸小学校区	2,562	202	267	2,093	100.0%	7.9%	10.4%	81.7%
若草小学校区	3,130	219	309	2,602	100.0%	7.0%	9.9%	83.1%
鷺別小学校区	1,462	111	172	1,179	100.0%	7.6%	11.8%	80.6%

※ 市提供データ（平成27年4月1日現在）より引用

*2 介護保険制度において、介護を要する状態であることを保険者が認定した人。「要支援1・2」「要介護1～5」で認定され、認定を受けることで、介護保険サービスが受給できる。

さらに、障害者手帳保有者数は、全市で3,021人である。そのうちの約82%が身体障害者手帳を保有している。登別温泉・登別地区および鷺別・栄地区において、精神障害者保健福祉手帳の保有率が突出している背景には、精神科を有する病院があるためと考えられる。

図2-6 市内・居住区別の障害者手帳保有者数

	交付者数				交付者割合			
	障がい者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	障がい者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
全市	3,021	2,473	266	282	100.0%	81.9%	8.8%	9.3%
登別温泉・登別	447	360	20	67	100.0%	80.5%	4.5%	15.0%
幌別中央東	524	428	61	35	100.0%	81.7%	11.6%	6.7%
幌別中央西	521	431	50	40	100.0%	82.7%	9.6%	7.7%
緑陽	673	567	60	46	100.0%	84.2%	8.9%	6.8%
鷺別・栄	357	251	48	58	100.0%	70.3%	13.4%	16.2%
美園・若草	499	436	27	36	100.0%	87.4%	5.4%	7.2%

※ 市提供データ（平成27年4月1日現在）より引用

（2）地域の身近な相談相手「民生委員・児童委員」

民生委員・児童委員は、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている、厚生労働大臣から委嘱されたボランティアのことである。区域ごとに民生委員児童委員協議会（以下、民児協）を組織することになっており、職務に関する連絡調整、必要な資料及び情報の収集など、職務を遂行するのに必要な事項を処理している。社協内に事務局を持つ市民児協、6の地区民児協（法定単位民児協）で構成され、定数132名が日々活動している。

また、一部の民生委員・児童委員は、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を専門的に担当する「主任児童委員」として指名されている。定数は12名（各地区2名）である。

（3）地域福祉を支える「町内会」

町内会とは、地域住民等によって組織される親睦、共通の利益の促進、地域自治のための任意団体である。その活動は、道路・公園等の清掃やゴミ拾い、親睦・交流目的の催事の開催、街灯・ゴミステーションの管理など多岐に渡っている。また、きずな活動における活動主体であり、日々様々な福祉活動に取り組んでいる。

組織体制は、11の連合町内会と95の単位町内会で構成されており、加入率は約72%と全国平均（約70%）とほぼ同様である。

1町内会あたりの平均世帯数は約187世帯であり、町内会毎に見てみると、1,000を超える世帯を有する町内会もあれば、10世帯未満の町内会もある。

図2-7 町内会一覧

		世帯数合計		世帯数合計	
登別温泉地区連合町内会 384		中央地区連合町内会 2,224		富岸地区連合町内会 1,372	
登別温泉日和山町内会	46	新栄町内会	19	大和町内会	68
登別温泉湯の滝町内会	54	千歳町内会	95	汐平町内会	163
登別温泉湯の花町内会	85	千歳団地町内会	56	若葉町内会	206
登別温泉青山町内会	68	緑ヶ丘町内会	410	富岸町内会	681
登別温泉紅葉谷町内会	72	南千歳町内会	284	富浜町内会	254
新登別町内会	34	ニナルカ町内会	95		
カルルス温泉町内会	25	常盤町内会	600	新生地区連合町内会 1,649	
登別地区連合町内会 1,805		中央栄町内会	125	新生町内会	410
中登別町内会	102	中央町駅前町内会	37	新生団地自治会	80
登別東町一町会	90	中央町十字街町内会	101	新生町2丁目町会	232
登別東町2町会	174	中央町三丁目町内会	90	新生北町内会	507
登別東町第三町会	254	中央新生町内会	160	新生町三丁目町会	167
登別東町第四町会	250	中央町内会	27	新生町望洋町内会	253
登別東町第五町会	265	中央東町内会	125		
登別本町会	190	幌別西地区連合町内会 3,192		鶯別地区連合町内会 1,632	
登別本町2町会	259	幌別西町内会	678	はまなす町内会	185
登別東町団地町内会	96	柏木団地町内会	240	ありあけ町内会	80
紀文台町内会	8	曙町内会	151	はまわし町内会	67
富浦町会	117	プレハブ町内会	142	鶯別1丁目町内会	91
幌別鉄南地区連合町内会 943		新和会	660	鶯別2丁目町内会	224
すずらん団地町内会	90	山手町内会	48	鶯別3丁目町内会	270
幌別第一町内会	60	新川町内会	158	鶯別町4丁目町内会	240
幌別第二町内会	48	新川第二町内会	460	鶯別町6丁目町内会	160
幌別第三町内会	45	香風町会	153	ひまわり町内会	315
幌別鉄南第5町内会	58	望洋団地町内会	55		
幌別鉄南第6町内会	37	片倉町内会	390	美園・若草地区連合町内会 2,985	
幌別鉄南第7町内会	195	西団地町内会	50	若草町内会	1,210
幌別鉄南第八町内会	410	鉾山町内会	7	若草第二町内会	562
札内・来馬地区連合町内会 30		青葉地区連合町内会 1,572		美園南町内会	346
東札内町内会	6	来福町内会	132	旭ヶ丘町内会	180
中札内町内会	8	さくら団地自治会	92	美園町会	540
西札内町内会	9	桜木団地町内会	78	美不二町会	81
東来馬町内会	7	市営住宅桜木自治会	130	桜ヶ丘町会	66
		西川上町内会	505		
		新登津町内会	197		
		緑町団地町内会	41		
		青葉町青嶺高町内会	7		
		若緑町内会	133		
		あかしや町内会	165		
		若山団地町内会	92		

町内会加入総世帯数合計 17,788

※ 市提供データ（平成27年7月20日現在）より引用

2. いまいちど きずな10年の軌跡を確かめる

これからの社会は、日本の社会動向に沿って人口が減り続け反比例するように高齢者の人口は増え続ける。高齢者を支えてきた団塊の世代が支えられる時代に入ったときに、どんな「福祉社会」が生まれていくのか、その社会のあり方を想像しながら、今何ができるのかを真剣に考えなければならない。

経済格差はさらに広がり貧富層の割合も増加している。高齢者が年金で今の暮らしを維持することは非常に難しい時代に直面する。財政的な要因による社会福祉サービスの量と質の低下が避けられないとしたら、今からその対処策を講じなければならない。

登別市民は、危機意識をもって、福祉でまちをつくるため、市民*3とともに「きずな」を紡ぎ、この10年間という長い道のりを共に歩んできた。その指針となったのが、市民と協働して作り上げた「登別市地域福祉実践計画きずな」である。

登別市社協は、当時の社会情勢を分析し、10年前の平成17年（2005年）、大きな決断をした。市が本来先に策定すべき「地域福祉計画」に先駆けて「地域福祉実践計画」を市民との協働により策定することを決めたのである。

それまでの社協の役割や事業の見直し・評価も含め、計画づくりそのものを、市民の手に委ねた。社協本来の目的と目標を確認し、市民と共に住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを行うための「願い」を、事業化したのである。

10年後、第3期きずな計画策定のなかで、道標となった「きずな」の軌跡を振り返り、その意義と目的を再認識したうえで、未曾有の地域福祉課題の解決に向けて、さらなる市民力、そして地域力を高めなければならない。計画は、課題に「挑戦」するための指針となる。

(1) 第1期計画は、なぜ市民と参画協働したのか

計画をつくるキーワードは、「市民参画協働*4」であった。1年に及ぶ審議を通して、「市民主体と市民主導」を意識した運営協議と、「市民からの提案」としての実質的な計画づくりを進めた。

当時もてはやされた「市民参画協働」は、一つに少子高齢化社会の現実化や経済の低迷による財政的な問題から、社会保障や医療保険など、国に依存することが難しい時代となり、地方自治体でも、官主導型の依存体質から脱却するためには、市民との参画協働を得てこの局面を打開していくしか方法はないという認識であった。

しかし、それは主に行政主導の事務局提案型で一部市民が委員として参加し、協議決定の過程で参画し、行政の提案を承認するといった形式的なものであった。登別市を含む、多くの自治体で取り組まれていたが、それが協働だと認識していた節が、行政や市民にも

*3 自らの権利と義務・責務について理解と自覚を持つ人

*4 従来の行政主導型の施策の展開を改め、自治体主導による政策策定への市民の声を反映するための方策の一つとして策定委員会等への市民参加の形態を指す。しかし、本当に市民の声が反映され協働化されているのかという大きな疑問も生まれていた。

あったことは否めない。

二つに、社協が行政と同じ手法を用い、さも市民との「協働性」を謳った計画づくりをしても、誰も批判はできない。さらに、その方法が、手間も時間も経費も削減されて、効率的かつ市民と共に作ったとアピールできるのである。

それでもなお、市民と協働する意図はなにか？

それは「福祉の主人公は市民である」ことの証を記すための道程そのものであった。そこに、10年の軌跡の中にぶれることなく「おもい」として共有され育てられてきた、このきずなの本質を見出すことができると確信する。

市民と一つの課題を共有し協働することで、市民のおもいと知恵と行動力が、計画の中に具体的な事業として集大成された。さらに、未曾有の福祉課題に対峙し、市民の福祉意識を高め、解決への熱意と勇気、そして行動を喚起することが可能となったのである。

まさに、市民参画協働とは何か、どうあるべきかを示すために、先駆的に取り組んだ先進的な事例ともいえよう。しかし、その道程は決して甘くはなかった。

(2) 第1期きずな計画の軌跡

① 不安いっばいのスタート

平成17年(2005年)5月22日、53名の委員と14名のオブザーバーのもと「福祉のまちづくり推進会」が、立ち上がった。

この計画が向かう方向も示されず、どのようなスケジュールで取り組まれていくのかということすら予想できない状況にあり、不安は募る。先駆的なモデルがあったとしても、そのまち・地域独自の取り組みであり、一般化できない。登別バージョンをつくる他はない。

それは、本来の意味合いである「市民参画協働」を、具現化するという大きな課題を担った門出となった。

② ありえないことをありえることに変えた「全世帯アンケート調査」

全市民のおもいを反映させず、地域福祉実践計画といえるのか。乱暴な論点である。

当初2千人を対象としたアンケート調査を考えていた。登別の行政が実施する各種調査でもこの程度の対象数であり、回収率は過半数を超えることはなかった。メディアの世論調査でも概ねこの数である。

英断が下った。市連合町内会の全面的な支援を得て、町内会に加入している全世帯を対象としたアンケート調査に踏み切ったのである。

前代未聞の取組みは、この計画づくりが形式だけの「市民参画協働」ではないことを、全市民にアピールする格好の機会ともなった。アンケート調査は、ただ単に意見を吸い上げるために実施するのではない。もちろん市民の福祉意識や意向をとりまとめることが目的ではある。しかし、社協の存在を知らしめ、いま問われる社会福祉の課題を身近な地域問題として提起し、その関心と問題意識を高めることが重要であり、市民性教育の機会となったのは特筆に値する。また、世帯調査にした理由は、設問を介して家族で共にこれからの福祉について考えるきっかけとなってほしいという願いからであり、まさに福祉と市民が向き合い考える時空間となった。

さらに、アンケート調査に答えることで、市民が計画の策定に直接参画するという状況が必然的に生まれ、「まち」を動かす大きな市民力となると考えた。

さらに、アンケート用紙を一戸一戸配布することで、説明に必要な人もいる。そこで趣旨をわかりやすく説明し協力を依頼するという、一見造作ないことのように思えるが、「福祉のまちづくり委員会」のメンバーや町内会役員が、この計画づくりを市民に知らせる「口コミ」の大きな役割を果たしたのである。それが、それ以降の地域での福祉のひろば^{*5}等の運営に大きな影響力を与えていくのである。したたかな連鎖反応が起こっていく予兆を感じた事業となった。

ただ、回収後のデータ処理をどうするのか、課題は山積みだった。

そのようなおもいの中で実施されたアンケート調査は、19,455世帯に配布され、11,138件を回収した。全世帯の58.2%に相当する。まさに、連合町内会の底力を示した衝撃的な数字となった。これが、「市民の声」として、その後の計画策定の推進力となっていくのである。

③ 市民の声を聴く福祉のひろば

7月末から8月中旬にかけて、市内5中学校区で開催された「福祉のひろば」は、直接市民の声を聴く場であるとともに、アンケート調査と同時期に開催されたため、市民の理解を促進するとともに、より関心を高める結果となった。

開催に向けた事前の会議は6回に渡り、いかに地域の人を集めるか、また、どのように進行すべきかを協議した。「福祉の主人公は市民である」という実証の場をつくるというおもいが結集された。

それぞれの中学校区で、周知方法や運営方法に工夫を凝らし、514名もの市民が参加した。過去に、各地域のいのちと暮らしの問題を、真剣に語り合い考えたことはない。参加者が、地域で暮らしていくうえでないがしろにできない個々の問題を、共通の問題として捉えるとともに、支え合いや助け合いの重要性を再認識したのである。「福祉のひろば」の目的を堅実に果たしたともいえよう。

また、各校区の委員の工夫と熱意のもと、「福祉のひろば」が企画運営されたことで、集まった人たちにもその心意気が伝わり、大きなエネルギーを生み出すことが実感できた。

「参加してよかった」という多くの声に勇気づけられ、特に「少し困っていることが少し楽になる」という主婦の発言は、生活感覚から生まれた地域福祉の原点であることを知らされた。

参加者と運営者が一丸となった市民協働の場であるとともに、一人ひとりのおもいを汲み取る場となった「福祉のひろば」そのものが、「福祉のまちづくり」の基盤を見事に作り上げる機会となった。併せて、運営した委員は、これからの計画づくりへの責務を自覚する契機ともなった。ここに新たな「市民力の萌芽」を見たのである。

*5 福祉のまちづくりについて意見やアイデアを出し合いながら、最も基本的な根拠となる地域でのいのちや暮らしの問題、願いについて話し合うことを目的とした事業の名称。

④ 暮らしの声を束ねる

9月になると、「アンケート調査自由記載」の声1, 137件、「福祉のひろば」から
だされた声1, 076件、計2, 213件ものさまざまな暮らしの問題が、目の前にあつ
た。それらの問題の解決に向けた具体的な事業化が、計画づくりの骨子となる。

まず「高齢者、子ども、障がい者、一般」へと対象別に分類し、さらに「介護、教育、
防災…」など「22の生活指標」ごとに問題を整理し、課題としてまとめ、それぞれの具
体的な方策へと導いた。

市民の暮らしの切実な声を、これだけ丁寧にまとめていく作業は、多くの手間と時間を
要したが、真剣に生の問題と向き合った。この過程を通して「実践計画」の持つ重要性が、
委員に再確認されていくのである。

⑤ 「きずな」命名の理由と求められる「市民力」

登別市地域福祉実践計画の愛称が、なぜ「きずな」と命名されたのかは、今回のふりか
えりの重要なポイントである。

その理由の一つは、計画づくりそのものが、地域での人と人のつながり方を考えるとい
う、まさに「きずな」づくりそのものであること。二つに、市民のおもいを束ねていく委
員相互のつながりを意識したこと。「きずな」を基点に思考を広げていくことと、人のつ
ながり方を意識することで、こころのこもった計画づくりがなされると考えたのである。

さらに、ここにきて求められる「市民」の姿かたちが見えはじめた。どのような市民が
この「きずな」を実現していく力を持つのか。最も大切なのは、「人間が大好き」という
おもいであり、それがすべての活力源となる。

社会への関心、公正・平等・人権の尊重、社会連帯意識、地域社会への積極的参加、そ
して政治・行政施策への関心などを持ち続けることが求められる。そのうえで、自らの権
利と義務・責任を理解し行動して、はじめて「市民」となる。さらに明確にされた目的を
共有した時に「市民力」として束ねられるのだ。

すなわち、「市民力」は、福祉のまちづくりのために、目的を共有し、問題解決のため
に市民としての果たそうとする意識やその行動から生まれてくるエネルギーである。それ
が、「市民参画協働」により生み出される紛れもない「市民主体・市民主導」を実現するべ
きエネルギーであり、この10年、地域に蓄積され続けていると言っても過言ではない。

この時点で、市民と共に市民力を高めるチャンスが「福祉のまちづくり推進会」での「き
ずな」づくりそのものであることに気づかされたのである。

⑥ 「きずな」をキーワードにまちに出る

計画の理念は、愛称を「きずな」としたことの意図を明らかにすることで、その本質に
結びつくと考え、計画の根幹にすえ、「きずなの基本理念」としてまとめられた。

次に、理念を基本目標に反映させなければならない。そこで、市民から発せられた様々
な問題を課題に整理していく中で、福祉意識を高めなければならない課題、福祉サービ
スの質と量の課題、地域社会の活動を活性化しなければならない課題、この計画を進めてい
く社協の基盤そのものの課題というような仕分けが意識され、ようやく基本目標の芯が見
えたのである。それが「5つの基本目標」であり、2期10年継続されてきている。

①きずなを育て確かめる、②きずなを護り強める、③きずなを紡ぎ支える、④きずなを結び深め広げる、⑤きずなを高め保障する、の5つの基本目標である。

11月には、市内6地区・17か所で小地域座談会が順次開催された。

小地域座談会では、「きずな」の骨子の提示と理解、アンケート調査結果の報告という半年間積み重ねてきた成果を市民に報告することと、2,213件の暮らしの問題を320の項目に絞り込んだ課題を、各地区に20項目ずつ割り当て、意見交換を行うことであった。

この座談会は、「きずな」が地域福祉を市民と協働して進める重要な計画であり、10年を支えてきた市民意識を醸成する契機であったと考える。現在は住民座談会として継承されているが、開催意義を確認するためにも、その成果をあえて記載する。

- ①身近な暮らしの問題としての認識が深まったこと。
- ②弱者救済としての哀れみや同情の福祉観から、相身互いの幸せづくりの福祉観への意識の変容が始まったこと。
- ③地域づくりの根っこに、「顔の見えるきずなづくり」があることを再認識し、地域再生のポイントとなることを共通理解したこと。
- ④行政依存型からの脱却の意識が芽生えてきたこと。
- ⑤これからの暮らしにくさを自覚し、その覚悟を認識できたこと。
- ⑥在宅支援への希望を高めるために、知恵と手間と時間をかけた地域づくりへのおもいが高まってきたこと。

12月には、市内の福祉団体と社協、団体と団体との連携、「きずな」を展開するために各団体で実践可能な事業・活動のすりあわせも重要であると考え、ボランティア、福祉関係団体など、25団体、60名が集まり、「きずな」づくりに関わる意見交流会を開催した。

社協や行政への要望、そして「きずな」に期待することなどが話し合われたが、それぞれの団体の活動が、関連する団体相互の連携がないまま自己完結型の活動に終始しているのではないかという課題が指摘された。

また、特に障がいのある子どもや大人、そしてその親の問題が語られ、その年4月に施行された「障害者自立支援法」に関わる様々な案件が出された。障がいのある市民が地域で共に暮らしていくため、「きずな」づくりの重要性が再確認されたのである。

このような自発的自主的団体こそが、暮らしに根付いた市民活動としての市民力の源であるとともに、福祉を理解したまちづくりの推進役としての大きな役割が期待され、社協との協働性が強く問われていくことになる。

⑦ 10年後を見据えた「5か年計画」のきずなづくりへ

12月14日正副委員長会議において、急激に進む少子高齢社会を見据え、市民の視点から10年後の地域を想像し、きずなの見える人間関係づくりや地域づくりの準備を、今から始めなければならないと考え、「きずな」の構成に関わる骨組みが検討された。

そのうえで、計画を立てることが目的ではなく、計画に沿って市民と共に行動していくことが目的であることから、今後の急激な社会情勢の変化も勘案し、10年後を見据えた5か年の中期計画としたのである。その理由を6つ挙げているが、第2期きずな計画でも、

法や制度・施策が変わってきていても、その根幹は揺るぎない。

特に、団塊世代が高齢世代に突入する前に、どのような社会基盤を整備しなければならないのか、その準備期間として5年を必要とした。関連して、未曾有の高齢社会を福祉社会にしていくためには、親の介護と自身の老後に向けて、現役の時点から「福祉の視点」を持って生きることが求められる。そのためにも、暮らしの環境をどのように整備していくのかを明らかにし、実践検証を経て、次の計画に発展させることが不可欠であると考えた。

平成18年（2006年）1月11日、正副委員長会議において草案が策定され、その草案をもとに、1月17日、一般公開された「福祉のまちづくり拡大推進会」で協議した。

300に及ぶ具体的な事業案のすべてを、民間団体である社協が実施することは不可能である。財源の裏付けもなく新規事業を起こすことはできない。しかし、財源問題を度外視して、社協に取り組んでほしい事業を選択するという一点で協議した。積極的な意見交換のもと、会議は熱をおび、何をなすべきかを強く意識させられた創造的建設的な会議となった。

それは、社協が取り組むべき事業と、市民や地域としてやらなければならないこと、そして行政が本来やるべきことの3つに、見事仕分けられた。そこから、社協という団体の役割が明確になってきたとともに、社協が担うべき責務や課題がはっきりと見えてきたこと、そのことが市民の手でなされたのだ。

これまで行政の下請け的なイメージでしかなかった社会福祉法人としての社協が、民間としての主体性を獲得し自覚した瞬間でもあった。

熱のこもった草案は、再度正副委員長会議を経て原案として再構築され、1月25日、福祉のまちづくり拡大推進会において提案、了承された。

⑧ きずな参画5万人をめざして

2月から再び「福祉のひろば」が開催され、計画の原案が提示された。まさに市民による市民のための「きずな計画」であり、「きずな」づくりを定着させる大きな機会となった。そこをないがしろにすることは、決して許されない。また、委員が市民の一人として取り組んできた成果を、地域で了承していく過程こそ、「民主主義と市民参画協働」を明確に示すことに他ならない。「市民性」を担保する重要な手続きでもある。

今回の「きずな計画」は、行政の「地域福祉計画」に位置づけられたものではない。行政は未着手であり、実践計画が先行して作られるという一種のねじれ現象を起こしていた。行政に対して、「地域福祉計画」策定の重要性を訴えていくことはもちろん、地域福祉推進に向けた重要な提言と行政との協働を市民サイドから示すことは、福祉施策への新たな展望を市民が自ら切り開いていったと、評価できよう。

継続事業56本、新規事業75本、全体で131事業、量的に圧倒される。しかし、新規事業を見てみると、事業の軽重を明確にしたことや、実施年度を吟味し、実施段階での事業の重なりには負担を軽減するなどの配慮もした。

また、基本目標と合致させたことで、その事業の持つ特性や目的、求められる内容が明確になったため、推進に向けた太い柱が明確となった。

これまで15回にも渡り開催された福祉のまちづくり推進会。最後を迎える第16回開

催において、社協会長への答申がなされた。

答申は、登別市民5万人余、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの主体として、人生をより豊かに幸せに生きるために、「市民参画協働」することを願った集大成でもあった。

⑨ 「きずなづくり」で明らかにされたこと

1つは、市民の参画協働の姿が具体的に見えてきたことにある。これまでの参画協働のあり方を見つめ直し、市民の主体的な動きを明確に示したことにある。「民から官へ」という動きが主流になる時代へと変化していく中、行政の既得権の運用だけで施策を展開してきたことでの上位的な立場からの福祉の施しではなく、市民の暮らしのニーズに沿いながら、いかに未来を見据えながら施策を展開するのが重要となる。

それは、市民がこの計画づくりに主体的に参加した意識と行動、そして計画を共通理解できたことが、最も大きな成果と評価できる。

2つに、その解決に向けて、地域意識が醸成されたことである。登別市というよりまず自分の住む地域そのものの連携がすべてである。特に町内会活動の重要性が再認識されたことは大きな収穫であった。これからは、公と民の役割を明確にしながら、市民が地域福祉の担い手として、町内会活動、福祉団体や市民活動、また家族の一員として、それぞれの立場や役割を担うことが、福祉のまちづくりを進める市民力になることを実感したのではないか。

さらに、町内会活動の核になる役員や地域で頑張る民生委員・児童委員の存在の重さが再確認されたことや、隣接する地域が協働のネットワークの必要性を強く意識されたことは、これからの地域コミュニティ再生の鍵ともなる。

3つに、福祉の充実と推進のあり方が、根本から問われだしたのは大きな成果である。なぜなら、従来は行政の制度的なサービスの提供を受容するという縦関係で、いつも公的扶助を受けるという弱き立場として生きてきた市民が、その関係のあり方に疑問を提起したのであった。

それは、計画づくりのその過程を通して全市の福祉の状況を見ることができたことと、その上に立って計画を作り、その実践について責任を市民も応分に負うことが明確にされたことにある。

施政に対しての要求は市民の権利として当然である。しかし、行政が個々のニーズに迅速に対応できる状況には至っておらず、今後も経費削減の緊縮財政を余儀なくされ、人手も経費もないからできないという「いいわけ」だけが一人歩きする。しかし、だれも納得はしないだろう。

ただ、この市民の「ニーズ」を真摯に受け止めなければならないのが、行政である。福祉はすべての市民のいのちと暮らしの問題であり、行政と市民と民間のそれぞれの役割において、可能な限りの責務を果たさなければならない時代が、ようやく登別で始まろうとしている兆しを感じた。

4つに、社協という団体が市民に認知されたことと合わせてその民間性が明らかにされたことである。この法人の基盤を整備していくことが、身近な福祉を実現していく第一条件であるということが明確になった。

そこに働く職員の誠意と熱意、そして使命感を共有することができたことが、これからの実践に向けて、大きな「信頼を育てる土壌」が生まれたと指摘したい。組織はその持てる力をいかに機能させるかが問われる。福祉を市民と共に進めるという経営がなされることで、市民の福祉意識の高揚と行動化への布石となっていくことが、新しい経営の展開となる。

5つに、登別のようなカタチの取り組みは、全国的にももちろん全道的にも希な事例である。共生と共存のための「覚悟」を自ら決定していく過程に参画することが、「参画協働」の本来の意味であり意義である。1万5千人の参画は無駄にはできない重みを持つ。

私たち市民は、自分の人生と共に生きる家族、友人、近隣とのきずなをより確かな信頼の糸で紡ぎ強めていくことが、そのいのちと暮らしを護ることであることを、この「きずな」づくりを通して確信した。

そして、これからの実践に向けて、生きるに値するまちづくりをめざして、その持てる力を発揮し、自信と勇気と誇りを持ってこのまちで生きていきたい。幸せはその先に見えてくる。それが福祉の本質であることを学んだ。福祉とは、わたしがわたしらしく、あなたがあなたらしく、幸せに生きることを実現することに他ならない。

⑩ 市民を主人公にするために社協との協働に期待

「きずな」づくりに最も真剣に取り組んだのは、社協であった。市民を前面にだしながら下支えに徹した。福祉のまちづくり推進会や福祉のひろば、小地域座談会などのすべての会議録をスタッフ総出で迅速にまとめ上げた。

通常業務をこなしながらの膨大な作業は、かなりの負担を強いたにもかかわらず、いつも笑顔で委員や市民に接しながら、福祉のまちづくり推進会との市民協働の可能性とその成果を実感していたに違いない。

この1年は社協という団体とそこに働くスタッフが、初めて自らの仕事を市民とともに見直し、「福祉のまちづくり」に向けて自分たちは何ができるのかを考え、仕事への情熱と使命感を取り戻すための過程でもあったと考える。

このスタッフの存在は、「福祉は人である」ことを如実に物語っている。まさに社協という民間団体が「信頼」という二文字を、そこで働くスタッフを通して獲得したといっても過言ではない。そこからこの「きずな」の実現に向けて市民と協働できる体制の基礎固めができたのではないかと、確信した。

これからの市民の福祉意識の啓発とその取り組みは、地道な活動から広がっていくものである。市民の学習の機会や情報交換の場づくりなど、身近な地域で定期的に継続されるべき取り組みも多い。「きずな」づくりは市民協働の地域福祉の始まりであり、計画後はその進捗状況を定期的に評価するシステムが必要となる。

また、地域福祉を推進するために、市民と社協との関わりをどのようにするのか。社協理事、評議員のあり方も含め組織的な見直しが図られなければならない。

「きずな」の実現に向けて、その目標を達成するための様々な事業が遅滞なく推進されるよう強く希望する。私たち委員も市井の人となって地域で踏ん張って生きようではないか。一人ひとりができることを確認しながら、近隣との顔の見える「きずなづくり」を広げ心の通い合うコミュニティを真剣に創ろう。次代の世代に良きコミュニティを手渡すた

めに、手抜きは決して許されない。

それだけに、こんな社会が実現したら、誰もが幸せになれると想像しながら、社協の組織とそこに生きる人材に期待しながら、共に協働の道を歩みたいと強く切望する。

以上、第1期きずな計画の序章には、そう書き記るされている。そこに流れる理念は、一貫して5年の実践を支え、取り組みへの勇気と自信を与えてきた。

事業の評価は、確かに厳しいものもある。取り組みも万全な体制とは言い難いところも指摘されよう。それでもなお、この「きずな」を掲げることで、確かな道標になったことは否定できない。次の5か年計画を進める社会基盤を整備できたと確信する。

(3) 第2期きずな計画の軌跡

人は、地域の中で人の中で自分が生きた存在感や有用感を味わわなければ、人生を全うできない社会的存在である。奇跡のいのちを生きるのは、生きにくい世の中を生きやすいよう次世代に手渡すために、人と社会に尽くすことにある。

そう考えた市民たちが、「市民参画協働」をキーワードに、第1期きずな計画を社協と共に動かしてきた5年。「福祉の主人公は市民である」ことを実証するために、そのあり方を試行錯誤しながらも、おもいはぶれることなく「きずな事業」を実践してきた。

そして平成22年(2010年)、第2期きずな計画を策定しなければならない“時”が来た。「きずな」を推進していくという強い意思を明確に表明するためにリニューアルされた「きずな推進委員会」では、特に「小学校区エリア」に着目した第2期きずな計画づくりをスタートさせた。

① 新たなチャレンジが始まる～「きずな推進委員会」発足

平成20年(2008年)のリーマンショック*6以来、世界経済の回復が遅れ、政治も経済も疲弊し低迷を続け、地方自治体の財源も減少の一途をたどり、社会保障のセーフティネット*7はそのほころびを大きくしている。さらに、地域の抱える福祉問題は、多岐に渡り、想定を超え、深刻さを増している実情を、このまま放置しておくことはできない。

「きずなをもう一度市民の手にかえそう。きずなをもう一度紡ぎなおそう！」をテーマに、平成22年(2010年)7月29日、きずな推進委員会が発足された。86名の地区委員と20名の専門委員からなる106名ものきずな推進委員と3名のアドバイザー、7名のオブザーバーを加え、第2期きずな計画づくりが始まった。

第2期きずな計画の主たる内容として、8つの小学校区を生活圏域の地域単位として、その地域で日々の暮らしを脅かす問題を地域課題として束ね、そこに住む人たちが協働して問題解決に当たるための「住民自治」を基盤とした、地域再生の運動及び活動計画をつくるものとした。画期的な提案である。

*6 国際的な金融危機の引き金となったリーマン・ブラザーズの経済破綻とその後の株価暴落などを指す。リーマンは米国第4位の投資銀行。サブプライム問題などで経営がゆきづまり、平成20年(2008年)9月15日破綻。

*7 被害の回避や被害を最小限に抑えるための安全網や安全策のことであり、経済的困窮者に対して必要最低限度の生活を保障する生活保護などの社会保障制度を指すことが多い。

すなわち、「本当に必要なサービスは、一人ひとりの市民の生活に根ざした地域の身近なところから出発するのが、地域福祉実践計画であり、そこに形成される市民力こそまちづくりの原動力」であると考え、新たな課題へのチャレンジが始まった。

もちろん、全市的な取り組みについては、見直しをかけ、第1期きずな計画の評価を踏まえ、整理・廃止、継続、新規と仕分けしながら、第2期きずな計画を立てなければならない。

② 委員の問題意識を高める～ワークショップ*8の目的

8月10日、第2回きずな推進委員会が開催され、59名の参加者は、小学校区別8グループと専門委員会の計9グループに分かれ、計画づくりの根底にある地域課題の抽出するため、ワークショップを行った。委員会は協議するだけでなく、委員の研修も重要である。それは、地域問題を抽出し、問題別に束ね、課題化し実践方策を導き出すという、このワークショップの一連の手法が、各地域で彼らがリーダーとなって今後運営する「住民座談会」のためにも、必要な研修スキルであり、市民力の一つでもある。

各委員は、自分の身近な地域の問題を見つめ直し、付箋に書き出し模造紙に貼りだしていく。指摘された341件の地域課題は、計画づくりの基礎データであるばかりか、市民の福祉意識を調査する「アンケート」の作成に向けた資料として活用される。委員の声アンケートに反映され、市民の目線で市民の福祉への意識と関心を問う設問の内容決定に至るプロセスは、市民の協働のもとに動いていることを示していく。

9月7日には、「解決策の模索」についてワークショップを行った。前回各地区別で挙げた課題に対して、他の地区の課題もシャッフルして、どのように解決を図るべきか、その解決方策について論議した。

一つひとつの課題を、みんなの目で見つめ直し、その解決策を導き出していくプロセスを理解することが、ここで学ぶリーダーとしてのスキルでもある。問題を抱える一人のニーズに目を向け、登別全体の問題として捉え直す。顕在化しているニーズは対応策を練ることは可能であるが、潜在化しているニーズこそ見過ごせないニーズであることを、委員が認識し合う場ともなった。計画づくりを進める上では、不可欠な学びとなった。

③ 市民の福祉意識の調査～アンケート調査の実施と43.5%の回収率

リーダー会議において、8月からアンケートの検討が開始された。

アンケートの目的は、市民一人ひとりがどう関わって地域で暮らしていくのか、そこで自分にできることは何か。このアンケート調査を通して、地域における福祉のあり方を市民に考えてもらうことも重要であった。

内容の検討から、対象数、配布や回収の方法など、5年前の全戸対象の調査を経験しているだけに、論議は日を改めて2日間に及んだ。また、アンケート用紙の最後のページに記される委員の名前は、地域で該当者から質問された際に、きちんと説明できる責任の証

*8 ある課題について自身の考えをもって討議に望み、参加者同士で課題を深めたり広げたりしながら討議を重ね、一定のまとまりを見出す研修方法である。ここでは、参加者の主体性が保障される。

ともなった。

アンケート調査案は、9月に開催されたきずな推進委員会に提案され、承認を得た。

このとき、山田正幸委員長は「この委員会は、きずなをつくるための委員会であり、委員の皆さんが、今、委員会が何をしているのか、何をしていくのかを分かっていたきたい。ただ、アンケートをチェックしたり、地域の課題を考えたりするだけの委員会ではありません。私たち自身が問題を解決する仕組みをつくり、動かなければならないのです」と挨拶した。その言葉に、出席した委員も並々ならぬ決意を感じたのである。

アンケート調査は、市に依頼していた無作為で抽出された男女各1,500名と、委員がそれぞれの地域で協力依頼する1,000名分の、合計4,000名が対象となった。

委員は、地域でアンケート用紙を持って動き始めた。

10月には、日本工学院北海道専門学校の子生2名の協力を得て、データ入力が終わわり、きずなのアドバイザーである、愛知淑徳大学福祉貢献学部伊藤春樹教授の元にデータが送られ分析作業に入った。その結果は、11月以降の住民座談会で報告された。

回答者数1,742名、回答率43.5%、これが今後の計画策定へ向けて、市民の声として生かされるのである。

また、10月には市内26福祉施設にアンケート調査を実施。16施設から回答を得た。社会資源としての施設の現状を把握することは重要であり、今後は地域福祉を福祉施設等と協働で進める上で、事業所も含めた調査が必要であると認識させられた。

④ 地域を耕す住民座談会

10月22日から11月17日に実施された「住民座談会」の準備は、9月24日のきずなリーダー会議から始まった。

ここでは、第2期きずな計画の全体イメージと計画づくりのポイントを提示した。「きずな」とは何か、誰のための何のための計画なのか？ 誰もがその計画とつながる自分を想像できなければ、他人事となってしまう。委員会発足後2か月、計画づくりが今どの時点にいるのかを知らしめなければ、委員の参画意識が低減する。また、前回の計画づくりに参画した委員と、新たに加わった委員との意識格差を是正する機会が、住民座談会の準備にあった。

「新しい委員の方へのフォローを、リーダー、サブリーダーで行っていただきたい」参加した委員のリーダーとしての自覚溢れる言葉は、106名という組織として動き出す出発の合図でもあった。これから住民座談会をつくり上げていくのは、委員一人ひとりの問題意識と委員としての自覚と行動であり、そこに期待したのである。

しかし、不安の声も一方にあり、「座談会を行う前に各校区委員だけで一度集まり学習会をもちたい」という声上がり、その後地域で委員の他に協力者（町内会長、民生委員児童委員など）を巻き込んだ「校区きずな推進委員会」が立ち上がっていくのである。

10月5日の第4回きずな推進委員会は、住民座談会の運営企画について協議された。参加依頼先も、町内会や民生委員・児童委員、老人クラブの他、小中学校のPTAや施設関係者、商店会などへ幅広く声をかけようと、委員の意欲が垣間見られた。また、直接行ける所は、委員が手渡しで参加協力を呼びかけよう。このように、地域住民が主体的に動きだしていることを知らせていくことこそ、登別に「きずな」を自分たちのものとして広

げる着実な一歩であり、住民自治のあり方を問う行動提起である。

この時期、計画づくりと連動して、10月15日、市連合町内会の主催で、町内会役員を対象とした「協働のまちづくり研修会」が開かれた。「いま地域で何が問題、何が必要なのか、地域における生活課題の抽出と解決策を探る」をテーマに、鳥居一頼きずな大使が講師としてワークショップを展開した。このテーマ（手法）は「福祉のまちづくりワークショップ」として、その後苫小牧市、空知管内南幌町でも、住民対象の研修プログラムとして広がった。

「協働のまちづくり」とは、「あなたがどんなまちで生きがいを持って暮らし、人生を全うするのか」をどのようにイメージして、その実現に向けて、まち（地域）に生きる一人の尊い人間存在として、他の人とどのように関わり取り組むのかが問われている。ひとはひとによってしか支えられず救われない。一人ひとりが将来孤立しないための関係づくりを、身の丈にあった“できる”ことから成さねばならない。

さまざまな社会問題が横たわっているが、その現実を直視しながらもなお、いま一度「地縁^{*9}」を新たに結ぶための方法を、「協働」というカタチで表現し、解決の道筋を立てながら、その住み問題に関わる者たちが共に活動するために“仕組み”を構築しなければならない。

町内会こそ、地域再生の協働の中核にならなければならないという自覚と責任、そして覚悟の認識のもとに、行政及び市民への「公民協働」の提言としてとりまとめることを目的として実施されたが、地域のキーパーソンとなる町内会役員対象の研修は、住民座談会に直結するものであり、山田委員長が市連町会長としてこのタイミングで、見事に手腕を発揮したのである。

10月22日幌別西小学校区を皮切りに、住民座談会が開催された。

「きずな」の説明や校区の特徴の情報提供、アンケート調査結果の報告などを行い、参加した方々に自分のまちに必要な福祉についてのイメージを十分に膨らませてから、ワークショップへと臨んだ。

日々の暮らしで自分がしている活動の中での、「地域でこれからも大切にしたいこと」「地域でなんとかしたいこと」の2点について、付箋に書き起こしていく。

時間の経過と共に、できる・できないに関わらず、たくさんのアイディアが模造紙に貼りだされていった。ついには、座ってはいられず、自然と立ち上がり、指を差しながら語り合う、熱気に満ちた座談会となった。

市民がおもい戸惑いを感じる現状をありのままに伝え合うことが、校区の計画づくりの根幹になる大切な「言葉」たちとなる。小さな事でも自分たちでできることがあるのではないかと考える姿こそ市民力の表れであり、この計画の策定を通してこの力を培い行動へとつなげる「現場」が、ここにあった。

住民座談会の意義は、そこに残されたたくさんの付箋が市民の貴重な声として、このまちを動かしていくことに繋がっていくことにある。一人ひとりがもつ経験と知恵をカタチ

*9 町内会や近隣住民同士などの縁である。これらは、生活上の助け合いの関係が成り立っており、地域コミュニティとも呼ばれる。

にしていくために、計画づくりに必要な市民の声は、登別のかげがえのない財産である。参加者数438名、意見数1,742件が、その財産となった。

⑤ 校区きずな計画の策定に向け～校区きずな推進委員会が動く

住民座談会1,742件をはじめ、きずな推進委員会からの意見、アンケート調査の意見、合わせて2,750件に及ぶデータを、自作したデータ分類表をもとに、個別のデータに分類番号を振り分け、パソコンに入力する厳しい作業を、社協スタッフが総出で精力的に行った。

こうしてまとめられた意見は、①今後も大切にしたいこと811件、②何とかしたいこと1,342件、③その他597件に大別された。大別された意見は、その内容から11に分類された。市民アンケート調査の内容の10項目と符合させ、アンケート結果とも相関性を持たせた。高齢者、障がい児者、子育て、自宅で介護するためのサービス、生活、防犯、防災、町内会、マナー、地域・ボランティア活動の支援、これ以外をその他とした。さらに10項目は、活動等の違いにより小分類化された。

このまとめられたデータをもとに、校区きずな推進委員会が12月10日若草小学校区からスタートした。校区の住民の意見を確認し共有した上で、校区としてどんなことに取り組んでいくのかを協議した。

住民座談会で出された数多くの住民の声を、どのように校区きずな計画に具現化するか。また、多くの市民が抱く意見だけではなく、たった一つのないがしろにできない意見もある。これらの意見を、いくつかの重点に絞ることは容易ではなかった。しかし、その過程を経ない限り、校区の重点項目として結実しない。地域住民自らの手によって決定された重点項目は、より地域に密着したきずな計画となり得ることで、地域の中でポジティブに問題解決に向けた具体的な行動を促すものとなる。

どの校区も、協議の結論はなかなか出なかった。委員一人ひとりのおもいの強さや活動のパワーは貴重な地域の宝である。今その向かうべき方向が定まらなければ、市民力として結集できない。校区きずな計画づくりは、まだ道半ばにあった。

⑥ めざすべき道標が見えてきた～大詰めを迎えたきずな推進委員会

年も明けた1月20日、第5回きずな推進委員会が開かれた。アンケート調査の分析結果の報告や、校区リーダーから住民座談会の発表が行われた。

山田委員長から、全市きずな計画策定については、きずな正副委員長会議で原案を策定する旨提案があり、委員会の承認を得た。

最期に事務局から、第2期きずな計画の骨子となる「きずなの理念と基本目標」について提案がなされた。

第2期きずな計画の意義と特徴については、①具体的な行動計画であること、②人権を根幹に据えていること、③生活圏域としての小学校区を基盤とした校区福祉計画であること、④行政と市民、そして社協との関係性を豊かにし、協働のまちづくりをすること、⑤平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5か年計画であること、この5点について11項目にわたり提案された。

また、理念や基本目標については、第1期きずな計画を踏襲するが、登別市のきずなの

目標は、「わたしがわたしであるがために福祉でまちづくり～きずなを紡ぎ豊かな人間関係づくりを～」とし、一人ひとりの存在の確かさと自己実現をはかるために福祉を核にまちづくりを行うことを、助詞「で」を使うことで強調した。

きずなの基本目標も、第1期きずな計画を継承し、5つの目標を提示し、さらにそれぞれに4つの観点を追加した。

それらは、すべて1月27日の第6回きずな推進会議で承認された。

この会議では、市保健福祉部社会福祉グループの担当者から、「福祉のまちづくり条例」と「地域福祉計画」の策定について、平成25年度（2013年度）の運用開始に向け、「登別市福祉のまちづくり検討委員会」が設置された報告を兼ね、計画策定の意義について説明がなされた。

本来、市の地域福祉計画を受けて、具体的な展開として社協の地域福祉実践計画が推進されるのであるが、きずな計画が先行しているため、きずな計画に関わった市民の理解と協力を得たいとし、会議冒頭での説明となった。

地域福祉計画が第2期きずな計画との整合性を図るという点では、「きずな理念」こそ、市政の福祉施策の根幹に関わることになる。今後の進展を市民の目で見えていく。それは、この計画づくりで培われた「福祉のこころとおもい」から発する厳しい評価の視点である。

次に、全市きずな計画と校区きずな計画の相関性について、地域の圏域を6層に区分し、説明を行った。これは、住民の地域福祉活動が活発な地域では、重層的な圏域が設定されており、特に、住民自身が生活課題を早期に発見するという活動は、小地域において効果が発揮されていることなどを、福祉圏域の重層化の設定を行った。

登別における地域福祉活動については、1層目：町内会の隣保・班・組の圏域、2層目：単位町内会・地区連合町内会、3層目：8小学校区の圏域（地区きずな推進エリア）、4層目：3支所の圏域、5層目：登別市全域、6層目：胆振・札幌圏とし、個人（当事者）を基底とした重層的なエリアの中での取組みを示した。校区きずな計画は3層目、全市きずな計画は5層目に位置している。

このような圏域で平成22年度（2010年度）の社協事業との相関性を見るために、各事業を分けた一覧表にまとめたことで、校区計画のエリアを明確にただけではなく、どのような広がりをもったそれぞれの事業であるかを考えさせる資料ともなった。

事業の展開についても、単なる形式ではなく、何が必要で、何をするのか、そのための財源はどうするのか、など具体的な方策が示されなければならないといった委員の発言が、会議を豊かにし、きずな推進力に束ねられていくのである。

⑦ 福祉でまちづくり宣言！

2月7日、きずな推進委員会が開催され、事務局から、全市きずな計画のフレームについて、理念や目標だけではなく、「登別市の福祉圏域区分について」の考え方を導入したとの説明があった。きずなの5つの基本目標に沿って、主だった事業計画案が提示された。

委員からは、全市きずな計画の素案と校区きずな計画はどう結びついていくのかという質問があがった。全市きずな計画との整合性も踏まえながら、これから行われる校区の協議では、連動できるように整理していかなければならない。なぜなら、校区きずな計画と

の整合性は、きずなを推進するための重要な接点となるからである。

また、全市きずな計画においては、各事業のより具体的な推進目標や内容、財源を示した「実施計画書」を作成するところであり、それに沿って「第2期きずな」が展開されることを広く市民に周知することができる。また、市民の理解と具体的な協力を得やすくなる。そのためにも、市民への情報提供が、きずな推進の基盤づくりとなろう。

3月1日、各校区の校区きずな計画が提出された。第2期きずな計画のもっとも核心的な計画であり、本来の地域福祉が展開されるエリアの実践計画そのものである。地域の課題を抽出し、どのように解決すべきか討議に討議を重ね、集約された成果が、校区きずな計画として、市民自らの手によってはじめて策定されたのである。この策定の過程こそ、市民協働の過程であり、動かしがたい住民自治の歴史となった。

そして、計画の実践を契機に、地域の福祉力として目に見えるカタチが「きずな」として実感されていくことであろう。身近な暮らしの場で人と人が繋がっていくことこそが、「きずな」計画のさらなる理解と協働を助長するという連鎖反応が生まれる。過程の中で、住民個々が自らの力で問題や課題を解決していくことができる能力やスキルを獲得し、その集大成として市民力に転化されていくことを大いに期待したい。

また、2回に渡る正副委員長会議を通じて、全市きずな計画が完成した。

第1期きずな計画は、具体性を持った実施計画とは言い難かった。事業の評価の観点も曖昧であるとの指摘も受けた。また、社協が本来なすべき事業との整理も不十分であったため、市民の評価対象にならない事業も混在していた。

それらの反省を踏まえ、一つひとつの事業が5年間の見通しを持った目標と方向性、そして具体的な内容をもった実践計画に落とされた。その結果、評価も具体性を持ち得るものとなった。

3月8日、市民のおもいを込められて完成した全市・校区きずな計画は、第8回きずな推進委員会において、社協会長へ答申された。

3月26日、登別市民会館大ホールで、「福祉でまちづくり」を宣言すべく、「きずな市民大集会」が開催され、各委員からの全市・校区きずな計画の発表報告や、地域福祉に造詣が深い岡本榮一^{*10}氏を大阪から招いた記念講演が行われた。その中で岡本氏は、市民のきずな計画への取り組みは、全国でも10指に入ると高く評価された。これからの推進に向けて背中をしっかりと押していただいた。

会場には、「きずな」を推し進め実践していくための、熱いおもいを抱く350名もの市民が集まっていた。

*10 昭和6年(1931年)兵庫県生まれ。現在大阪ボランティアリズム研究所所長。同志社大学大学院で社会福祉を学び、大阪水上隣保館(児童養護施設)、大阪キリスト教社会館(セツルメント)、大阪ボランティア協会(ボランティアセンター)等約34年間福祉現場で働く。59歳より教育・研究に転じ、聖カタリナ女子大学、西南女学院大学、流通科学大学等で、教授として社会福祉原論、地域福祉論、ボランティア論等を講義。日本社会福祉学会、日本地域福祉学会理事等を歴任。『児童グループワーク』(タイムズ社)、『ボランティア=参加する福祉』(ミネルヴァ書房)、『入門社会福祉』(ミネルヴァ書房)、『社会福祉への招待』(ミネルヴァ書房)など編著書多数。

⑧ 「きずなづくり」で明らかにされたこと

一つは、市民アンケート調査結果に如実に示された96%の市民が、なんらかの活動を通して地域や人の役に立ちたいという意向は、まさに地域社会に存在する人間の証としての意志を示したものである。そこに、地域を住みやすく生きやすいところに変え、「私が私であるための福祉でまちづくり」しようとするボランティアなエネルギーが創出され、「きずな」の推進力として供給されていくのである。

二つに、このきずな計画づくりを通して、登別市の全市の社会福祉の現状を把握し、第1期きずな計画でも指摘された福祉でまちづくりを実践するための責任と義務を、行政と市民が応分に負うことが再確認された。特に、行政に対して市民の権利を主張するだけでなく、市民自らも共に取り組むという協働のカタチを、全市・校区きずな計画に示し、提案したことは、画期的なことである。

三つに、社協は、ソーシャルワーク^{*11}能力の高いスタッフの育成と確保が、その経営の基盤を成すことも併せて、行政のみならず様々な社会資源とも幅広く連携し、身近な地域での助け合いや支え合いという協働の仕組みづくりを、積極的に進めなければならない。

四つに、「きずな計画」は、計画づくりから始まった開拓的かつ試行的な取り組みであり、今後実践検証を重ねていくことで、市民の主体的な協働参画のあり方として「登別モデル」が形成される。自信を持って推進することが、登別という、まちへの、ひとへの、「愛着心」を育て、次世代の子どもたちに継承される「福祉の心」となる。喜びと覚悟をもって「きずな」を共に進めることを決意した計画でもある。

(4) きずなの意義と目的を再確認

第1期きずな計画では、「市民協働参画」、第2期きずな計画では「市民が具体的にどう実践するのか」を常に念頭に置き、策定作業や実践がなされてきた。その根底にある「きずな」と「市民力」を、10年という時間をかけて確実に醸成してきたのではないか。

「市民が具体的にどのように実践するのか」を、特に意識した第2期きずな計画では、地域でいかに行動を提起するのかが問われた。市民のボランティアな取り組みは、平成24年(2012年)11月の「暴風雪による大規模停電災害」で被害を被ったときに、見事に展開されるのである。そこに「きずな」を紡いできた地域力が試され、防災力・福祉力として認識されたことは、まさに危機的な状況であるがゆえに発揮された「人とのつながり方」、すなわち「きずな力」であった。

*11 地域福祉の方法の一つで、福祉サービスを利用者に提供する際に必要となる「社会福祉援助技術」をいう。個人、集団等の利用者の自己実現の達成を目的に、ケースワーク(個別援助技術)、グループワーク(集団援助技術)、コミュニティワーク(地域援助技術) ソーシャルリサーチ(社会福祉調査法)、ソーシャルアクション(社会活動法)、ソーシャルアドミニストレーション(社会福祉運営管理)、ソーシャルプランニング(社会福祉計画)、ケアマネジメントといったソーシャルワークの方法から、その問題解決に最も適切な方法を選び、活用しながら、社会福祉諸サービスの提供を通じて、利用者と共に問題解決に取り組む。

これからの地域福祉活動は、法制度の改正や超高齢化の波の影響で、さらなる困難な課題が提起されることが予想される。しかし、登別に張り巡らされた「きずなネットワーク」の強化と、培い磨かれた「市民力」により、この困難を「当然のこと」として取り組むまち「のぼりべつ」は、それを乗り越えようとする意思を、「きずな」で表明してきた。

希望は、そこに見えてきている。

3. 生活支援サービス*12を考えたアンケート調査

(1) 地域福祉実践者を対象とした福祉アンケート調査の結果分析

これまでの福祉サービスを考えると、特に、介護保険法の改正*13の影響により、地域福祉活動は大きく変革しようとしている。

従来、訪問介護*14や通所介護*15を利用していた要支援1・2の方々がサービスを利用できなくなる恐れがあると国より示されたことで、誰が支援していくのかという大きな課題が投げられた。町内会役員か、民生委員・児童委員か、それは地域の問題となる。個人で対応をしていくことは、すぐに限界を迎えるであろう。

しかし、志ある地域住民が集まり、それぞれが出来得ることを、出来得る力で支え合っていくことで多少、解決の道となる。それがボランティア活動の意義と考える。

一方、地域で行う生活支援サービスを実施する場合は、交通費などの実費程度を利用者が負担することなど、世間ではサービスの有償化への声も出始めている。

このような背景から、今回のアンケート調査は、日々、地域において福祉活動を実践している町内会役員や民生委員・児童委員、ボランティア活動者など、1,520名を対象に依頼をし、687名にもものぼる生の声をいただいた。(回答率45.2%)

また、福祉活動の充実や福祉活動者の安定した確保に向けた取り組みを実施していくことをアンケート調査のねらいとしているため、設問も、現在行っている地域福祉活動の実態や実費負担程度の有償化を視野に入れた地域に必要なと思うサービスなどを尋ねるものとしたため、これまで行ってきた市民の意識調査とは異なり、福祉活動実践者の意識を問うものとした。

なお、地域福祉に精通する委員で構成されたきずなアンケートPTにおいて、第3期きずな計画に反映するべく、本アンケート調査の分析が行われた。

*12 家事援助(買物、調理、掃除など)や外出支援サービスであり、住民主体、NPO法人、民間企業等多様な主体で提供されるサービスのことである。

*13 平成27年(2015年)4月に改正された。背景には、法律が施行された平成12年(2000年)の想定を超える高齢化や介護の長期化などがある。改正の内容としては、今後地域には、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)が必要であるが、介護保険財政が圧迫されており、現状を維持しつつ、システムを構築することはできないため、これまで予防給付により支給されていた訪問型・通所型・生活支援サービスを地域住民やボランティアなどによる支援へと移行されるものである。

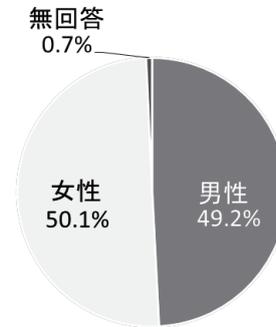
*14 介護者が自宅へ訪問し、身体介護や生活支援を行うサービスである。

*15 デイサービスセンターなどの通所介護施設に通所し、食事、入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで受けるサービスである。

1. 回答者の特性について

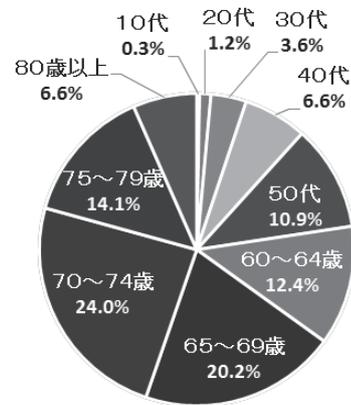
質問1は、回答者に男女差があるのかを尋ねている。人数と割合は、男性338名（49.2%）、女性344名（50.8%）、無回答5名（0.7%）、合計687名であり、男女比はほぼ同じであることが判る。

図3-1 回答者の性別



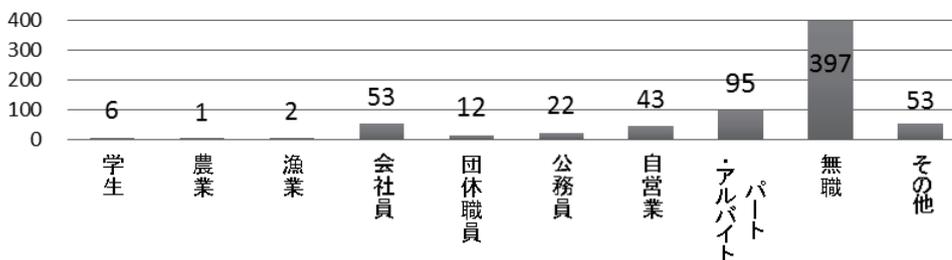
質問2は、回答者の年齢別である。割合で調べると、70～74歳24.0%が最も多く、次いで65～69歳20.2%、75～79歳14.1%、60～64歳12.4%となった。また、驚くべきこととしては、80歳以上の活動者は45名6.6%にもなる。回答者の内、60歳以上の活動者は、全体の75%以上を占めている。これは60歳という節目を迎え、第二の人生歩み出すとともに、社会貢献として福祉活動をされる市民が多いということが推察される。

図3-2 回答者の年齢別



質問3は、回答者の職種を尋ねたものである。回答者の75%以上が60歳以上であると年齢別の結果から示されたように、無職やアルバイトの比率が72%と高く、会社員・自営業・公務員が少ない。また、無職の男女の参加比率も同等であった。

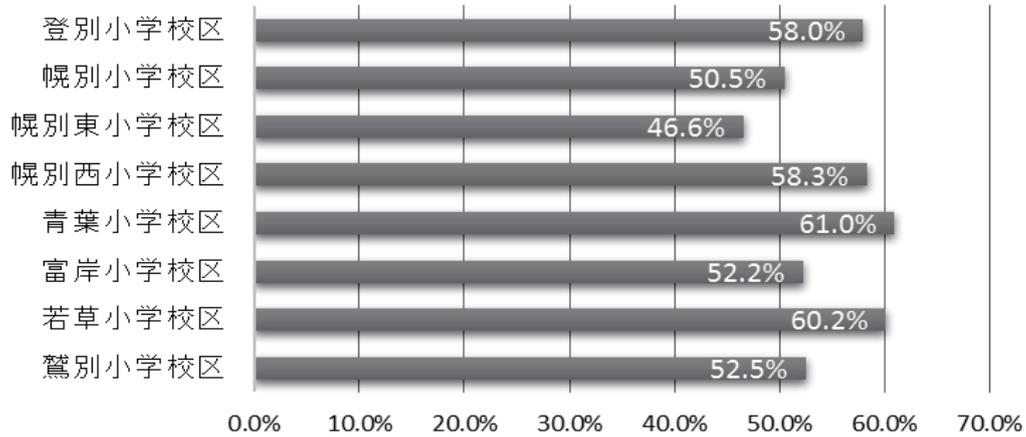
図3-3 回答者の職業別



質問4は、回答者の居住校区別である。

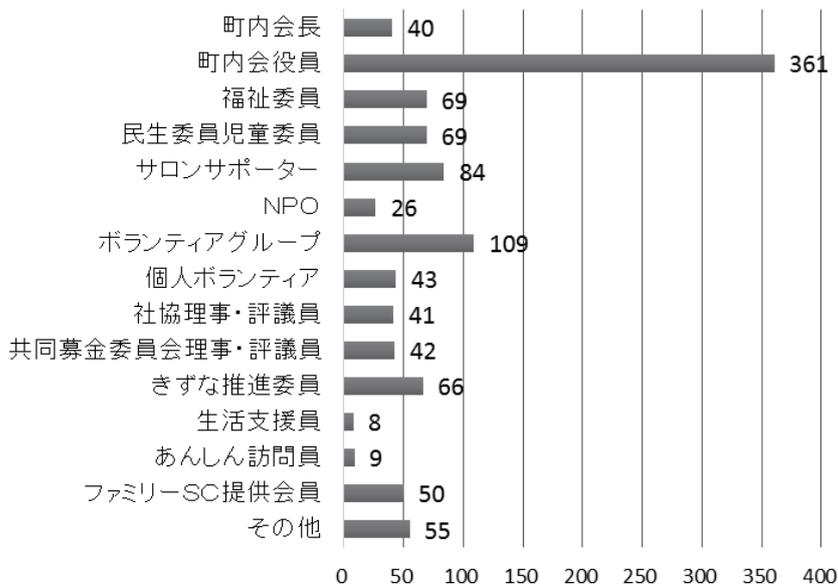
割合を見ていくと、校区のほぼ50%以上の方々が回答し、回答の地域差はないものと判断される。登別市の福祉活動の関心の深さや活動そのものが浸透していることが伺えた。

図3-4 回答者の居住校区別



質問5は、回答者がどのような福祉活動を行っているかを尋ねており、総数は1,072件であった。一人の回答者が15の選択肢の中から平均1.6の複数回答をし、その結果、町内会活動をしている方が470名（60%以上）にもものぼり、町内会活動が活発であることが改めて認識させられた。

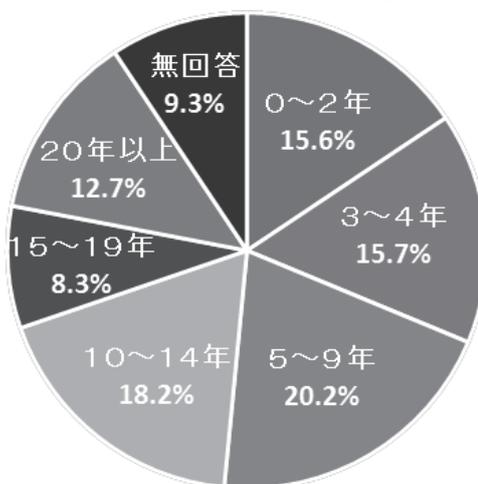
図3-5 回答者の福祉活動内容別



質問6は、回答者の福祉活動の継続性について尋ねており、5年刻みで見ると0年～4年が31%、以降は20%前後、60歳以上と思われる15年以上活動している方が21%もいることがわかる。

これは1度福祉の道に足を踏み入れると、継続して活動している結果を意味していると推察される。

図3-6 回答者の福祉活動年数別



2. 回答者が現在取り組んでいる地域福祉活動

質問7は「現在支援している取り組み」と「今後支援が必要であると思う取り組み」について尋ねた設問である。

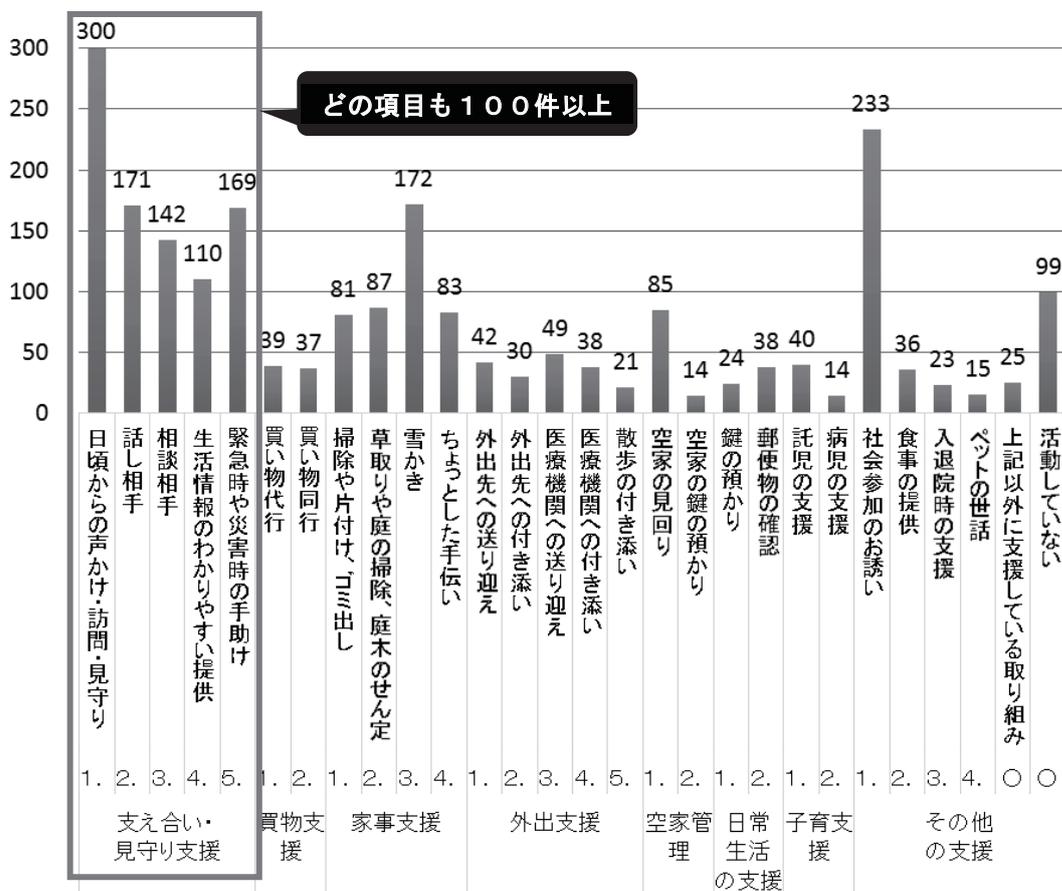
まず、現在支援している取り組み別（質問7-1）の結果については、2, 217件の回答総数であり、一人の回答者が28の選択肢の中から平均3.2の複数回答をした。

町内会活動をしている人が多いと先に述べたが、その影響からか、支え合い・見守り支援の項目は、日頃からの声かけ・訪問・見守り活動が300件と最も高く、その他の項目も、100件以上の回答があった。これは、第2期きずな計画の重点事業として挙げられている「小地域ネットワーク活動^{*16}」が地域に根差した活動となっていることを裏付ける結果となった。また、主に町内会活動として取り組んでいる社会参加のお誘い（233件）や、雪かき（172件）が続き、市内の町内会活動が活発であることがわかったとともに、その大切さを強く伝えている。

*16 全国の社協で展開されている、地域住民による見守り支え合い活動の総称である。登別市では、町内会を実施主体とし、この活動を行なう方々を福祉委員として位置づけている。

また、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災や平成24年（2012年）11月27日に登別市を襲った、暴風雪による大規模停電などにより、災害時や緊急時を見据えた、平常時からの見守り支え合い活動の重要性が求められるとともに、対象者を把握することが急務となった。これらを小地域ネットワーク活動の仕組みに取り入れ、展開するため、連合町内会や民生委員児童委員協議会、市、社協の四者の合意・連携のもと、平成27年度（2015年度）より活動のリニューアルがなされた。

図3-7 現在支援している取り組み別



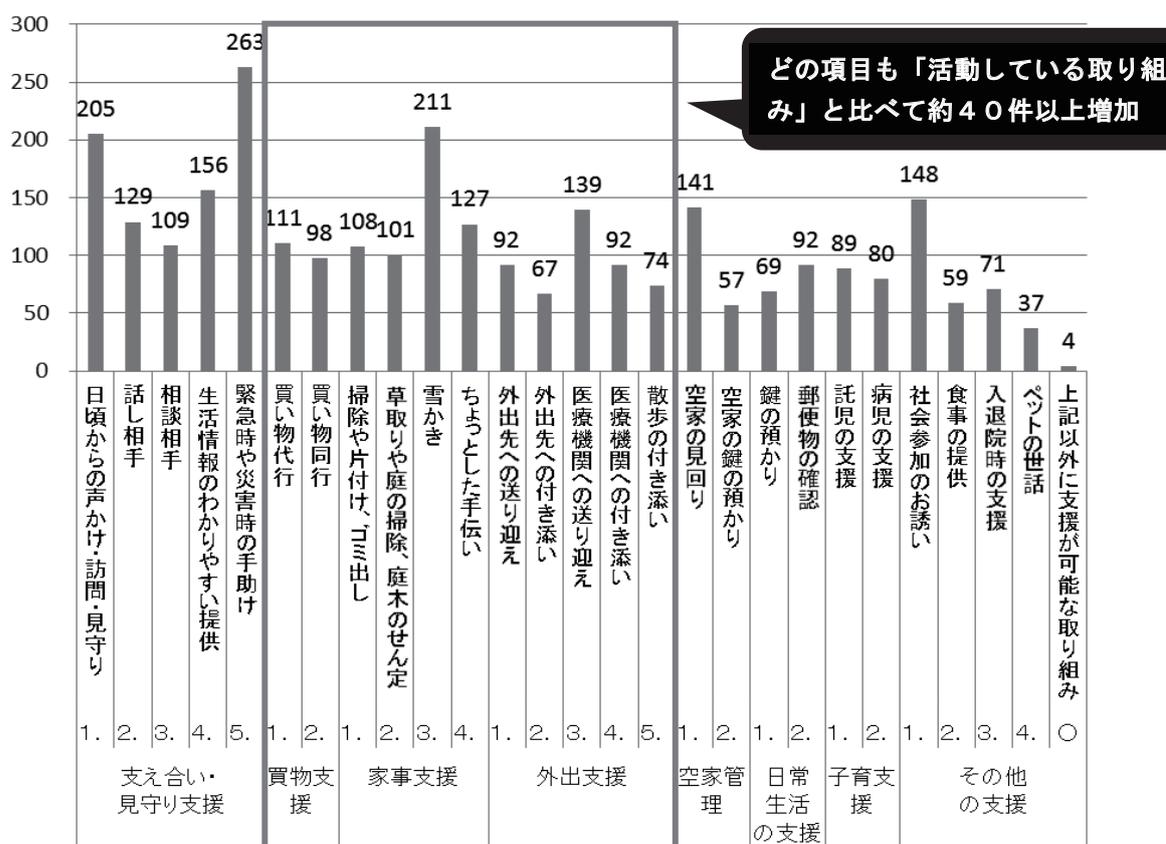
次に、今後支援が必要であると思う取り組み別（質問7-2）については、現在は取り組めていないが、今後、地域に必要であると思う取り組みを問うものとなっている。

まず、回答者は平均4.3の複数回答をし、総数は2,929件であった。注目したい点は、現在支援している取り組みよりも総数が700件以上増えたということである。地域の支え合いの最前線にいる福祉実践者は、日々地域住民と接することで、ニーズの高い取り組みや地域に不足している取り組みを、肌で実感しているためと考えられる。

さらに具体的には、買物支援や家事支援、外出支援の回答数は、質問7-1と比べて約40件以上増加しており、これらの支援は生活支援サービスと称されて、介護保険法の改正に伴い、今後支援を必要とする人たちに対し、地域住民や関係機関などが連携した中で支援をしていく必要がある項目である。

地域福祉実践者たちは、日々の支援を通して、生活支援サービスの重要性や提供していく必要性について強く考えていることがわかった。

図3-8 今後支援が必要だと思う取り組み別

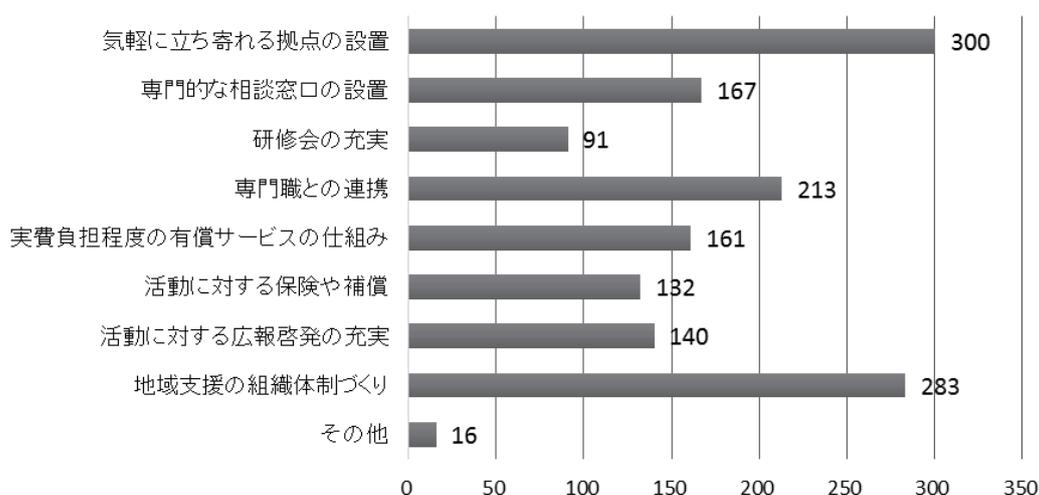


質問8は、どのような体制や支援があると福祉活動が取り組みやすいかについて問うものである。

一人の回答者が9の選択肢の中から平均2.2の複数回答し、総数は1,503件であった。

気軽に立ち寄れる拠点の設置300件、地域支援の組織体制づくり283件、専門職との連携213件と組織との関連が多かった。つまり、福祉活動を行なうためには、「活動場所、専門的知識、指導者」などの組織的な支援が重要であることを物語っているものと考えられる。

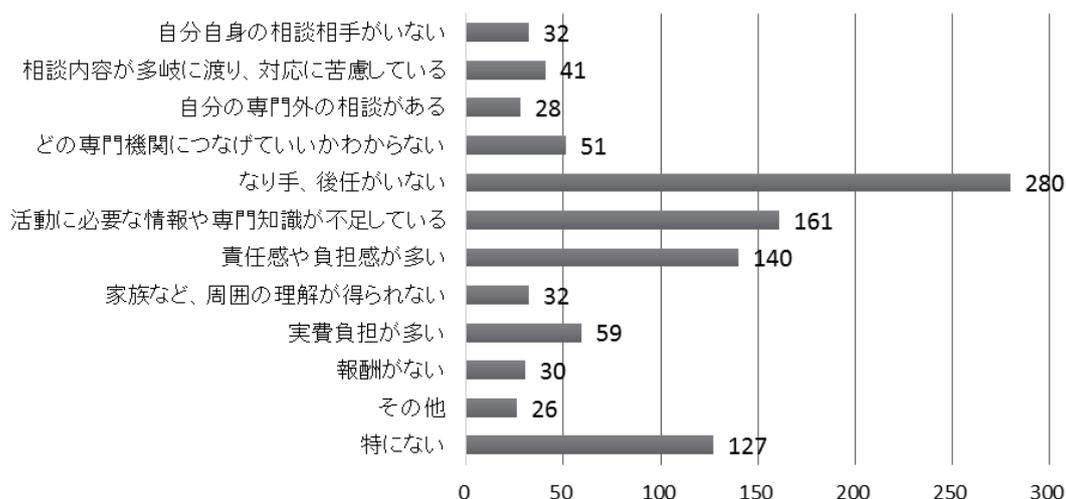
図 3-9 取り組みやすい体制・援助別



質問 9 は、福祉活動を進める中での困りごとについて問うもので、回答総数は 1, 0 0 7 件であった。一人の回答者が 1 2 の選択肢の中から平均 1. 5 の複数回答をしている。

なり手、後任がないが 2 8 0 件と特出しており、町内会活動を始め、どの活動にも当てはまる大きな課題であるといえる。さらに、活動に必要な情報や専門知識が不足している 1 6 1 件、責任感や負担感が多い 1 4 0 件と、今後の研修会のあり方や活動者に対する支援、フォローについても一考を講じる必要がある。

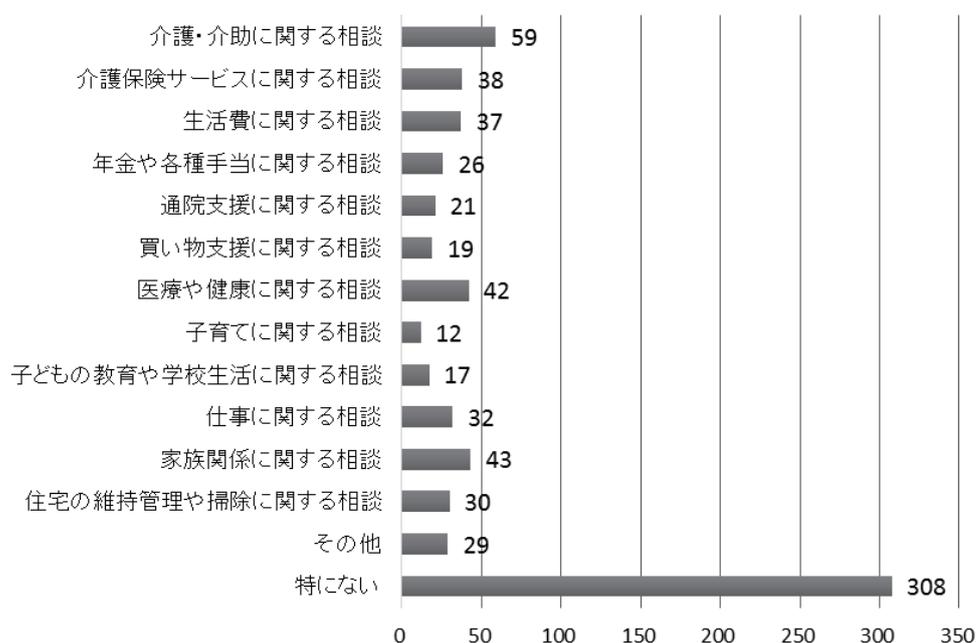
図 3-10 福祉活動を進める中の困りごと別



質問10では、福祉活動を進める中での解決しなかった、専門職につなぐことができなかった相談事について尋ねた設問であり、回答総数は713件であった。特にないが308件と特出した結果となっているが、合計405件もの解決できなかった、つなげられなかった相談事があることがわかった。

このことから、専門機関と福祉実践者をつなぐネットワークの重要性が浮き彫りとなり、地域住民が安心して生活を続けて行くためにも、連携の強化に向けた取り組みが必要とされる。

図3-11 解決しなかった、専門職につなぐことができなかった相談事別



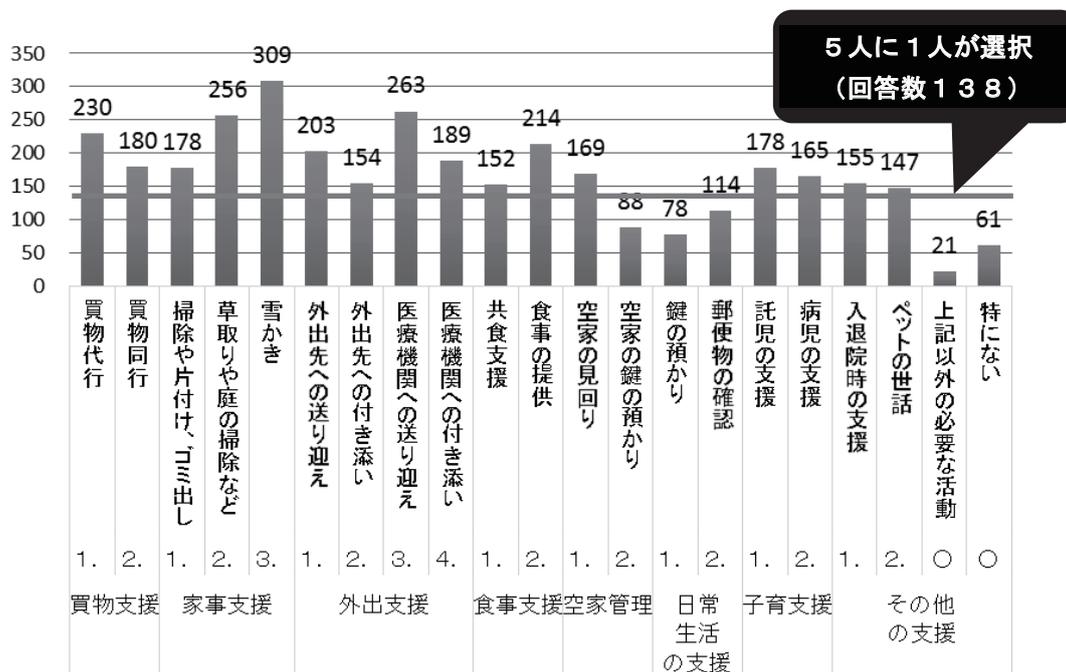
3. 回答者が考えるこれからの地域福祉活動

質問11は、「実費弁償を求めても良い活動」と「参加してみたい活動」について問う設問である。

まず、実費弁償を求めても良い活動別（質問11-1）の結果については、一人の回答者が21の選択肢の中から平均5.1の複数回答をし、総数は3,504件であった。1人あたり、5項目も選択していることとなり、有償でもやむを得ないのではないかと考えている。このことから無償でのボランティアな活動にのみ、頼ることは難しくなっている。

詳細をみていくと、雪かき309件、医療機関への送り迎え263件、草刈り等支援256件と高齢者の日常生活に直結した活動への要請が高かった。また、子育て支援や食事支援等、他の項目についても、5人に1人が実費弁償を求めても良いと答えていることから、どの生活支援サービスの構築を検討する場合にも、実費負担の仕組みを視野に入れる必要性を示唆する結果となった。

図3-1-2 実費弁償を求めても良い活動別



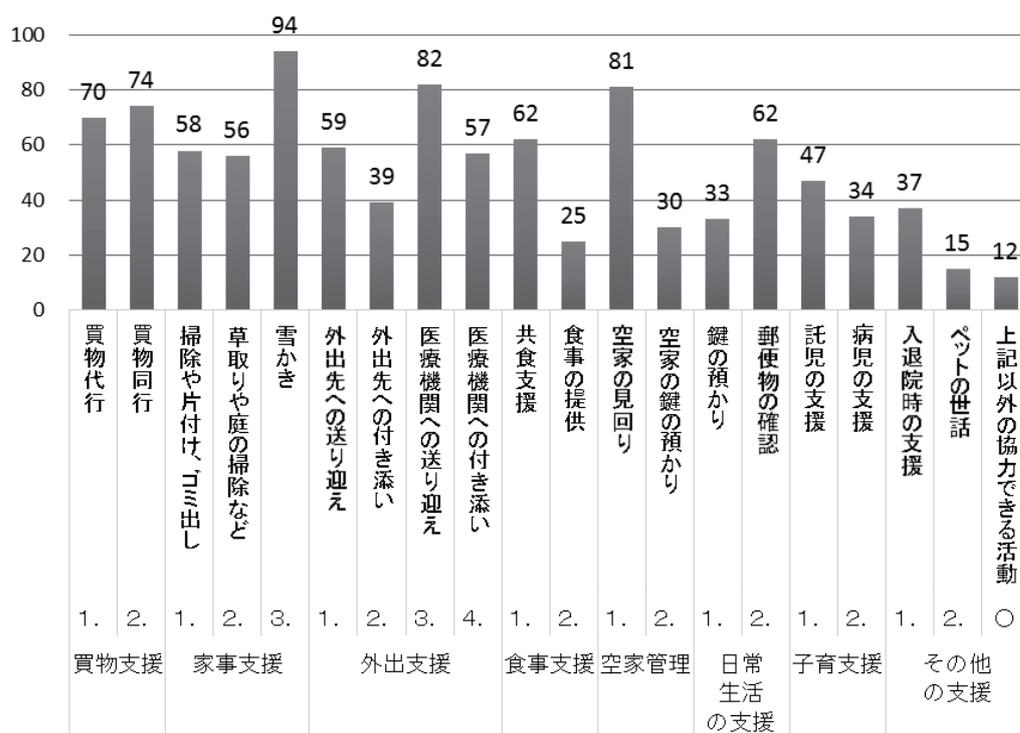
次に、参加してみたい活動別（質問1-1-2）について分析する。

質問1-1-2は、実費負担程度の有償化の仕組みの中で参加してみたい活動について尋ねた設問であり、一人の回答者が21の選択肢の中から平均1.5の複数回答をし、総数は1,027件であった。

実費弁償を求めても良い活動の回答総数は3,504件であったが、その中で参加してみたい活動は約3割であった。やはり、日常の地域福祉活動を行ないつつ、それに加えて活動を増やすということへの躊躇であろうか。それでも1人あたり1.5項目が選択されたことに参加の意欲を感じ取れたのが救いであった。

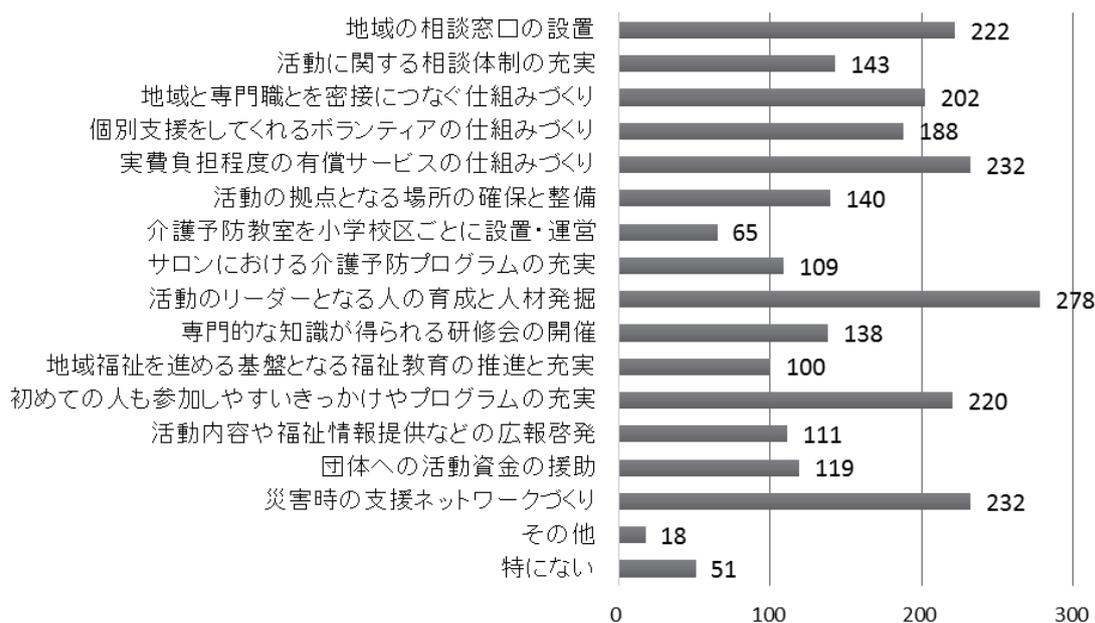
内容についてであるが、雪かき94件、医療機関への送り迎え82件と、1番目2番目は実費負担を求めても良い活動と同じとなったが、空家の見回りが81件と3番目に入ったのは、空家が目立って増えてきたためと思われる。

図3-13 参加してみたい活動別



質問12は、これからの社協に求めるものを問う設問である。一人の回答者が17の選択肢の中から平均3.7の複数回答をし、総数は2,568件であった。

図3-14 社協に求めるもの別

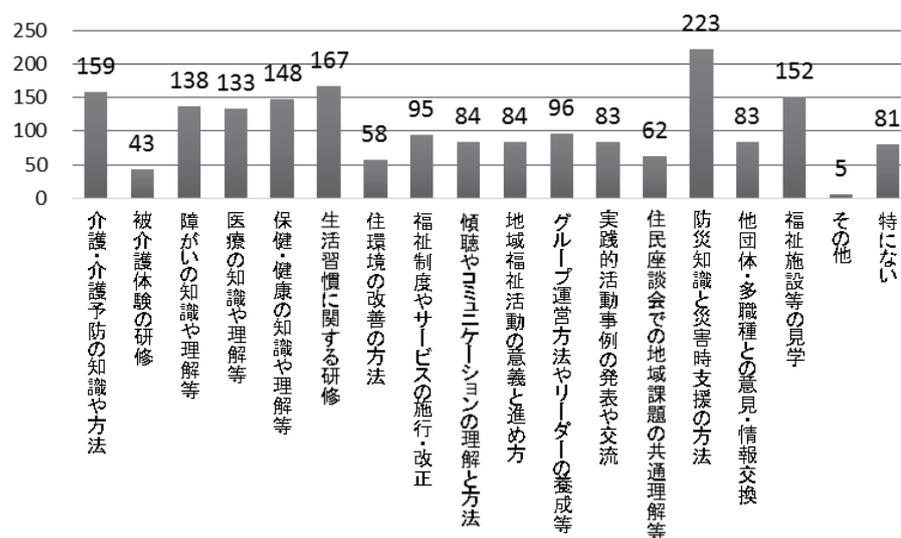


活動のリーダーの育成と人材発掘が278件と1番高く、今後の研修会の内容やあり方も含め検討を行う必要性を強く感じる結果となった。2番目は実費負担程度の有償サービスの仕組みづくり232件となり、これからの生活支援サービスの有償化の取り組みを社協が中心となって検討を行って欲しいという活動者たちのおもいが伝わるものであった。同数で災害時の支援ネットワークづくりが2番目となった。平成23年（2011年）3月11日東日本大震災や登別の大規模停電の影響が大きいと考えられる。

質問13は、活動を踏まえ、学んでみたい研修について問う設問であり、一人の回答者が18の選択肢の中から平均2.8の複数回答をし、総数は1,894件であった。

防災知識と災害時の支援方法が223件と最も多く、生活習慣に関する研修167件、介護・介護予防の知識や方法159件と続いていた。これは、日常生活の安心・安全を求めていくということの表れであろうと思われる。

図3-15 学んでみたい研修別



質問14は、「こんなサービスがあったらいいな」と「こういうことなら参加できそうだな」といった取り組みについて自由に記載してもらった設問である。

「こんなサービスがあったらいいな」の内容では、高齢者支援、介護支援、障がい者支援、幼児・学童支援、医療支援、地域の生活環境支援、行政等の対応要望等が挙げられ、103件（15.0%）の回答があり、ここで意見の一部を抜粋し紹介したい。

- 介護保険法では提供できないサービスを地域の住民が支える体制。
- 1人暮らしで病院に行けない人の医療機関への車のサービス。
- 車を運転できなくなったら困るため、銀行、郵便局での入出金や振込み、官公庁への手続きなど有償での同行。
- 町会に気軽に集まって話しできる場所があると良いですね。あってもお世話をする人がいなければだめなんです。お世話をする専門の方がいると良いですね！ など

また、「こういうことなら参加できそうだな」の内容では、高齢者支援、介護支援、障がい者支援、幼児・学童支援、医療支援、地域の生活環境支援、行政等の対応要望、外出支援、仕事の支援等、多岐に渡る項目が挙げられ、57件（8.3%）の回答があり、ここでも意見の一部を抜粋し紹介する。（質問14の自由記載全文については、別冊資料参照）

- 80歳以上のひとり暮らしの家には声掛けくらいは出来ると思いますので、役員さんと同じ班の方で回るのは参加出来やすいかと思います。
- 身体の不自由な小学生などの学校の送り迎え等、出来る限り、相手の身になって寄り添ってあげたらうれしいです。
- 気軽に参加できるコミュニティの場
- ずっと住み続けたいと願っている人たちの手助け、外出の機会や意欲をもたらして、いきいきさせてあげたい。 など

最後の質問15は、今後の地域福祉を進めていくうえでの意見やアイデアについて、質問14と同様に自由記載とした。これについても、高齢者支援、介護支援、障がい者支援、地域の生活環境支援、行政等の対応要望、社協に関する事、ボランティアに関する事等、191件（27.8%）と多くの意見が寄せられ、意見の一部を抜粋し紹介する。（質問15の自由記載全文については、別冊資料参照）

- 今後増えると思われる、認知症の高齢者が出来る限り地域で暮らせるように、安心して生活できるように、住民の方々の理解とサポートがより重要になってくると思います。認知症について、住民の方々が学べる機会があると良いですね。
- してほしいことを申込み、有償サービスを受ける。そんなサービスがどこの地域にもあればよい。
- 介護・支援を受ける一歩手前の人たちに対する健康への取り組み・活動強化。
- 地域の支え合いが求められていますが、両者とも高齢化の時代です。若い方を取り込んでの活動が必要かと思います。地区役員だけでは限度があります。NPO事業を立ち上げ、専門的なサービス事業を提供する（校区ブロック単位で）ことが望ましく、その一端をお手伝いすることは可能かと思います。

4. クロス分析

これまでは1つ1つの質問ごとに分析したものについて示したが、次からはクロス集計（2つ以上の質問を組み合わせて集計）したものを、より深く分析していきたい。

（1）現在支援している取り組み（質問7-1）と今後支援が必要だと思う取り組み（質問7-2）

図3-16は「質問7-1」から「質問7-2」を引いた差異が大きい順に表をまとめたものである。

これは言い換えると、今は支援できていないが必要だと感じている人が多いものとなる。詳細内容を見ていくと、1番目に緊急時や災害時の手助け94件が挙がり、2番目以降、医療機関への送り迎え90件、買物代行72件、病児の支援66件、買物同行61件などへつながっている。

これらの項目は生活支援サービスに該当するものが上位に挙げられていることがわかる。

また、図の右欄は、この結果に、実費弁償を求めても良い活動（質問11-1）の件数を組み合わせたものである。差異が大きいものは、実費弁償を求めても良い活動の回答件数も多いことがわかる。

図3-16 現在支援できていないが今後支援が必要な取り組み

× 実費弁償を求めてもよい取り組み

差が大きい上位の項目 (全体687件)	A支援している 取り組み	B今後支援が 必要な取組み	差異(B-A)	実費負担を求め ても良い活動
①緊急時や災害時の手助け	169	263	94	-
②医療機関への送り迎え	49	139	90	263
③買い物代行	39	111	72	230
④病児の支援	14	80	66	165
⑤買物同行	37	98	61	180
⑥空家の見回り	85	141	56	169
⑦医療機関への付き添い	38	92	54	189
⑦郵便物の確認	38	92	54	114
⑨散歩の付き添い	21	74	53	-
⑩外出先への送り迎え	42	92	50	203
⑰雪かき	172	211	39	309
⑳草取りや庭の掃除等	87	101	14	256

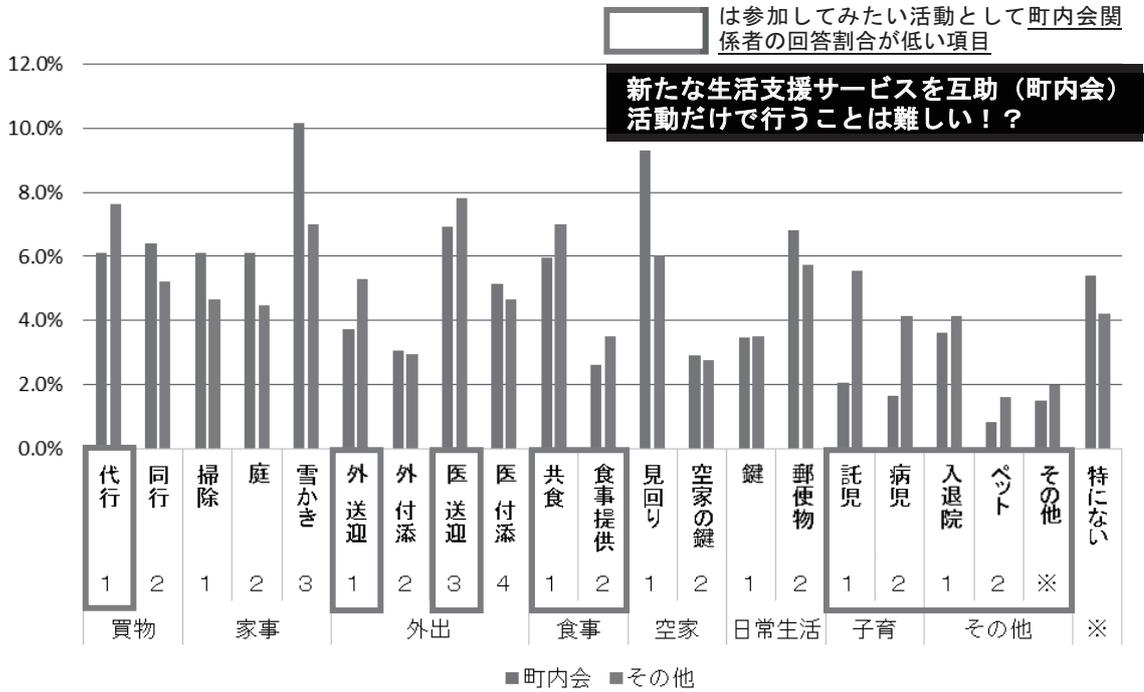
(2) 回答者の福祉活動内容（質問5）と参加してみたい活動（質問11-2）

図3-17は、福祉活動内容を「町内会活動をしている方」と「その他の活動をしている方」で分類したうえで、参加してみたい活動とクロス分析したものである。

四角で囲まれた項目は、参加してみたい活動として町内会関係者が答えた割合が低い項目である。また、これらの項目は、生活支援サービスに該当するものでもあり、今後新たに生活支援サービスを構築するにあたり、町内会の互助活動だけで取り組むことは難しいと推察される。

このことから、町内会関係者や民生委員・児童委員等といった活動の垣根を取り払い、有償化も念頭に置いたうえで、活動者の発掘を行うとともに、サービスを提供する環境や仕組みを作っていく必要がある。

図3-17 福祉活動内容 × 参加してみたい活動



5. 分析を終えて

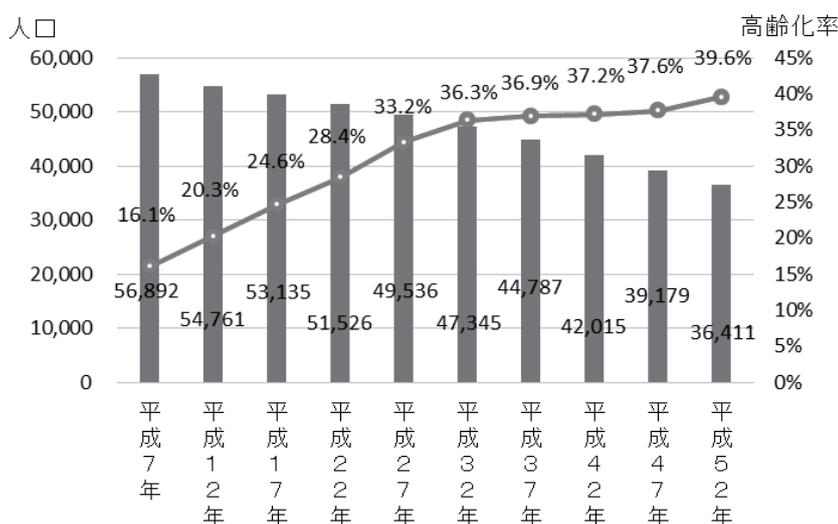
近年、日本は高齢化が社会問題となっているが、国際連合^{*17}や世界保健機関^{*18}の定義によると、総人口に対する65歳以上の高齢者人口が占める割合が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」とされている。

ここで登別市における高齢化率の推移(図3-18)を見てみると、平成17年(2005年)にはすでに超高齢社会を迎えていることが判る。平成52年(2040年)には約40%、10人に4人が高齢者になるという推計もある。少子高齢社会が及ぼす深刻な状況が、数値で示されているが、すでに暮らしを圧迫している現実にとどのように対処すべきなのか、いままさに問われているのである。

*17 大正8年(1919年)ベルサイユ条約のもと、国際協力を促進し、平和安寧を完成する目的により、前身となる国際連盟が設立された。第2次世界大戦の防止に失敗し、その活動を停止したものの、国際協力と対話を通して紛争を平和的に解決する需要が高まり、昭和20年(1945年)に開催された「国際機関に関する連合国会議」において、戦争の惨害を終わらせるとの強い公約とともに国連憲章が起草され、50か国が署名し、設立された。(現加盟国は51か国)

*18 昭和23年(1948年)4月7日に発効された世界保健憲章に基づき発足した国際連合の専門機関の1つであり、全世界の人々が最高の健康水準に到達することを目的としており、国際的な保健事業の指導・調整を行う。

図3-18 登別市の人口と高齢化率の推移



※総務省 国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所
将来推計人口（平成25年3月調査）より引用

このアンケート調査の大きな特徴は、地域で福祉の最前線で長年支援活動をしている実践者に焦点を当て、その福祉意識や活動の実態を把握したことにある。地域福祉への関心や問題意識も高い人たちの切実な声は、この分析を通して、現実の福祉課題にいかに関わり立っていかの方向性を、如実に語っているのである。

「きずなづくり」には、時間も手間もかかる。しかし、10年という歳月を惜しみなく「きずなづくり」に注ぎ邁進してきた人たちのおもいを、しっかりと受け止め、これからの登別の10年、20年を見据えながら、次世代のためにも「まちづくり」を継承し続けなければならない。

その道標を、687人の実践者が指し示してくれた。貴重な財産である実践者の声は、文字に姿を変え、このきずな計画に刻み込まれた。今ここに「きずなでまちづくり」の新たな一歩が踏み出されたのである。

（2）福祉事業所を対象とした福祉アンケート調査の結果分析

生活支援サービスの仕組みづくりは、地域で安心して暮らしていくための必要不可欠な取り組みである。しかし、きずなが目指す生活支援サービスは、既存の介護施設や障害福祉施設、NPO法人^{*19}などの福祉事業所と連携・協働して提供されるものである。そして、地域で暮らす様々な人々の生活が護られるものでなくてはならない。

*19 ボランティア活動などの市民の自由な社会貢献としての特定非営利活動をする法人格をもった団体である。また、特定非営利活動とは、非特定かつ多数の利益に寄与するものであり、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」や「まちづくりの推進を図る活動」などの20種類の分野に該当する活動である。

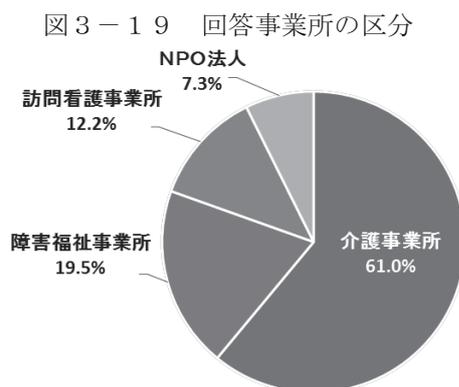
そこで、各事業所が現在提供している生活支援サービスの実態や事業所として求められていく地域貢献活動について、市内77か所の福祉事業所を対象として、アンケート調査を実施した。

生活支援サービスの仕組みづくりにあたり、福祉事業所とどう連携し、どのような協力を得ることができるのか、そこがこのアンケート調査のねらいであり、それに呼応するように、41の事業所から回答をいただき、回収率は53.2%にもなった。

なお、福祉実践者向けアンケート同様、きずなアンケートPTにおいてこのアンケート調査の分析が行なわれた。

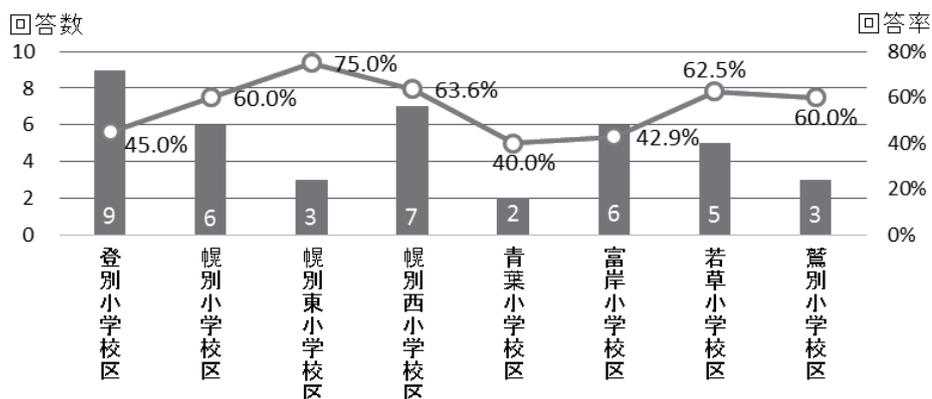
1. 回答事業所の特性について

質問1は、回答事業所の区分についてである。回答事業所数と割合は、介護事業所25か所（61.0%）、障害福祉事業所8か所（19.5%）、訪問看護事業所5か所（12.2%）、NPO法人3か所（7.3%）の合計41事業所であった。



質問2は、回答事業所の所在校区別であり、回答率を見ていくと、40%~75%とばらつきがあった。また、分析を進めると、回答数が多い校区は、回答率も高いということは一概に言えないこともわかった。例えば、登別小学校区である。回答率は45%と低いが、回答数は9と全校区の中で一番多い。地域の事業所数に偏りがあり、生活支援サービスのモデル事業などを今後展開する際には、校区により事業所数が大きく異なることも考慮する必要がある。

図3-20 回答事業所の校区別



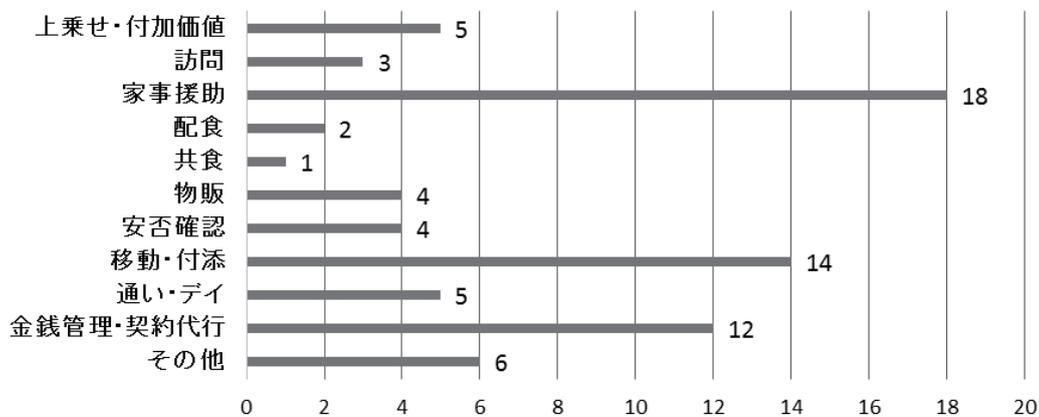
2. 回答事業所の生活支援サービスの現状と展望

質問3は「現在提供しているサービス」と「必要性を感じるサービス」などについて尋ねた設問である。

まず、現在提供しているサービス別（質問3-1）の結果については、11の選択肢の中から回答事業所1か所につき平均1.8の複数回答をし、総数は74件であった。

生活に直結する家事援助が18件と一番多く、移動・付添14件、金銭管理・契約代行12件がそれに続いた。特に、家事援助や移動・付添支援については、福祉活動実践者アンケート調査の結果からも、地域に必要な支援として挙げられていた重要な取り組みであるため、図3-22、3-23のとおり、回答の内訳についても記載することとする。

図3-21 回答事業所が提供している生活支援サービス別



家事援助については、買物支援が55.6%、掃除・洗濯・除雪が38.9%となっている。また、移動・付添支援については、通院付添が57.1%であり、外出付添が28.6%と続いた。福祉事業所と福祉実践者、それぞれの進むべき方向が合致しているため、連携したなかでサービスを実施していくことも、大いに考えられる。

図3-22 家事援助 回答詳細別

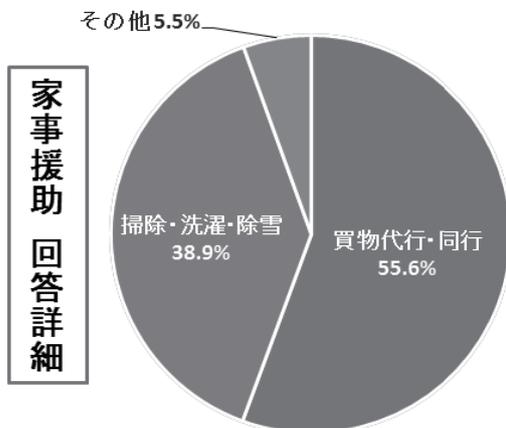
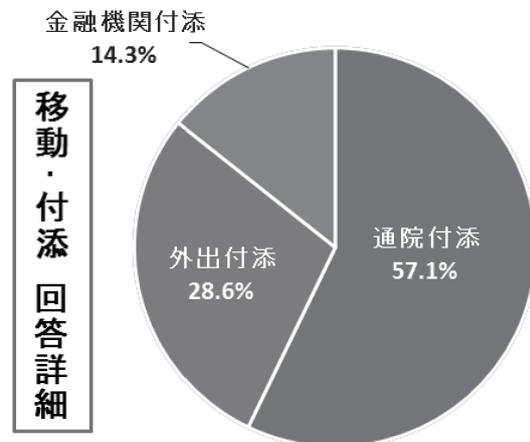


図3-23 移動・付添 回答詳細別



また、金銭管理・契約代行については、高齢や障がいなどによる判断能力の低下から、金銭管理や諸制度の手続きに対する難しさなどにより、各事業所で必要に迫られ支援しているものと推察される。

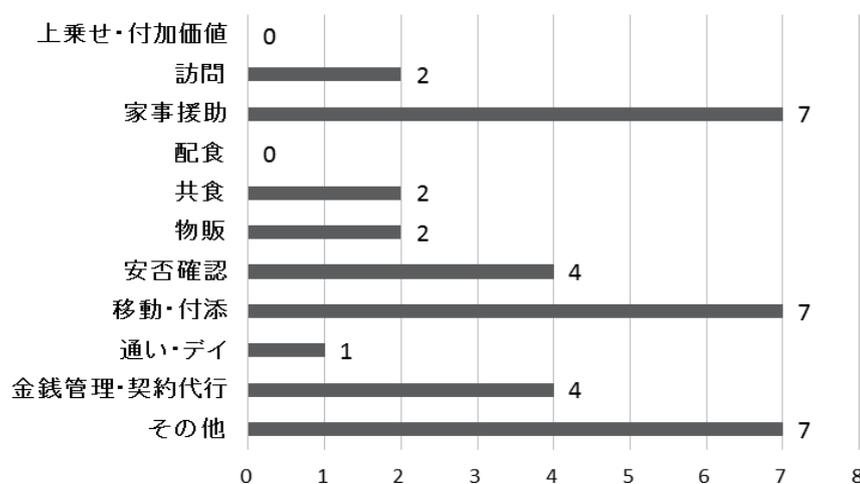
次に、現在提供は出来ていないが、専門職として、今後地域に必要なと思うサービスと今後提供する予定があるサービス（質問3-2）について尋ねたものである。

まず、回答事業所は必要だと思うサービスについて、平均0.9の複数回答をし、総数は36件であった。「現在提供しているサービス」の設問（質問3-1）同様、家事援助と移動・付添支援が共に7件と一番多かった。つまり、現在サービスを提供している事業所、していない事業所に関わらず、多くの事業所が必要だと考えているということがわかった。

そして、注目したい点は、これらの項目に分類することができない、「その他の意見」も同数の7件であったことだ。その内2件は鍵の預かりであり、緊急時を想定した回答であった。ないがしろには出来ない意見であった。

次に、提供予定のサービスについては、家事援助、配食、安否確認、移動・付添について、それぞれ1件ずつ可能性があるという回答があったとともに、金銭管理・契約代行については、障害年金申請時の医師との面談において、知的や精神障がい者が自分の症状などを伝えることの難しさから、医師との間に入り申請を補助する取り組みを開始するという回答もあった。

図3-24 今後地域に必要なと思うサービス別



3. 回答事業所が考えるこれからの地域福祉活動

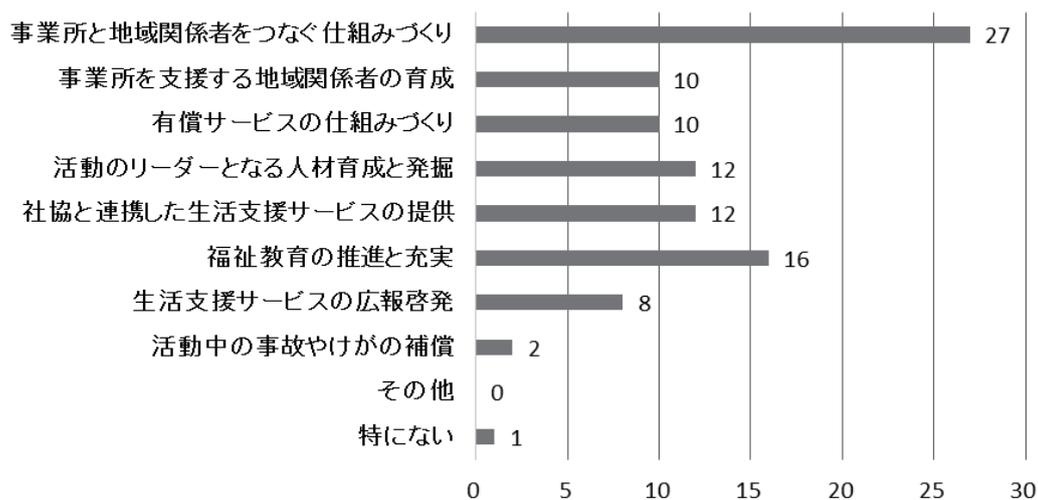
質問4はこれからの社協に求めるものを問う設問である。10の選択肢の中から回答事業所1か所につき平均2.4の複数回答をし、総数は98件であった。

事業所と地域関係者をつなぐ仕組みが27件と1番高く、事業所として地域とつながり支援していく必要性を強く感じているが、橋渡し役がないということが推察される。また、ボランティア活動との連携については前問で触れているが、実際に連携する際には、

誰がどのように活動するかを明確にすることも鍵であると言える。また、福祉教育の推進と充実が16件と続いている。昨今、福祉専門職のなり手不足が社会問題として挙がっており、事業所も実際にそのあおりを受けていることと見受けられる。

これらは社協の強みでもあるため、特に力を入れて取り組んでほしいという事業所の強いおもいが感じられた。

図3-25 社協に求めるもの別



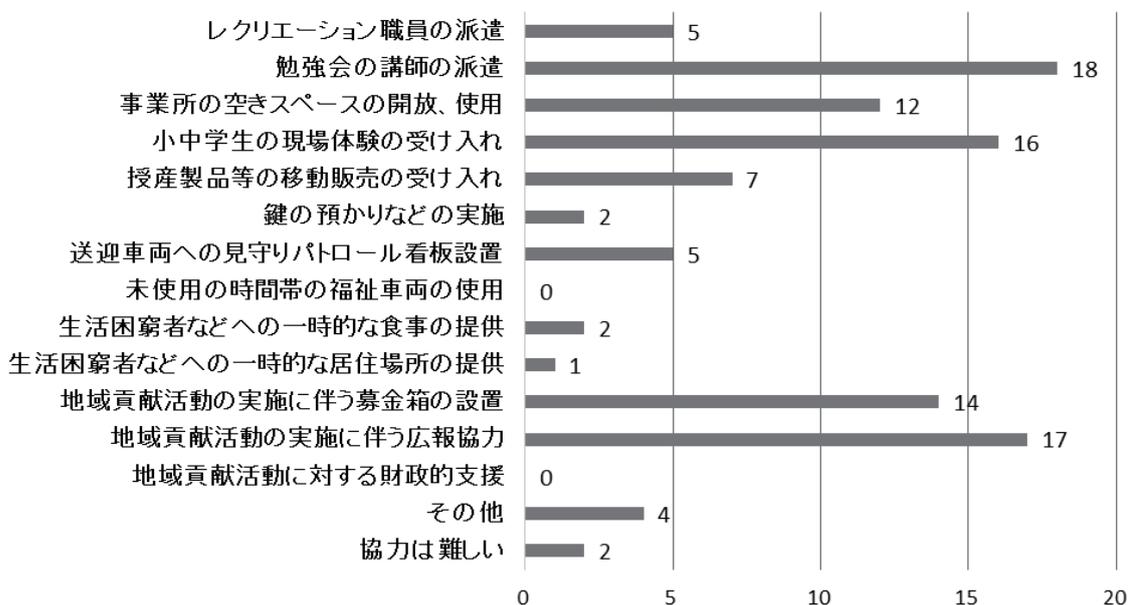
質問5は、地域貢献活動として協力可能な取り組みについて問う設問である。15の選択肢の中から回答事業所1か所につき平均2.6の複数回答をし、総数は105件であった。

この地域貢献活動は、社会福祉法人をはじめとする事業所などで今後求められてくるものである。

地域での勉強会の講師の派遣が18件と最も多く、地域貢献活動の実施に伴う広報協力17件、小中学生を対象とした現場体験の受け入れが16件と続いた。直近の問題だけではなく、将来を見通した取り組みが必要であるという専門職のおもいを垣間見ることができた。

また、ここで注目したい点としては、鍵の預かりなどの実施について2つの事業所から回答があったことだ。この鍵の預かりについては、第3期きずな計画策定に当たって、地域包括ケアPTや障がい福祉PTからも今後地域に必要なだという意見が挙げられている項目である。鍵の預かりサービスの展開に向けた力強い後押しをもらう結果となった。

図3-26 取り組み可能な地域貢献活動別



最後の質問6は、今後の地域福祉を進めていくうえでの意見やアイディアについて自由記載とした設問である。7件（17.1%）の意見が寄せられた。事業所としての協力体制や生活支援サービスの展望など、専門職ならではの意見が寄せられた。ここで意見の一部を抜粋し紹介したい。

- 2025年を目途に地域包括ケアシステムの現実が求められており、医療と介護の連携等がより充実していく中で多様化するニーズに対応する為にはインフォーマル^{*20}な社会資源も大変重要です。さらなる生活支援サービス等の円滑な導入のため今後は情報交換の場をもってサービス導入がスムーズに実施できるようになればと考えています。
- 同業者や他施設・企業関係者間の情報交換会コミュニケーションの場、機会づくりを行うことで横のつながり・結びつきを強めていけたらと思います。地域での活動、研修会などに積極的に参加し個人として施設としてのレベルアップを図っていきたいと考えています。施設として出来る限りの協力はさせていただき所存です。（自由記載については、別冊資料参照）

*20 インフォーマルとは、直訳すると、公式ではない様であり、ここでいうインフォーマルな社会資源（制度やサービス）とは、介護保険などの制度を使わないサービスのことである。また、NPO法人やボランティア団体が行うサービスや支援だけではなく、家族・親戚・近隣住民の支援も、インフォーマルな社会資源に含まれる。

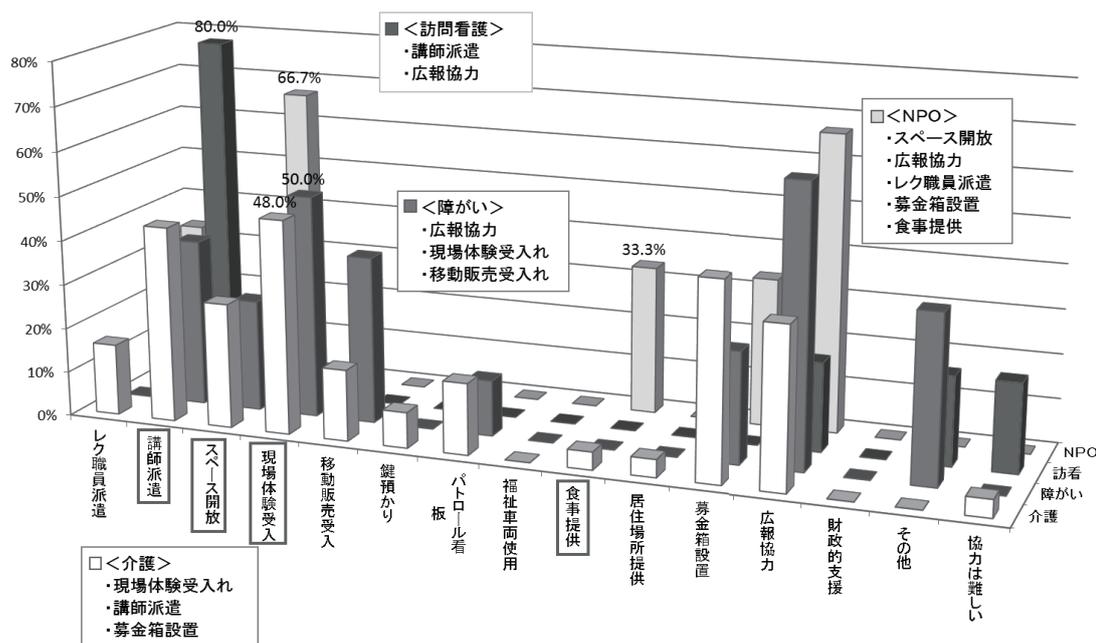
4 クロス分析

回答事業所の区分（質問1）と協力可能な地域貢献活動（質問5）

図3-27は「質問1」と「質問5」をクロス分析したものである。

これを見ていくと、事業所の区分によって協力可能な地域貢献活動に特色があることがわかった。

図3-27 回答事業所区分 × 協力可能な地域貢献活動



まず、「勉強会の講師の派遣」については、回答のあった訪問看護事業所の内、80%の事業所において協力可能であることや、「事業所の空きスペースの開放、使用」については、NPO法人（66.7%）が、「小中学生を対象とした現場体験の受け入れ」については、介護・障害福祉事業所において、それぞれ50%程度の回答があった。また、「生活困窮者などへの一時的な食事の提供」については、NPO法人から回答があった。

これらの項目を見ていくと、それぞれの事業所の強みが大きく表れる結果となった。

5 分析を終えて

今地域に求められていること。それは、福祉事業所と福祉実践者が連携・協働したなかで、それぞれの強みを活かしつつ、地域福祉を推進することにある。これをなくして、これからも改正されていく法や制度への対応はもちろん、地域福祉課題を共有し解決に向けて協働することは難しい。

そこで、登別における実情はどうか。福祉事業所と福祉実践者がおもいを共有し、実践されているのだろうか。事業所の活動として、今後予想される「地域貢献」に着目して考

えてみたい。それは、アンケートで社協に求めることとして、「事業所と地域関係者をつなぐ仕組みづくり」に65.9%の事業所が、その意向を示していたのである。それを「地域貢献」活動としてリンクさせて、地域と事業所と結びつけていくネットワークとしての機能を果たすのは、社協以外にない。それぞれの地域の実情により、ニーズや活動の展開の方法も異なるが、ここで図3-28を見てもらいたい。これは、福祉事業所と福祉実践者の今後のつながりに対する、ネットワークあるいはソーシャルワーカーとしての力量が問われる、社協の関わり方を示したものだ。縦軸は事業所が実践者と、横軸は実践者が事業所と、それぞれつながりたいかを表している。

Ⓐは、事業所、実践者ともにつながりたいと考えている地域であり、良好な関係であるといえる。

ここでは協働の関係を構築するための前向きな取り組みが期待される。

Ⓑは、事業所はつながれない、つながりにくいと考え、実践者はつながりたいと考えている地域であり、事業所への働きかけが必要な地域である。

Ⓒは、Ⓑと反対で、事業所はつながりたい、実践者はつながれない、つながりにくいと考えている地域であり、実践者への働きかけが必要となる地域である。

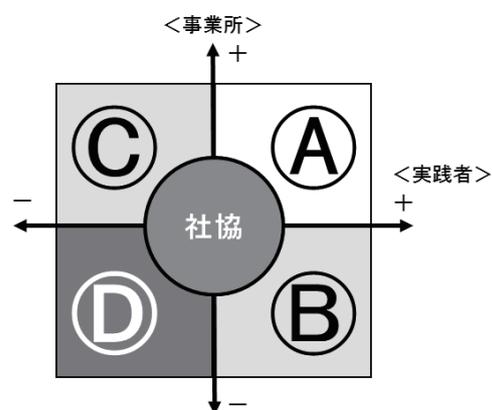
問題はⒹである。この地域は、事業所、実践者ともにつながれない、つながりにくいと考えている。社協は特に力をいれて、この地域に対する働きかけを行っていかねばならない。

社協には、きずなの実践を通じて堅実に築き上げた地域と人とのつながりがある。社協にしかできない役目だと断言する。

つながりは、ゴールではない。スタートである。事業所と実践者、それぞれの地域のおもいを束ね、カタチとするために、社協は、その下支えをする。

このアンケート調査から、地域福祉を進める新たな担い手として、福祉・医療との協働ネットワークの構築が、超高齢社会を切り開く重要な鍵となり、希望の扉を開ける。

図3-28 事業所・実践者に対する社協の働きかけ



4. 「きずな」を具現化する市民たち

(1) 市民力を発揮した新たな展開

第3期きずな計画づくりにおいて、組織基盤の整備と充実が重要なポイントになった。

きずなの推進及び計画策定にかかる全ての事項を協議決定する会議であり、策定後も計画の点検・評価を行う「きずな推進委員会」をトップに、その会議の運営を円滑に行うために校区のリーダーも参画する「正副委員長会議」、さらに総合的な調整を担うため正副委員長と校区のリーダー、サブリーダーで構成する「きずなリーダー会議」、そして校区きずな計画を立案・実施する重要な担い手であり、地域住民の参加や協力を直接呼びかける「校区きずな推進委員会」が機能して、はじめて「きずな」が動くのである。

各委員会や校区単位の住民座談会は、今まで積み上げてきた会議の運営や手法を踏襲しながら、問題点を明らかにしたり、課題に集約したりするといったことが、見事に身に付いていることに驚かされる。確実に、「きずな」が市民サイドの福祉課題として把握され、計画づくりに関連するスキルを身に付けてきている証拠でもある。この10年は、市民力を自ら育て、地域の福祉力を実践によって高めてきた過程であり時間でもあったともいえよう。

さらに、住民座談会では、初めて参加する人の数も半数を越えていた地域も散見され、世代交代の予感がした。

市民に「きずな」事業を報告したり話題提供したりする「きずなシンポジウム」は、毎年開催してきたが、平成27年（2015年）6月には、第3期きずな計画づくりに向けて、まず家庭医^{*21}から見た医療と福祉の関わりについて医療法人から、次に介護保険制度改正による大きな変化について行政から、そして障がい者の就労支援を展開する社会福祉法人、さらに地域で福祉サービスを有償でサポートするNPO法人など、それぞれ専門的な立場から福祉を取り巻く問題提起がなされた。

これらの企画運営にあたった「きずな推進委員会」を中心とした計画づくりの取り組みは、市民であり地域での生活者であることを自覚し、その責務を全うするために、決して手を抜くことなく、丁寧に課題追求に挑んだ1年であったといえよう。

その中でも、新たな市民力を発揮したのは、4つのPTの面々である。このPTが、プロジェクトとして掲げた個々の課題を探求しながら、しっかりと方向付けをし、それぞれの課題を見事に事業計画に盛り込んだことにある。

ただここで、各委員会を支える社協の担当者の業務量は、半端ではないことを指摘しておこう。計画策定が、5年に1度のこととはいえ、膨大な情報収集と整理、該当資料の作成、会議記録など、日常業務を行いながら精力的に取り組んでいることを、市民は想像してほしい。それは、仕事を越えた「心・意気」の表れであり、「市民参画協働」を実現することで、福祉が推進されると信じて疑わないスタッフが育っていることでもある。地域福祉の推進役としての仕事へのあくなきおもいの発露でもあったと評価したい。

市民と直接向き合い、その暮らしをともに支えるパートナーとして、「協働性」を具現化

*21 疾病・患者の性別・年齢・その他医学的技術の専門性にとらわれず、患者ならびに地域住民の健康問題を幅広く担当する医師のことである。

することが、「地域福祉」の理念と方法である。その役割こそ、「社協」という民間団体の担うべき責務であると自覚してはじめて、5年、さらに10年先の「きずな」を市民の手の中に暮らしの中に委ね協働できるのである。

(2) PTに、新たな市民力を見出す

これまでのきずな計画では、高齢者分野の取り組みが中心であり、障がい者分野の取り組みが少ないとの指摘を受けてきた。また、第2期きずな計画の評価指針が未整備であるという現状も浮き彫りとなっていた。

さらに、介護保険制度改正に伴う総合事業^{*22}の実施や生活困窮者自立支援法^{*23}の施行、障害者権利条約の締結に関連した諸法制度の整備として障害者優先調達推進法^{*24}の施行、障害者差別解消法^{*25}が2016年（平成28年）4月に施行されるなど、法制度改正も矢継ぎ早に実施され、福祉を取り巻く社会情勢に対応した計画づくりが求められた。

それらを勘案して、第3期きずな計画づくりの方針を4点とした。①介護が必要になっても地域で安心して暮らせる仕組み作りにどのように取り組むのか。②情報、ネットワーク（連携・連帯）、マンパワー（人材育成）をどのように充実させるのか。③具体的なサービスの構築に向け、モデル事業を通し取り組むことは何か。④事業の実施を保障する財源確保をどのようにするのか。

そこで、これらの方針を課題別に取り組む方策として、立ち上げたのがプロジェクトチーム（PT）である。地域包括ケアPT、障がい福祉PT、きずなアンケートPT、計画評価・指針作成PTの4つである。

地域包括ケアPTは、きずな推進委員会専門委員会の委員長をリーダーとし、地域包括支援センター^{*26}、訪問看護^{*27}事業所、ケアマネジャー^{*28}、登別市より委員を選定し、介護予防や新たに取り組まねばならない生活支援サービスに関する協議を行う。

障がい福祉PTは、市内障害者授産施設^{*29}、登別市、さらには市民の視点からの意見も取り入れるためにきずな推進委員1名を選定し、働く障がい者の社会参加や就労支援に関する協議を行う。

*22 市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す事業である。登別市においては、平成29年度（2017年度）より実施予定である。背景としては、介護保険財政の圧迫があり、現状を維持しつつ、システムを構築することはできないため、これまで予防給付により支給されていた訪問型・通所型・生活支援サービスを地域住民やボランティアなどによる支援へと移行されるものである。

*23 平成27年度（2015年度）より実施されている、現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習など様々な面で支援する制度である。

*24 平成25年（2013年）4月より施行された、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るものである。

*25 平成25年（2013年）6月より施行された、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律である。

きずなアンケートPTは、計画策定に係わるアンケート内容の協議や設定を行い、計画に反映させる役割を持つ。委員にはきずな推進委員、市連合町内会、登別市から委員を選定し、様々な立場からの意見を求めるものである。アンケートの項目・要件・対象などの協議と設定、各PTとの連携によるアンケート項目等の協議・設定、アンケート調査を実施し、計画に反映させることなど、市民の意向や福祉施設・事業所の実態を掌握する重要な役目を担う。

計画評価・指針作成PTは、第2期全市及び校区きずな計画の評価に関することや、第3期きずな計画の評価指針の検討と作成、財源確保に向けた検討などが主たる役割である。委員には、これまでの計画策定に携わったきずな推進委員から選定した。過去の計画も理解した上での、公正な評価を行うことができるものと判断したためである。

地域包括ケアはいかにあるのか、どのような仕組みをつくるのか、大きな福祉課題を突きつけられたPTは、家族介護とそれを支える地域・近隣のあり方を具体的に提案しなければならない。それはシビアな在宅ケアの現実を見据えることでもある。

介護保険を受けている認知症の高齢者の半数は自宅で暮らす。公的な介護サービスが増えても、介護する家族の負担の大きさは変わらない。平成19年(2007年)愛知県大府市で起こった認知症で徘徊中に列車にはねられ死亡した91歳の男性の事故では、JR東海が遺族に損害賠償を求めて提訴した。名古屋地裁では720万円の支払いを、名古屋高裁では年老いた妻に360万円の支払いを命じる判決を下した。妻は上告し、最高裁の判決が3月1日に出された。

「訴訟は、責任能力がない人の賠償責任を『監督義務者*30』が負うと定めた民法714条をめぐり、認知症の人を介護する家族が監督義務者と言えるかが争点となった。判決は、上告した妻は監督義務者に当たらないと判断し、賠償責任もないと結論づけた。

最高裁で2月に開かれた弁論でJR側は、男性の妻と長男が監督義務者にあたり、事故による振り替え輸送費などの賠償責任を負う、と主張。一方、遺族側は『家族だから監督義務者になるとは言えない』『一瞬の隙もなく見守ることは不可能』だと訴え、家族に賠償責任

*26 介護保険法で定められ、各区市町村に設置される、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止などを総合的に行う機関である。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。法律上は市町村事業である地域支援事業を行う機関であるが、外部への委託も可能である。要支援認定を受けた者の介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能する。

*27 病気や障がいがある人が住み慣れた地域や家庭で、その人らしく療養生活を送れるように、看護師等が生活の場へ訪問し、看護ケアの提供を行い、自立への援助を促すことで、療養生活を支援するサービスのことである。

*28 介護を必要とする人が適切なサービスを利用できるよう、高齢者やその家族の相談に応じたり、関係機関への連絡・調整を行う公的資格である。

*29 心身上の理由や世帯の事情により就業の困難な者に、就労や技能修得のための機会を与え、自立を助長することを目的とする施設のことである。

*30 未成年者については親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長およびこれらの者に代わって親権を行使する者であり、精神障がい者については保護者となる。また、民法上の責任能力の無い者(責任無能力者)が第三者に加えた損害の不法行為責任を負わない場合について、法定監督義務者が賠償することを監督義務者の責任という。

を負わせるべきではないと主張していた。最高裁判決について、JR東海は『列車の運行に支障が生じたことから、裁判所の判断を求めた。最高裁の判断なので真摯に受け止める』とするコメントを出した」（朝日新聞2016年3月1日）。

この判決は、吉報である。介護の重い義務が伴侶や家族に課せられるとしたら、それは今後、在宅介護の対応のあり方に、大きな影響を与えることは必然であり、それが回避された。一方で、日常生活での関わり方によっては、家族が「監督義務者に準じる立場」として責任を負う場合もあると指摘し、生活状況や介護の実態などを総合的に判断すべきとの基準を示した。それは、賠償責任が認められる余地を残したことに他ならない。

今後も、このような問題は身近に起こりうることであり、我が身にふりかかることもある。介護する側のサポート力が、地域の福祉力に直結する問題としてとらえれば、地域でリスクを負うコミュニティづくりがここから提起された課題である。在宅介護は終わりが来るまで、ひたすら続く。判決に安堵してはいられない。

また、『下流老人～一億総老後崩壊の衝撃』（藤田孝典 朝日新聞出版2015年刊）で貧困にあえぐ下級老人の実態が紹介されたが、そこで、「下流老人」とは「生活保護基準相当で暮らす高齢者及びその恐れがある高齢者」と定義された。高齢者が貧困に陥るパターンとして、①本人の病気や事故により高額な医療費がかかる、②高齢者介護施設に入居できない、③子どもがワーキングプア^{*31}や引きこもりで親に寄りかかる、④熟年離婚、⑤認知症で周りに頼れる家族がいない、と指摘し、それが重複するとさらに厳しい貧困状態に陥る。その主たる原因は、まさに自立を妨げる経済的問題にある。

高齢者世帯の生活保護の受給率も半数に近い。平成27年（2015年）8月の厚労省発表では、全体の49.3%である。高齢者単身者も登別では、平成27年（2015年）11月現在、総世帯数の19%を占め、登別小学校区では25%と4世帯に1世帯は高齢者単身世帯であり、全市的にこの割合は年々高くなる。

それらの情勢を勘案して、協議が積み上げられ、地域での日常の見守りや在宅介護に関する取り組むべき事柄を抽出し、事業として提案し計画化していくのである。また、有償サービスとして取り組む可能なことはなにか、いかに実現するのかを市民に問いかけていく。当事者の費用負担やボランティア活動との差別化をいかに考えるかが問題だ。

障がい福祉PTは、実働プロジェクトでもある。きずな計画の中で、障がい者問題は障がい者の理解や交流といったことが主で、主に公的サービスに言及してこなかったという反省からも、重要な協議の場となった。そこで、早々に障がい者の就労の場や商品のPRについて、広く市民にアピールしなければ理解も支援もないと判断し、市内5か所の施設・事業所の紹介パンフレットとパネルを製作し、市民への啓発を諮ったのである。障がい者の就労は難しい課題であり、一般就労もままならない現状ではあるが、当事者の声を集め協議する場として、きずな推進委員会の中に設置されたのは好機である。

計画の中にも障がい者支援の視点で、多くの事業が提案されたことも、ことの重要性を提起している。老障介護^{*32}やレスパイトケア^{*33}は、喫緊の課題であり、それを支える人材（ボランティア）や理解を促す研修の必要性を訴える。

*31 働いて収入を得ているものの、収入水準が低く生活していくことが困難である労働者のこと。

きずなアンケートPTは、市の地域福祉計画策定のために市民アンケート調査を実施する予定があることは把握していたが、当初、一般市民向けのアンケート調査を予定していたが、市の動向を踏まえ、福祉に関して同質のアンケート調査を実施することは得策ではないと考え、福祉活動を地域で実践している市民を対象にした、実践者の福祉意識と活動の実態を把握することにした。

どのような調査項目が必要なのか、協議が重ねられた。特筆すべき事は、「実費弁償」についての意識調査を取り上げたことである。実践者が有償サービスの可能性を初めて公に問われたことで、その態度を明らかにしたことは重要である。地域包括ケアPTでは、他のサービスも併せて、その結果を受けて具体的な計画づくりの資料として活用したことの意味は大きい。

さらに、1月、市内の福祉施設・事業所77か所を対象とした調査を初めて実施した。今後地域福祉の拠点として、市民や社協との関わりを強めていかなければならないと考えたからだ。施設・事業所の意向を把握することは急務である。介護保険サービスといっても、当事者やその家族でなければ、そのサービスの種類や質、量は確認できない。介護事業者の協力を得て、見学会や研修会など、具体的にどのような連携が可能なのか、協働の糸口を明らかにすることが、事業化の意義であり意味である。

またアンケート調査の集計結果の分析は、きずなアンケートPTリーダーの瀧川正義氏にお願いした。瀧川氏が長年企業で培ってきたノウハウを活かし、分かりやすく説得力に富んだレポートにまとめた。地域でのきずな推進を担う人材であり、問題意識も高いこともあって、その分析の視点はぶれることなくポイントを明確にし、特にクロス集計の分析では、その傾向を見事に視覚化され、わかりやすく表やグラフにして説明していることに驚かされる。各地域での住民座談会では、その報告がなされたが、計画策定の資料としての価値は、非常に高いものとなった。

計画評価・指針作成PTは、事業評価の時期と評価の視点や方法など、細かい検討に入った。第2期きずな計画がまだ終わらぬタイミングで、評価することの妥当性を欠くことから、今後に向けての評価事項をとりまとめ提案することになった。それは、第1期きずな計画において、その評価が十分にされたのかという、反省に立つものであった。このPTを立ち上げたことで、市民のサイドから「客観的な評価」と「結果の公開」によって、さらに「きずな」が市民のものであるという意識が高まり、社協事業に対し市民の理解と協力が強まることが期待される。市民との協働性とは、オープンな関係性から信頼を育む素地が生まれ、紡まれていくものである。このPTの存在は重い。

以上、4つのPTについて分析したが、第3期きずな計画策定の「シンクタンク^{*34}」になったといっても過言ではない。ここに特別チームとしての市民力が結集され、計画策定の中核を担っていったのである。

きずな10年の財産は、人材を得たことに尽きる。特に専門性をもった多くの市民がその

*32 高齢者が障がい者（多くの場合は自分の子供）を介護すること。

*33 乳幼児や障がい児・者、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒すため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ることを目的として家族支援サービスの総称。

*34 諸分野に関する政策立案・政策提言を主たる業務とする研究機関のこと。

実証した。ただものではない人財を得た第3期きずな計画の推進は、より期待できるものであることを確信した。

(3) 暴風雪による大規模停電災害に見た市民力

平成24年(2012年)11月27日～30日、記録的な暴風雪と鉄塔倒壊による大規模停電が発生した。それに伴う「支援活動の実際」について、12月下旬、登別市連合町内会と登別市社協が、それぞれ該当する市民に、アンケート調査を別々に実施した。

平成25年(2013年)6月、「きずなシンポジウム」で、その2本のアンケート調査の分析結果の報告がなされた。そこで見えてきたのは、本物の「市民力」であった。

今回の非常事態において、多くの住民が力を合わせて多くの人々を支えたことで乗り越えることができた。災害への危機意識のもと市民の主体的な支援活動が展開された背景には、前年の東日本大震災の教訓も生きたのであろう。ほとんどの住民は自らが被災者でありながら、より問題を抱える可能性のある人々の安否確認や支援活動に走り回った。この活動は、仕事や家事を抱えながらも、性差がほとんど見られないという調査結果が示すように、誰もが人助けをしたいという気持ちを持っていることを明らかにした。

また、情報の入手とその活用については、住民各自が収集した情報を積極的に利用活用するという視点が少し疎かになっていたのではないかということが、情報を誰に伝えたかというアンケート結果から伺える。今後の活動には、活動している住民が得た情報をどのように集約し、集約した情報をどのように伝えるかの検討が必要と思われた。これは、アンケート自体にも、このような考え方の有無を調べる質問項目や活動した人の情報を、組織的に活用しようとしていたかを調べる項目がないことが、残念であった。

組織をいかに有効かつ機能的に活用できたかが、被害を最小に食い止める手立てであるが、今後組織としての検証が、行政はもちろん、市連合町内会・単位町内会、民生委員児童委員協議会、社協は行わなければならない。そのための資料として、このアンケートが活用されることが、その価値を高める。そして、公表することが、さらに市民力を防災力に高める道であると確信する。

ボランティア活動を効率的に展開するためには、コーディネートする力が必要だと分かっているにもかかわらず、現実的に災害時、どのような考え方でコーディネートするのかが、今後の問題として残された。しかし、日常的にボランティア活動をしている人は、今回活発に活動している人が多いことが、アンケートで明確になったことは、いかに日常的な活動の蓄積が重要であることを示したのである。まさに市民力そのものである。

自主的な活動や近隣からの声掛けで、活動に参加した人が圧倒的に多いことは、非常に価値あることで、特記すべきことである。

今後非常事態が起こっても、このような住民の自主的な活動や住民同士の協力による活動が盛んになることが期待される。ここに住民自治の理念が息づくことを信じてやまない。

その意味からも、「きずな」を合い言葉に、今後も地域を耕し続けることが、地域福祉を進める道であり、その道標が「きずな」であることを確認した災害ともなった。

(4) 校区の取り組みに見る市民力～富岸小学校区地区防災計画の実態

各校区の住民座談会が11月中旬から1月下旬にかけて実施された。今回は、①全市的に取り組む重点項目、②新たな生活支援、③校区として取り組む重点項目と、3つのテーマについて「自分たちができること、自分たちでできること」について活発に意見交換した。限られた時間でのグループワークは、各リーダーの力量によるところが大きく、そこにも確かに人材が育っている場であるという手応えを感じた。

校区きずな計画を協議することが、主たる目的であった。第2期きずな計画で初めて組み込んだ校区きずな計画は、それぞれの校区の主体的な取り組みを尊重したため、20数項目に及ぶ事業計画を立てた校区も多かった。その結果、いまだどんな課題に取り組んで活動しているのか、不明瞭で煩雑になってしまったという反省から、住民座談会では、事前に校区きずな推進委員会で重点項目を検討し協議題としたのである。この協議を経て、校区きずな推進委員会で計画を立案し、2月下旬には集約され第3期きずな計画としてまとめられ、地域の市民力が試される5年が始まる。

11月27日に開催された富岸小学校区では、校区の取り組みとして「自主防災計画および見守り組織の推進」を重点項目に掲げた。それは、平成26年(2014年)から取り組んできた「新生町三丁目自主防災計画および見守り組織の推進」の実践の報告であり、第3期校区きずな計画では校区全体に普及させることを前提に、協議を進めたのである。その緻密な計画と大胆な実践を知って驚嘆した。

一つは、「防災避難者名簿管理の運用規定」が作られ、単位町内会に居住し会員となっている住民家族全員の全てが記載された名簿が登録制によって作成され、防災の避難のみならず日常生活での「きずな推進の見守り活動：きずなづくり台帳」(70歳以上の方、および障がい者)も「きずな安心キット」の管理と併せて、登録名簿を作成しているのであった。

ここ2年、10月には防災避難訓練を実施し、その際にも報告書が丁寧にまとめられていた。その訓練を裏付ける「自主防災計画」は、防災マニュアルとして、地域の実情を勘案したものとなり、見事にまとまった計画書である。町会単位の小さなエリアを対象とした防災計画こそが、まさに必要不可欠であると、実感させられた。これが「きずな」を一般住民にもしっかりと示した納得のいく事例である。それが校区きずな推進委員会として動き出したときに、「市民力」が発揮され形成されていくであろうと、容易に想像がつく。

それを展開してきた「地域力」こそ、最大の「防災力」に違いない。それは、地域で防災のトータルコーディネーションをする能力の高い人材が、持てる力を発揮できるような環境が醸成されて、はじめて実現するのである。

ここに、大規模停電災害で得た教訓と、それに対処する市民の知恵の結実を見たのである。

(5) 行政との協働を確かなものとするために

このきずな計画づくりを通して、登別市の地域福祉の現状を把握することは、必須事項である。福祉でまちづくりを実践するための責任と義務を、行政と市民が応分に負うことを再度確認しなければならない。

登別市も地域福祉計画(第2次)を策定し、そこに示された施策を具体的に進めようとする

るなら、当然市民や社協に求めるものが明らかにされる。そこで、行政に対して要求としての市民の権利を主張するだけでなく、市民自らも共に取り組むという協働のカタチを示していかなければならない。

それゆえ、行政もまた社会福祉を保障するためにも、地域福祉を市民と共に進めるパートナーとして、さらなる努力が求められる。市民はこのきずな計画で行動すべき目標を定め、地域ぐるみで取り組もうと決意した。それを行政としていかにサポートしつつ、行政の立てた計画をどのように実現するのが、真摯に問われる番となる。

それはまた、「家で死ぬ」という条件をいかに整備するかにある。その7つの条件（宮崎和加子「ケアその思想と実践4 家族のケア家族へのケア」岩波書店2008年刊）とは、①家で死にたいという本人の意思を尊重すること。②24時間対応する家庭医の心強い存在。③訪問看護師もまた24時間体制で関わり、一緒に看取りをする存在。④日常を支える家族や友人、そしてヘルパーのケア体制。⑤介護保険を利用するにはケアマネジャーが必要。⑥友人、知人、ボランティアなどが精神的に心強い存在となり、当事者によっては信仰心も重要であることから宗教家も必要。⑦覚悟である。当事者も家族も、そして地域の知人、友人も、その時をどう迎えるのかを考える覚悟である。この7つの視点で、市民も熟考しなければならない。

市民は態度を再度表明した。行政も社協も医療・福祉従事者も、そして市民も、それぞれが福祉社会を実現するために、どのように役割を担い、どのように社会システムを有機的に機能させるのが、シビアに問われる、これからの5年、そして10年であることを心したい。

5. 第3期「きずな」計画の展望と課題 ～小さな幸せを希望に紡ぐまちづくり

(1) 目標「ひとりの小さな幸せを希望に紡ぐきずなでまちづくり」

人は幸せになるために生きている。しかし、その幸せを簡単に打ち壊す要因は、常に身近にあり、特に疾病は避けきれない大きなリスクへと連鎖する。

高齢化することの財政的問題は、平均寿命*35と健康寿命*36で男9年、女12年の差があることで、平成26年度（2014年度）医療費は40兆円を越え、介護保険料は10兆円とかさむ。10年後には、医療・介護費は1.5倍の74兆円に膨らむという。この差を縮めるためには、一年でも一ヶ月でも、健康寿命を延ばすことが、政策の重点となり、「地域包括ケア」が進められる理由でもある。

また、少子高齢社会は労働人口の減少、経済成長の先細りで税収は減少し、雇用条件による所得格差や老後の年金取得格差により大きな貧富の差が生まれている。さらに、一人暮らしが増加し、自立生活が困難になる高齢者への地域での支え合い助け合いが、必要不可欠となってきている。

日々の暮らしを不安に陥れる要因は多々あり、個々の事情によって複合的・重層的に絡み合い不安を増長する。さらに問題を先送りすることで、もしそうなったときの事態への事前の対応策を回避し、思考停止するのが常である。

それは、自分のおもいに合う情報をより拡大して取得し、逆にそれを否定するような情報については、目をつぶり、耳を塞ぐ。危機感を煽って、変化を促すような情報は意図的に見過ごし、「このままでいい」「まだ大丈夫だ」という「認知的不協和」という意識が働いているからである。

あえてここで、その危機意識を覚醒させなければならない事態が起こっていることを知らしめるのが、きずな計画の大きな役目でもある。

高度医療の発達、延命処置により、天命の期を曖昧にしてしまった。介護・医療の費用負担だけではなく、その介護労力の加重の状況が、暮らしを圧迫する。天寿を本当に全うできる人は、果たしてどのくらいいるのだろうか。

歴史をふりかえると、人生50年の時代、家族による老人介護の期間は2～3か月だったという。伝統的に老人を家庭の中で家族が介護してきたことを、「家族の美風」と信じられた。「看取り三月（みつき）」というのが、見送る家族からして、せめてそのくらいお世話をしたいという惜別の情の表れであり、介護の辛苦にも限度があることを示す言葉でもあったのだ。

*35 0歳児が平均してあと何年生きられるかという指標のことである。喫煙や飲酒などの生活習慣、医療体制、ストレスなど様々な要素が影響するとされ、厚労省は5年に1回、都道府県別の平均寿命を発表している。

*36 日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のことである。WHOが2000年にこの言葉を公表した。平均寿命から介護（自立した生活ができない）を引いた数が健康寿命になる。

昭和49年(1974年)高度経済成長が戦後初めてマイナス成長を示し、バブル経済に凋落する兆しを見せた時、「自助努力、同居家族の相互扶助、民間活力、ボランティアの活用」に、期待を寄せた過去があった。

そして、現在厚労省の「第5期介護保険事業計画」において、「地域包括ケア」が重点施策として進められている。「第3期以降、①急激な高齢化の進展(独居高齢者、認知症の高齢者の増加)、②高齢者像と地域特性の多様化など、高齢者の保健医療福祉を取り巻く環境の変化等に適切に対応し、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つを一体的に提供していく『地域包括ケア』の考え方に基づき取り組まれ、引き続きその延長線上に位置づけられた計画」が第5期計画である。

現在、慢性疾患患者やホスピスケア^{*37}を求める人は、病院ではなく在宅での暮らしを希望する人も少なくない。高齢者福祉施設も待機者の列が長く続き、その間自宅で亡くなる人も多くなっている。サービス付き高齢者向け住宅^{*38}も増えてきているが、その費用は高く、財産や年金で賄いきれる人に限定される。夫婦ではとても入居することは難しい。そうなれば、家で家族が介護しなければならないという、あらがえない現実がある。

それでもなお在宅ケアを重点に「地域包括ケア」を施策的に進める先にあるのは、10年後を想定した高齢者の「家での死に方」にあると、まず指摘しておこう。穿った見方をすれば、「一人ひとりができる国民としての社会貢献活動」なのである。

「住み慣れた家で、地域で、できるだけ医者にかからず、健康づくりに精出して、介護保険料はしっかり払い、介護保険の利用はほどほどに、世間に迷惑かけずに暮らしなさい。できれば世間でお手伝いして、こころのケアもしてください。だから、どんどんボランティアしあって、元気に長生きするために、生きがい見つけてくださいね。そうして、もしものときの『助け合い保険』をお互い掛け合いましょう。我が家で、そして地域で、できるだけ元気に暮らすことが『お国のため』。それこそ滅私奉公、奉仕の精神そのものです。最期は、病院ではなく“おうち”でどうぞ」

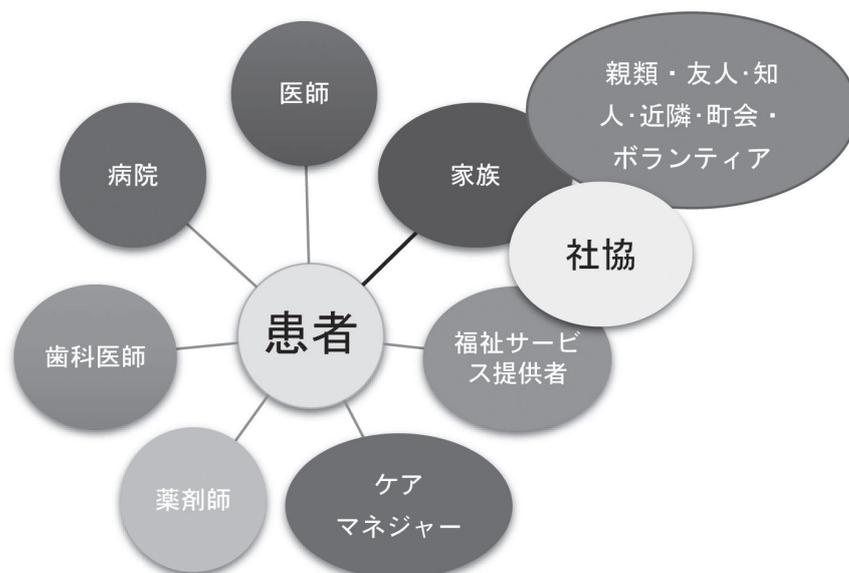
一人暮らしの77歳の女性は、レビー小体型認知症^{*39}で入院、投薬で症状が改善し一度退院したが、転んで腰の骨を折り再び入院。そこで退院後の生活訓練を受けた。退院から1年半、現在介護施設のデイサービスに週4日通い、残り3日は近所の人たちが自宅に来てくれ、一緒に食事する。地域に古くから伝わる助け合いだ。通院は月1回。病院からは看護師が月1回自宅にやってくる。「家はいいね。みんなが助けてくれるおかげ。うれしいなあ」と笑う。(朝日新聞2016年1月31日「認知症社会」から)

*37 末期の患者とその家族を、在宅、入院などの体制の中で、極力痛みや苦しみを除去し、患者の意向に沿ったケアを継続的なプログラムをもって提供していくことである。

*38 介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅のこと。

*39 脳の広範囲にレビー小体という異常な蛋白がたまり、脳の神経細胞が徐々に減る進行性認知症のこと。

図4-1 医療中心の在宅生活を支える連携と社協



この事例は、そうありたい、そんな地域づくりをしたいという希望を如実に叶えている。人は必ずひとりぼっち、「おひとりさま」になる。例え認知症など病気を患っていても、最期まで自宅で暮らしたいという希望は強い。だから、ひとりになっても暮らせるまち（地域）が、彼女の笑顔と喜びをともに分かち合う助け合いのまちになる。それは、普段の生活様式として、また次世代へと伝えられる。そんな福祉風土をつくるのがこれからのまちづくりだ。肩肘張らずに、そのことを当たり前の日常にする。

だから、きずなの目標を「ひとりの小さな幸せを希望に紡ぐきずなでまちづくり」とした。闘病中であっても、障がいがあっても、子育てが大変であっても、それぞれがここで小さな幸せを感じて、ここで「生きたい」という人のおもいと支え合いを紡ぐきずなづくりこそが、私たちの希望に変わると信じて歩み続ける。

（2） 社会福祉法人の新たな地域貢献の取り組みと地域福祉

在宅サービスを供給し、在宅ケアを充実させるための方策が、きずな計画である。

その計画を市民と共に推進する登別市社協の地域福祉戦略を明らかにし、市民や行政及び福祉関係機関との協働をしっかりと取り付けなければ、第3期きずな計画は頓挫する。

札幌市北区で、町内会と連携し、地域の高齢者が集い、ボランティアが運営する「地域交流スペース」を某ケアホームの多目的ルームに開設した。週3回、ギターの弾き語り・懐かしい映画鑑賞・振込詐欺対策セミナーなどイベントも企画されている。デイサービスではないので、有資格者による介護はない。あくまでも地域拠点として施設を開放し、町内会と共に運営するのである。

また、札幌市厚別区にある整形外科病院には開院と同時に、インストラクターが指導する健康づくりや院内に高齢者が集う地域サロンを開設している。

江別市にある福祉施設等を総合的に経営する社会福祉法人「北海道友愛福祉会」が、平成27年（2015年）4月地域貢献部署として「地域助け合いサポートセンター」を新たに設置し、地域福祉、在宅ケアにシフトした事業を展開している。

設置に至った根拠は、昨年社会福祉法人制度の改革として「社会福祉法等の一部改正する

法律等」案の中に「地域貢献」があげられ、その先取りとして試行されたものである。安保法案の審議が優先され、法案はまだ通過していない。しかし、重要な制度改革の法律であり、社会福祉施設等を運営する法人としては、地域貢献を回避できない事態が生じるのである。その法案には、地域における公益的な取り組みを行うことを責務とし、無料または低額な料金で福祉サービスを提供することを責務とするものと明記されている。

何をもって公益とするのか、どのような福祉サービスを提供するのか、法案には具体的な内容についてまだ触れられていないが、地域のニーズや施設の社会資源の活用度合いによって当然違いが出てくるものと想定される。

そのような状況の中、「地域助け合いサポートセンター」を設置し、従来法人が地域貢献としてきた業務を一つの部署に取りまとめ、さらに推し進めていこうという気概に感嘆する。そこには市民性教育としての福祉教育を意図することも指摘しておきたい。

①特別養護老人ホームを拠点に全サービスの365日営業、②独居や身体的負担によりゴミの処理が難しい「有料ゴミ出しサービス」（1回100円、現在40世帯で利用）、③移送サービスは11月から開始され、定期通院、透析、買い物、旅行など、ニーズが多い。④独居高齢者電話サービス、⑤大晦日の無料入浴サービス、⑤独居世帯の話し相手や掃除などを担う訪問ボランティア、などメニューも多彩である。

これらの事業を可能にするのは、自治会との連携にある。自治会の役員が評議員や第三者委員として法人運営に参画し、法人の職員が自治会活動のサポーターとして関わっている。また施設を自治会の総会や会議の会場として提供したり、自治会のイベントや夏休みのラジオ体操の会場として提供したりしているのである。

さらに、施設機能・設備を開放し、地域のつどい場づくりをしている。①子育て支援・遊びの広場の開設など、地域子育て支援事業へのサポート、②地域の学童保育との連携によるイベントの開催、③多世代交流イベント（保育園七夕祭り、ふれあい動物園、お絵かき&写生会）、④地域住民を対象とする健康づくり事業へのサポート（チェアエクササイズ）、⑤災害時における避難拠点として、地域の福祉避難所協定の締結、⑥コミュニティサロン・カフェの運営などが実施され、ボランティアの活動の場ともなっている。今後の予定では、学童保育の受け入れや介護予防センターをオープンするという。

まさに、地域に密着した地域福祉・生活支援の拠点として施設をオープンにし、社会資源・人材を地域に提供することで、地域貢献がしっかりと形づくられていくのである。そこにまた、福祉を担う「福祉人」が育っていくのである。このような先駆的な取り組みは、他の施設にも広がるのではないかと期待される。さらに、地域福祉の拠点としてパワーアップするための仕掛けを作らなければならない。例えば、このセンターに社協の地域福祉コーディネーター*40を配置し、社協と協働することも一考であろう。

余談であるが、職員数約400人を抱えるこの法人の、新卒スタッフの7年間の定着率は、100%である。若い人たちの離職率が高く3年も持たないと社会問題になっている昨今、驚くべき数字である。

その一方で、侮れない問題も起こっていることを指摘しておこう。

*40 地域で発生する多様な福祉課題を、住民やその当事者たちが主体となり組織的・継続的に解決できるようサポートする役割を持つ人材のこと。

昨年1年間の介護サービス事業者の倒産件数（負債額1000万円以上）が76件に達し、介護保険制度の開始以来、最多を記録した（毎日新聞2016年1月22日朝刊「東京商工リサーチ調査」から）。

76件のうち、従業員5人未満が63%を占め、設立5年以内が目立ち、新規で小規模な事業者が多く、介護事業の厳しい環境が他の業種の倒産と比較して際立っている。負債額が1000万円以下は、この調査の倒産件数にはカウントされていない。倒産の実数はもっと多いと想像される。その原因は、景気回復で他業種に人材が流れ人手不足が深刻化していることと、報酬改定で介護報酬の引き下げなど、特に小規模型の通所介護や訪問介護が痛手を受けている。

厳しい淘汰の波は、これからも続くと思われ、登別の介護サービス事業者の今後の経営も、安泰とは言い難い。そのような実情を踏まえつつ、地域との関わりをいかに深めていくのかを、経営戦略としても考えなければならない岐路に、立たされているのではないかと。

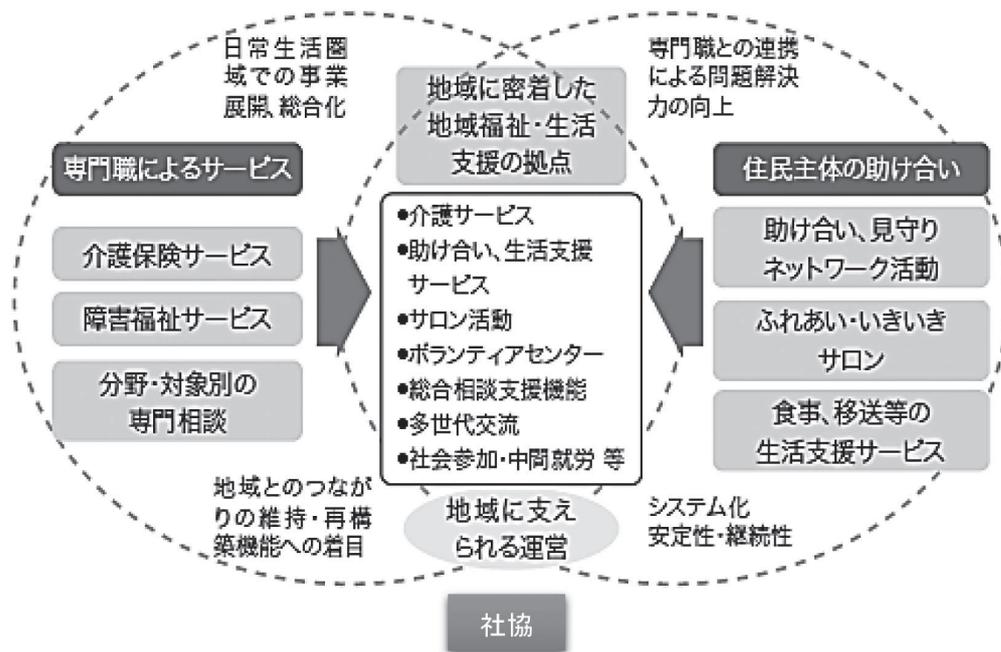
医療機関も、室蘭近隣の病院ではベッド数の削減に迫られ、空きスペースが生まれてくる。また、経営上在宅医療にシフトしなければならない状況も生まれてくる。地域に訪問看護ステーションを設置して、小回りのきくシステムを考える医療法人もあるかもしれない。

そのような医療法人とは、地域福祉の地域拠点として空きスペースの開放や人材の提携など、医療の地域包括ケアの展開に伴い協働しなければならない事態が、今後予想される。検討はこれからである。

また、室蘭を中心に登別・伊達の医療・介護・福祉の専門家が在宅ケアについて研修している「西胆振在宅ケア連絡会」との関わりも、今後重要となるであろう。そこに所属するメンバーには、きずな推進委員もいる。「在宅ケア」の動向や実態を把握する大事な情報源ともなる。

(3) 新たな拠点型ネットワーク構想～住民協議会モデル事業の提案

図4-2 地域に密着した地域福祉・生活支援の拠点づくりのイメージ



先に示したのは、地域拠点としての福祉・医療施設との協働事業の可能性である。新たに地域に拠点をつくるリスクを回避することも併せて、協働することにより、歩いて1.5 km 範囲に身近な拠点があれば、その利便性は増すであろう。小さい単位で多くの拠点を、校区単位でネットワークする中核拠点を整備することも、一策であろう。

その運営は、地域住民が主体となって「住民協議会」を設置し、きずな事業を推進していくことになる。まだ構想段階であり、今後どのように地域に拠点を作っていくのか、協議を積み上げなければならない大きな課題である。ただし、その拠点には各福祉施設・事業所、医療機関、商店なども巻き込んだネットワークが不可欠である。また、拠点の運営を担う地域福祉コーディネーターの配置や、拠点を支える市民ボランティアの人材育成と要員確保の問題もある。（参考図「地域に密着した地域福祉・生活支援の拠点作り」）

机上の空論ではなく、実質的な論議をするためには、並行して「モデル事業」を、社協として提案する。全校区一斉に取り組むことは難しいこともあり、進取的な意欲のある地域や住民の協力態勢を整備しつつ、モデル事業を進める意向を示す。

その一つとして、アンケート調査や住民座談会でも常に話題になっていた重点事業としての買い物や医療機関への送迎を目的とした「移送サービス」モデル事業を、社協内部でも検討中である。多くの在宅ケアメニューがあるなか、一番難関である事業から手をつける。

「目は臆病 手は鬼」三陸地方のことばだ。処理不能と思われる山積している問題を前に、怖じけずいて思考停止に陥り立ち止まってしまうことが多々あるが、とりあえず手や頭を動かせば、思ったより上手く片付くこともあるという意味である。

そこに山積する問題に、圧倒されて身動き取れずにいるのではなく、「きずな」を足がかりに、まず動き出すことであると判断し、モデル事業を興すのである。

二つ目に、独居世帯の「鍵の預かり」事業である。見守りの際に緊急事態が起こったときに素早く対処することが求められる。まずは、拠点とネットワークする福祉施設・事業所との協働である。福祉事業所などの協力を得て、利用者の同意のもと、「鍵の預かりサービス」を実施する方向で考えている。

三つ目に、すでに実施されている「高齢者等見守り・生活支援サービス モデル事業^{*41}」の継続である。この成果をもって、タブレットを活用した見守り・生活支援の拡充を進めるのである。

それらを突破口にしなが、改正された介護保険制度の行政サイドの運用に関連して、介護保険適用事業の開発構想をしっかりと念頭に置き、在宅ケアに取り組まなければならない。さらに、現在まで継続的に取り組んできた「小地域ネットワーク活動」など、事業の実績を積み上げていくことも、重要な意味を持つ。

また、今後増えることが想定される「男性介護者」や「働く人の介護サポート」などの対策として、男性介護者の孤立を防ぐサロンの開設や相談窓口の需要が見込まれる。その背景には、介護離職の問題もあり、福岡市では平成28年度（2016年度）予算案に、夜間・週末対応の相談窓口を設置、ケアマネジャーの資格を持つ相談員を2名配置し、介護保険制度の利用法、デイケア施設の紹介、徘徊探知機の貸し出し案内まで幅広く、仕事と介護の両

*41 平成27年度（2015年度）より登別市社協にて実施している、タブレット端末を活用した安否確認等を行う事業である。

立を支援していくという（毎日新聞 2016年2月12日西部夕刊）。政府が掲げる「介護離職ゼロ」実現に向けた取り組みで、地方自治体が労働者に特化した介護相談窓口を設けるのは、深刻な事態を反映している。

さらに、介護の現場では男性が女性よりも追い詰められることで、介護虐待の問題や介護殺人などの社会問題を引き起こす事例も少なくない。介護殺人では、加害者の7割が男性であった（毎日新聞 2015年2月7日朝刊）という。

有償性も含めて、在宅ケアサービスのあり方を、市民とともに論議しつつ、実現に努力しなければならない覚悟がある。そこに「希望」を見出さねばならない現実、直面しているのである。

平成30年度（2018年度）の制度見直しに向けた論議が、社会保障審議会（厚労省の諮問機関）の部会で2月17日から始まった。膨らみ続ける介護費を抑制するため、今度は「要介護度の低い人」を対象としたサービスの縮小を図る。矢継ぎ早な制度改革は、次年度法改正をめざすという。

論点は、財政制度等審議会（財務省の諮問機関）が昨年6月、要介護1・2向けの訪問介護で生活支援サービスの利用が多いことを指摘し、介護保険から外して原則自己負担にすべきだと提案し、平成28年（2016年）末までに結論を求めている。

掃除や調理といった軽微な生活支援サービスを保険対象から外す。軽度者向けの手すりの取り付けといった住宅改修を保険対象から外す。「高額介護サービス費^{*42}」制度の自己負担上限額を引き上げる。サービス料の自己負担の割合が、2割以上の人の対象を拡大する。さらには、40～64歳の現役世代が支払う保険料を、医療保険ごとに加算者の所得に応じて決める「総報酬割」にする。これらが改革の主なポイントである。今夏の参議院議員選挙後、高齢者の負担増や給付減が、本格的に論議されていく。制度の改正が行われると、平成30年度（2018年度）以降「介護報酬^{*43}」も改訂され、実施されることになる。

在宅でサービスを受けながら、軽度な状態を維持してきた人が重症化するといった深刻な事態を招き、多くの「介護難民」が生まれることも否定はできない。

この国の福祉の行方に、安閑とはしてはられない。その渦中に、この第3期きずな計画が始まろうとしているのである。さらなる覚悟をして、こころして計画に取りかからなければならぬ。

（4）なぜ有償サービスが、いま問われるのか

地域拠点を機能させるには、地域の福祉活動者の確保が、最重点課題である。団塊の世代を中心としたフットワークの軽い世代の、新たな人材の発掘をしていかなければならない。そのためにも、介護予防、防災、健康・疾病、障がいなど専門・課題別に、さらにはリーダー養成なのか、新人育成なのか、フォローアップなのか、研修対象を分けた具体的な研修会のプログラムの検討と展開が必須となる。その上で、研修後の活動の場をしっかりと構築

* 42 介護保険サービスにおける1ヵ月間の実質負担額が一定の基準を超えたとき、超過した分が払い戻される制度のこと。

* 43 介護保険制度において、介護サービス事業者や施設が、利用者にサービスを提供した場合、その対価として事業者を支払われる報酬のこと。

し提供しなければ、個人学習の範囲で終始してしまう。その活動にやりがいや生きがいをもって、社会的有用感や社会的価値を見出すようなプログラムが必要となる。その一つの方策として、厚労省が進める「介護予防ボランティアポイント制度^{*44}」が、他市で実施されている。苫小牧市では平成26年度（2014年度）から、千歳市では平成27年度（2015年度）から取り組まれた。

苫小牧市では、65歳以上の高齢者（介護保険サービスの要支援を含み、要介護は含まない）が、ボランティア活動を通して自身の介護予防につなげるとともに、地域の支え合いに参加することで社会的有用感を味わい、生きがいを見出す。さらに、ボランティア活動に対して活動時間単位のポイントを付加し、溜まったポイントは年度末に換金される制度である。ポイントは1時間1ポイント、1時間以上2時間まで2ポイントで一日の上限とするもので、年間50ポイントまで換金（1ポイント100円）が可能とされ、それ以上のポイントは次年度に上限を切って持ち越される。

千歳市では、市の所管事業であるが、千歳市社協が業務委託を受けてすでに100名以上が登録し、市内の各福祉施設等でボランティア活動を行っている。

なぜ、これだけ人が集まるのか。ボランティアは個人の意思であり、地域や福祉の関わり方を個人として求めていることが見えてくるであろう。既存の団体やサークルには、なかなか入りにくいけれども、社会活動に興味関心のある市民は確かにいる。もちろんそのような活動をしている人も、当然参加しているが、夫婦での参加、友だちとの参加、知人との参加など、個人のつながりで関わる人もいるであろう。

肯定的に捉えるしかない。なぜなら、このようなカタチを制度的に作らなければ、動けない、動かない現状は否定できない。需要と供給のバランスからも、確かに高齢者の社会活動を地域につくり出すことは重要な展開であり、特に高齢者施設で受け入れをする場合は、いずれ利用者として利用する前提に立てば、そこでのサービスの質や量、介護するスタッフの介護度などチェックすることができる。なにか問題があれば、よりよき介護のための改善を求めることも可能であり、より質の高いサービスが提供されることになる。

その前提こそ、施設が地域に開かれ、その評価を市民にされることであり、この事業の波及効果は計り知れない。

人は、時代が変わっても生活の本質は変わらないからこそ、将来の自分をそこに見据え想像し、地域や他の人と関わり、ともに生活・福祉課題に取り組むボランティアな行動が、協働の市民力として束ねられていくことになる。その機会と場を、地域に豊かに用意しなければならない。

「介護予防ボランティアポイント制度」は、登別市ではまだ取り組まれていない。しかし、その考え方も考慮しながら、有償性の論議を始めなければならない時を迎えた。

*44 地方自治体が介護支援に関わるボランティア活動を行った高齢者（原則65歳以上）に対し、実績に応じて換金可能なポイントを付与する制度であり、介護保険料を実質的に軽減する制度である。介護保険法の規定に基づき、地域支援事業交付金を財源として導入された。制度の運営は、自治体が介護予防事業として行い、ボランティアの登録や手帳の交付、ポイントの管理・付与は、地域の社会福祉協議会などが行う。

(5) プロジェクトチームをシンクタンクとして存続させよう

計画が動き出すと、さまざまな問題や課題が浮き彫りになってくる。当然軌道修正も余儀なくされるであろう。また、法令や制度の改正などにより、行政の施策が変わってくる事態も予測される。

第3期きずな計画づくりで、シンクタンクとしてその中核を担ったPTは、そのチーム力を見事に発揮した。これからも専門性を持った市民が「きずな」を支え進める屋台骨として、継続的に取り組むことが、最善の策であると考えます。

「有償サービスのあり方」についての検討は、早急に新たなPTを設置しなければならないと考える。地域によって住民の考え方や対応に当然違いが出てくる問題ではあるが、論議するための叩き台をつくるためには、必要不可欠である。

もちろん、5年の実践期間の中で生じた課題を検討するために、臨機応変に新たなPTを立ち上げ、対処しなければならない事態も起こりえる。

さらに、これらのPTは、第4期きずな計画づくりに大きな戦力となって、その成果が反映されていくことになるものと考えます。

すなわち、すでに第4期きずな計画を見据えながら、5年に挑むことになる。万全を期して、心してかかりたい。

(6) 社協の体制をさらに強化しよう

登別モデルは、平成25年(2013年)空知管内妹背牛町の「わかち愛もせうし」計画として継承されている。しかし、なぜ他の地域に広がらないのか。簡単である。手間と時間と経費がかかるからである。社協主体で計画をつくり、住民の協力を得るといった行政スタイルが、オーソドックスなトップダウン的な方法で、楽だからである。

その安直な方法を11年前に拒否し、市民と共に福祉を考え、計画を策定するだけでなく、市民と共に行動する覚悟を決めた。6年前には、地域で校区きずな計画を立てた。これらの手法は、「市民自治」の考え方を具現化したものに他ならない。そこに民主主義の本来あるべき姿であることを、如実に確かめた10年ともいえる。

それを、民間団体である社協が、実現したのである。そのために、腹をくくった。どのような組織づくりが必要なのか、人員の配置やその職務内容の見直しなど、機能的・有機的に計画を進めるために、内部改革も余儀なくされた。さらに財源をどう確保するのか、奮闘してきた11年でもあった。計画遂行の大きな壁は、行政との予算折衝である。これからも行政との折衝は続く。だからこそ、市民力で後押ししたい。

推進の要となる社協は、スタッフを福祉の専門家として育てなくてはならない。ベテランと新人、部署の違いによる意識の相違は否めない。それでもなお、社協スタッフが一丸となるためには、共通理解と協働意識、職務への責任と遂行の意思を強めなければならない。

第2期きずな計画づくりでは、個々それぞれが地域福祉のあり方を学んだ貴重な機会となった。一方で市民と顔見知りの関係をつくったことで、事業の推進役として市民と協働していく確かな手応えを感じたのではないかと。その経験こそが、共通財産として社協内で共有され、第3期きずな計画に継承されなければならない。

仕事への責任と笑顔こそが、社協という組織を活性化させる。そこに、高い使命感と確か

なコミュニティ・ソーシャルワーク*45力、人と向き合うコミュニケーション力、そして豊かな実践力を身に付けた人材が育てられて、市民からの人望と希望の糸を紡ぎながら、きずな推進の原動力となるよう切望する。

さらに、社協は行政のみならず、社会福祉法人や医療法人、福祉事業所、NPO法人、ボランティア団体、企業などとも幅広く連携し、身近な地域での助け合いや支え合いという協働の仕組みづくりを、目に見えるカタチで積極的に進めなければならない。

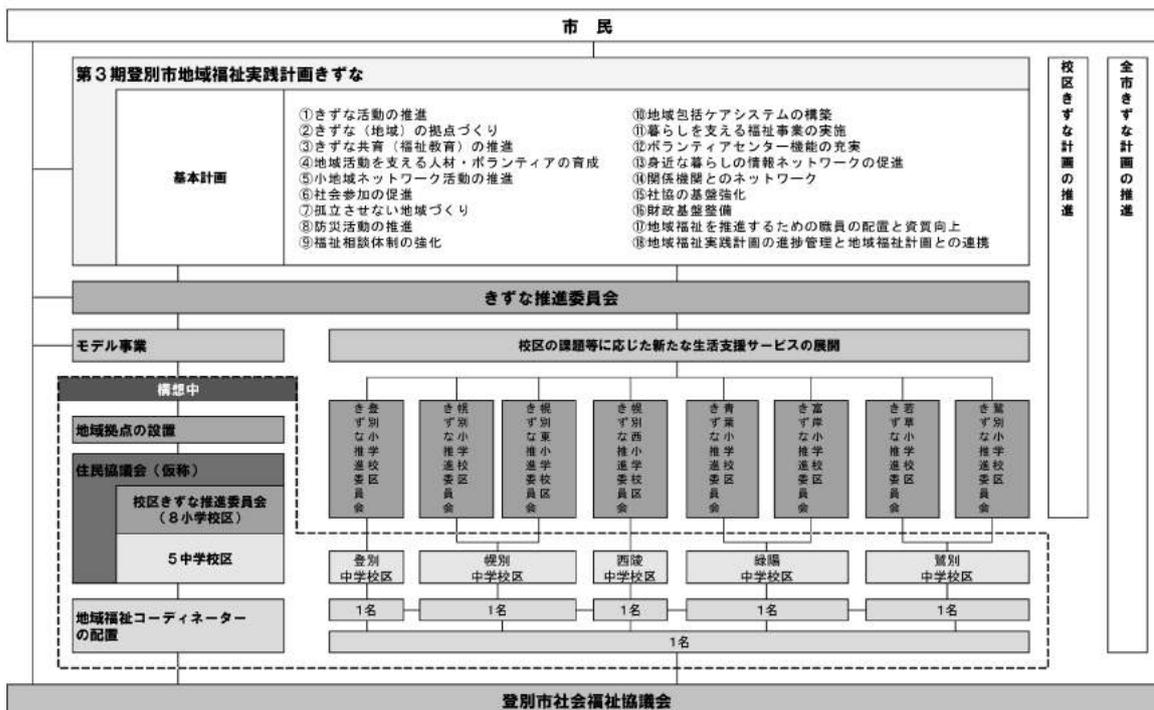
そこで社協は、それぞれがどのような役割を担い、どのような方法で効率的かつ効果的な実践を展開しなければならないのかを提案しなければならない。地域福祉をとりまとめる中核的推進機関として、地域のネットワークづくりと支援システムづくりに重点を置いた役割を、必然的に担わなければならないからである。

今後の地域福祉は、家族や家庭という枠組みを超えて、個々人が充実した生活を快適に営む場としての地域を、地域住民の連帯を通して再構築してことが課題となり、「校区きずな計画」がその指針となる。身近な地域で「きずな」をしっかりと可視化しなければ、理解と協力を得ることは難しい。だからこそ、そこに社協の存在を知らしめるチャンスがある。

財源確保の問題も、市民の浄財をきずな予算として市民に還元していることを、これからも伝えて、会費・募金・協賛金というカタチでの協力を呼びかけていきたい。

社協が、市民の暮らしの目線で、いのちと暮らしを護るセーフティ・ネットであることを周知したい。理と利、そしておもいがあれば、人は動く。

図4-3 第3期きずな計画の展望イメージ



* 4 5 地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する実践の総称。

(7) まとめ「弱さを知らなければ強くは生きられない」

人は、一人では生きていけぬ、か弱き存在である。その弱いところを弱いといい、辛いことを辛いということが、素直に言えず悩みを深くする。弱音を吐かないかぎり、だれも気づかない。それで、しんどくても我慢をすることで、余力を残すことなく倒れてしまう。

だから、己の弱さを知ることで、問題の本質としっかりと向き合い、問題点が明らかにされることで解決への道が開けるのである。そこから、弱さは生きる強さに変わっていく。ケアを受けながらも、自立して生きることへのおもいが強くなり、頑張ることができる。

「ケアという関係は、家族や親しい人の献身的な支援で閉じるのではなく、いつでも手伝ってもらえるような依存先を、あちこちに分散させて置くことが肝心だ、これは介護されるものだけではなく介護する側にも言える。ケアを受ける人よりもケアをするの方が往々にして助け手が少ないという重い事実もある」だから「支援者を増やしておくのが、いちばん安全なんです」と、自身も重い障がいがある小児科医熊谷晋一郎*46氏は語る。

地域に保険を掛けるというのは、このことである。

「助けて！」と言ったときに、駆けつけて手を貸してくれる人が、周りに何人いるかが、その人の人生の「ひと財産」であり、そのためにも「ひともう（儲）け」をしなければならぬ。すなわち、わたしを「信じる者（儲という漢字の分解から）」が、どれだけ身の回りにいるのか、つくるのか、課題である。

たしかに世間のしがらみに鬱陶しさを感じ、その干渉に耐えられないことも事実である。それでもなお、元気なうちに「ひともうけ」に励みたい。それは、助け合い・支え合いの「きずな」活動に参画することで得られるものであることを強調したい。

これからの未曾有の高齢社会を乗り越えるためには、人材育成こそが大きな課題である。単に福祉の担い手を求めるだけではない、市民性の教育としての福祉教育を基盤にして、教育という視点を明確にした事業を進めることが重要である。

教育は教育者だけの特権ではない。いつでもどこでも学ぶことができる。特に福祉の実践を通じた学びは、その人の人生の糧になることが少なくない。無駄なことは何一つないともいえよう。ただそのことを意識的に学びとして取り組むかどうかで、その質は自ずと変わってくる。生涯学習の場として、「福祉」はその生き死にに関わることから、人間のありようを、人とのつながりを、「きずな」を通して「死生観」を学ぶ場としてほしいと切望する。そこに育つ「市民性」を土壌にして、「市民力」という「きずな」の太い根を、育てなければならぬと考えるからだ。

もう一つ、「まちの人が求めるものは、そこにはないもの。よその人が求めるものはそこにあるもの」とよく指摘されるが、我がまち、地域にあるもの、気づかぬ良さを見出すこととつくり出すことで、その地域の福祉力を充填していくことが、まちづくりのヒントとなるだろう。

* 46 日本的小児科医。新生児仮死の後遺症で脳性麻痺になり、車椅子から離れられない生活を送っている。小中高と普通学校で統合教育を経験した。山口県立徳山高等学校を経て東京大学医学部卒業後、病院勤務等を経て、現在は東京大学先端科学技術研究センター准教授。

これからの実践の過程で、当然問題が生じる。そこでまた市民力が試される。その繰り返しのなかで、市民が問題解決力を身に付け、共有財産として活かし、地域の福祉力を強めていく。それこそが、スパイラル（螺旋形）に地域福祉を高めていく市民協働の大きなうねりとなって、福祉社会の実現に向かっていくのである。

泥臭くても構わない。市民の主体的な協働参画のあり方として、新たな「登別モデル」が形成された。その実践モデルこそが、これからの日本の地域福祉のあり方を示唆する。それだけの仕事を繰り返ししてきたことを自覚して、その責務を市民一人ひとりと共に担いながら、自信と勇気をもって、「希望を紡ぐきずなでまちづくり」をめざしたい。

第1章 きずなの理念と基本目標



1. きずなの意義と特徴

(1) きずなは、市民と共に地域福祉を推進する具体的な行動計画です。

(2) きずなは、人権を根幹に据え、市民個々の人間観、生活観を共生・共存を目的とする福祉の視点で見直し、市民個々のライフスタイルの尊重と地域コミュニティを創造する計画です。

(3) きずなは、生活圏域としての小学校区を基盤とした地域福祉計画であるとともに、全市民を対象とした地域福祉を推進する計画です。

(4) きずなは、市民の主体的な参画により地域の福祉課題に対して積極的に問題解決に向かう行動エネルギーを引き出す計画です。

(5) きずなは、地域で生きる一人ひとりを孤立させることなく、誰もが人間らしく健康で生き生きと安心して暮らすために、一人ひとりがしっかりと結び合い・支え合い・助け合って生きるための仕組みづくりであり、自治的に協働して問題解決していくための計画です。

(6) きずなは、ノーマライゼーション^{*47}やバリアフリー^{*48}、ユニバーサルデザイン^{*49}などの理念を、実現に向けて推進する計画です。

(7) きずなは、地域における行政と市民、そして社会福祉協議会との関係性を豊かにし、協働のまちづくりの新たなパートナーシップを確かに紡ぐ計画です。

(8) きずなは、市民のいのちと暮らしを護るため、地域包括ケアシステムの確立をめざし、福祉を中心に保健・医療・介護等が連携を図り、福祉でまちづくりを推進する計画です。

(9) きずなは、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会、社会福祉法人、福祉事業所、NPO法人、ボランティア、企業等の関係機関が、互いに地域福祉の振興のためにネットワークを構築して協働で問題解決にあたる計画です。

(10) きずなは、市民の手によりつくられた熱いおもいと、ぬくもりのある人間味にあふれた市民主体の計画であり、福祉でまちづくりをするために個々の市民力を発揮することを自らに課した計画です。

(11) きずなは、平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までの5か年計画であり、第1期・第2期きずな計画の実践・評価を積み上げながら、小学校区を中心に市民参画協働をさらに力強く進める計画です。

2. 第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」の目標

ひとりの小さな幸せを希望に紡ぐきずなでまちづくり

3. きずなの基本理念

心豊かに「きずな」を紡ぎ護り[・]育[・]育てることで、
一人ひとりを大切にする共生共存のまちをつくります

親子 きょうだいのきずな
夫婦のきずな
親戚・縁者とのきずな
友人・知人とのきずな
近隣・地域とのきずな
職場・学校でのきずな
同じ目的を持つ 仲間同士のきずな
異質なものを持つ者同士のきずな
そして、わたしのまちへの愛着…これもきずな

人が 人とまちに しっかりと結びついてこそ
そのいのちと暮らしは 護られ豊かになる
人は人によってしか 救われない 救えない
「きずな」とは 危うくもろいのちを 紡ぎ合うもの
「きずな」とは 愛する喜びを 感じ合うもの
「きずな」とは 互いに信じ合うことから 生まれてくるもの
「きずな」とは わたしの小さな幸せを あなたと共に生きる希望に紡ぐもの

一人ひとりの 存在の重さを 受け止めながら
お互いに 理解し認め合い 確かめ合うことから
こころ豊かに「きずな」が 共生共存の糸で 紡がれる
きっとそこに 生きるに値する「まち」が生まれるであろう

新しい「きずな」計画は 厳しい時代を
共に生き抜くための 明日への希望を示す道標
「地域で生きる 地域に生きる 地域が生きる」
だから わたしも 行動（うご）く
あなたとの「きずな」を わたしたちの希望に 紡ぎ直すために

4. きずなの5つの基本目標

(1) きずなを育て確かめる

地域福祉を推進するには、市民の福祉に対する関心や意識を高めることが大切です。また、人と関わることは福祉のこころを育てていくことに他なりません。

そして、人と関わることに喜びを持ち生きがいを感じながら共生共存社会を実現するためには、そのことを担う人材を育て、組織・団体を支援することが肝心です。

そんな市民の心意気と実践を確かめ合うためにも、中核になる拠点を充実させなければなりません。

高める（福祉への関心を高める）、学ぶ（学習の機会と場を提供する）、深める（福祉への理解を深める）、育つ・育てる（福祉の人づくりを進める）の4つの観点から、福祉への意識と関心を高める取り組みをします。

(2) きずなを護り強める

人のいのちや暮らしを護るためには、その人の暮らしている地域社会そのものが、誰もが安心して安全に暮らせる「ところ」でなくてはなりません。

そのためには、そこに住む市民が主体的に地域の問題を解決する。そんな活動が、必要不可欠です。大切ないのちと暮らしを護り高めるために、組織作りや小地域での活動の促進、そして、災害や犯罪から地域を護る取り組みも、ないがしろにはできません。具体的な活動を通して、人はそのきずなの強さと護ることの意味を見出すのです。

認め合う（一人ひとりの存在を大切にする）、ふれあう（独りぼっちにしない）、仲良くする（交流する機会と場をつくる）、創る（地域での支え合い・助け合いの仕組みをつくる）の4つの観点から、支え合う地域づくりに取り組みます。

(3) きずなを紡ぎ支える

33%近い高齢化率にある登別市にとって、福祉サービスの質と量の確保と保障は、今後も持続される課題です。その人が「その人らしく」自立し生きていくために必要なサービスが提供できる社会を実現したい。

そのためにも、その人を支える確かなシステムづくりを進めなければなりません、そこにきずなの力が紡がれていくのです。もちろん下支えする人材の育成も必須です。

受け止める（困りごとを発見する）、伝える（必要な情報を提供する）、つなげる（適切なサービスに結び付ける）、支える（必要なサービスを提供する）の4つの観点から、困りごとを解決する仕組みづくりに取り組みます。

(4) きずなを結び深め広げる

「わたし」の暮らしは、様々なひとや情報、ものやお金、そして社会制度やシステムによって支えられています。それらを有効に活用することが生きる知恵です。一人では生きていけない世の中だからこそ、様々な人や期間・団体が、幸せな暮らしをつくるために連携を強め活動を推し進めなければなりません。誰もがもっと幸せに生きていきたい。

その願いを実現するためにも、人との関係をしっかりと結んだ多様なネットワークづくりが求められます。その結び目に「きずな」がしっかりと紡がれ広がるのです。

つながる（共に活動する）、話し合う（住民同士で話し合う）、調べる（地域の社会資源や住民の意向を調査する）、描く（住みよいまちづくりを提案・提言する）の4つの観点から、各地区の協働体制づくりに取り組みます。

(5) きずなを高め保障する

市民の暮らしは、自らが護ることはもちろんですが、そうできない事態はいつでも生まれます。だから、家族はもとより身近な人や知人友人、地域の方々との「きずな」を確かなものにしなければなりません。もう一方で、公的な支援の充実も重要なことです。

地域福祉を推進する母体である「社会福祉協議会」の基盤を強化することが、「わたし」のいのちと暮らしを護ることにもなります。

ととのえる(市民主体の組織体制を確立する)、募る(きずなを推進する財源を確保する)、確かめる(きずなの進捗状況を把握し運営管理する)、強める(きずなの推進母体である社協組織の基盤を強化する)の4つの観点から、きずなの推進体制を確立するために取り組みます。

* 47 高齢者も障がい者も子どもも女性も男性もすべての人々が、人種や年齢、身体的条件に関わりなく、自分らしく生きたいところで生き、したい仕事や社会参加が出来る、そうしたチャンスが平等に与えられ、みんなが一緒に暮らせる社会が当たり前だという考え方である。

* 48 障がいのある人が当たり前の生活を送ることを阻んでいる障壁（バリア）を除去することで、段差の解消など施設面の意味合いが強い。しかし、障がい者の社会参加を困難にする制度や文化、情報、そして意識などのソフト面の改革が重要であり、福祉教育の必要性がここにある。

* 49 障がいのある人の便利さ、使いやすさという視点ではなく、障がいの有無に関わらず、すべての人にとって使いやすいように、初めから意図してつくられた製品、情報、環境のデザインのこと。

* 50 まもる、たすける、かばう、見守り救うという意味。その語源は、「中のものを傷つけないように外からとりまく、かばいまもることであり、またその手段やその役目」であり、介護や看護にも、その人のいのちやこころ、そして人生の係わりの漢字として使用されている。

第2章 全市きずな計画と小学校区きずな計画



1. 第3期きずな計画の体系図



— 第 3 期全市きずな計画書 —

第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」全市計画書

■登別市基本目標：ひとりの小さな幸せを希望に紡ぐきずなでまちづくり

基本目標	基本計画	推進項目	推進項目の考え方	実施事業及び活動
福祉の意識と関心を高める取り組み ①きずなを育て確かめる	1 きずな活動の推進	1 全市におけるきずなの推進	全市あげて、きずな活動の推進を図るため、きずな推進委員会活動の推進強化を進める。	1 きずな推進委員会の運営
				2 町内会、民生委員児童委員協議会との協働
				3 きずな専門委員会の運営
		2 小学校区におけるきずなの推進	校区きずな推進委員会の校区単位でより地域に根差したきずな活動の推進を図る。	4 校区きずな推進委員会の運営
	5 住民座談会の開催			
	2 きずな(地域)の拠点づくり	3 小学校区の拠点整備	小学校区に課題に応じたモデル事業を展開し、拠点づくりをはじめ共に支え合う仕組み作りを推進する。	6 活動拠点の整備
	3 きずな共育(福祉教育)の推進	4 市民にきずなを広める活動	きずな計画の趣旨を広く市民に周知するとともに、各事業への参加を呼び掛ける取り組みを進める。	7 きずな計画の推進状況を市民に伝える取り組み
				8 ふれあいフェスティバル
				9 社会福祉大会の開催
				10 きずなPR活動

■基本理念：心豊かに「きずな」を紡ぎ語り育てることで、一人ひとりを大切に共生共存のまちをつくります

具体的な内容	協力機関	年次計画					財源
		H28	H29	H30	H31	H32	
第3期きずな計画の実践に向けて定期的に開催する。	全ての関係機関団体	重点	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
きずな推進の中核となる町内会や民生委員児童委員協議会との協働体制を強化する。	きずな推進委員会、連合町内会、市民児協、社協等	重点	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
全市、校区きずな推進委員会の取り組みを支援する。	専門委員会	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
校区の関係者の参画を得て、市民の立場できずな計画を主体的に推進する。	校区全ての関係機関団体	重点	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
校区きずな推進委員会が中心となり、小学校校区又は町内会単位での開催を支援する。	校区全ての関係機関団体	重点	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
小学校区毎に課題に応じたモデル事業を展開し、拠点づくりをはじめ共に支え合う仕組み作りを進める。また、拠点づくりの整備について、地域福祉計画等との連携を図る。	校区全ての関係機関団体	検討	重点	⇒	⇒	⇒	その他補助金等
きずなシンポジウム等の開催を通じ、毎年、全市及び各校区のきずな計画の推進状況及び活動成果等を市民に報告する。	校区全ての関係機関団体	実施	⇒	⇒	⇒		自主財源
市民の福祉活動への参加とノーマライゼーション理念の普及をめざし、関係団体等による実行委員会により実施する。	全ての関係機関団体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
市民の福祉意識の高揚と福祉活動者等の顕彰を目的に開催する。福祉への理解を広げるため市及び福祉関係者との連携強化を図る。	全ての関係機関団体	検討	実施	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
きずな計画に基づく市民主体の福祉のまちづくりの取り組みを広く市民に周知するとともに地域福祉活動への参加喚起を図るため、地域イベント等への参加やPR備品の整備を行う。(地域イベントへの参画、きずな赤い羽根テント助成など)	きずな推進委員会、共同募金委員会、社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金

第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」全市計画書

■登別市基本目標：ひとりの小さな幸せを希望に紡ぐきずなでまちづくり

基本目標	基本計画	推進項目	推進項目の考え方	実施事業及び活動
①きずなを育て確かめる 福祉の意識と関心を高める取り組み	3 きずな共育 (福祉教育) の推進	5 福祉意識の醸成と 啓発	福祉に関心のある市民を育てるため、福祉意識の醸成と啓発を図る。	11 福祉教育の推進
				12 ボランティア学習の普及・啓発
				13 ボランティア体験事業の推進
				14 福祉の職場体験や就業体験の実施
	4 地域福祉活動を支える人材・ボランティアの育成	6 地域の福祉力を高める人材育成	地域の福祉力を高めるため、目的に応じた人材の育成・養成等を行う。	15 ボランティア活性化のための人材養成
				16 生活支援サービスを支える担い手の発掘・養成
				17 認知症や障がいの理解と普及・啓発
				18 ふれあい・いきいきサロンを支える人の養成
				19 子育て支援を支える人の養成

■基本理念：心豊かに「きずな」を紡ぎ語り育てることで、一人ひとりを大切に共生共存のまちをつくります

具体的な内容	協力機関	年次計画					財源
		H28	H29	H30	H31	H32	
出前福祉講座等により、総合学習の時間と学校授業における授業企画支援・講師調整を行うとともに、福祉の学習の大切さやハート/バリアフリーの大切さを伝える。また一般企業等への福祉への理解を広める。(講師派遣等メニュー表の作成を進める)	教育委員会、学校、当事者団体、企業、社協等	重点	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
子どもから大人までのボランティア学習の普及啓発や障がい児者を支えるボランティアの育成などを通してボランティア活動の普及・啓発を進める。	教育委員会、学校、当事者団体、企業、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
子どもから大人まで参加しやすいよう工夫しながら施設・ボランティア団体の協力のもと進める。	福祉施設、ボランティア団体、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
福祉従事者の減少や若い世代への福祉職への関心を高めるため、福祉の職場、就業体験等を行う。	福祉施設、社協等	検討	⇒	実施	⇒	⇒	自主財源 共同募金
ボランティアコーディネーターやボランティアアドバイザーの養成を行う。	ボランティア団体、町内会、福祉事業所、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源、共同募金
生活支援サービス(移動・買い物支援・運転手・鍵預かり登録者等)の担い手を養成する取り組みを行う。	社協	検討	実施	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
認知症や障がいのある方の理解を増やすため、住民の参加・周知、啓発に取り組む。	市、地域包括支援センター、福祉事業所等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
サロンサポーター連絡会などの取り組みを行う。	社協、町内会、民生委員・児童委員、きずな推進委員、地域包括支援センター、市等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
ふれあい・子育てサロンの運営者やファミリーサポートセンター会員等を養成する取り組みを行う。	社協、町内会、民生委員・児童委員、きずな推進委員、地域包括支援センター、市等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金

第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」全市計画書

■登別市基本目標：ひとりの小さな幸せを希望に紡ぎきずなでまちづくり

基本目標	基本計画	推進項目	推進項目の考え方	実施事業及び活動
②きずなを護り強める 支え合う地域をつくる取り組み	5 小地域ネットワーク活動の推進	7 地域で支援が必要な方に対する見守り・安否確認の体制強化	誰もが地域で安心して暮らせるよう、ご近所同士のつながりを大切にしながら地域の支え合い活動の推進・強化を図るとともに、災害時や緊急時に対応する専門機関等との連携体制の整備を行う。	20 小地域ネットワーク活動推進事業
				21 災害時や緊急時を意識した地域の支え合いづくり
				22 小地域ネットワーク研修会及び関係者連絡会の開催
				23 企業等と連携した見守り支援体制の構築
				24 軽微な支え合いの仕組みの検討
	6 社会参加の促進	8 尊厳ある居場所づくり	子育て中の親子、高齢者、障がい児・者など地域の一人ひとりが役割を持ち、主体的に関われる仲間づくりの輪を広げる場としてサロンの設置を推進する。今後は、子育て親子から高齢者まで、障がいのあるなしに関わらず、ご近所同士が主体的につながれる、誰もが参加できるサロン活動の推進を市内全域に拡大する。	25 ふれあい・いきいきサロン
				26 ふれあい・子育てサロン
				27 ふれあい会食会
				28 共食の取り組み

■基本理念：心豊かに「きずな」を紡ぎ語り育てることで、一人ひとりを大切に共生共存のまちをつくります

具体的な内容	協力機関	年次計画					財源
		H28	H29	H30	H31	H32	
各町内会等の実情に応じた平常時からの見守り・支え合い活動の促進及び活動支援の強化を図る。	社協、町内会等	重点	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
小地域ネットワーク活動の一環として、きずな安心キット及びきずなづくり台帳等の配布を通して、対象世帯把握の全市展開を進める。	社協、町内会等	重点	⇒	⇒	⇒	⇒	市補助金 自主財源 共同募金
支援者のスキルアップ研修と支援者同士の情報交換の場をつくる。	社協、町内会等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
地域住民と新聞配達、ガス配達等と連携した見守り支援体制の構築を図る。	社協、町内会、企業等	実施	⇒	重点	⇒	⇒	自主財源 共同募金
小地域ネットワーク活動のなかで、ゴミ出しや電球の交換など、日常生活の小さな困りごとを解決する仕組みづくりを行う。	社協、町内会等	検討	実施	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
高齢者や障がい者等と地域住民(ボランティア等)が気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げる。	社協、町内会、民生委員・児童委員、きずな推進委員、地域包括支援センター、市等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
子どもを自由に遊ばせたり、日頃の悩みなどを話せる仲間を作ったりしなら、親同士の交流や地域との交流を図る場所づくりを進める。	社協、町内会、民生委員・児童委員等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
地域で見守りが必要なお年寄り等を孤立させることなく、地域住民とふれあい交流する機会を設けるため開催する。	社協、町内会、民生委員・児童委員、きずな推進委員、地域包括支援センター、市等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
食を通じた多様なつながりづくりの大切さを広める。	全ての関係機関団体	検討	⇒	実施	⇒	⇒	自主財源

第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」全市計画書

■登別市基本目標：ひとりの小さな幸せを希望に紡ぐきずなでまちづくり

基本目標	基本計画	推進項目	推進項目の考え方	実施事業及び活動
②きずなを護り強める 支え合う地域をつくる取り組み	7 孤立させない地域づくり	9 地域で孤立させない支援体制の構築	社協・町内会・民生委員・児童委員等との連携による高齢者等を地域で孤立させない支援体制の構築を図る。	29 高齢者等訪問見守り
		10 高齢者、障がい者、児童虐待予防の啓発・周知	高齢者、障がい者、児童虐待予防の啓発・周知を図る	30 高齢者、障がい者、児童虐待予防の啓発・周知
		11 認知症高齢者等を支えるネットワークづくり	介護者や地域住民ばかりでなく、地域関係者の参加・協力による、高齢者等の在宅生活を支える支援ネットワークづくりに取り組む。	31 認知症高齢者など在宅生活を支えるネットワークづくり
	8 防災活動の推進	12 防災に関わる取り組み	行政、市民、社協等の関係機関が連携を図り防災に関わる体制づくりを進める。	32 災害ボランティアセンターの整備・推進
				33 避難行動要支援者名簿の整備と連携 (小地域ネットワーク活動におけるきずなづくり台帳との連携)
				34 地域が主体的に取り組む防災研修会の推進
				35 関係機関(市や都道府県社会福祉協議会等)との連携強化

■基本理念：心豊かに「きずな」を紡ぎ語り育てることで、一人ひとりを大切に共生共存のまちをつくります

具体的な内容	協力機関	年次計画					財源
		H28	H29	H30	H31	H32	
高齢者、障がい者、社会的孤立の恐れのある人等に対する見守り支援を行う。	市、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
各種取り組みと連動し高齢者虐待や児童虐待の啓発・周知を進める。	市、地域包括支援センター、介護事業所、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
認知症高齢者の徘徊捜索や一人暮らし高齢者の日常的な安否確認など、配達業者や検針員、コンビニ・商店、タクシーなどの地域関係者に協力を求め支援体制の構築を図る。	市、地域包括支援センター、介護事業所、社協、民間事業者等	検討	⇒	実施	⇒	⇒	自主財源
防災対策本部との連携を図り、災害時における災害ボランティアセンターの円滑な運営に取り組む。	市、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
市が進める避難行動要支援者名簿による災害時の迅速な避難支援体制を整備し、災害時の支援体制を構築するため市等と連携を図る。	市、町内会、民生委員・児童委員、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
地域住民の防災意識の啓発と自主防災活動の促進をねらいとするきずな防災研修会を実施する。また、町内会等による高齢者や障がい者が参加する避難訓練に際し、車椅子の貸出や操作方法・介助方法の指導等の支援を行う。	市、町内会、民生委員・児童委員、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
市防災会議への参画と災害ボランティア活動の推進体制の整備等を行う。また、協定の締結に基づき、連携を強化する。	道社協、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	-

第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」全市計画書

■登別市基本目標：ひとりの小さな幸せを希望に紡ぐきずなでまちづくり

基本目標	基本計画	推進項目	推進項目の考え方	実施事業及び活動
③きずなを紡ぎ支える 困りごとを解決する取り組み	9 福祉相談体制の強化	13 各種福祉相談に関する総合相談機能強化	市民の様々な福祉相談に応じる総合相談窓口を強化する。	36 生活あんしんサポートセンター(福祉何でも相談)の充実
		14 生活困窮者への支援	生活困窮者への支援を行う。	37 生活福祉資金貸付事業
				38 たすけあい金庫貸付事業
				39 歳末見舞金支給事業
				40 応急生活支援事業
				41 生活困窮者自立支援事業との連携
	15 権利擁護体制の推進	住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう支援する。	42 日常生活自立支援事業	
			43 成年後見センターとの連携	
	10 地域包括ケアシステムの構築	16 総合事業実施に伴う支援体制の構築	総合事業実施に向けた協議を行う。	44 生活支援コーディネーターの配置
				45 協議体の設置
				46 生活支援サービスの構築に向けた協議
		17 地域包括ケアのネットワークづくり	地域包括ケアを進めるために医療・介護・福祉のネットワーク体制を整備する。	47 専門機関と地域支援者の協力体制の構築(地域ケア会議への参画)
				48 在宅医療・介護連携推進事業との連携及び参加

■基本理念：心豊かに「きずな」を紡ぎ語り育てることで、一人ひとりを大切に共生共存のまちをつくります

具体的な内容	協力機関	年次計画					財源
		H28	H29	H30	H31	H32	
専任の福祉相談員を配置し、地域住民からの多様な相談に対応する。	社協、民生委員・児童委員、市等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
生活困窮世帯等に対し生活福祉資金及び特別生活資金の相談貸付等を行う。	社協、民生委員・児童委員、市等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源等
生活困窮世帯等に対するすけあい金庫貸付事業の相談貸付等を行う。	社協、民生委員・児童委員、市等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 市補助金
生活困窮世帯等に見舞金を贈呈する。	社協、民生委員・児童委員等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	共同募金
生活困窮世帯等の応急生活支援事業の相談貸付提供等を行う。	社協、民生委員・児童委員、市等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
生活困窮者の自立に向けて、生活困窮者自立支援事業との連携を図る。	市、社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	-
判断能力が不足している高齢者や障がいのある方の金銭管理や日常生活を支援する。	道社協、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
成年後見センターとの連携と成年後見制度の普及啓発を進める。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
全市コーディネーターの配置と校区コーディネーターの配置の実現化について協議する。	市、地域包括支援センター、福祉事業所、社協、民間事業者等	重点 (実施)	⇒	⇒	⇒	⇒	-
校区きずな推進委員会等との連携を図り、協議体の設置の実現化について検討する。	市、地域包括支援センター、福祉事業所、社協、民間事業者等	重点 (実施)	⇒	⇒	⇒	⇒	-
介護保険制度の改正状況と生活ニーズに合わせて、新たな生活支援サービスの実現化に向けて検討する。また低所得者への負担軽減の検討も踏まえる。	市、地域包括支援センター、福祉事業所、社協、民間事業者等	重点 (実施)	⇒	⇒	⇒	⇒	-
地域ケア会議に参加し、個別支援ケースを地域住民の立場からも考え、地域支援活動に活かしたうえで活動する。	全ての関係機関団体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	-
医療・介護の関係機関との連携を図り、在宅医療と介護を一体的に提供する体制づくりに福祉の立場から参加・協力する。	全ての関係機関団体	重点 (実施)	⇒	⇒	⇒	⇒	-
在宅ケアを支えるネットワークを構築することで、ケアのあり方や情報の共有化を図る。また、地域研究団体との関わりを深める。	全ての関係機関団体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	-

第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」全市計画書

■登別市基本目標：ひとりの小さな幸せを希望に紡ぐきずなでまちづくり

基本目標	基本計画	推進項目	推進項目の考え方	実施事業及び活動
③きずなを紡ぎ支える 困りごとを解決する取り組み	10 地域包括ケアシステムの構築	18 生活支援サービスの構築	地域ニーズに基づく、生活支援サービスモデル事業等を行い、市民協働による総合事業の実現をめざす。	50 シニアボランティアポイント制度(仮称)の検討及び実施
				51 タブレットを活用した見守り体制づくり
				52 移動・買物支援サービス
				53 福祉有償運送サービスの検討
				54 鍵預かりサービス
				55 介護者の支援とネットワークづくりの検討
				56 福祉用具貸出事業
				57 福祉車両貸出事業
	11 暮らしを支える福祉事業の実施	19 サービス事業の基盤強化	暮らしを支える福祉事業を実施する。	58 通所介護事業
				59 居宅介護支援事業
				60 配食サービス
				61 重度障がい児入浴サービス事業
				62 地域活動支援センター
				63 ファミリーサポートセンター事業

■基本理念：心豊かに「きずな」を紡ぎ語り育てることで、一人ひとりを大切に共生共存のまちをつくります

具体的な内容	協力機関	年次計画					財源
		H28	H29	H30	H31	H32	
有償サービスを含めて、住民等が活動しやすい環境づくりを調査研究し、総合事業に提案する。	社協等	重点	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
在宅のひとり暮らし高齢者等に、見守りタブレット機器を貸与し、日常生活やその家族の不安を解消し、福祉の向上を図ることを目的にモデル事業を実施する。市の緊急通報システムとしての提案を検討する。	社協等	重点	(実施)	⇒	⇒	⇒	自主財源
福祉車両を確保し地域の協力のもと移動・買い物支援サービスモデル事業を行う。	社協等	重点	(実施)	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
既存の事業所と連携を図り、地域のニーズに対応できる福祉有償運送体制の構築に取り組む。	社協等	重点	⇒	(実施)	⇒	⇒	自主財源 共同募金
社会福祉法人・福祉施設等の協力のもと、緊急時に備えた鍵の預かりサービスを行う。	社協等	重点	(実施)	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
家族等の介護力向上の取り組みや介護者同士のネットワークづくり、家族のレスパイトケアなどを進め、介護者の負担軽減を図る。	市、地域包括支援センター、福祉事業所、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
介護保険制度等に該当しない方などを対象に福祉用具の貸出を行う。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
公的制度が利用できない場合の外出・移動を支援するために移動サービス事業等を活用する。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
介護認定を受けた高齢者等に対して、食事や入浴などの日帰り介護サービスを提供する。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
利用者本位の各種介護サービス等が提供されるようケアプランの作成等の支援を行う。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
調理や買い物が困難な高齢者等を対象に栄養面に考慮した食事の提供と安否確認を行う。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
公的制度を利用できない障がい児への入浴を支援する。	市、当事者団体、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	市受託金
障がいのある方を対象に、生きがいづくりや社会参加に係る各種訓練活動を支援する。	市、社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	市受託金
提供会員と依頼会員の信頼関係において育児支援(自宅での託児)等を行う。	市、社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	市受託金

第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」全市計画書

■登別市基本目標：ひとりの小さな幸せを希望に紡ぐきずなでまちづくり

基本目標	基本計画	推進項目	推進項目の考え方	実施事業及び活動	
④きずなを結び深め広げる 地域の協働体制をつくる取り組み	12 ボランティアセンター機能の充実	20 ボランティアコーディネート機能の充実	ボランティアセンター機能の充実を図り、ボランティア活動に関する情報収集や発信などを行う。また、ボランティア団体や福祉施設、学校などで、豊かなボランティア活動を進めるためボランティアコーディネート力の向上に向け取り組む。	64	ボランティアセンターの機能強化
				65	関係機関におけるボランティアコーディネート力の向上
				66	ボランティア活動の活性化
		21 NPO・ボランティア団体等の活動支援		67	きずなのまちづくり助成事業
				68	NPO・ボランティア団体活動支援事業
				13 身近な暮らしの情報ネットワークの促進	22 広報啓発の推進
	70	ホームページの充実			
	71	福祉活動の情報発信			

■基本理念：心豊かに「きずな」を紡ぎ語り育てることで、一人ひとりを大切に共生共存のまちをつくります

具体的な内容	協力機関	年次計画					財源
		H28	H29	H30	H31	H32	
ボランティアコーディネーターの配置を進め、ボランティア登録、需給調整、広報活動、人材育成、ボランティア活動の普及啓発、災害ボランティアセンターの運営等の推進を強化する。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
各校区をはじめ、NPO法人、ボランティア団体、福祉施設、学校などでのボランティア活動の受給調整が豊かになるように、ボランティアコーディネーションの向上に向け支援する。	全ての関係機関団体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
ボランティア連絡会の開催やボランティア団体の支援・つながりなどを通してボランティア活動の活性化を図る。	ボランティア団体、町内会、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
きずな計画に基づく市民主体の福祉活動の促進をめざし、赤い羽根共同募金の財源を活用した助成事業を行う。	社協、共同募金委員会	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	共同募金
NPO・ボランティア団体の円滑な運営支援するため、活動の相談・助言、活動機材や会議場所の提供などを支援する。また、ボランティア活動中の万が一の事故を補償するボランティア活動保険の加入促進を図る。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
市内全戸配布を進め、より地域の声を取り入れた、顔の見える広報誌づくりを行う。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
インターネットを活用し、きずな計画の推進状況及び社協事業のPRなど地域活動に役立つ福祉情報の提供を図る。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
きずな情報誌やボランティア情報誌ほっとの発行など、様々な福祉活動の情報発信を行う。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金

第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」全市計画書

■登別市基本目標：ひとりの小さな幸せを希望に紡ぐきずなでまちづくり

基本目標	基本計画	推進項目	推進項目の考え方	実施事業及び活動
④きずなを結び深め広げる 地域の協力体制をつくる取り組み	14 関係機関とのネットワーク	23 地域における公益的な活動の一層の推進強化	社会福祉法人が取り組む地域における公益活動を支援する。	72 社会福祉法人の地域貢献活動に関する連携
		24 きずなを推進するためのネットワークの強化	きずなを推進するため、関係機関とのネットワークの強化充実を図る。	73 関係機関との連携強化
				74 登別市民生委員児童委員協議会との連携強化
				75 町内会との連携強化
				76 障がい者の就労・社会参加等に関する連携強化

■基本理念：心豊かに「きずな」を紡ぎ語り育てることで、一人ひとりを大切に共生共存のまちをつくります

具体的な内容	協力機関	年次計画					財源
		H28	H29	H30	H31	H32	
社会福祉法人の地域貢献活動を推進し、制度によるサービスだけでは補えない生活課題に対応する具体的な生活支援サービスに取り組む。	社会福祉法人、社協等	検討	実施	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金
市連町などをはじめ、きずな推進のパートナーとしてのネットワークを強化する。	市、市連町、地域包括支援センター、老人クラブ、福祉事業所、ボランティア団体、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	-
登別市民生委員児童委員協議会の事務局を担って、活動を支援し、きずな活動との連携を強化する。	市、市民児協、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	-
地域福祉の基盤である町内会との連携を強化し、市民に対し町内会活動への参加促進を呼び掛ける。	社協、町内会	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	-
障害福祉事業所等と連携し、展示即売会の開催や障がいに関するPR(就労、授産製品など)等を実施する。	障害福祉事業所、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金

第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」全市計画書

■登別市基本目標：ひとりの小さな幸せを希望に紡ぐきずなでまちづくり

基本目標	基本計画	推進項目	推進項目の考え方	実施事業及び活動
⑤きずなを高め保障する きずなの推進体制を確立する取り組み	15 社協の基盤強化	25 社協組織体制の強化	社協の組織体制を整備するための運営の在り方について検討協議を進めながら基盤体制強化を進める	77 社協理事会・評議員会の推進強化
				78 社協事務局体制の充実・強化
				79 公的施設等の指定管理者制度や民間移譲に係る検討
		26 苦情・評価体制の強化	社協組織内において苦情・評価体制の強化を進める	80 苦情解決体制の推進
				81 社協事業評価の推進
	16 財政基盤整備	27 きずなを推進するための財源確保に向けた取り組み	きずな推進にかかる事業の安定・継続的な財源確保の在り方について考える	82 社協会員加入促進の強化
				83 社会福祉基金の造成
				84 新たな財源確保に向けた取り組みの検討
		28 共同募金委員会との連携	地域福祉活動の財源となる共同募金と連動し計画的な財源確保を推進強化する。	85 共同募金運動への協力

■基本理念：心豊かに「きずな」を紡ぎ語り育てることで、一人ひとりを大切に共生共存のまちをつくります

具体的な内容	協力機関	年次計画					財源
		H28	H29	H30	H31	H32	
より円滑な法人運営に向けた組織体制の強化を検討し、三役会、理事会、評議員会、監査、部会・合同会議、委員会等の活性化を図る。	社協	検討	⇒	実施	⇒	⇒	自主財源
地域福祉を推進するための職員体制の充実・強化を図る。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
公的施設の指定管理者制度や公的サービスの民間移譲等があった際には、当市の地域福祉推進の観点から実施について検討する。	社協	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	-
本会が提供する福祉サービスについて利用者等からの苦情の適切な解決に努めるため、第三者委員を選任し苦情解決体制の推進を図る。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
事業毎に評価を行い、適切な事業運営を推進する。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
社協活動に対する市民の理解を深め、参加の促進を図る。	社協	実施	⇒	重点	⇒	⇒	自主財源
市民の福祉意識の高揚と福祉活動資金の造成を目的にチャリティー市民演芸会・ビールパーティー等を実施する。	実行委員会、社協	重点	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
きずな計画の安定・継続的な推進を図るため、新たな財源確保に向けた検討を行う。	社協	検討	⇒	重点	⇒	⇒	自主財源
地域福祉の推進を目的とする財源である共同募金への協力を推進する	共同募金委員会、社協	重点	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金

第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」全市計画書

■登別市基本目標：ひとりの小さな幸せを希望に紡ぐきずなでまちづくり

基本目標	基本計画	推進項目	推進項目の考え方	実施事業及び活動			
⑤きずなの推進体制を確立する取り組み	17 地域福祉を推進するための職員の配置と資質向上	29 職員の資質向上	きずな活動や地域福祉活動を推進するコーディネートを行う社協職員の資質向上を図る。またその配置を確保する。	86	地域福祉コーディネーターの人員確保と業務の推進		
				87	ボランティアコーディネーターの人員確保と業務の推進		
				88	社協職員に対する研修の充実		
	18 地域福祉実践計画の進捗管理と地域福祉計画との連携	30 市の福祉施策との連携・協働	「地域福祉計画」と「地域福祉実践計画」は、共に地域住民の立場から地域福祉を推進することを目的とするものであり、公民の役割分担により計画推進を図る。	89	ぬくもりある福祉基本条例及び市地域福祉計画との連携		
				31 市民ニーズの把握	市民の福祉ニーズを把握するための調査の実施と調査方法等の研究を行う。	90	市民福祉アンケート調査等
						32 きずな計画の評価及び策定	第3期きずな計画の評価と第4期きずな計画の策定を行う。

※「重点」=重点事業や活動として取

■基本理念：心豊かに「きずな」を紡ぎ語り育てることで、一人ひとりを大切に共生共存のまちをつくります

具体的な内容	協力機関	年次計画					財源
		H28	H29	H30	H31	H32	
きずな計画の重点事項である小学校区単位のきずな推進を図るため、8校区きずな推進委員会に対応できる地域福祉コーディネーターの配置について市へ要請する。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	市補助金 自主財源
ボランティア活動の普及促進を図るため、ボランティアコーディネーター(専任職員)を配置し、ボランティアセンターの運営強化を図る。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	市補助金 自主財源
地域福祉活動の推進を担う、社会福祉協議会職員の資質向上を図るため、計画的な研修を実施し、研修の機会を確保する。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
地域福祉を推進するため、市と社協の役割分担を明確にし、連携・協働により計画推進を図る。	きずな推進委員会、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	-
市民の福祉ニーズを把握するための調査手法の研究を行い必要に応じた各種調査を実施する。また、平成32年度には第4期きずな計画策定に係る市民福祉アンケート調査を実施する。	きずな推進委員会、社協等	検討	⇒	⇒	⇒	実施	自主財源 共同募金
毎年度、全市、校区きずな計画の評価を行い、きずな計画最終年度に次期計画の策定に取り組む。	きずな推進委員会、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源 共同募金

り組むもの。「実施」=実施するもの。「検討」=事業や活動の実施に向けて検討し検討後実施する場合もあるもの。

—第3期小学校区きずな計画書—

第3期登別小学校区きずな計画書

No.	基本目標	基本計画 推進項目	重点項目	区分（対象）	実施事業及び活動 （具体的な内容）
1	①きずなを 育て確かめ る	1-2 きずな活動の 推進	校区活動	きずな推進委 員	●校区きずな推進委員会の運営 (年2回の開催を基本とし、都度必要に応じて随時開催 する。)
2				地域全般	●住民座談会の開催 (年1回開催/校区きずな推進委員会にてその年度に 応じたテーマ設定を協議する。)
3	②きずなを 護り強める	5-7 小地域ネット ワーク活動の 推進	日頃からの見 守り・訪問・声 かけの推進	高齢者 障がい者 等	●小地域ネットワーク活動の充実 (きずな安心キットの校区内全町内会の普及を目標に、 日頃からの見守り・声かけを強化する。)
4	②きずなを 護り強める	6-8 社会参加の促 進	居場所・相談・ つながりづくり の推進	高齢者 障がい者 子ども 等	●ふれあい・いきいきサロンの推進 (現在の高齢者の居場所としての機能も維持しつつ、相 談場所や世代間交流の場としても推進する。)
5				高齢者	●ふれあい会食会の推進 (地域で見守りが必要な高齢者等を孤立させることなく、 地域住民とふれあい、交流する機会を設けることを目的 に実施する。)
6	①きずなを 育て確かめ る	2-3 きずな(地域) の拠点づくり	生活環境の整 備	地域全般	●空家の有効活用 (地域の拠点となりうる空家を持ち主とも調整し、活用す る。)
7	②きずなを 護り強める	5-7 小地域ネット ワーク活動の 推進			●除雪・ゴミ出し等ちょっとしたことの支援 (自分たちにできる範囲で、近隣住民のできないことの 手伝いを行う。)
8	①きずなを 育て確かめ る	4-6 地域福祉活動 を支える人材・ ボランティアの 育成	人材育成	町内会関係者 中学生 等	●お茶の間会議の実施 (第2期きずな計画実践中より実施している、登別中学 校1学年を対象にした会議を実施する。)

地域（校区）の現状と課題 （重点項目の理由）	協力機関	年次計画				
		H28	H29	H30	H31	H32
<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの効果的な推進を図り、よりきめ細かなきずな活動を実践するため、校区きずな推進委員会を定期開催する。 ・校区きずな推進委員としての取り組み状況を確認し合うとともに、5か年計画に基づき1つずつ解決していくためにできることから校区に必要な取り組みを実践していく。 	校区きずな推進委員会／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・登別小学校区としての課題や解決策を検討する場として、年1回住民座談会を開催する。 ・登別小学校区は、多地区（登別、富浦、登別温泉、カルルス温泉、上登別、中登別）に渡っているため、小学校区全域の情報や課題を共有する場が必要となる。 		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・きずな安心キットの普及も念頭に置きつつ、日頃の見守り・声かけを継続・推進していく。 ・日頃からの挨拶やつき合いを大事にし、見守る側（町内会、民生委員・児童委員、関係機関等）の連携も図る必要がある。 	町内会／民生委員・児童委員／市／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・現状として、高齢者のみを対象としたサロンが多く運営されているが、そこに日常生活の相談ができ専門機関につなげる機能や世代間交流の機能も備えることで、より広域的な活動に展開できる。 ・子どもの作品展示も行うことで、広く一般にも参加を呼びかけることができるのではないだろうか。 	町内会／民生委員・児童委員／関係機関	検討	実施	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・年1度の行事であるが、毎年楽しみにしているとの声が多数挙がっていることから継続して実施していく。 ・普段会わない高齢者との交流の場として推進していく。 	町内会／民生委員・児童委員／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・空家があることにより、地域が寂れている印象を受けてしまう。 ・各所に点在しているため、活用することにより地域の居場所が増えるのではないだろうか。 	町内会／民生委員・児童委員／市／関係機関	検討	実施	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢による身体機能の低下により、身の回りのことができにくくなっている。 ・人と人とが関わる機会にもなる。 	町内会	検討	実施	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・年々子どもたちと関わる機会が減ってきているため、交流の場が必要である。 ・中学生に地域福祉を機会を提供することにより、次世代につながる。 ・若い世代の価値観や考え方を理解する場が必要。 	町内会／学校／PTA	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

第3期幌別東小学校区きずな計画書

No.	基本目標	基本計画 推進項目	重点項目	区分（対象）	実施事業及び活動 （具体的な内容）
1	①きずなを 育て確かめ る	1-2 きずな活動の 推進	校区活動	きずな推進委 員	●幌別東小校区:きずな推進委員会の開催(随時開催)
2				地域全般	●幌別東小学校区:住民福祉座談会の開催(年1回)
3	②きずなを 護り強める	5-7 小地域ネット ワーク活動の 推進	日頃からの見 守り・訪問・声 かけの推進	高齢者 障がい者 子育て世帯 等	●小地域ネットワーク活動の充実 ・きずな安心キット配布後の各町内会による平常時から 災害時の要支援者への対応策の構築 ・要支援者への対応策について各町内会による現況報 告会の開催(随時開催) ・地域包括支援センターとの連携 ・子育て世帯への地域での声かけ、助け合い活動の推 進
4		8-12 防災活動の推 進		地域全般	●防災・防犯活動の推進 ・津波から身を守るため、避難訓練の実施と要支援者へ の参加の促進を行う。(年1回) ・防災資機材の活用 ・防災連絡スピーカーの再点検の実施 ・鉄南地区災害時緊急情報伝達網の周知徹底と災害対 策本部の設立(本部:永和園又は鉄南ふれあいセン ター) ・火災、交通事故、悪徳商法等から身を守るための講話 と昼食会の開催(年1回)
5	②きずなを 護り強める	6-8 社会参加の促 進	居場所・相談・ つながりづくり の推進	高齢者 障がい者 等	●地域ふれあい・いきいきサロン活動の推進 ・各町内会、老人クラブでの会食会、懇親会等の実施と 地域の民間福祉施設での福祉サービスの活用を推進す る。
6	①きずなを 育て確かめ る	2-3 きずな(地域) の拠点づくり			●ゆめみ〜との連携 ・地域の高齢者や障がい者等の居場所として位置づけ、 利用促進を図る。 ・子育てグループへの日常活動の場としての利用促進を 図る。 ・日常生活への支援活動へつなげる。 〔・配食サービスの協力 ・朝市での買い物送迎、注文販売、出前販売への協力 ・理容、美容出前サービス事業への協力
7	②きずなを 護り強める	7-9 孤立させない 地域づくり	地域交流の促 進	地域全般	●生きがいと世代間交流の促進 ・各町内会での高齢者が培った特技・技能・趣味の取得 者を把握し、学校や地域での伝承活動を推進する。 ・地域の高齢者等に学校行事や幌別鉄南地区での文化 祭、ふれあいフェスティバル、新年交礼会などのイベント への参加促進を行う。

地域（校区）の現状と課題 （重点項目の理由）	協力機関	年次計画				
		H28	H29	H30	H31	H32
<ul style="list-style-type: none"> 実践活動を推進していくため、校区の単位町内会・民生委員・児童委員・老人クラブ・PTA・NPO法人や地域包括支援センター等の関係者で委員会を構成し幅広い意見、知識等を活かし各種の実践活動に反映する。 	校区きずな推進委員会／町内会／民生委員・児童委員／PTA／老人クラブ／NPO法人／地域包括支援センター	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> 校区の福祉活動についての課題や解決策についてワークショップや話し合いの場を設ける。 	町内会／民生委員・児童委員／地域包括支援センター	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> 定期訪問や声かけなど、日頃からの向こう三軒両隣の心構えが大切である。 日頃から地域との関わりをもっていると災害時にも助け合える。 子と親を地域で支援するため、情報交換や相談する場が必要。 	町内会／民生委員・児童委員／地域包括支援センター	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> 海の近くに住んでいるため、津波が心配である。 サイレンが聞こえない。 詐欺や事故、火災等に遭わないための予防対策が必要。 幌別東小学校、幌別中学校の児童、生徒の参加と若年世帯を含め地域一丸となり避難訓練を実施することに努める。 	町内会／消費者協会／幌別消防分団／交通安全協会／幌別東小学校／幌別中学校	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> 地域での孤立、孤独の防止を図る。 	町内会／民生委員・児童委員／NPO法人等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<p><ゆめみ～るの利用促進></p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者、子育てグループへの居場所としての利用促進を図っていく。 宅配だけではなく直接品物を見て買い物したい。 店が遠く買い物に行けなかったり、食事に困ることがある。 生鮮食料品を近いところで買いたい。 	NPO法人（ゆめみ～る）	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の生きがい対策 イベントへの参加の呼びかけをし、各催しに主体的に携わる。 地域での孤立、孤独の防止 	町内会／幌別東小学校／幌別中学校／郷土資料館	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

第3期幌別小学校区きずな計画書

No.	基本目標	基本計画 推進項目	重点項目	区分（対象）	実施事業及び活動 （具体的な内容）
1				きずな推進委員	●校区きずな推進委員会の運営 （年2回（年度初めと年度終わり）、また必要に応じて随時開催する。）
2	①きずなを育て確かめる	1-2 きずな活動の推進	校区活動	地域全般	●住民座談会の開催 （年1回開催／校区きずな推進委員会にてその年度に応じたテーマ設定を協議）
3	②きずなを護り強める	5-7 小地域ネットワーク活動の推進	日頃からの見守り・訪問・声かけの推進	高齢者 障がい者 等	●小地域ネットワーク活動の充実 （校区内全町内会の実施を目標に、地区連・単位町内会での説明会の実施）
4	②きずなを護り強める	6-8 社会参加の促進	居場所・相談・つながりづくりの推進	高齢者 障がい者 子ども 等	●ふれあい・いきいきサロンの推進 （校区単位でサロン活動実践者との情報交換会）
5	②きずなを護り強める	5-7 小地域ネットワーク活動の推進	高齢者・障がい者等の声かけ見守り（向こう三軒両隣）	高齢者 障がい者 等	●校区支え合い情報交換の場の定期開催～見守り・協力体制の強化～ （※年2回開催）
6	②きずなを護り強める	8-12 防災活動の推進	防犯・防災活動	地域全般	●福祉なんでも勉強会～変わる介護保険制度について知ろう～ （※その他、必要に応じて校区きずな推進委員会にて勉強会テーマを決定し開催する。）

地域（校区）の現状と課題 （重点項目の理由）	協力機関	年次計画				
		H28	H29	H30	H31	H32
<ul style="list-style-type: none"> 誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの効果的な推進を図り、よりきめ細かなきずな活動を実践するため、校区きずな推進委員会を定期開催する。 校区きずな推進委員としての取り組み状況を確認し合うとともに、5か年計画に基づき1つずつ解決していくためにできることから校区に必要な取り組みを実践していく。 		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> 幌別小学校区として校区きずな推進委員会の役割は、関係機関や実践者等が役職に関係なく情報交換できる「場」としての機能を持つこと。情報交換ができる場が持てることで、自分たちの活動にも参考にした取り組みを実施できることで、結果的に幌別小学校区の福祉活動が広まり、意識が高まっていく。 地区連や地区民児協等、組織立って座談会への参加へ協力してもらうことで、より連携を強めていく必要がある。 	校区きずな推進委員会／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> きずな安心キットの配布を含めた小地域ネットワーク活動の実施町内会を増やし、その意義や実際の活動・実施方法等の説明会を地区連及び単位町内会で実施していく。 いざという時だけのつながりではなく、日頃からの関係づくりと誰が助けを必要としている人なのか対象者把握のための方法として展開していく必要がある。 <p>[現在：校区内7町内会実施(全18町内会)]</p>	町内会／民生委員・児童委員／市／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> 今後、高齢者のみならず障がい者・子育て世代等世代を超えて地域の中での居場所が多く求められる。「サロン」という活動がどのようなものなのか校区内で知る機会を設けるとともに、現在活動しているサロン活動実践者を交えた交流を「住民座談会」や「校区支え合い情報交換の場」等を活用して実施することにより、より活動を身近に実感し支え合いの人材育成や活動が広まるきっかけづくりとしたい。 <p>[現在：校区内5か所実施]</p>	町内会／民生委員・児童委員／関係機関	検討	実施	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ご近所付き合いはまず「あいさつ」から。向こう三軒両隣の関係を築くことができれば、見守り・声かけ活動は全戸に広く網羅していくことができる。 町内会や民生委員・児童委員、サロン等各々の活動は行われていてもその活動における工夫や知恵・苦労や実情を情報交換・共有する場がない。お互いの活動を知ることや、校区内にいる対象者の現状等を把握するとともに、連携を密にした取り組みの展開へとつなげていくことが必要。 活動しやすい環境づくりのためにも、各関係機関(市・包括等)との連携による見守り体制の整備及び強化を図る。 	町内会／民生委員・児童委員／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> 子どもの登下校/パトロールは、子どもの安全だけではなく地域住民すべてを対象とした地域を守る活動としての効果が期待できる。学校やPTA、町内会等と連携を図り、地域ぐるみで子ども達の安心・安全、成長を見守っていきたい。 災害対策には単位町内会での規模や部の有無によって現状が異なる。他町内会の取り組み内容や工夫を情報交換することでよりよい取り組みへと展開できる。 災害、防犯に対する個々の意識づけを推進していく機会が必要である。 	町内会／民生委員・児童委員／学校／PTA／関係機関	検討	⇒	実施	⇒	⇒

第3期幌別西小学校区きずな計画書

No.	基本目標	基本計画 推進項目	重点項目	区分（対象）	実施事業及び活動 （具体的な内容）
1	①きずなを 育て確かめ る	1-2 きずな活動の 推進	校区活動	きずな推進委員	●校区きずな推進委員会の運営 (各単位町内会から1名以上を選任する。)
2				地域全般	●住民座談会の開催 (独居高齢者や認知症高齢者の見守りに関するテーマ で実施する。)
3	②きずなを 護り強める	5-7 小地域ネット ワーク活動の 推進	日頃からの見 守り・訪問・声 かけの推進	高齢者 障がい者 等	●小地域ネットワーク活動の充実 (独居高齢者や認知症高齢者に対する見守り活動の充 実できるよう住民座談会と絡めて「認知症サポーター養 成講座」を校区きずな推進委員会として開催する。)
4	②きずなを 護り強める	6-8 社会参加の促 進	居場所・相談・ つながりづくり の推進	高齢者 障がい者 等	●ふれあい・いきいきサロンの推進 (少なくとも町内会毎に多様なメニューによるサロンを開 催できることをめざす。)
5	②きずなを 護り強める	6-8 社会参加の促 進	世代間交流	地域全般	●ふれあい・子育てサロンの推進 (どんぐりコロコロの活動に対して、支援・協力する。)
6	④きずなを 結び深め広 げる	1-2 きずな活動の 推進			●世代間交流活動の連携・情報共有 (校区内で行われている盆踊りや夏祭り、クリスマス会な どの実施状況を共有し、今後も見据えて取り組みの連携 が図られるようにする。)
7	②きずなを 護り強める	8-12 防災活動の推 進	防災活動	地域全般	●避難訓練の実施や緊急時の連絡体制の整備 (災害時の声かけを徹底できるようにする。)

地域（校区）の現状と課題 （重点項目の理由）	協力機関	年次計画				
		H28	H29	H30	H31	H32
<ul style="list-style-type: none"> ・さらに校区の福祉活動をお互いに理解し合うため校区きずな推進委員会を定期的開催する。 ・きずなが地域住民に理解されるよう連携を深める。 	校区きずな推進委員会／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・校区の福祉活動を互いに理解し合うために行う。 ・校区内の各団体がどのような福祉活動をしているか知らない。 		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者や認知症高齢者の支援を充実するため推進を強化する。 ・平常時の見守り体制を強化する。お互いに気にし合う関係づくりを進める。 ・高齢化率が高い校区であるため、今後に備え、関係機関が共通する課題である独居高齢者、認知症高齢者に対する支援策を充実させていきたい。 	町内会／民生委員・児童委員／市／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブや町内会行事等に行けない（行きたくない）人の居場所が身近にないため、サロン活動を普及する。 ・趣味活動だけでなく、健康（ラジオ体操やウォーキングなど）や介護予防を兼ね備えたサロンを推進したい。 	町内会／民生委員・児童委員／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・多くの親子が参加しており、親子のやすらぎの場になっている。 ・町内会だけではなく、民生委員・児童委員等も協力しており、地域の大切な取り組みである。 ・校区で永年実施している取り組みを応援し、活動の推進を図りたい。 ・子どもやその親が参加できるよう促していきたい。 	町内会／民生委員・児童委員／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの数は少ないが、高齢者等と子ども、親世代が関われる様々な機会を維持していきたい。 ・今後は子どもの減少に伴い、世代間交流自体が少なくなる可能性も否定できないが、校区内で連携を図り世代間交流の取り組みが維持できるように推進したい。 	町内会／民生委員・児童委員／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・平常時の見守り活動を災害時にも活かせるようにしたい。 ・町内会毎に避難訓練の方法は違うが、災害時にお互いに声をかけあうことは共通して意識したい。 	町内会／民生委員・児童委員／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

第3期青葉小学校区きずな計画書

No.	基本目標	基本計画 推進項目	重点項目	区分（対象）	実施事業及び活動 （具体的な内容）
1	①きずなを 育て確かめる	1-2 きずな活動の 推進	校区活動	きずな推進委員	●校区きずな推進委員会の運営 (年2回の開催を基本とし、都度必要に応じて随時開催する。)
2				地域全般	●住民座談会の開催 (年1回開催／校区きずな推進委員会にてその年度に応じたテーマ設定を協議する。)
3	②きずなを 護り強める	5-7 小地域ネットワーク活動の 推進	日頃からの見 守り・訪問・声 かけの推進	高齢者 障がい者 等	●小地域ネットワーク活動の充実 (校区内全町内会の実施を目標に、地区連・単位町内会への働きかけを行う。)
4	②きずなを 護り強める	6-8 社会参加の促 進	居場所・相談・ つながりづくり の推進	高齢者 障がい者 子ども 等	●ふれあい・いきいきサロンの推進 (高齢者の居場所としての機能も維持しつつ、相談場所や世代間交流の場としても推進する。)
5				高齢者 障がい者 等	●ふれあい会食会の推進 (地域で見守りが必要な高齢者等を孤立させることなく、地域住民とふれあい、交流する機会を設けることを目的に実施する。)
6	④きずなを 結び深め広 げる	14-24 関係機関との ネットワーク	子育て及び高 齢者福祉対策 の推進	高齢者 子ども 等	●安心安全パトロールの推進 (校区内全てを網羅するパトロール体制の構築を目標に、地区連・単位町内会をはじめとする、関係機関への働きかけを行う。)
	②きずなを 護り強める	8-12 防災活動の推 進	防犯・防災対策 で安心安全な 生活環境づくり	地域全般	
7	②きずなを 護り強める	8-12 防災活動の推 進	防犯・防災対策 で安心安全な 生活環境づくり	地域全般	●防災避難訓練の実施 (校区内全ての町内会において、年1回以上、防災避難訓練が実施されるよう、地区連・単位町内会と連携・協力して推進する。)

地域（校区）の現状と課題 （重点項目の理由）	協力機関	年次計画				
		H28	H29	H30	H31	H32
<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの効果的な推進を図り、よりきめ細かなきずな活動を実践するため、校区きずな推進委員会を定期開催する。 ・校区きずな推進委員としての取り組み状況を確認し合うとともに、5か年計画に基づき1つずつ解決していくためにできることから校区に必要な取り組みを実践していく。 	地区連／町内会／民生委員・児童委員／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・青葉小学校区としての課題や解決策を検討する場として、年1回住民座談会を開催する。 ・青葉小学校区は、自衛隊幌別駐屯地を中心にドーナツ型に分布しており、小学校区全域の情報や課題を共有する場が必要となる。 		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・きずな安心キットの普及を念頭に置きつつ、日頃の見守り・声かけを継続・推進していく。 ・日頃からの挨拶や声かけを大事にし、見守る側（町内会福祉部、民生委員・児童委員、班長等）の連携を充実させる必要がある。 	地区連／町内会／民生委員・児童委員／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・現状として、高齢者のみを対象としたサロンが多く運営されているが、そこに日常生活の相談ができ専門機関につなげる機能や、世代間交流の機能も備えることで、より広域的な活動に展開できる。 	地区連／町内会／民生委員・児童委員／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・年1回の行事であるが、毎年楽しみにしているとの声が多数挙がっていることから継続して実施していく。 ・高齢者を中心とした地域住民の交流の場として推進していく。 	地区連／町内会／民生委員・児童委員／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・青葉小学校区では、児童の登下校時の見回りパトロールを実施している町内会があり、その取り組みは防犯にも直結する取り組みである。 ・登下校時のみならず、地域で暮らす方々が安心して生活を送れるよう、防犯の視点を取り入れた中で、関係機関と連携し、校区内全てを網羅するパトロール体制の構築を目指す。 	地区連／町内会／民生委員・児童委員／関係機関	検討	実施	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・青葉地区津波避難計画を基本とし、避難訓練を実施していく必要がある。また、海や山に面している青葉小学校区は、地域により想定される災害も異なるため、それぞれの地区の実情に合せた、多様な避難訓練についても実施検討を行う必要がある。 ・青葉地区自主防災連絡協議会をはじめ、地区連や単位町内会と連携・協力し、校区内全ての町内会において防災避難訓練が実施されるよう推進する。 	地区連／町内会／民生委員・児童委員／関係機関	検討	実施	⇒	⇒	⇒

第3期富岸小学校区きずな計画書

No.	基本目標	基本計画 推進項目	重点項目	区分（対象）	実施事業及び活動 （具体的な内容）
1	①きずなを 育て確かめる	1-2 きずな活動の 推進	校区活動	きずな推進委員	●校区きずな推進委員会の運営 (校区内の福祉活動の共有・協議の場として、適宜開催する。)
2				地域全般	●住民座談会の開催 (年1回開催を基本として、校区きずな推進委員会にてその年度に応じたテーマ設定を協議する。)
3	②きずなを 護り強める	5-7 小地域ネット ワーク活動の 推進	日頃からの見 守り・訪問・声 かけの推進	高齢者 障がい者 等	●小地域ネットワーク活動の充実 (日頃からの見守り・声かけを強化し、日常的な安否確認の基盤を整備する。)
4	②きずなを 護り強める	6-8 社会参加の促 進	居場所・相談・ つながりづくり の推進	高齢者 障がい者 子ども 等	●ふれあい・いきいきサロンの推進 (現在の高齢者の居場所としての機能も維持しつつ、相談場所や世代間交流の場としても推進する。)
5	②きずなを 護り強める	8-12 防災活動の推 進	防災計画	地域全般	●防災計画の策定 (全町内会での策定を目標に、推進する。)
6					●避難訓練の実施 (防災計画に基づき、継続的に実施する。)
7	②きずなを 護り強める	5-7 小地域ネット ワーク活動の 推進	きずな安心キッ トの推進	高齢者 障がい者 等	●きずな安心キットの校区内普及 (管理・運用方法の検討も行いながら、校区内全町内会の実施を目指す。)

地域（校区）の現状と課題 （重点項目の理由）	協力機関	年次計画				
		H28	H29	H30	H31	H32
<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの効果的な推進を図り、よりきめ細かなきずな活動を実践するため、校区きずな推進委員会を定期開催する。 ・校区きずな推進委員としての取り組み状況を確認し合うとともに、5か年計画に基づき1つずつ解決していくためにできることから校区に必要な取り組みを実践していく。 	校区きずな推進委員会／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・富岸小学校区における情報の共有、課題や解決策を検討する場として、年1回住民座談会を開催する。 ・富岸小学校区は大規模であり、小学校区全域の情報や課題を共有する場が必要である。 		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・校区として、全町内会の足並みを揃えて活動していく必要がある。 ・日頃からのつながりを大切にすることにより、いざという時の支援にも反映される。 	町内会／民生委員・児童委員／市／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・現状として、高齢者のみを対象としたサロンが多く運営されているが、そこに日常生活の相談ができ専門機関につなげる機能を備えることで、より広域的な活動に展開できる。 ・高齢者からの文化伝承、道徳教育を行える場として世代間交流の機能も備えることができるのではないだろうか。 	町内会／民生委員・児童委員／関係機関／学校	検討	実施	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・校区として推進するために、全町内会で行うことが望ましい。 ・防災に対する意識の改革・高揚を目指す。 	町内会／民生委員・児童委員／市／関係機関	計画 実施	実施	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・各町内会の立地条件・地域特性も異なるため、それぞれの特徴にあった訓練を実施する。 ・それぞれの問題点を整理し、その時の状況に合った対応策を考える必要がある。 		計画 実施	実施	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・校区として、緊急時の対応など、全町内会の足並みを揃えて活動していくことが了承された。 ・日頃からの地域内のつながりを大切にすることにより、いざという時の支援にも反映される。 	町内会／民生委員・児童委員／市／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

第3期若草小学校区きずな計画書

No.	基本目標	基本計画 推進項目	重点項目	区分（対象）	実施事業及び活動 （具体的な内容）
1	①きずなを 育て確かめる	1-2 きずな活動の 推進	校区活動	きずな推進委員	●校区きずな推進委員会の運営 （年2回の開催を基本とし、都度必要に応じて随時開催する。）
2				地域全般	●住民座談会の開催 （年1回開催／校区きずな推進委員会にてその年度に応じたテーマ設定を協議する。）
3	②きずなを 護り強める	5-7 小地域ネット ワーク活動の 推進	日頃からの見 守り・訪問・声 かけの推進	高齢者 障がい者 等	●小地域ネットワーク活動の充実 （校区内全町内会の実施を目標に、地区連・単位町内会への働きかけを行う。）
4	②きずなを 護り強める	6-8 社会参加の促 進	居場所・相談・ つながりづくり の推進	高齢者 障がい者 等	●ふれあい・いきいきサロンの推進 （地域のサロン活動の推進及び集会所等での実施。）
5				高齢者	●ふれあい会食会の推進 （地域で見守りが必要な高齢者等を孤立させることなく、地域住民とふれあい、交流する機会を設けることを目的に実施する。）
6	②きずなを 護り強める	8-12 防災活動の推 進	防災活動	地域全般	●防災活動の普及啓発、要支援者への避難訓練参加促進と避難ルートの周知等
7	②きずなを 護り強める	5-7 小地域ネット ワーク活動の 推進	高齢者支援	高齢者 障がい者 等	●小学校区で取り組む軽微な生活支援の提供体制の構築 （ゴミ出しや除雪、買い物支援等の取り組み・提供方法を協議したうえで実施。）

地域（校区）の現状と課題 （重点項目の理由）	協力機関	年次計画				
		H28	H29	H30	H31	H32
<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの効果的な推進を図り、よりきめ細かなきずな活動を実践するため、校区きずな推進委員会を定期開催する。 ・校区きずな推進委員としての取り組み状況を確認し合うとともに、5か年計画に基づき1つずつ解決していくためにできることから校区に必要な取り組みを実践する。 	校区きずな推進委員会／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・若草小学校校区としての課題や解決策を検討する場として、年1回住民座談会を開催する。 ・小学校区内の情報や課題を共有する場が必要。 		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から向こう三軒両隣の見守りや声かけ、挨拶活動を推進する。 ・町内会福祉部、民生委員・児童委員等と連携し、高齢者や障がい者世帯を把握しつつ活動を推進する。 	町内会／民生委員・児童委員／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・サロン活動を推進する為に、ふれあい・いきいきサロンに関する座談会を開催する。 	ふれあい・いきいきサロン／町内会／民生委員・児童委員／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・会食会を通して見守りの活動にも繋がっているので今後も継続して実施する。 ・普段会わない高齢者との交流の場として推進する。 	町内会／民生委員・児童委員／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者にも避難訓練に参加してもらえるよう促す。 ・車椅子等の福祉用具の使用方法の講習を実施する。 	町内会／民生委員・児童委員／市／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・団塊の世代が多く高齢化が進み隣近所に、除雪や買い物等をお願いしづらくお互い気を遣わないで、助け合える環境づくりが必要。 ・地域の様々な資源と連携を取りながら新たな生活支援の方法を確立し、実施したい。 ・サービスの提供にあたっては、有償化も視野にいれ、協議検討する。 	町内会／民生委員・児童委員／関係機関	検討	実施	⇒	⇒	⇒

第3期鷺別小学校区きずな計画書

No.	基本目標	基本計画 推進項目	重点項目	区分（対象）	実施事業及び活動 （具体的な内容）
1	①きずなを 育て確かめる	1-2 きずな活動の 推進	校区活動	きずな推進委員	●校区きずな推進委員会の運営 (年2回の開催を基本とし、都度必要に応じて随時開催する。)
2				地域全般	●住民座談会の開催 (年1回開催/校区きずな推進委員会にてその年度に応じたテーマ設定を協議する。)
3	②きずなを 護り強める	5-7 小地域ネットワーク活動の 推進	日頃からの見 守り・訪問・声 かけの推進	高齢者 障がい者 等	●小地域ネットワーク活動の充実 (校区内全町内会の実施を目標に、地区連・単位町内会への働きかけを行う。)
4	②きずなを 護り強める	6-8 社会参加の促 進	居場所・相談・ つながりづくり の推進	高齢者 障がい者 子ども 等	●ふれあい・いきいきサロン、ふれあい・子育てサロンの 推進 (高齢者や親子の居場所としての機能も維持しつつ、相談場所や世代間交流の場としても推進する。)
5				高齢者 障がい者 等	●ふれあい会食会の推進 (地域で見守りが必要な高齢者等を孤立させることなく、地域住民とふれあい、交流する機会を設けることを目的に実施する。)
6	①きずなを 育て確かめる	2-3 小学校区の拠 点整備	気軽に立ち寄 れる地域の拠 点づくり	地域全般	●気軽に立ち寄れる地域拠点の運営 (週1回以上の定期的な開催を目指す。)
7	③きずなを 紡ぎ支える	10-18 地域包括ケア システムの構 築	住民主体の買 い物支援サー ビスの展開	地域全般	●住民主体の買い物支援サービスの提供 (サービス提供内容及び手法を協議したうえで、サービスを展開する。)

地域（校区）の現状と課題 （重点項目の理由）	協力機関	年次計画				
		H28	H29	H30	H31	H32
<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの効果的な推進を図り、よりきめ細かなきずな活動を実践するため、校区きずな推進委員会を定期開催する。 ・校区きずな推進委員としての取り組み状況を確認し合うとともに、5か年計画に基づき1つずつ解決していくためにできることから校区に必要な取り組みを実践していく。 	町内会／民生委員・児童委員／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・鷺別小学校区としての課題や解決策を検討する場として、年1回住民座談会を開催する。 ・鷺別小学校区は、東西に広くに渡っているため、小学校区全域の情報や課題を共有する場が必要となる。 		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・きずな安心キットの普及を念頭に置きつつ、日頃の見守り・声かけを継続・推進していく。 ・日頃からの挨拶や声かけを大事にし、見守る側（町内会福祉部、民生委員・児童委員、班長等）の連携を充実させる必要がある。 	町内会／民生委員・児童委員／市／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・現状として、高齢者や子育て中の親とその子どものみを対象としたサロンが多く運営されているが、そこに日常生活の相談ができ専門機関につなげる機能や、世代間交流の機能も備えることで、より広域的な活動に展開できる。 	町内会／民生委員・児童委員／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・年1回の行事であるが、毎年楽しみにしているとの声が多数挙がっていることから継続して実施していく。 ・高齢者を中心とした地域住民の交流の場として推進していく。 	町内会／民生委員・児童委員／関係機関	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・鷺別小学校区内には、主に高齢者を対象としたふれあい・いきいきサロンが展開されているが、年代を問わずに集える場も必要ではないか。 ・専門機関との連携のもと、日常生活の相談ができる機能や健康体操などの介護予防の機能も備えることで、包括的な活動に展開できる。 ・介護予防効果を期待するには、最低週1回の活動が求められる。 	町内会／民生委員・児童委員／市／関係機関	検討・実施	実施	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・鷺別小学校区内には、現在、個人商店が1店舗あるが、東西に渡る地理上、地域住民がそこに買い物へ行くことは難しい。 ・既存の個人商店や市内他地区の商店と連携を図り、移動販売への働きかけや、地域住民の役割などを協議したなかで、サービスを展開する。 ・サービスの提供にあたっては、有償化も視野にいれ、協議検討を行う。 	町内会／民生委員・児童委員／市／関係機関	検討	実施	⇒	⇒	⇒

第3章 第3期きずな計画策定の軌跡



第3章 第3期きずな計画策定の軌跡

平成27年（2015年）4月22日のきずな推進委員会を皮切りに、平成28年（2016年）3月まで、校区きずな推進委員会、専門委員会、正副委員長会議、きずなリーダー会議、4つのPT会議、住民座談会を開催し、多くの市民が参画して進めてきた足跡を、ここに記録する。それが草の根活動として揺るぎない市井の歴史となる。

【2015.4.22】 三度目の策定へ向け決意新たに～第1回きずな推進委員会

登別市総合福祉センター（以下しんた21）多目的ホールにて第1回きずな推進委員会を開催し、第3期きずな計画の策定を宣言する。

今日の会議は3つの内容があった。一つは、策定におけるプロセスの共有である。二つに、策定に向け現代的な課題に取り組むためにそのポイントを社協事務局より提示した。三つ目にそれらを受けて、基調講演により委員個々の1年間の取り組みへの意識を高め、策定への意欲を喚起した。

参集者は75名、その内訳はアドバイザー1名、オブザーバー8名、きずな推進委員及び校区きずな推進委員58名、事務局8名であった。

きずな推進委員会は、きずな計画の策定に関し、広く住民からの意見や提言等を計画に反映させるために設置するものであり、地域住民や関係機関及び団体等と協働して計画策定を行うとともに、きずな計画の定める具体的な事業の推進に関し、実施計画の作成・実行・評価・改善を行う組織であることを、改めて確認した。

第3期きずな計画策定にあたって、従来のきずな推進委員会組織の中に今回初めて「プロジェクトチーム」を設置することとした。それは、介護保険法の改正や生活困窮者自立支援法の施行など、福祉関係諸制度の各分野で大きな制度改革が行われてきた。そこで、主に地域で求められる福祉活動が多様化されることを受け、地域住民からの課題抽出だけでなく、公的なサービスの制度改革を理解しつつ、市民が主体となり地域で出来る取り組みを計画化するために、課題別に4つのPTを設置したのである。

①地域包括ケアPT、②障がい福祉PT、③きずなアンケートPT、④計画評価・指針作成PTの4つである。

PTの設置により、市民主体の計画推進を具現化していくため、テーマ別に各専門職等による支援を受けながら、より深い検討協議を行い、互いの連携を密にすることにより、より地域で取り組みやすく実現しやすい計画を目指すこととなる。これまでよりも課題別に役割を分担し、専門性の高い協議が進むことが期待される。

また、今回は市の策定する登別市地域福祉計画（第2次）との整合性を図ることを共通認識として委員へ提示した。市との連携は、委員も危惧していた事案であり、具体的日程等は未定であるものの、ここで提示したことは事務局としても、計画の方向性を示す「意思表示」として大きな意味を持つものとなった。

基調講演では、きずな大使である鳥居一頼氏から「第3期きずな計画策定に向けて大切

にしたいポイント」についての提言をいただいた。

「これまでの計画策定を鑑み、登別は他市町村と比較しても市民が熱意を持って計画策定及び地域福祉に積極的に取り組んできた10年の実績がある。これは誇るべき事実である。その中で、福祉関係者等との意見や助言を計画策定に反映させることによって、より密度の濃い計画が生まれ実践が積み重ねられてきたのである。」



「計画というものは策定して終わりではなく、策定してから始まるものである。これほど市民が熱意をもって策定に取り掛かろうとしている計画は、行政等も市民の意向を受け、それを行政施策に反映させるべきであり、責任を持って行わなければならない。そこに“協働”がはじめて担保される。市民参画協働を行政が真剣に進めようとしているのかが、将来にわたって問われるのである。行政はこの市民主体の計画を決してないがしろにはできない。地方自治体そのものの存立の意味が問われているからである。」

「地域福祉というのは、言うには容易いが、実践は決して楽なものではない。人は、自分の直感やおもいに合う情報をより拡大して取得し、逆にそれを否定するような情報についてはフィルターを掛けたり、目をつむってしまったりする傾向がある。だから、危機感を煽って変化を促すような情報は意図的に見過ごし、『このままでいい』という甘言だけを聞くようになる。（認知的不協和）これからの社会福祉は決して安閑としてはいられない。しかし、決してこのままでいいと楽観的な思考に逃げてしまうことのないよう、一度立ち止まって考える必要があるとすれば、それこそがこのきずな計画策定の場である。」

これらの提言を受け、出席した委員やオブザーバー、事務局もこれから始まる計画策定に向けて、決意を新たにしたところであった。

【2015. 5. 22】

第2期きずな計画より一歩進む計画づくりを～第1回正副委員長会議

P Tの構成と今後の策定スケジュールの調整を行うため、しんた21小会議室にて第1回正副委員長会議を行った。参集人数15名（正副委員長7名、事務局8名）であった。正副委員長会議は、第3期きずな計画策定にあたって中核となる会議であり、方向性を協議し決定していく重要な会議である。

P Tについては、正副委員長の中にも参画していただく人がいるため、それぞれの立場からの意見をいただいた。その中で、第2期きずな計画の評価を重要視していきたいとの意見が挙がり、前に計画された事業のふりかえりを踏まえつつ第3期きずな計画を策定するという方向性が明確化された。計画をさらに良いものにしていきたいという気概を感じた。

しかし、評価基準はそれぞれの町内会や地域によって異なるため、評価の共通基準を定めていく必要があり、その基準は事務局のみで定めるもので決してなく、地域住民と共に定めていくものである。登別市の地域福祉活動の指標の作成作業そのものがきずな活動である。1つひとつの作業を地域住民と行うことにより、住民主体の福祉活動、地域と共に

歩む社協が成立するのではないかと考える。

また、アンケート調査が計画策定における重要事案であるため、早め早めの行動が必要であることを確認した。これまでの社協事業の評価は、事業そのものの評価でしかなく、事業の質までを評価するものではなかった。そのためには、住民座談会や地域の実践者の声を含めた評価を行うことにより、事業の本質に迫る評価が可能となり、社協としても市民と進める事業について、確信をもって一歩前に進めることができるのではないかと考える。



その他、きずなの意義を、きずな推進委員をはじめとした市民に伝えていくことの重要性、きずな推進委員間の温度差の是正など、計画策定に向けた意見の交換も活発に行われ、正副委員長の意識の高さがうかがえた。

【2015.6.12】 先を見据えた計画を目指して～第1回PTリーダー会議

しんた21小会議室にて行われた、各PTの役割と計画策定の方針の確認を目的としたこの会議は、全PTリーダーの参加があった。

この会議においては、各PTの役割を確認し協議を行った。その中で、5月15日（金）に行われた「のぼりべつケアマネ連絡会^{*51}」において、グループワーク^{*52}で議論された登別の地域課題についての報告が提示され、専門職から見る登別市の福祉課題の周知を各PTリーダーに行った。

これまでのきずな計画では、事業として高齢者分野での取り組みが多い反面、障がい分野の取り組みが少ないという側面を持ち、第3期きずな計画ではその是正が必要とされることを確認した。間接的にはあるが、専門職の意見を市民に伝える事が出来た機会であった。

第3期きずな計画の柱となる事柄として、「介護が必要になっても地域で安心して暮らせる仕組みづくり」「情報・連携・人材育成」「具体的サービスの構築」「財源の確保と適正配分」が挙げられた。

介護保険法の改正や生活困窮者自立支援法の施行など、社会情勢の変化に対応できる柔軟な取り組みが必要とされ、今後の動向を視野に入れた計画策定が求められる。

第3期校区きずな計画においても、上記の柱を軸に、地域で取り組みが可能な具体的な事柄を計画として取りまとめていくよう働きかけていく必要がある。理想を計画に反映させることも重要なことであるが、第3期校区きずな計画においては、より実現性の高い内容を具体的に明文化する必要性について、再確認したところである。

「地域間の温度差を解消し、足並み揃えて活動していくためにも、各校区の交流を促し

*51 平成11年（1999年）5月に発足した、登別市及びその近隣地域に従事する医療福祉系の職員により構成された、介護支援専門員並びに関わりのある職員の資質向上や会員同士の交流を目的に設立された会である。

*52 ソーシャルワークにおける専門技法の一つであり、利用者がグループのプログラム活動に参加することで、メンバー間相互の影響を受け、個人が変化（成長、発達）を目的としたものである。

ていく必要もあるのではないか。」という意見は、今後考えなければならない提案である。「これまでの計画策定に係るアンケート調査は計画に全くと言っていいほど反映されていない。」「市と社協が両輪と言われているのならば、市と連携した計画策定を行うべきである。」という意見は、事務局としても切実に受け止めた。

アンケート調査は地域住民の率直な意見を聞くものであり、住民主体の地域福祉活動を推進して行くうえで必要不可欠なものである。計画に反映させることができる設問とこれまでの計画の反省、そして市が策定する地域福祉計画（第2次）との一体的な策定が、第3期きずな計画の策定過程には求められている。

各PTリーダーはそれぞれ立場も考え方も違うが、地域福祉に関心が深く地域活動にも熱意を持った方々が選ばれており、今回の協議の様子を見ても、今後のPTの取り組みは大いに期待される。

【2015.6.16】 リーダーの意識の高さを知る～第1回きずなリーダー会議

先に行われた正副委員長会議等の報告も兼ねた本会議は26名（出席対象者30名）の出席という高い参集率の中、開催された。

第1期・第2期きずな計画の策定経緯を報告したうえで、「第3期きずな計画の策定については、正副委員長会議を中心に、各PTが各課題について協議し進めていくことを骨子とする。」旨を報告し了承を得た。

今後の方向性が承認され、まずはアンケート調査（8月14日発送を予定）に向けて計画策定業務を進めていくこととなる。その後は、住民座談会を通して地域住民の理解等を求めていくことが必要とされる。

市民には「地域福祉がなぜ必要なのか」を自分のことに置き換えて理解していただくための働きかけが必要となる。本会議の参集率からも委員の意識の高さが伺え、地域住民への働きかけは可能であると感じた。

各PTのリーダーも出席していたため、各々より挨拶をいただいたが、どれも強い決意と責任感にあふれた挨拶であり、今後に向けてきずなリーダーもそして事務局も決意を新たにした場ともなった。



【2015.6.27】 第3期きずな計画に向けて～「きずなシンポジウム」開催

しんた21多目的ホールにて、「第3期きずな計画に向けて」をテーマにきずなシンポジウム^{*53}を開催した。鶯別地区の祭事と日程が重なっていたため、参加者の集まりに不安があったが、142名と例年と同程度の参加があり、計画策定に関しての市民の意識が伺えた。

シンポジウムの前半は、「家庭医から見た医療と福祉～地域の力とつながりがなぜ必要なのか」をテーマに、医療法人若草ファミリークリニック院長代行の村井紀太郎氏に講演

*53 全市民を対象に、毎年異なるテーマを設け、基調講演やその事柄についての討論会を行うものである。

いただいた。

認知症を例に取り上げ、病気そのものの理解から個人に対する理解、そしてどんな状態でも安心して暮らしていける地域づくりを願う講演は、市民が深く共感できたものであった。

後半に行われたリレートークでは、「一人ひとりの課題を地域の課題に！！～考えよう！！これから求められる地域の福祉活動～」をテーマとして、市高齢・介護グループ総括主幹土門和宏氏からは、「介護保険制度が変わって地域に求められる取り組み」について、社会福祉法人ホープ・フロンティア登別施設長山田大樹氏からは、「働く障がい者が抱える悩みと地域のつながり」について、そして白老町のNPO法人御用聞きわらび理事星貢氏より「地域でつながる！！課題を解決に導く福祉活動」について、それぞれの立場から報告をいただき、きずな大使の鳥居一頼氏がコーディネーターを務めた。

共通して述べられたことは、地域の理解を得ることが必要であること、公的サービスで賄えない部分については地域住民で補完する必要があることであった。これらの話に、参加した市民は熱心に耳を傾け、「登別のまちをより良くしていきたい」という多くの市民のおもいが会場に満ちていた。



お互いに助け合う社会をいかにして構築していくかが、第3期きずな計画の重要なテーマであり、そのためには策定段階から地域住民の意向を把握し、その意思を具体的な行動へと移すことができるよう力を合わせていくための場と機会を設定することが重要である。

そのためには、事務局だけの働きかけでは限界があり、地域を活性化するためには、きずな推進委員等の力が不可欠である。地域住民の力を引き出し反映させることがこの計画の第一義の目的でもある。その福祉環境をつくるのが、事務局としての役割であり使命である。事務局の動きを常に市民に見えるよう透明性を維持することにより、賛同し協力していただく市民もおのずと増えるのではないだろうか。

「住民参加を謳っているまちは山ほどあるが、実態として当事者が参加していると見受けられたのは登別市だけだと思います。事務局は大変な思いをしたと思いますが、市民がすごいと感じました。予算は毎年行政が決めるが、そのための長期的な担保を普通は示さない。示してしまうと、やらなければならないプレッシャー、責任感を持ってしまいます。逆に言うと、実現性を高めるためには財源の明示が必要です。きずな計画は財源の取得方法が書いてあります。これも皆さんは普通を感じていると思いますが、全道ではめずらしいことです。」

これは星貢氏の発言である。市民にとって当たり前の感覚でいた「きずな計画」が外部から大きな評価を受けた。それはきずな計画が他のまちの計画と比べても高い実現性と具体性を持っている稀な計画であり、市民でつくり上げた誇るべき計画なのだと気付かされた瞬間でもあった。

【2015. 7. 1】 専門職と地域を密接に～第1回地域包括ケアPT会議

第3期きずな計画の骨子となる各PT会議が、地域包括ケアPTを皮切りに開始された。

ケアマネジャー、地域包括支援センター、訪問看護事業所、登別市で構成した委員全員の出席があり、活発な意見交換が行われた。

会議では5月15日に行われた「のぼりべつケアマネ連絡会」において挙げられたケアマネジャーが必要と感じているサービスのデータを基に議論を行った。

今回の計画のキーワードである「人材育成」に関しては、各委員も頭を悩ませているところでもあり、後継者問題や福祉業界のなり手不足等を解消する対策を模索しているようであった。

これは、地域社会にも同様の課題があり、町内会役員の高齢化等も相まって、地域における問題の主たる部分を占めている。単に福祉にとどまらず、解決できる手法を活用し地域社会の問題にも寄与できる仕組みへと変化させることは、今後の取り組みいかにそのヒントがあるのではないかと考える。

「有償サービス」に係る議論においては、「無償で行われたことに対して、感謝の気持ちとして対価を支払ってしまうケースも多く、結果として対価が高額になり生活を圧迫してしまう事例もある」という意見は、有償性を社会化する上で重要な指摘ともいえよう。地縁による無償サービスは、本来地域社会において求められる善意に満ちた姿である。しかし、そこに有償が介在することは、依頼者側の意に反してサービスが提供された場合、結果として依頼者の不利益となり得る危険性がある。有償の仕組みを構築するためには、明確なルールを設ける必要があるのではないかと考える。

ただ、地縁は、「おたがいさま、もちつもたれつ、もらったらず返す」という贈与・互酬の関係で成り立つ。それは暗黙の内に規制された世間のルールでもあり、そこに社会契約としての有償化のルールを適用することは困難であろう。そこをなんとかかしたいと理を尽くしても、「しょうがない」「しかたない」というあきらめの言葉が返ってくる。このときすでに変えようという試みは、何であれすべて失敗に終わるとの指摘もある。(鴻上尚史「空気と世間」講談社現代新書)

確かに強固な世間の壁ではあるが、きずな計画としてサービスの有償化を提唱する際には、ルールと共に依頼者が選択でき、なおかつ柔軟なサービスの構築を念頭に置きながら、地域住民の共感的理解を得ることが、従来の「あきらめ」を打破する突破口になるかと考える。



ニーズに対してすべて公的なサービスのみでは賄うことはできない。民間の組織である社協は市民との協働のもと、その隙間を補填するサービスとして取り組まなければならない。

よって、第3期きずな計画においては、これまで世間の壁に阻まれていた必要なサービスに取り組む必要性が求められてくる。そのためにはこれまで以上に市民との合意形成をめざした情報提供や協議の場をつくり、サービスの有償化の必要性を訴え事業化することが喫緊の課題となる。そのためにも、このPTは市民と専門職をつなぐことで、理解を深め協力の輪を広げる役割がある。今後のスタンスと方向性を改めて確認することのできた会議であった。

【2015. 7. 10】

障がい者を取り巻く社会情勢の大きな変化～第1回障がい福祉PT会議

障がい者の就労支援や社会参加に関する協議を行う障がい福祉PTは、市内授産施設関係者を主として委員の構成が為され、初となる本会議は7名の出席をもって開かれた。

なぜ障がい福祉PTを設置したのか、ここに至る障がい者施策に関わる国際的・国内的経緯を説明する。

平成26年(2014年)1月20日、日本は障害者権利条約(正式名称:「障害者の権利に関する条約」)(注:条約・法律に「障害」と明記されているため、その表記を使用するが、それ以外では「障がい」と表記する)を締結、141番目の締約国・機関となった。障害者権利条約とは、全ての障がい者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約である。この条約では、障がい者には長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障がいであって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含むとされている。

障がい者に関する初めての国際条約であり、その主な内容としては、

(1) 一般原則(障がい者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等)

(2) 一般的義務(合理的配慮の実施を怠ることを含め、障がいに基づくいかなる差別もなしに、すべての障がい者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等)

(3) 障がい者の権利実現のための措置(身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容)

(4) 条約の実施のための仕組み(条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障がい者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討)、となっている。

ポイントをまとめると、条約の原則(無差別、平等、社会への包容等)、政治的権利、教育・健康・労働・雇用に関する権利、社会的な保障、文化的な生活・スポーツへの参加、国際協力、締約国による報告等、幅広いものとなっている。

日本は平成19年(2007年)にこの条約に署名はしたが、国内法や制度が未整備であったために障害者基本法の改正(平成23年(2011年)8月)、障害者総合支援法の成立(平成24年(2012年)6月)、障害者差別解消法の成立と障害者雇用促進法の改正(平成25年(2013年)6月)等、矢継ぎ早に様々な制度改革を行い、障害者差別解消法の成立をもって、一通りの障がい者制度の充実がなされたと判断したことから、141番目という遅い締約となった。それだけ、障がい者に対する福祉政策が遅滞していたと指摘されよう。

そもそも昭和56年(1981年)「完全参加と平等」をスローガンにした「国際障害者年」を契機に、その実現に向けて、身体障害者福祉法の改正、障害者対策に関する長期計画の策定、精神衛生法を精神保険法に改正、教育では養護学校の義務化(昭和53年(1979年))と、法制度の改革を実施してきた。しかし、根幹の「障がい者の権利」につ

いて国が社会的な合意を得る努力を欠いた結果として、条約締結が遅れたのではないかも受け取れる。

障害者基本法をみてみよう。地域における共生条約の第19条（自立した生活及び地域社会への包容）に関して、障がいの有無にかかわらず共生する社会の実現を図るに当たって旨とするべき事項として「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」が規定されている。

また、平成23年（2011年）の同法の改正で新たに、全ての障がい者は、可能な限り、「地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」「言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」が規定された。また、同法では、国及び地方公共団体は、障がい者が「医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策」を講じることが義務付けられている。これに関連して、障害者総合支援法に基づき、地域において暮らすことができるよう、障害福祉サービス等の充実が図られているのであり、PTが取り組まねばならない法的な根拠がここなのである。

さらに平成18年（2006年）4月、障害者自立支援法が施行された。障害者基本法の理念に基づき、障がい種別ごとに縦割りにされていた障害者福祉制度を全面的に見直し、自立支援の観点から一元的なサービス提供システムを規定した法律である。その特徴は、

（1）サービス提供主体を市町村に一元化し、各障がい者福祉サービスを共通した制度で提供、（2）障がい者の就労支援の強化、（3）空き教室、空き店舗の転用を含めた地域社会資源活用の規制緩和、（4）「障害程度区分」による、サービスの利用手続きや基準の明確化、（5）サービス利用における利用者1割負担、食費の実費負担、（6）国の財政責任の明確化。サービスの利用者負担（所得に応じ上限あり）と障害程度区分の認定である。

しかし、サービス利用の上限や、日常的に利用している施設の利用料発生で、通所を控え自宅から出なくなる障がい者が続出するなど、障がいの重い人ほど負担増となり、生存権の侵害にあたるなどとして全国で違憲訴訟が起きた。国は平成23年（2011年）1月に「障がい者の尊厳を深く傷つけた」と反省を表明、平成25年（2013年）、障害者総合支援法に改題。難病患者等も障害福祉サービスの給付対象に含められたのである。法の不備が「生存権の侵害」に当たるといった前代未聞の悪法の改題でもあった。そのような流れの中で次の法律が矢継ぎ早に制定されていくのである。

障害者差別解消法をみてみよう。この法律は、共生社会の実現をめざしている。差別解消措置や差別解消支援措置などを通じて差別の解消を推進しようとする法律で、それによって共生社会の実現に役立つことを目的にしているため、この法律は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と名づけられている。

条文（1条）をみると、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的にする」と定められている

のである。

次に、改正障害者雇用促進法は、雇用分野における障がい者差別の禁止や、精神障がい者を障がい者の法定雇用率の算定基礎に加えること等が盛り込まれた。国や地方公共団体では、知的障がい者を非常勤職員として雇用し、一定の業務経験の後に企業への就職を目指す「チャレンジ雇用」を掲げた。また、障がい者の雇用に伴う事業主の負担を軽減するため、障害者雇用納付金制度が設けられ、法定雇用率を未達成の企業からは納付金を徴収し、法定雇用率を超えて障がい者を雇用している企業には障害者雇用調整金が支給される等、様々な助成が行われているが、社協として登別の実情は把握していない。

平成25年（2013年）4月からは、障害者優先調達推進法の制定を受け、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的機関による障がい者就労施設等からの優先的な購入を行うよう国から通達が毎年出されている。登別の障がい者雇用の実態やその待遇、そして施設、事業所等での就労支援の実態も十分に把握しきれてはいないのが実情である。

川島聡（国際人権法、障害者法）は、その著『障害者の権利条約と日本—概要と展望』（生活書院2012年刊）のなかで、平成28年（2016年）4月1日から施行される障害者差別解消法について、それが制定されたからと行って、果たして国民の意識はすぐ変わるわけではない。国民の意識が変わるかどうかは今後の取り組みにかかっているが、国民の意識を変えるために差別解消支援措置のひとつとして、国と地方公共団体による啓発活動を定めているとあるが、啓発だけで変わるはずもない。さらに、この法律は個人の思想・言論に対する法的効力をもたないものである。

この意識を変えていくためには、当事者同士が建設的に話し合うこと、交流すること、コミュニケーションをとることが重要であり、そのための環境と制度を整備することが大切となると説く。

さらに、障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法によって、障がい当事者の実生活はどう変わらうのかという点について、雇用や教育やサービス提供の場面などにおいて、障がい者の社会参加の機会が増すことが期待されている。とくに、合理的配慮が行われることで、障がいのある諸個人の個別具体的なニーズにそって、社会参加を妨げる社会的障壁が除去されることが期待される。

そういった期待にこの法律が現実に応えられるかどうかは、1）基本方針、対応要領、対応指針がどのような内容を定めることになるか、2）相談・紛争防止・紛争解決の体制（14条）や、障害者差別解消支援地域協議会（16条）が、どのような機能を実際に果たすのか、3）障がい者団体や関係者がどのような役割を果たすのか、4）この法律の趣旨と内容が日本社会の構成員全体（障がい者をふくむ）に浸潤し、その意識が現実が変わっていくか、といった諸点に大きく左右されると思われる指摘している。

期待感をただ抱くだけでは、なんの解決にもならない。障がい者の社会的自立や共生をめざす具体的な取り組みは、障がい者が孤立無援で社会の外に置かれるのではなく、社会にその存在を知らしめることが第一義であり、就労は社会参加のカタチとして重要な意味合いを持つ。

障害者権利条約の締約に関連して、様々な法制度が整備されてきたことで、はじめて平成25年（2013年）障害者優先調達推進法が施行されたことの意味が明らかにされよう。その法により、授産施設の取り組みと、その事業に対する関心と需要が高まってくる

のである。各法律の整備により、障がい者の就労や社会参加は切実な問題として提起され、喫緊の課題として表出してきたのである。

また、第1・2期きずな計画では、高齢者対象分野の事業と比較して、障がい者対象の分野の取り組みが極めて少ないことが挙げられる。障がい者に関する取り組みは、多岐に渡り、地域住民が支援を行うと想定するには困難性を打破できなかったことに起因する。確かに、障がい者を取り巻く問題や課題は、根本的な解決が難しいことから、抜本的な解決にはつながりにくい特性がある。だから、あきらめや思考停止に陥ることが多い。

しかし、障がい者の活動などの情報を発信し共に行動を起こすことで、理解と協力を広げることができるのではないか。

その変化の流れが確実に起こってきた。障がい者問題に対する社会の動向は、10年前、5年前とは社会情勢が全く違うことが、その経緯から明らかにされたのである。

よって本PTでは、「働く障がい者」に焦点を当てた議論を行い、第3期きずな計画を策定することで合意形成をみたのであった。

また、本会が平成27年度（2015年度）より推進している「働く障がい者と地域のきずなづくり推進事業」を具現化すべく、福祉施設の授産商品を紹介するパネルとカタログの作成を、市内4施設・1団体の協力のもとで行うこととなった。それらの広告媒体により施設及び商品が市民に周知されることにより、授産商品の販路拡大や一般企業等への就労促進などを支援するものであり、本会としてもこれまで関わることの少なかった授産施設との接点を持つことができる。また、きずな計画に障がいの分野に取り込まれる新しい試みとなろう。市民に知らせない限り、様々な法や制度も世の中を変える力にはなりえない。為政者、そしてそれを行行使する者は、常に心しておかなければならない。法や制度は誰のためにあるのかを自問自答しながら、それを理解した上で施策や計画を進めることを、きずな計画推進に関わる市民とともに社協もまたその責任を自覚し自省していきたい。

【2015.7.14】 これからの時代を見据えて～第2回地域包括ケアPT会議

福祉実践者向けのアンケート調査内容について、地域包括ケアに関わる質問事項等の協議を目的に、メンバー全員の出席をもって本会議を開いた。

前回の会議で抽出された市内の現状等を、委員それぞれが把握した上での意見交換は、課題として抽出する項目が明確になったこともあり、更に密度の濃いものとなった。

最も意見交換が活発に行われた項目が「介護保険制度改正に伴う影響」であった。各事業所においては、すでにサービス利用時間の短縮など利用者にとってマイナスとなる影響が発生しており、早急な対応策を講じなければならない事態が生じている。

また、今後新たな支援体制を構築していくうえで、現行のサービスを補完するという考えから一歩抜け出し、介護事業者も含めたより包括的な体制を一丸となって整備していく必要性が論じられた。

その支援体制は、利用者ができることまで支援するものではなく、利用者それぞれの状況に沿ったものでなくてはならない。そのためには、画一的なサービスではなく、選択できる柔軟なサービスを用意する必要性が求められる。

福祉と聞けば、すべて善意を前提とした無償での支援を想定しがちではあるが、これからの福祉は「やってもらおう」という受け身では済まされなくなった。利用者それぞれが主

体的・能動的に動くことのできるようなサービスのあり方が、これからの時代に則した支援のあり方ではないだろうか。

これらのことを踏まえ考えると、福祉教育の重要性はこれまで以上に重要である。福祉教育は、福祉社会を実現するために、福祉の理解と心情を育て、問題解決への行動を提起することを目的とした市民性教育の大きな柱でもある。

しかし、次世代の教育を担う学校教育では、残念ながら高齢者や障がいの一部に特化した理解や体験を福祉学習として教えている学校が少なくない。学校で福祉を教えられる人材が少ないことや、なさねばならぬ教育課題が多いことにも起因する。福祉は限られた人間だけにかかわるものであるとの間違った社会認識が、一般的であり、是正しなければならないのである。福祉教育が本来の教育目的を実現するには、狭義な教育である現状を問題として提起するとともに、障がいに限らず幅広く選択できる学習内容やプログラムを整備していくことや人材の育成が、今後もっと重要となるであろう。

アンケート調査の項目の検討においては、これまでよりも具体的な議論が行われた。今回は福祉実践者を対象にしたアンケート調査を実施するため、一般市民の意識調査に関することは、地域福祉計画でのアンケート調査に替えさせることを確認した。

アンケート調査の大きな目的は、きずな推進委員会等で協議されてきている新たな支え合いを、住民自身で実行できるかどうかの見極めにある。結果として実行可能であると分析された場合、その支え合いをバックアップする姿勢を、社協は見せていく必要がある。住民の自主的な活動を支えることが社協の社会的使命とその存在理由であるとすれば、良好な人間関係を継続・補完するためには、地域福祉コーディネーターの適切な配置や、人と人とを確かに結びつける仕組みづくり等が望まれる。アンケート実施まで残り1ヶ月と迫ったなかで、貴重な意見交換を行うことができた場となった。

【2015.7.24】

これまでの取り組みの上に新たな取り組みを～第2回正副委員長会議

これまで行ってきた各PTでの取り組みを報告するため開かれた本会議は、前回と変わらぬ活発な意見が交わされた。

特に地域包括ケアPTの報告については、正副委員長からの関心もより高く、様々な意見が飛び交った。民生委員・児童委員との連携や、従来の見守り活動との互換性など、それらはすべて「これまでの取り組みを重要視し尊重する」といった基本認識の下、交わされた意見であり、正副委員長のおもいを汲み取ることができた。

また、一度に新たな取り組みや仕組みをつくることへの懸念もあった。中途半端になることへの不安感の表れでもある。介護保険制度が大きく変わった今、新しい支え合いの仕組みを構築する必要性は明確にされており、包括的・重層的な取り組みは、これまで表出されなかった問題等への対応に備えてのものとなる。

現状の中、仕組みを一度に構築することはやむを得ないことであるかもしれない。そこで重要となるのは、やはり地域の力である。地域の支え合いという言葉は、言うには容易いが、実現するためには多くの問題を解決していく必要がある。一方で、施策に踊らされて地域が疲弊してはならない。そのためにも、地域の力だけではなく、社協や行政、専門機関が一致団結することが不可欠である。

これから先を見据えた熱い論議に、事務局としてもより一層身の引き締まるおもしろいでした。

【2015.7.28】 「3ない」を撲滅したい～第2回障がい福祉PT会議

本会議では、各福祉施設の活動内容の共有やPR方法等について協議を行った。

地域包括ケアPTで協議された福祉教育への協力についても協議され、施設側は受け入れ可能との回答を得たため、今後検討する。

介護等の職場での退職者の増加は切実な問題であり、その職場環境や処遇の改善などが指摘されているが、その対策もおぼつかない事態でもある。ただ、障がい福祉そのものを正しく理解するためには、実際の現場を知り学ぶことにある。その意味では、社協事業として取り組んできた施設での「サマーボランティア体験プログラム^{*54}」は、広く市民を対象とした福祉教育の重要な機会と場であった。現在は、通年でボランティア体験事業として継続されている。過去には「ワークキャンプ^{*55}」という子どもたちを対象にした福祉施設での宿泊を伴うボランティア体験事業にも取り組んできたが、今一度それらの教育的価値を見直していくことが必要ではないか。

そのノウハウは、すでに社協の中にあることを知らされた。さらに、各施設での教育指導に当たるスタッフの教育的資質や指導ノウハウの蓄積もまた重要なポイントとなることを指摘しておきたい。

次に、居場所や外出支援に関わる協議については、余暇の過ごし方から、障がい者も安全に過ごすことのできる機会と場の提供やパーソナルアシスタンス制度^{*56}の導入など、幅広い視点での意見交換がなされた。

「働く障がい者には、休日に何をして過ごせばよいかわからないという悩みがある」ということは、これまで行われてきた各種会議等において示されていることである。それは安心して行くことのできる居場所が少ないことも要因であろう。これらの課題は、高齢者問題とも共通するもので、課題解決に向けて取り組まねばならないことでもある。

障がい者に関わる他会議においても、いつも障がい者への理解を得ることが重要である。障がい者も普通の人と変わらず、他の人よりハンディキャップがあるだけである。という多くの意見が出る。

しかし本質は、自分と違った存在に対する蔑視感や排除感であり、さらに彼らよりも優位性を持った優越感や安心感が差別意識を強めていくのである。その意識が生まれる要因

*54 平成8年（1996年）より実施されていた、登別市社協の事業である。学生の夏休み期間である8月の1か月間を登別市のボランティア体験月間と定め、誰もが気軽に楽しくボランティアを体験できるプログラムを、受入施設等の協力を得ながら実施していた。平成16年（2004年）からは、体験期間を7月から3月までに拡大している。

*55 自ら活動を体験しながら現場に携わる人々と交流するボランティア等の形態のこと。

*56 重度の障がいがある方に対し、市町村が介助に要する費用を直接支給し、その範囲内でライフスタイルに合わせて介助者と直接契約を結び、自らマネジメントしていく制度である。ヘルパー資格の有無等に係わらず介助者となることができるため（利用する方の配偶者および3親等以内の親族を除く）、地域住民の力を活用し、介助体制を組むことができる。

として、ひとつに違ったものに対する不安感や恐怖感、ふたつに社会の同質性を求めた結果としての排除感や排斥感であり、世間や職場や学校でごく当たり前に目にすることである。そして、「見慣れない、出会わない、知らない」（3ない）という差別感は、福祉の発展を阻害することにもつながりかねない。排斥や蔑視、差別していることすら気づかないまま、その認識を疑うこともなく、社会通念として一般化させてきたことが、問題の解決を遠ざけてきたのである。

まずは、障がい者の就労の実態やそれに関わる施設の活動などを、市民に知ってもらう。そのために市内授産製品・施設のカatalog、周知用パネルの作成を行い啓発しよう。そのようにして、障がい者理解のための活動・運動を進めていくことを再確認したのである。

【2015. 7. 30】 今後5か年を見据えて～第2回きずな推進委員会

この日の会議では、それぞれ始動したPTの状況報告や、これから福祉実践者向けに行われるアンケート調査についての協議を行った。

PTでの各協議事項についての報告は、委員全員真剣に耳を傾けていた。地域包括ケアPTにおける、地域の課題集約の結果において、介護予防サービスが地域に移行されることを念頭においた、これから地域に必要とされる仕組みが列挙され、その中には有償サービスとして実施する必要性が求められているものが記載されていた。



従来に登別において、有償サービスというものは聞きなじみがなく、抵抗感が生まれるものであると想定されたが、有償であることの必要性や金銭を循環させる意味合いであるとの説明を受け、おおむね納得していたようであった。今後5か年を見据えたうえでの事業展開は、一歩すすんだ地域福祉を行う上で必要不可欠なものである。総合事業の実施が平成29年度（2017年度）より開始される登別市においては、なおのこと重要である。常に先を見据えた活動は、いざ総合事業が実施された際の反動を和らげる意味合いもある。制度の変化に対して柔軟に対応できる地域となるよう、第3期きずな計画を策定していく必要が明確化された。

アンケート調査に係る部分については、8月中旬より行うアンケートの設問項目について事務局より説明後、各小学校区において内容協議を行った。協議後の校区ごとの報告については、設問文に関することや第3期きずな計画に反映させ、推進して行くうえでの懸案事項など非常に多岐に渡る意見が表れた。それらは全て、今後5か年のことを見据えたうえでの意見であり、委員の先を見据える視点に感嘆した。

地域を取り巻く現状は日々変化している状況にある。画一的な支援策は、管理するという視点においては有能であるが、実践していくという視点においては極めて不適格である。柔軟な支援策というものは、軸を構築することにより具体的な支援内容はそれぞれのやり方に合わせやすい特色を持つ。やり方を押し付けずに、地域の実情に合わせて展開する。地域福祉実践計画は、そのようなものでなくてはならない。それは、いかに制度や実情が変化しても確固たるものでなくてはならない。きずな計画は、その指針としての役割を持つものである。そして、きずな推進委員会は、登別が福祉のまちとなるための、大きな担い手である。

【2015.8.24】 支援の本質を問い直す～第3回障がい福祉PT会議

本会議では、地域包括ケアPTにおいて抽出された意見の確認と協議や、第3期きずな計画にPTとして盛り込む項目の検討を行った。

第2回の会議の際に議題として挙げた福祉学習の受け入れについて、欠席のため意思確認がされていなかった事業所においても可能であるとの回答があり、市内施設一丸となって実施できることが明確にされた。その背景には、「社会福祉法人制度の改革案」の概要の一つに「地域における公益的な取り組みを実施する責務（地域貢献）」があると考えられた。

全市的に求められる障がいの理解については、活発な意見交換が行われた。

高齢者への支援については、明日は我が身であることから我が身に置き換えて比較的考えやすく、また支援のノウハウも身近に見聞していることもあり参加しやすいという側面を持っている。

しかし、障がい者への支援については、信頼関係の構築や支援の方法やなど、個々に対応する難しさがある。障がいの区分や程度によっても個人差があり、個々の支援方法が異なることも要因の一つである。高齢者支援と共通しているは、本人の意思に沿った支援が必要であるという点にある。障がいの有無にかかわらず、自由意思を持って生きる一人の人間として、そこに存在するからである。

よって、自立とケアの現代的課題を見据えなければならない。「ケアを受けて生きるには、時にはプライドを捨て、時には頑固に意見を通さなければならない」（小山内美智子『あなたは私の手に慣れますか』）と、自身の意思とケアする人との「ケア」の自己バランスの重要性を指摘するが、ケアを受ける多くの障がい者や高齢者、そして闘病者が、プライドを捨てて生きることを余儀なくされている現実を否定できない。地域包括ケアが本格化する「ケア時代」に生きるということは、自分自身の意思表示や自己選択・自己決定にかかる問題をも包含していることに気づかなければ、されるがままの自己喪失の道をあてもなく歩き回ることになるだろう。

ケアの本質とは、いのちを持つひとりの人間存在として、その個人が健康な生活を維持していくのに「必要な条件を整えていく」ことにある。よって、目指すべきケアの目的は、その人の持てる力や残された力に働きかけ、その生きようとする意思や生命力・生活力を引き出すことで、「自身の健康と、自己実現をめざす自立した生き方の具現化」を促すことにある。しかし、決して完全な自立を求めるものではない。人は否応なく人と関わって生きる社会的動物である。そこに助け合い・支え合いがなければ生きていけないのである。地域包括ケアの時代を迎え、福祉ケアと医療ケアが複合的に機能する環境条件を構築しなければならないとすれば、今後その方策を思案する必要性をますます感じたところである。

もう一つ、議論がされたのは、障がい当事者の意見を計画に反映させる方法についてである。実施を予定している市内各施設・事業所等へのアンケート調査は、直接当事者に聞くものではないが、当事者の主張を汲み取りながら、関係者に回答を求めている。

現在、「登別市障害者地域自立支援協議会^{*57}」が発足しており、障がい者・児それぞれに特化した部会も設置されている状況にある。協議会には、当事者も参画しているため、そこから当事者のニーズを受け止めることにより、計画にも反映させることは可能ではないか。

「当事者の声を聴くということが、支援の基本である。障がいの程度が重くても、意思表示は可能である。」というのではないがしるにしてはならないメンバーの意見である。まさに支援の本質をつくものであるとともに、当事者を支える家族の意見にも真摯に傾聴したい。

最後に、これまで本PTにおいて検討されてきた市内授産製品・施設のカatalog（きずなブック）、そして展示用パネルが完成したことを報告した。メンバー全員が、その出来栄に目を見張った。1週間後に迫ったふれあいフェスティバルが、初のお披露目となる。

障がい者の就労支援の取り組みは、社協としても端緒を開いたところであり、まさに、これからである。

【2015. 10. 21】

反省の上に新たな計画を～第1回計画評価・指針作成PT会議

8月に実施した地域における福祉実践者を対象としてアンケート調査の集計も終わり、分析に取りかかる中において、第1回の計画評価・指針作成PT会議が事務局を含め6名の参集をもって開かれた。この会議は、PTに対し、はじめてアンケート調査の集計結果を公表する場であり、事務局としても委員がどのような反応を表すのか興味のあるところであった。

本PTの大きな役割が、第2期・第3期きずな計画の評価指針の作成及び各種事業の助成金の見直しである。評価については、PTにおいて評価をするのではなく、あくまでも評価の仕組みを検討し、きずな推進委員会に提案することを目的としている。

会議は、リーダーを中心として活発な議論が展開された。アンケート調査の集計結果については、町内会、民生委員・児童委員、市民として各々の立場から多くの意見が交わされた。それらを踏まえたうえで、きずなアンケートPTと協議しながらまとめていくことで合意を得た。

アンケート調査の回答内容としては、調査目的を包含できる回答が多く寄せられており、第3期きずな計画において実践者の声を大いに反映できるものになると予感させた。

また、これから想定される新たな支え合いづくりに関しては、従来の町内会の組織体制では活動に限界があり、社協や関係機関がバックアップ出来る仕組みづくりが必要であるとの分析結果が示されている。この結果に委員は、これからの計画策定には現実をしっかり踏まえて考えなければならないことを痛感したのである。

計画評価については、評価委員会を設置し全市計画の評価にとりかかることを提案した。この評価委員会は、社協理事及びきずな推進委員の計5名で構成されるものであり、この評価委員会において評価されたのち、社協理事会・評議員会において協議・承認することとして合意した。



* 57 保健・医療・福祉・教育等の様々な分野の視点から、障がい児・者やその家族が抱える問題の協議・検討を行う組織である。課題の整理や解決に向けた具体的検討のため、「おとな部会」「子ども部会」を設置し協議を行っている。

校区きずな計画については、全校区統一した指標を基に各校区にて評価することとなった。この指標の設定は、今後のPTにおいて定めることとなり、そのためには今一度計画内容を吟味する必要性がある。

それはすなわち、PTメンバー及び事務局も再度計画のあり方や根幹を確かめる機会となり、その評価に関わる情報を地域住民に広く伝えることにより、「きずな計画」の社会的価値とその有効性を強く発信することになるのではないだろうか。

助成金のあり方については、既存の助成金の見直しを行い、財源をつくることを検討する必要性が提案された。今後きずな計画に沿って事業を推進していく上で、赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金などの財源が限られている状況においては、新たな助成の仕組みのあり方や適正配分を行うことが必要不可欠である。登別市は他市町村と比較しても、共同募金の目標額は概ね維持しており、極端な変動は見られない。しかし、現状に甘んじることなく、より充実した地域福祉を推進するためには、新しい財源確保の仕組みづくりが必要であるということも含めて今後の検討課題とした。

福祉実践者向けアンケートの集計も終了し、計画策定も本格化してきたと言えるこの時期、いかにして地域住民の意見を取り入れ、反映させていくかは、きずな推進委員会に課せられた責務である。今後定期的に開催予定のPT及びきずな推進委員会において、忌憚のない意見交換を望みたい。それがこれからの「市民推進力」を確認する場と機会となるからである。

【2015. 10. 23】 「誰もが安心して暮らせるのぼりべつ」を目指して ～第3回地域包括ケアPT会議

福祉実践者向けのアンケートが終了し、福祉事業所向けアンケートの構成・立案にとりかかる中、本会議を8名の参集のもと開催した。

本会議の議題としては、福祉実践者向けアンケートの集計結果の報告、PTとしての第3期きずな計画への提案概要について、そして福祉事業所向けアンケートの内容について、以上3点の事項であった。過日の計画評価・指針作成PTでのアンケート結果報告は、あくまでも地域住民への報告であり、専門職に対しての報告は今回がはじめてであり、新たな視点からの切り口が期待される場所であった。

実際の会議内容としては、アンケート結果については、おおむね理解の得られた反応であり、結果を踏まえた提案概要に比重が置かれることとなった。議論は本PTで活用されている課題抽出シートを中心に展開され、登別の実情を踏まえた内容は事務局としても参考となる部分が大いにあった。

新たな生活支援サービスについては、やはり白熱した議論となり、有償サービスの必要性・実用性が浮き彫りとなった。現状としても安くはない福祉有償運送について、採算がとれず撤退する事業者が増える中、その需要は高まる一方である。社協としても、半民半官の特性を活かし、あくまでも手薄になった部分を補えるサービス展開を推進していかなければならない。サービス利用者にとって、利用できるサービスの幅が広がることは安心感につながり、その後の生活意欲にもつながっていくものである。きずなが目指す「誰もが安心して暮らせる福祉のまち」は、こうした一つひとつの積み重ねにより構築されるものである。

アンケート調査結果において、社協に求められていると明確化された人材育成については、やはり研修会の充実が必要であるとの結論に達した。単なる座学によるものではなく、実用的なシミュレーションを交えた体験的な研修を行うことにより、実際の行動につながることを再認識した。これは、見守り・声掛けにはじまる日頃の地域福祉活動にも置き換えることができ、単なる働きかけではなく、具体的な内容（どのような声掛けが必要なのか等）を知らせることにより、動きやすくなるのではないだろうか。計画策定にかかるとはあるが、普段の業務にも反映できる協議内容であった。

福祉事業所向けアンケートの内容については、本会議において骨子が固まることはなく、事務局より起案し、委員に確認を得ることとして合意を得た。委員も各種専門職として、内容については興味深い様であり、また慎重であった。実践者とは違う視点からの意見や結果が導き出されるよう、事務局としてもじっくりと検討していく必要性を真摯に受け止めたところであった。

【2015. 10. 30】 新たな支え合いのために～第3回きずな推進委員会

各PTの進捗状況の報告及び校区きずな計画策定に必要な不可欠な住民座談会の内容について協議することを目的に、委員58名の参集のもと、しんた21多目的ホールで開かれた。

アンケート調査結果については、会議時間を割いて説明を行った。単純集計の結果及び設問を掛け合わせてよりの確に意向やその傾向を把握するクロス分析の報告は、委員全員が熱心に耳を傾けていた。今後地域に必要とされる住民主体の福祉活動を地域のみで行うには限界があることは明らかであり、アンケート調査の結果を根拠にした新しい仕組みづくりの重要性とその社会的欲求がつまびらかにされたことに、参加した委員も不安とともに実情を理解した様子であった。

その後の住民座談会開催についての事前協議は、各校区別に話し合われた。今回の住民座談会においては、協議すべき2つの重点項目を設定し、それを基にグループワークを実施することとなり、本会議では項目の選定を行った。校区それぞれでの福祉課題は異なり、その問題背景も様々であるが、いくつかの校区においては、小地域ネットワーク活動の推進を掲げており、全市展開を図ろうという気概を感じ取ることもできた。

住民座談会は、地域住民の意見を聞く場としての役割もあるが、きずな推進委員会での意図や方針を地域住民に伝える重要な場でもある。そのためには、きずな推進委員が1つの方向性に向かって進んでいるという一体感を示す必要がある。本会議でいくつかの校区において同じ項目を重点として掲げるということは、一体感の裏付けであるとも言える。

11月中旬から始まる住民座談会においても、快活な意見が飛び交うことを期待したい。

本会議において示された新しい仕組みづくりとして注目されたのは、「有償サービス」である。登別市では、その考え方やそのサービスの内容について、これまであまり浸透していないものである。現在既存のNPO法人等が実施している有償サービスは、会員登録され



た人にしか利用できないものである。

無償サービスが常態化している地域においては、有償サービスには心理的な抵抗や拒絶感が強くあると想像される。しかし、計画策定の中で明記されていくことになれば、適切で丁寧な説明と理解を得ていくことが必要となり、時間をかけながら広く地域に浸透させていかなければならない。浸透することにより、利用者と活動者の対等な関係性を築くことができるのではないだろうか。

新たな仕組みを構築する一方で、これまで取り組んできた活動を継続させていくことも重要である。各事業で築かれた「きずな」をさらに広げることにより、より確かに人と人がつながる「福祉でまちづくり」をめざすことができる。「きずな」として推進する各事業への取り組みを、1つの地域で全て実施することは困難である。しかし、1つ1つを着実に取り組んで実績を積み上げていくことにより、将来的に包括的な活動へと展開されるのではない。「その地域で、まずはできることから」を焦ることなく丁寧に推進していく必要を認識した会議となった。

【2015.12.17】 胸突き八丁にさしかかる～第4回きずな推進委員会

本会議を市民会館にて、65名の参集をもって開催した。

山田委員長の開会挨拶に始まり、最初に事務局から住民座談会について経過説明を行った。これまでに6校区が終わっている。それぞれの様子について報告された。

その後、きずな答申書の構成の骨子について説明があった。序章の檄文は『小さな幸せを希望に変えるわたしのまち登別』と題して、市民のこれからの暮らしが、いかにあるべきかを展望した。その前提こそ、「私が行動（うご）く」ことである。「地域で生きる 地域に生きる 地域が生きる」ために、「わたし」が「わたしたち」とともに福祉でまちづくりを進める一人として、いかにこのきずなに参画していくのかを問いかけたものである。これが、第3期きずな計画の方向性を決定づけるものとなることを予感させた。

章立ての提案が終わって質問を受ける。そこで介護保険制度の改正により、要支援の介護保険適用のサービスが、地域住民やボランティアに「移行される」ことに疑問を呈した委員の質問があり、それを担うのは難しいと指摘する。特に医療機関への送迎といった問題は、市民サイドで解決できるものではない。このきずな計画の中に具体的に示してほしいという要望となった。事務局はアンケートでも必要性が高く示されている案件であり、そのような問題について社協内部でも検討を重ねているところであることと、それを解決する方策をこのきずなで提案し、市民と共にまず動いていくことで、行政への働きかけをしていきたいと理解を求めた。



きずな大使の鳥居一頼氏からは、「移行される」ことになったその背景について説明があり、国民が求めていることをそのまま受け取ることはできない。穿った見方だがと断りを入れながら、的確に政策の趣旨と、日本の現状と将来の危惧を次のように訴えた。

住み慣れた家で 地域で
できるだけ 医者にかからず
健康づくりに 精出して
介護保険料は しっかり払い
介護保険の利用は ほどほどに
世間に 迷惑かけず暮らしなさい
できれば、世間のお手伝いで こころのケアをしてください
だから どんどんボランティアしましょう！
そうして もしもの時の「助け合い支えあい保険」を
お互いにかけるのです
地域で できるだけ 元気にくらすことが 「お国」のため
それこそ「滅私奉公」奉仕の精神です
最期は 病院ではなく 「おうち」でどうぞ！

厳しい暮らしが求められる時代である。それをただ黙って受け入れるのではなく、それらの現実的な課題としっかり向き合い生きなければならない。だからこそ「一抹の希望」を見出すための計画づくりを、市民の手で為さねばならないのである。市は改訂された要支援サービスを平成29年度（2017年度）から実施する方向であり、この計画は平成28年度（2016年度）からであるから、1年先に実践することで市にその実情を訴え、より実情に沿った効果的なサービスの実施を求めることが出来る。市が現在策定している「地域福祉計画」の中で、方策としてどれだけ具体的に提示されるか、協働性の真のあり方を問う1年ともなるであろう。

今日の重要な話し合いは、「第3期校区きずな計画づくり」である。日程的には2月末までにまとめなければならない。10月のきずな推進委員会では住民座談会の協議題を2つ選択したが、それを住民座談会にかけながら、さらに5か年計画として具体的な項目を出さねばならないのである。第2期きずな計画では20前後の事業項目を出したが、実行していく上でどうであったのか、煩雑になってしまったのではないかという懸念がある。今回は前回の事業項目を確認しながら、次の5か年をどうするのか考えることが必須となり、できれば盛り込みすぎないよう項目を精査することが必要であると、提案があった。

さっそく各校区で話し合いが始まった。地域の事情を含め話題は多岐に渡った。今日は取りまとめよりも、本格的討議のための話題づくりでもあった。ある校区は有償サービスについても論議され、いま困っている状況もあるが、これから困ってくる人たちがそのサービスを受け入れる環境作りが必要となることから、「利用チケット」を作ってはどうかというアイデアも生まれた。

今日のきずな推進委員会は、予定時刻の10分前に終了する。これは過去になかったことである。それは、結論を急いだのではなく、課題を明らかにして次に進むための整理をした結果であった。次回2月のきずな推進委員会には、答申書の序章草案と第3期全市きずな計画案を提示しなければならない。また、第3期校区きずな計画づくりもそれぞれの校区で推し進めなければならない。5年に1度の胸突き八丁にさしかかってきた。そう自覚したきずな推進委員会となった。

【2015.12.29】 支援の道はつづいていく～第4回障がい福祉PT会議

この1年、障がい者の就労に関わる協議を行ってきたが、今日の会議はその締めくくりとして、総括及び今後に向けた検討を行うこととなった。

これまでの会議において抽出された課題や協議された課題は、PTの総意として取りまとめ、第3期きずな計画に反映させることとした。

また、「障がい者が地域で暮らしていくためには」については、これまでと違う切り口からの協議を行った。

現在社協で推進している「きずな安心キット」を用いた小地域ネットワーク活動は、対象を高齢者のみならず障がい者も含むものであるが、高齢者を対象とした活動が主となっている実態が指摘された。その要因として、見守りたいがその方法がわからないという市民の戸惑いや、障がい者も対象であることの周知を強化する必要性が指摘された。

平成28年度（2016年度）より、市において障がい者を支えるサポーターの養成講座を予定されているが、地域における支援者の育成と障がい者理解につながる取り組みとして期待したい。

マスメディアで、高齢社会問題として独居や老夫婦世帯がクローズアップされているが、それは一般の関心度も高く取り上げやすい福祉の話題でもある。しかし、障がい者問題は、事件が起こらないと、メディア



もなかなか社会問題として取り上げることはなかった。そういった風潮が、障がい者理解を妨げ、今日まで地域での障がい者支援がなおざりにされてきたことは否定できない。きずな計画が目指すのは、高齢者や障がい者に限らず、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりである。理解を促すには、見える形での活動が必要不可欠である。

そこで、PTの集大成として、授産製品の即売会をショッピングセンターの空きスペースを活用し実施しようと提案された。そこにはものだけではなく、働く障がい者の姿もある。しかし、実施するにはいくつもの壁を乗り越えなければならない。会場使用料や集客の問題など様々である。その中で「問題はあがるが、市民の皆さんに知ってもらうことを一番大事にしなければならない。」というメンバーの意見は、障がい者支援の原点に立ち返るものであった。

このPTでは、昨夏授産製品のパネルやカタログの製作と展示・配布など、目に見える形での事業成果を挙げることができた。地域福祉はやもすると目に見えにくいと言われがちであるが、この成果は大きな意味を持つ。ましてや、これまで地域福祉は高齢者福祉が大きく取り上げられ、その風潮に隠れるようにしていた障がい者福祉に対して、か細いながらもはっきりとした光が差し込む結果ともなったのである。もちろん課題は山積している。その全てをもらすことなく検討できたわけではない。しかし、きずな推進委員会として障がい者に焦点をあてた協議は、これまで意図せずともされてこなかったことを省みて、このPTは、その道を整備したのではないだろうか。

第3期きずな計画の策定に関わるPTとしての会議は、今回で終了となる。しかし、障がい者支援を論議し、事業化する協議体としての活動は、これからも続いていく。続けなければならない社会的責務を負う重要なPTとして、市民が育っていったのである。

【2015.11.17～2016.1.29】 1, 078のおもい～住民座談会の記録

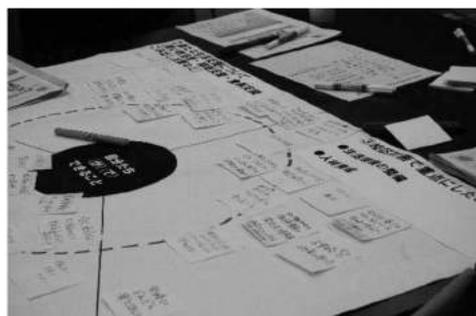
全市として取り組む重点項目及び校区きずな推進委員会において独自に設定した重点項目について、地域住民から直接意見を聴くために、市内8小学校区において住民座談会を開催した。

全校区共通して、「きずなの概要」「市の人口統計データを基にした各小学校区の特徴」「8月に行われた福祉実践者向けアンケート調査の結果報告」「第3期きずな計画の提案」「校区きずな計画策定のためにワークショップ」を内容とした座談会である。地域住民に対して、全市計画や校区計画の方向性等を、初めて示す機会となる。



全市計画での重点項目とは、「新たな生活支援」「日頃からの声かけ・見守り」「居場所・つながりづくり」である。これらは、8月に行われた福祉実践者向けのアンケート調査において、多くの人が必要だと声を挙げた項目であった。

それらをより具現化してきずな計画に反映させるために、今回の住民座談会ではKJ法^{*58}という手法を用いたグループワークにおいて意見の抽出を行った。重点項目について、「自分たちが(で)出来ること」を参加者が、各々ポストイットに記入して模造紙に張り出す。



事務局の心配をよそに、次々と意見が張り出され、活発なグループワークを展開した。

11月17日、若草小学校区が、トップバッターとして先陣をきった。「防災対策」「高齢者支援」を校区の重点項目としていた。防災対策を位置づけた理由として、過去に校区の一部地域において土砂災害が発生したという背景がある。身近なテーマ設定の効果もあり、非常に幅広い意見が出された。

次に開催されたのが、鷺別小学校区である。「気軽に立ち寄れる地域の拠点づくり」「住民主体の買い物支援サービスの展開」という校区重点項目の設定は、他校区を見渡しても具体的である。第2期校区きずな計画の項目については、ほぼすべて網羅されているとの評価のもと、さらに先に進んだ校区を目指したいという委員の気概でもあった。その熱意が伝わったのか、当日はNHKの取材も入り、朝のニュースでその様子が道内に放映されることとなった。(12月4日「おはよう日本・ローカルニュース」で放映される)

ワークショップは熱気を帯び、2時間はあまりにも短く感じた。

師走に入り気ぜわしさのなか、登別小学校区で開催された。これまでの座談会では、地域住民のほかの参加者は、地域包括支援センターの職員が主であったが、登別では初めて青年会、市議、そして学校関係者の参加も得られた。「生活環境の整備」「人材育成」を

*58 文化人類学者の川喜田二郎(東京工業大学名誉教授)がデータをまとめるために考案した手法である。KJは考案者のイニシャルにちなむ。データをカードに記述し、カードをグループごとにまとめて図解し、論文等にまとめていくものである。

校区の重点項目とした話し合いは、それぞれの立場から様々な意見を聴くことができた。

幌別小学校区では、委員の強いおもいがより濃く表れた。学校関係者・PTAなど幅広く参加して欲しいとの希望から時間設定に苦慮したが、日中開催として行った。そのおもいに応じてか、学校長の参加もあった。「向こう三軒両隣」（自分の家の向かい側の家三軒と左右二軒の隣保、日常親しく交際する近隣。隣保制度の単位ともなった）をキーワードとした「高齢者・障がい者等の声かけ・見守り」「防犯・防災活動」を校区重点項目に設けた。聞き馴染みのある「向こう三軒両隣」という言葉を大切にすることにより、子どもや高齢者などといった福祉対象に縛られることなく、多くの意見が出るのではないかとこの発想からであったが、時間内にまとめられず継続協議となった。

住民座談会の案内を全戸に配布した幌別東小学校区では、「きずな安心キット配布後の見守り体制の強化」「地域の居場所の活用」という、すでに行っている活動を、さらに強化したいというおもいが表れた校区重点項目となった。全戸配布の効果もあつたか、町内会役員だけではなく、一般住民の参加も得られた。



年が明け開催された幌別西小学校区では、「認知症高齢者・独居高齢者の声かけ」「世代間交流」といった各年代に関わる協議が行われた。「町内会の垣根を越えた取り組みが必要である」といった意見は、町内の高齢化・人口減を見据えた意見であり、校区全体として取り組まなければならないというおもいの表れであった。

3ヶ月にわたり開催した住民座談会も、青葉小学校区が最後となった。「子育て及び高齢者福祉対策の推進」「防犯防災対策で安心安全な生活環境づくり」という具体的な校区重点項目で、話し合いが展開された。グループワークでは、意見が活発に出され、なかなか止まらない。見えている方向性が、明確だからである。会場いっぱいの参加者からは、熱い気持ちが伝わってきた。

住民座談会が終了し、これからはここに集まった1,078もの意見を汲み取る作業となる。延べ参加者277名は、第3期きずな計画策定に関わった貴重な人材でもある。彼らの希望に応えなければならない。



【2016.1.28】

評価なくして次は生まれない～第2回計画評価・指針作成PT会議

この会議では、今後新たに取り組む必要性のある生活支援サービスの提案や財源確保の考え方、きずな計画の評価指針について検討が行われた。今回の会議をもって終了となり、きずな推進委員会に提案していくこととなる。

新たな生活支援サービスとは、鍵の預かり、移動支援、家事援助、共食活動である。アンケート調査の結果から、すでに取り組みされている地域もあることがわかったが、活動の負担が大きいことや事故等の補償の問題など、地域内だけで実施するには限界も見えている。社協としては、制度の狭間を埋めるサービスとして考えなければならないものである。アンケート調査等により地域のニーズが明確にされた以上、検討することは、社協にとっての責務である。

新たな生活支援サービスを提案した背景には、独り身である、近隣に身寄りがいない、公的サービスが使えないなどといった、単独的・複合的な生活問題を抱えながら地域で暮らしている方々の切実な実情がある。



事業化した場合、地域住民はもちろん、関係機関や団体、専門職の介在が必要とされる。地域住民だけでは難しい活動のサポート、それらの仲介やコーディネートをするのが、社協である。

次に課題として挙げられるのは、やはり財源の問題である。全国的に「共同募金」の額が減少傾向にあるなか、登別は地域住民の理解と協力により、横ばいもしくは微増傾向にある。しかし、大幅な募金額の増加は見込めない。

限りある財源でいかに事業を推進していくかが、大きな論点である。総合事業の実施に伴う公的財源の配分も視野に入れつつ、他事業に共同募金の財源を分配することになるであろう。それに伴い事業個々の助成金の見直し等も行うこととなる。

市民には、きずな計画を通して新たなサービスの必要性を説明し、募金への理解と協力をお願いする他はない。募金への関心を図るのも、福祉教育である。

評価指針については、各項目に共通なレーダーチャート*59を用いての評価を行うこととして、大筋合意した。これまで、統一された評価指針がなく、委員も事務局も手探りのなか評価を進めてきた経過があった。レーダーチャートを用いることにより、統一された評価指針を設けると同時に、評価を目に見える形として表すことで、今後の活動に活かしやすくなるとの判断であった。

「評価なくして次は生まれない。」いつかの委員の言葉を思い出した。このことにより、第3期きずな計画の推進という、次にステージに向かって進むことを確認して、会議を終えた。

* 5 9 複数の項目の大きさを一見して比較することのできるグラフである。主にそれらの項目を属性としてもつ事柄の特徴などを比較するために用いる。各項目の軸は、中心から正多角形上に配置される。

【2016.2.5】 今後の礎を築く～第1回きずなアンケートPT会議

2種類のアンケートも終了し、結果を第3期きずな計画に反映させるために、本会議を開いた。メンバー全員の出席を得た。

まず1月に行った福祉事業所向けアンケート調査の結果を、事務局より報告する。市内77事業所に発送したところ、41の事業所からの回答を得た。回収率は53.2%であった。このアンケートの目的は、事業所の生活支援サービスの現状を把握することと、事業者が考えるこれからの地域福祉活動、その上で社協に求めること、そして今後求められる地域貢献活動の取り組みの可能性について、それらを明らかにすることであった。

今後の生活支援サービスや鍵の預かりなど、具体的な内容が明らかにされた。また、事業所と地域関係者をつなぐ仕組みづくりの必要性を、65.9%の事業所が求めていることは、地域貢献活動を今後展開する上で、必要不可欠な事案であると認識しているものと考えられた。

福祉実践者向けアンケート調査、事業所向けアンケート調査ともに、家事援助や移動支援サービスが必要だという結果が出ているため、今後の展開について考えていく必要があるのではないかと。また、サービスの有償制の議論は、一般の市民が福祉関係のボランティアに参加しても、有償・無償の判断は難しいので、丁寧に説明をしていく必要があるのではないかと。

一方、1月という実施時期であったこともあり、校区きずな計画に反映させることは難しいのではないかととの意見もあったが、その実、多くの協力を得たアンケートであるからこそ、ぜひとも計画に反映して進めていきたいとの強いおもいからの発言であった。

当初の予定時期からずれこんだこともあり、分析も急務であったが、全市計画の策定において、福祉事業所のおもいも込めて反映していくことを、事務局は約束した。

貴重な意見の詰まった2つのアンケート調査であるから、分析結果を市民に広く知らせることが必要である。答申の中に詳細に記載することは難しいため、別冊で編集するよう検討してはどうかという委員の意見は、事務局としても同意見であった。

アンケート調査で抽出された意見のすべてを計画に反映させることは、難しい作業である。一朝一夕で取り組み体制が整うほど、地域の課題やニーズは簡単ではないことを示している。複雑な課題には、様々なアプローチが想定され、どれが最も適切であるかどうかは、ときには実践してはじめて見えてくる成果であり、失敗もある。

アンケート調査は集計して終わりではなく、分析を通してそこに見出される背景や意識の傾向、それらを束ねながらさらに課題や問題を明確にしていく。その過程を通して、意味ある発信ができるのである。

その意味では、第3期きずな計画を次年度より実践していくうえで、これらのアンケート調査やPTの働きは、有益なものとなった。取り組みの基盤をつくることは、最も重要なことである。本PTは、その役割を十分果たした。PTとしては、本会議をもって解散となるが、市民が積み重ねた礎は、今後も継続され大きな市民力となることを確信した会議となった。

【2016.2.8】

専門職協議体として今後も継続を～第4回地域包括ケアPT会議

1月に行った福祉事業所向けアンケートの報告、新たな生活支援サービスの提案、そしてPTとしての第3期きずな計画に提案する最終意見の取りまとめを行うため、開かれた。第3期きずな計画策定の中核を担ったPTも、今回を持ってすべて終了となる。

アンケートの報告については、先に行われたきずなアンケートPTと同様の報告となったが、専門職が集まったPTでは、単純集計のみでも多様な捉え方ができた。回答の傾向から、今事業所が求めていること、現状において可能なことなど、さらには今後の支援の方向性が見えてくるのである。

事業所におけるサービスの展開は、非営利というわけにはいかない。採算をとるために利用料金の高騰が続いている状況にある。制度の狭間を埋めるサービスの展開は、必要であるが、それが他事業所との価格競争するものであってはならない。共存の道を模索するのが必然である。

「事業所と事業所、それに関わる専門職との情報交換の場を設けることにより、協議が可能になる」との委員の意見は、今後のあり方を見据えたものであった。

新たな生活支援サービスにおける事務局からの提案は、委員としても興味深い様子であった。特に、「鍵の預かりサービス」については、事業所向けアンケートにおいて2事業所が可能であるとの回答があり、実現への期待を抱かせた。

また、「ふれあい・いきいきサロン」の今後の展開についての提案は、市内のサロンを類型化したなかで行われた。現行のサロンの効果を活かし継続しながら、介護予防の機能をいかに補填していくかがカギとなる。早急に結論の出る問題ではないことから、継続的に審議するためにも、協議体としてPTを残していくことが、委員の総意となった。

委員会における最後の協議内容の意見の取りまとめは、これまで何度も協議してきた事案であり、確認程度にとどまった。それは、これまで綿密に審議されてきた事案であり、第3期きずな計画におけるPTとしての役割は果たされたということに尽きる。

PTの存続について、協議体としての機能は今後も残されていくであろう。ましてや、専門職が集まるPTは、今後の「地域包括ケア」の展開いかんによって、さらにその重要性を増す。まだ道半ばである。

【2016.2.12】 91の指針をきずなに紡ぐ～第3回正副委員長会議

寒暖差の激しい2月、第3期きずな計画策定の中核を担う正副委員長会議を、正副委員長10名、事務局8名の参集をもって開催した。会場となったしんた21小会議室は、参集人数の多さからかいつもより狭く感じる。その分熱気も伝わるようである。本会議の大きな目的は、全市きずな計画の承認を得ることであった。

これまで開催された4つのPTの報告にはじまり、PTの意見も反映させた全市きずな計画案をはじめて提示した。全91項目からなる事業計画案を、全員が真剣に読み込んでいた。

第2期きずな計画と大きく様変わりした点は、新しく取り組む「地域包括ケアシステムの構築」という項目である。これまでの各種会議において提案してきた鍵の預かりや移動支援等が含まれる。その取り組みの数は、想像を超えていたようであり、驚きの声挙が

っていた。地域のニーズは、正副委員長も重々把握しており、その必要性の是非について納得のうえ承認を得た。

内容については、おおむね了承を得た。ただ、懸念されたのは、果たして91もの事業を5か年で実践することができるのかという点である。もちろんこれまでのきずな活動で実践されてきた継続事業も含んだ91であり、新規事業として挙げた項目は28項目である。なかには実績も何もない、検証を含めたモデル事業の取り組みもある。



また、高齢者支援の項目に対し、子どもに関する項目が少ないのではないかとの意見もあった。これまでのきずな計画の内容として、やはり高齢者支援が重点とされていたのは否定できない。もちろん、ふれあい・子育てサロンやファミリーサポートセンター等、子育てに関する取り組みも継続的に行われている、高齢者支援に比べて陰に隠れてしまっている印象はぬぐえない。今後の社会的情勢によっては、子育て支援の比重も全国的に増してくる可能性もある。きずな計画は、民間の地域福祉実践計画であるがゆえに、柔軟に対処できなければならない。法制度の改正はもちろん、登別における新たな福祉課題が顕在化したときにこそ、きずなの力が発揮される。ニーズに応じた新しい取り組みを、追加することや、既存の事業を拡大していくことが、了承される。

91は確かに大きな数ではあるが、地域のニーズが、アンケート調査やPTにおいて明らかにされた今、地域福祉活動に直接かかわるきずな計画に、明記しないわけにはいかない。社会福祉制度や社会基盤が大きく変わろうとしている渦中で、ともにきずなを支え「福祉でまちづくり」を実践してきた市民の願いを見送ってはならない。

2月17日きずな推進委員会に諮り、計画の最終確定を行うこととなる。91もの事業のどれかをないがしろにすることは、絶対あってはならない。すぐに実践にうつる事業は精力的に取り組みたい。しかし、実現に向けてしっかりと市民と共に検討しなければならない事業もある。5年をかけて着実に歩むことが重要なのである。91の事業は、今後5か年の地域福祉の指針となった。承認を得たことで、きずな計画策定は、大詰めを迎える。

【2016.2.17】 全市計画を了承される～第5回きずな推進委員会

しんた21の多目的ホールには、65名が参集した。

はじめに、3か月にわたって実施された住民座談会の報告がなされた。住民座談会で出された意見総数は1,078件。そのうち332件が生活支援サービスであり、関心が高かった。声かけや、見守りなど、小地域ネットワーク活動も日常的な活動として取り組まれていることもあり、262件と関心が高かった。

住民座談会で挙げた主な意見は、向こう三軒両隣を大事にしたい、買い物や移動の支援が必要だ、居場所や食事会、交流会を数多く設けたい、障がい者に対する支援や声かけも大切、子どもとのつながり（挨拶や世代間交流など）などであった。

続いて、4つのPTからの報告がなされた。

地域包括ケアPTの田中秀治リーダーからは、自らパワーポイントを作成し、経過や課題など楽しく分かりやすい報告がなされた。

主に、①買い物支援・鍵の預かりの実施を検討、②生活支援サービスの実施については、有償サービスやモデル事業としての実施を検討、③有償サービスを構築する際には、低所得者への負担軽減を考慮する、④住民の活動しやすい環境を研究する、⑤福祉専門職や福祉事業所、医療関係者などと連携した地域支援の体制を整備する、など重要な提案がなされ、計画にも反映されていったのである。



障がい福祉PTは、安達陽子リーダーが欠席のため、事務局が代わりに報告をした。主な提案は、①障がい者の理解を深めるということで、授産製品の販売・PRなどは、すでにパンフレットやポスターを夏に作成しており、2月15日にはアーニスで販売が行われたという報告もされた。福祉教育の充実も重要である。②人材の養成、③制度の隙間を埋める通院介助や移送（福祉有償運送）の実施についての検討、④介護者支援の検討、⑤障がい者の就労・社会参加等の充実などである。

きずなアンケートPTは、瀧川正義リーダーから、すでにアンケート調査の結果の分析を終えて、住民座談会で報告済みであることと、1月に福祉事業所等を対象とした調査の結果の分析を終えて、全市きずな計画に反映したことが報告された。さらに、貴重なアンケート調査を広く市民に伝えるために、別冊で報告書を編集する旨の報告があった。また、アンケートを作り込む作業の様子なども、詳しく紹介された。

計画評価・指針作成PTは、田淵純勝リーダーから報告された。特に財源に関連するところでは、地域福祉事業における各種助成金の見直しや、新たな生活支援サービスの財源確保に向けて、いくつかのポイントが示された。①現状の会費、共同募金の財源維持に努めること、②限られた財源の中で、事業費分配の適正化により、新たな生活支援サービスの財源を確保すること、③特に、地域福祉事業における助成事業（2次配分）の見直しを行うこと、④将来的には総合事業（介護保険）の財源の活用についての調整が考えられること、また、校区きずな計画の評価指標についても、「調べる、知る、つながる、伝える、高める」という5つの評価視点を提示した。今後具体的にどのようにしていくのかを例を挙げながら周知しなければならない。第2期・第3期きずな計画の評価については、そのポイントを提示した。①「第1期きずな計画進捗管理（評価）書」を基本に、第2期、第3期の全市きずな計画の評価指針とする、②評価基準は全校区統一とするが、校区きずな推進委員会が自己評価できる仕組みとし、全市きずな計画の評価は、評価委員会（社協理事3名、きずな推進委員2名）を設置し評価する、③第2期きずな計画（全市、校区）の評価は、第2期きずな計画が終了した後の5月中までに行う、④第3期きずな計画（全市、校区）の評価は毎年度行えるように準備する、⑤第2期校区きずな計画の評価は、総合評価（1つ）とし、第3期校区きずな計画の評価は項目毎に行う、この5点である。

次に、山田委員長より「第3期きずな計画について」次のような考え方が伝えられた。①きずなの活動を地域でさらに広めるため、校区きずな推進委員会の活動をさらに強化する。

②住民同士で支え合う地域づくりには、小地域ネットワーク活動、ふれあい・いきいきサロンの推進をさらに強化する。

③新たな生活課題として見えた生活支援サービスを実施するには、地域住民だけの対応は難しいため、社会福祉法人をはじめとする関係機関との連携強化を図り、その仕組みづくりを進める。

④それらの実現のために、きずな推進委員会の皆さんと共に進めていきましょう。

委員長からの第3期にかける、「決意声明」でもあった。

続いて、全市きずな計画が、2月12日の正副委員長会議で承認されたことが報告された。基本目標「ひとりの幸せを希望に紡ぐきずなでまちづくり」が紹介され、きずなの意義と特徴、基本理念、そして事業数91に及ぶ全市きずな計画が説明された。

校区きずな計画を協議する前に、きずな大使の鳥居一頼氏より、「市民協働参画のあり方として、新たな登別モデルが形成された。この実践モデルこそが、これからの日本の地域福祉のあり方を示唆する。それだけの仕事を10年もの間繰り返ししてきたことを自覚し、その責務を市民一人ひとりが自信と勇気を持って、希望を紡ぐきずなでまちづくりをめざしてほしい」とエールが贈られ、それぞれの校区ごとに協議が行われた。

【2016.3.4】第3期きずな計画答申書の全貌が明らかに ～第6回きずな推進委員会

60名近い委員が参集した会議は、第3期きずな計画について、答申書の序章から第3章までの概要について事務局より説明があり、了承された。

続いて、各校区計画について、各校区リーダーもしくは校区委員から説明がなされた。地域に密着した事業計画は、第2期きずな計画で初めて取り組んだ事業計画に比べて、スリム化されたことで重点が明確にされており、その意義は大きい。地域の福祉力を分散させることなく、課題に取り組むことができるようになった。

また、その事業内容も、校区共通の項目以外に、きずなの基本目標2の「きずなを護り強める」ところに、13もの項目が並び、主体的に地域問題を解決する活動の取り組みが意識化され、防災や向こう三軒両隣といったご近所力の育成が取り上げられていた。

続いて、鳥居一頼きずな大使より、最近の福祉を取り巻く情勢について紹介された。

特に、2月に介護保険法の見直しに向けた社会保障審議会の議論が始まったということを強調した。次年度の法改正をめざし、今度は「要介護度の低い人」を対象としたサービスの縮小を図るというのである。第3期きずな計画の実践中に、制度の改悪が起これ、「介護難民」が生まれる情勢にいかに向かうのか、さらなる課題に取り組む体制づくりにも事前に対策が講じられなければならないと、強く指摘された。



最後に、委員よりいくつかの質問や意見が出されたが、今日まで計画づくりに邁進した社協スタッフに対し、ねぎらいと励まし、そして高い評価がなされ、参加した委員全員のおもいとして共有された。社協スタッフとしては、もっとも嬉しく重い言葉でもあった。

【2016. 3. 17】 答申書を手渡す～第7回きずな推進委員会

佐藤逸夫社協会長に、きずな推進委員会の山田正幸委員長より、第3期きずな計画の答申書が手渡され、今後社協として機関決定して、正式に運用されることになる。

4月24日日曜日には、登別市民会館において、「きずな市民大集会」を開催し、計画のお披露目を行う。また、北海道家庭医療学センターの草場鉄周理事長を招いた記念講演と、PTリーダー4名との「シンポジウム」も予定されている。

1年越しの計画づくりが終わり、新たな気持ちで、これからの地域福祉のあり方と日々の暮らしを共に考え行動する実践が始まる。書き記した計画が、一人ひとりの「生きざま」となり、みんなの「希望」に束ねられていく5年がリスタートする。



資料編

第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」策定に伴う会議実施一覧

No.	名称	日時	内容(要旨)	出席者数
1	第1回きずな推進委員会	平成27年4月22日(水) 13:30~	・第3期きずな計画の進め方について ・第3期きずな計画策定に向けて大切にしたいポイント(きずな推進委員研修)	75
2	第1回正副委員長会議	平成27年5月22日(金) 10:00~	・きずなシンポジウムについて ・きずな策定スケジュールについて	15
3	第1回PTリーダー会議	平成27年6月12日(金) 10:00~	・第3期きずな計画の方針について ・各プロジェクトチームの役割について	9
4	第1回きずなリーダー会議	平成27年6月16日(火) 10:00	・第3期きずな計画の方針について ・きずなシンポジウムについて	34
5	第1回地域包括ケアPT会議	平成27年7月1日(水) 16:30~	・第3期きずな計画の方針について ・意見交換	9
6	第1回障がい福祉PT会議	平成27年7月10日(金) 13:30~	・第3期きずな計画の方針について ・各施設パンフレット・カタログの作成について	7
7	第2回地域包括ケアPT会議	平成27年7月14日(火) 16:30~	・課題の抽出及び整理 ・アンケート調査項目の検討について	9
8	第2回正副委員長会議	平成27年7月24日(金) 13:00~	・各PTの進捗状況について	14
9	第2回障がい福祉PT会議	平成27年7月28日(火) 15:30~	・各施設の活動内容等について ・意見交換	8
10	第2回きずな推進委員会	平成27年7月30日(木) 10:00~	・各PTの進捗状況について ・きずなアンケート調査の実施について	69
11	第3回障がい福祉PT会議	平成27年8月24日(月) 14:30~	・課題の抽出及び整理 ・第3期きずな計画策定に向けた検討について	8
12	第1回計画評価・指針作成PT会議	平成27年10月21日(水) 15:00~	・アンケート実施結果について ・計画の評価指針について	6
13	第3回地域包括ケアPT会議	平成27年10月23日(金) 17:00~	・アンケート実施結果について ・第3期計画への提案概要について	8
14	第3回きずな推進委員会	平成27年10月30日(金) 13:30~	・各PTの進捗状況について ・住民座談会の開催について	64
15	第4回きずな推進委員会	平成27年12月17日(木) 10:00~	・第3期きずな計画の骨子について ・第3期校区きずな計画策定に向けての意見交換	65
16	第4回障がい福祉PT	平成27年12月29日(火) 10:00~	・PTの総括 ・福祉事業所向けアンケートの実施について	8
17	第2回計画評価・指針作成PT	平成28年1月28日(木) 13:30~	・財源適正分配に係る協議 ・評価指針に係る協議	7
18	第1回きずなアンケートPT	平成28年2月5日(金) 13:30~	・福祉事業所向けアンケートについて	6
19	第4回地域包括ケアPT	平成28年2月8日(月) 18:00~	・福祉事業所向けアンケートの集計結果報告 ・第3期きずな計画に提案する最終意見の取りまとめ	7
20	第3回正副委員長会議	平成28年2月12日(金) 13:30~	・PTの報告 ・全市きずな計画の協議	18
21	第5回きずな推進委員会	平成28年2月17日(水) 13:30~	・PTの報告 ・全市きずな計画の協議	65
22	第6回きずな推進委員会	平成28年3月4日(金) 13:30~	・第3期きずな計画答申書の提案	60
23	第7回きずな推進委員会	平成28年3月17日(木) 13:30~	・第3期きずな計画答申	67
合計				638

延べ回数	会議名	延人数
7回	きずな推進委員会	465
3回	正副委員長会議	47
1回	きずなリーダー会議	34
1回	PTリーダー会議	9
4回	地域包括ケアPT会議	33
4回	障がい福祉PT会議	31
1回	きずなアンケートPT会議	6
2回	計画評価・指針作成PT会議	13

校区きずな推進委員会実施一覧

No.	名称	日時	内容（要旨）	出席者数
1	第1回鷺別小学校校区きずな推進委員会	平成27年4月8日（水） 18：00～	・小地域ネットワーク活動推進事業について ・ふれあい子育てサロンと～ますについて	16
2	第1回富岸小学校校区きずな推進委員会	平成27年5月20日（水） 18：00～	・小地域ネットワーク活動推進事業について	19
3	第1回幌別東小学校校区きずな推進委員会	平成27年5月29日（金） 18：00～	・小地域ネットワーク活動推進事業について ・今後の打ち合わせ	7
4	第1回若草小学校校区きずな推進委員会	平成27年6月30日（火） 18：00～	・小地域ネットワーク活動推進事業について	22
5	第1回青葉小学校校区きずな推進委員会	平成27年7月8日（水） 18：30～	・第3期きずな計画について ・小地域ネットワーク活動推進事業について	9
6	第1回幌別小学校校区きずな推進委員会	平成27年11月16日（月） 13：30～	・幌別小学校区計画重点項目について ・住民座談会の開催について	9
7	第2回青葉小学校校区きずな推進委員会	平成27年12月25日（金） 18：00～	・年度内の活動報告 ・住民座談会実施に向けた協議	9
8	第1回登別小学校校区きずな推進委員会	平成28年1月15日（金） 13：30～	・住民座談会の報告 ・校区きずな計画書の協議について	3
9	第2回富岸小学校校区きずな推進委員会	平成28年1月18日（月） 18：00～	・校区きずな計画の協議について	11
10	第2回幌別小学校校区きずな推進委員会	平成28年1月25日（月） 13：30～	・校区きずな計画の協議について	11
11	第1回幌別西小学校校区きずな推進委員会	平成28年1月26日（火） 15：00～	・住民座談会の報告 ・校区きずな計画書の協議について	8
12	第2回登別小学校校区きずな推進委員会	平成28年2月1日（月） 13：30～	・校区計画の協議について	7
13	幌別東小学校校区きずな推進委員会	平成28年2月10日（水） 18：00～	・住民座談会の報告 ・校区きずな計画書の協議について	19
14	第2回若草小学校校区きずな推進委員会	平成28年2月12日（金） 18：00～	・住民座談会の報告 ・校区きずな計画書の協議について	11

住民座談会資料

(きずな推進委員会・正副委員長会議等提示含む)

住民座談会の開催状況について

小学校区	日時	場所	参加者数
登別小学校区	12月2日(水)18:00~	婦人センター	44名
幌別小学校区	12月10日(木)13:30~	労働福祉センター	30名
幌別東小学校区	12月16日(水)18:00~	鉄南ふれあいセンター	43名
幌別西小学校区	1月26日(火)13:00~	登別市民会館	39名
青葉小学校区	1月29日(金)18:00~	緑寿の家	37名
富岸小学校区	11月27日(金)18:00~	イオン登別コミュニティホール	37名
若草小学校区	11月17日(火)18:00~	若草婦人研修の家	25名
鷺別小学校区	11月26日(木)18:00~	鷺別公民館	22名
合計			277名

各校区重点項目(テーマ)

項目	重点項目①	重点項目②
登別小学校区	生活環境の整備	人材育成
幌別小学校区	高齢者・障がい者等の見守り声かけ(向こう三軒両隣)	防犯・防災活動
幌別東小学校区	きずな安心キット配布後の見守り体制の強化	地域の居場所の活用
幌別西小学校区	見守り・声かけ(独居・認知症など)	子どもたちとの世代間交流
青葉小学校区	子育て及び高齢者福祉対策の推進	防犯・防災対策
富岸小学校区	防災計画	きずな安心キットの推進
若草小学校区	防災対策	高齢者支援
鷺別小学校区	気軽に立ち寄れる地域の拠点づくり	住民主体の買い物支援サービスの展開

住民座談会の意見総数

項目	全体	声かけ見守り	居場所つながり	生活支援	校区重点①	校区重点②
登別小学校区	174	33	50	46	22	23
幌別小学校区	100	24	13	29	13	21
幌別東小学校区	173	56	8	63	32	14
幌別西小学校区	108	30	19	27	20	12
青葉小学校区	193	45	32	61	27	28
富岸小学校区	159	39	29	47	29	15
若草小学校区	76	15	12	23	15	11
鷺別小学校区	95	20	18	36	17	4
意見合計	1,078	262	181	332	175	128

住民座談会開催資料



本事業は赤い羽根共同基金の支援を受けて実施しています

●●小学校区住民座談会

日時/2015.●●.●● ●●:●●~ 会場/●●●●



きずな推進委員会

住民座談会の流れ（120分）		
内容	時間	役割分担
①開会挨拶（校区リーダー）	2分	●● ●●さん
②「きずな」の概要	8分	事務局
③小学校区の特徴	10分	
④アンケート報告・提案	18分	
⑤話し合い（ワークショップ）	80分	
⑥閉会挨拶	2分	●● ●●さん
司会進行		●● ●●さん

住民座談会の目的と方法	
目的	方法
①自分の住んでいる地域の状況を確認すること	きずなの概要 登別市・小学校区の特徴
②アンケート調査等を報告し、事業を提案すること	報告・事業提案
③地域の福祉活動について自分たちができることを話し合うこと	ワークショップ (カードワーク・話し合い)

↓

きずな推進委員会で策定を進める
“全市きずな計画”と“校区きずな計画”に活かすこと

きずなの概要

- きずなとは
- 登別市地域福祉実践計画の愛称です。
 - 地域にある行政だけでは解決しにくい様々な生活課題を「住民同士が協力し合い」解決していくための具体的な行動計画です。
 - 町内会、民生・児童委員、子ども会、老人クラブ、PTA、ボランティア・NPO団体、関係機関・団体が「連携」「協力」して福祉のまちづくりをすすめる民間の福祉活動計画です。
 - 第3期計画は平成28年度～32年度までの自分たちでできる活動をまとめた5カ年計画です。

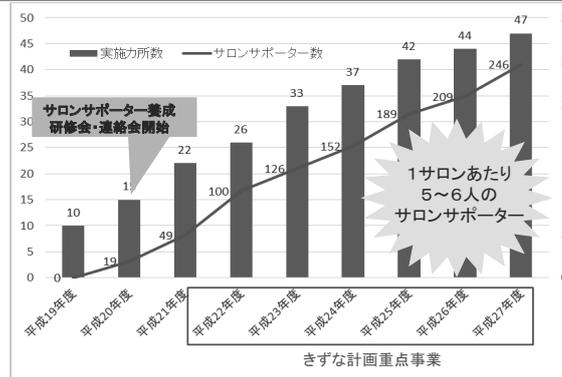
きずな計画ときずな推進委員会の構成		
全市計画	校区計画(8つ)	
きずな推進委員会 (123名)	若草小学校区(11名)	校区推進委員(5名)
	幌別小学校区(10名)	校区推進委員(3名)
	青葉小学校区(7名)	校区推進委員(3名)
	鷺別小学校区(11名)	校区推進委員(9名)
	富岸小学校区(11名)	校区推進委員(3名)
	登別小学校区(12名)	
	幌別東小学校区(9名)	
	幌別西小学校区(9名)	
専門委員会(20名)	「校区推進委員」は各小学校区の活動推進のため、各小学校区きずな推進委員会の推薦のもと委嘱されています。	

第2期きずな計画で取り組んでいる主な事業

高齢者の居場所をつくる 「ふれあい・いきいきサロン」



ふれあい・いきいきサロンとサロンサポーターの推移



子育て中の親と子の居場所をつくる 「ふれあい・子育てサロン」



機関	回数	参加人数
槻別東小学校区	フレンド	23回/448名
槻別西小学校区	どんぐりコロコロ	49回/1,442名
青葉小学校区	登別子ども劇場 びびよ	66回/521名
鷺別小学校区	と~ます	19回/315名
平成26年度実績合計		
		157回/2,726名

地域の見守り支え合い活動を行う 「小地域ネットワーク活動」

項目	数
実施町内会数	60
福祉委員数	754
きずなづくり台帳提供数	2,518
キット提供数	1,328

※平成27年10月14日現在



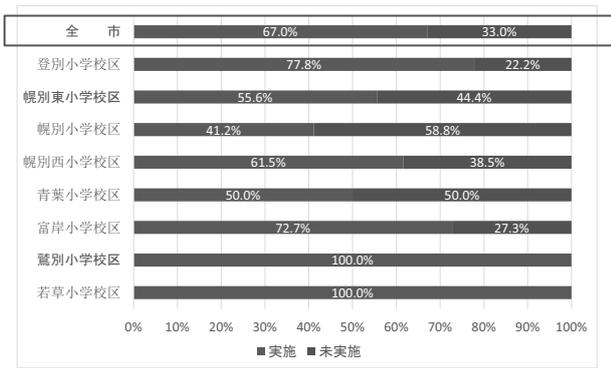
小地域ネットワーク活動実施町内会

校区	№	町内会名
東部	1	中登別町内会
	2	登別東町内会
	3	登別東第三町内会
	4	登別東第六町内会
	5	登別南町内会
	6	登別南地区保通町内会 (町内会別)
	11	槻別第一町内会
	12	すずらん館地区町内会
	13	槻別第二町内会
	14	槻別第三町内会
中部	15	槻別第四町内会
	16	槻別第五町内会
	17	槻別第六町内会
	18	槻別第七町内会
	19	千歳町内会
	20	栄町内会
	21	中央町内会
	22	中央第十町内会
	23	緑ヶ丘町内会
	24	新栄町内会
西部	25	中央新栄町内会
	26	船木町内会
	27	船木第二町内会
	28	船木第三町内会
	29	船木第四町内会
	30	船木第五町内会
	31	プレハブ町内会
	32	船木第六町内会
	33	船木第七町内会
	34	西川上町内会
南部	35	船木第八町内会
	36	船木第九町内会
	37	船木第十町内会
	38	あかしや町内会
	39	船木第十一町内会
	40	船木第十二町内会
	41	船木第十三町内会
	42	船木第十四町内会
	43	船木第十五町内会
	44	船木第十六町内会
北部	45	船木第十七町内会
	46	船木第十八町内会
	47	船木第十九町内会
	48	船木第二十町内会
	49	船木第二十一町内会
	50	船木第二十二町内会
	51	船木第二十三町内会
	52	船木第二十四町内会
	53	船木第二十五町内会
	54	船木第二十六町内会
東部	55	船木第二十七町内会
	56	船木第二十八町内会
	57	船木第二十九町内会
	58	船木第三十町内会
	59	船木第三十一町内会
	60	船木第三十二町内会
	61	船木第三十三町内会
	62	船木第三十四町内会
	63	船木第三十五町内会
	64	船木第三十六町内会

高齢者の孤立を防ぐ「ふれあい会食会」



「ふれあい会食会」実施状況（平成26年度実績／町内会単位）



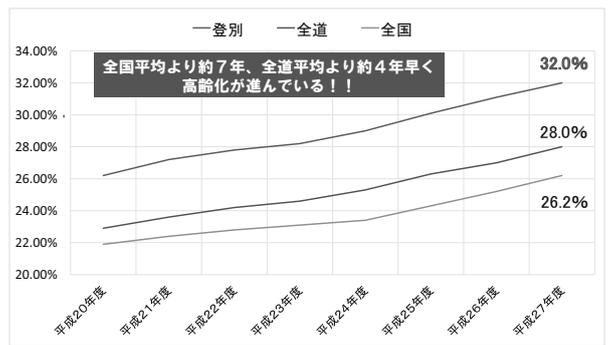
登別市の現況

登別市の概要

基本的事項 (平成27年4月現在)

①総人口	50,255人	②高齢者人口	16,292人	高齢化率	32.4%
③総世帯数	24,944戸	④ひとり暮らし高齢者数	4,748人	⑤高齢夫婦世帯	3,867戸
⑥身体障害者数	2,473人	⑦知的障害者数	266人	⑧精神障害者数	282人
⑨民生委員児童委員数	129人(6地区/定数132人)				
⑩町内会・自治会	※連合町内会・自治会数		11	単位町内会・自治会数	94

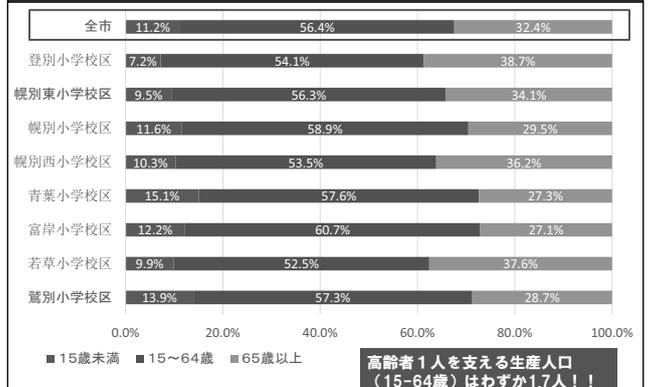
登別市の高齢化率の推移 (H27.1.1現在)



校区の人口割合① (数字)

	人口数				人口割合			
	総人口	15歳未満	15~64歳	65歳以上	総人口	15歳未満	15~64歳	65歳以上
全市	50,255	5,638	28,325	16,292	100.0%	11.2%	56.4%	32.4%
登別小学校区	5,495	395	2,974	2,126	100.0%	7.2%	54.1%	38.7%
幌別東小学校区	2,391	228	1,347	816	100.0%	9.5%	56.3%	34.1%
幌別小学校区	6,273	727	3,693	1,853	100.0%	11.6%	58.9%	29.5%
幌別西小学校区	8,273	852	4,430	2,991	100.0%	10.3%	53.5%	36.2%
青葉小学校区	4,944	745	2,847	1,352	100.0%	15.1%	57.6%	27.3%
富岸小学校区	9,459	1,156	5,741	2,562	100.0%	12.2%	60.7%	27.1%
若草小学校区	8,329	825	4,374	3,130	100.0%	9.9%	52.5%	37.6%
鷺別小学校区	5,091	710	2,919	1,462	100.0%	13.9%	57.3%	28.7%

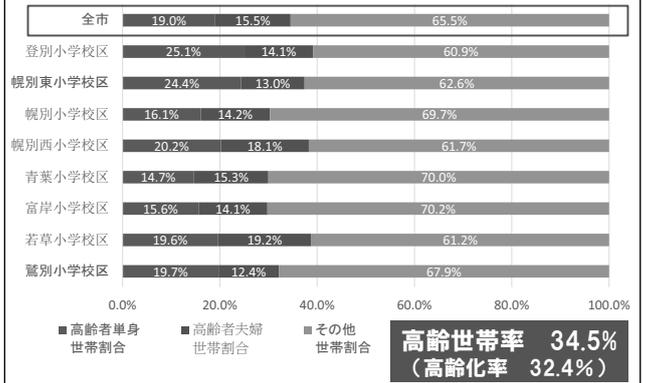
校区の人口割合② (グラフ)



校区の世帯割合①（数字）

	世帯数				世帯割合			
	総世帯数	高齢者 単身世帯	高齢者 夫婦世帯	その他世帯	総世帯数	高齢者単身 世帯割合	高齢者夫婦 世帯割合	その他 世帯割合
全市	24,944	4,748	3,867	16,329	100.0%	19.0%	15.5%	65.5%
登別小学校区	3,124	783	440	1,901	100.0%	25.1%	14.1%	60.9%
幌別東小学校区	1,219	297	159	763	100.0%	24.4%	13.0%	62.6%
幌別小学校区	3,088	496	440	2,152	100.0%	16.1%	14.2%	69.7%
幌別西小学校区	4,077	824	737	2,516	100.0%	20.2%	18.1%	61.7%
青葉小学校区	2,269	333	347	1,589	100.0%	14.7%	15.3%	70.0%
富岸小学校区	4,498	703	636	3,159	100.0%	15.6%	14.1%	70.2%
若草小学校区	4,145	814	795	2,536	100.0%	19.6%	19.2%	61.2%
鷺別小学校区	2,524	498	313	1,713	100.0%	19.7%	12.4%	67.9%

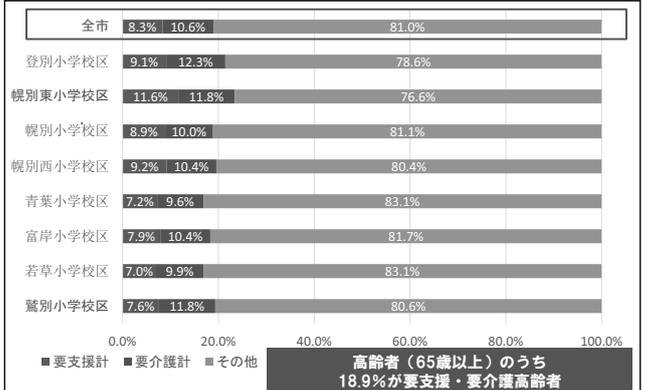
校区の世帯割合②（グラフ）



校区の要支援・要介護者の割合①（数字）65歳以上

	要支援・要介護者数				要支援・要介護者割合			
	65歳以上	要支援計	要介護計	その他	65歳以上	要支援計	要介護計	その他
全市	16,292	1,359	1,731	13,202	100.0%	8.3%	10.6%	81.0%
登別小学校区	2,126	194	262	1,670	100.0%	9.1%	12.3%	78.6%
幌別東小学校区	816	95	96	625	100.0%	11.6%	11.8%	76.6%
幌別小学校区	1,853	165	185	1,503	100.0%	8.9%	10.0%	81.1%
幌別西小学校区	2,991	275	310	2,406	100.0%	9.2%	10.4%	80.4%
青葉小学校区	1,352	98	130	1,124	100.0%	7.2%	9.6%	83.1%
富岸小学校区	2,562	202	267	2,093	100.0%	7.9%	10.4%	81.7%
若草小学校区	3,130	219	309	2,602	100.0%	7.0%	9.9%	83.1%
鷺別小学校区	1,462	111	172	1,179	100.0%	7.6%	11.8%	80.6%

校区の要支援・要介護者の割合②（グラフ）65歳以上人口比



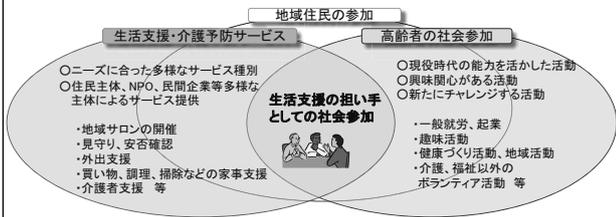
居住地区毎の障害手帳交付者の数

	障がい者数	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉 手帳
全市	3,021	2,473	266	282
登別温泉・登別	447	360	20	67
幌別中央東	524	428	61	35
幌別中央西	521	431	50	40
緑陽	673	567	60	46
鷺別・栄	357	251	48	58
美園・若草	499	436	27	36

介護保険法改正の概要

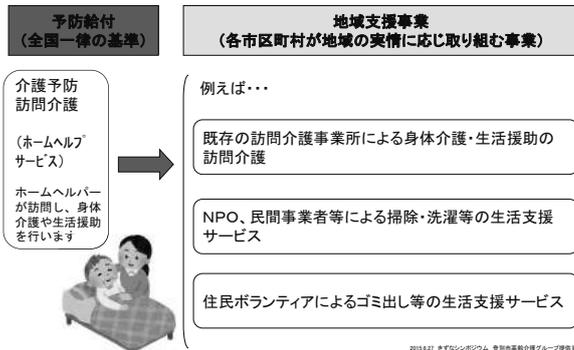
生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築が必要だが、介護保険制度の財政が圧迫されており、現状を維持しつつシステムを構築することはできないため、これまで予防給付により支給されていた訪問型・通所型・生活支援サービスを地域住民やボランティアなどによる支援へと移行されます。
※専門職が行う訪問看護やリハビリなどは、これまで通り予防給付で行う。



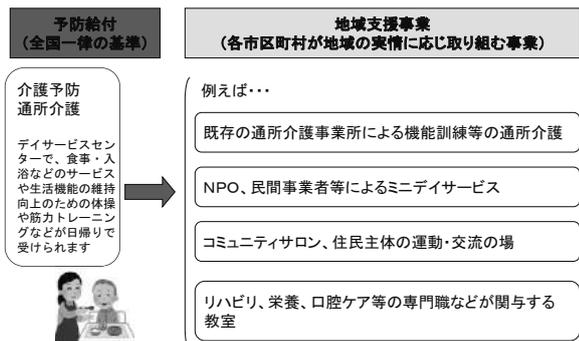
平成27年3月厚生労働省 老健局 関係課 資料一冊抜粋

予防給付（要支援1・2）の見直し①



2015.8.27 きずなシンポジウム 豊前市高齢介護グループ協議会資料

予防給付（要支援1・2）の見直し②



2015.8.27 きずなシンポジウム 豊前市高齢介護グループ協議会資料

これからの登別のきずなを考えるアンケート概要

アンケート実施の背景とねらい

<背景>

- ①介護保険法の改正
- ②生活困窮者自立支援法の制定
- ③第2期の改善策を第3期計画に反映

<ねらい>

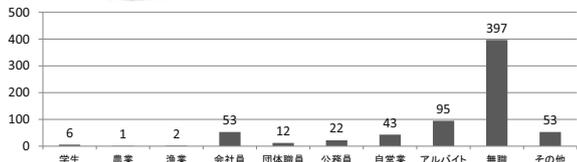
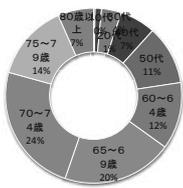
- ①福祉活動の充実
 - ・期待される重点活動項目の把握
 - ・新たな活動の提案(有償サービスの構築など)
 - ・検証するモデル事業の創設
- ②福祉活動者の安定した確保
 - ・団塊の世代、前期高齢者等の新たな人材の発掘
 - ・適切な講習会、研修会の実施
 - ・やりがいや社会的価値を見出す活動の構築

福祉活動実践者の状況等を確認

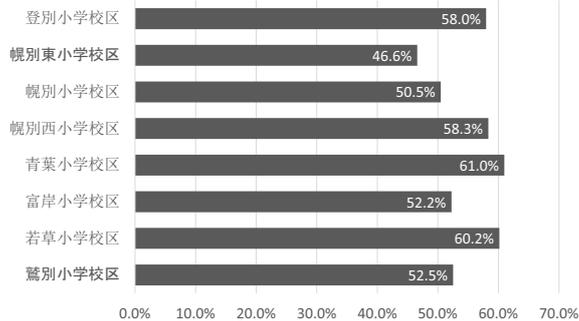
調査概要

区分	項目
①調査対象者	福祉活動実践者 (町内会役員・民生委員・社協関係者・個人ボランティアなど)
②調査方法 (配布・回収方法)	郵送・直接配布 (返送回収・持参回収)
③調査期間	平成27年8月14日～8月31日
④回収数／配布数 (回収率)	687／1,520部 (45.2%)

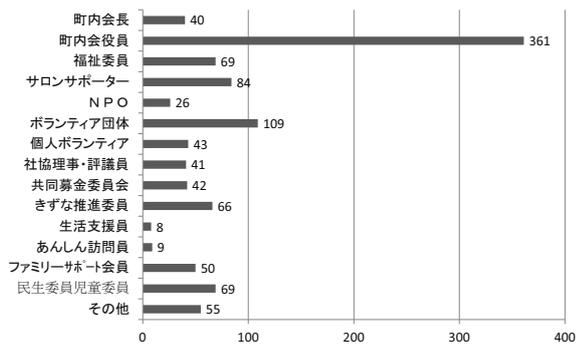
性別・年齢別・職種



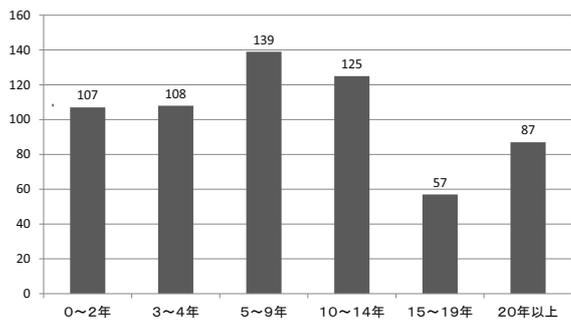
校区別



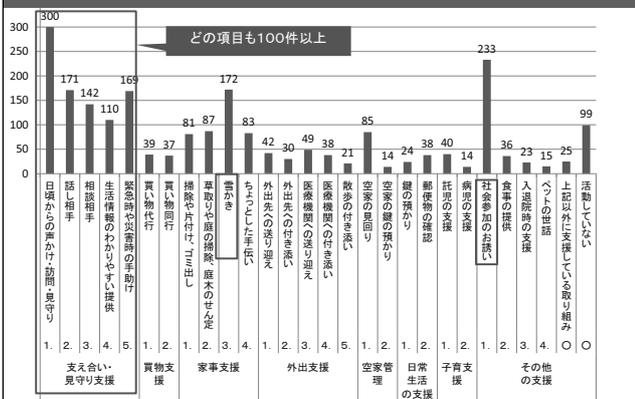
福祉活動



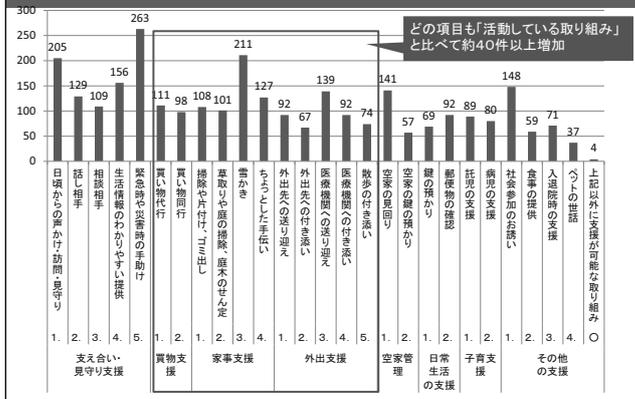
福祉活動年数



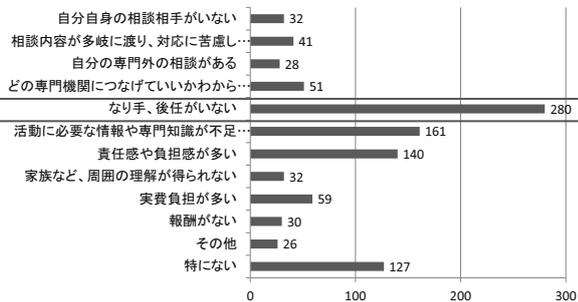
活動している取り組み



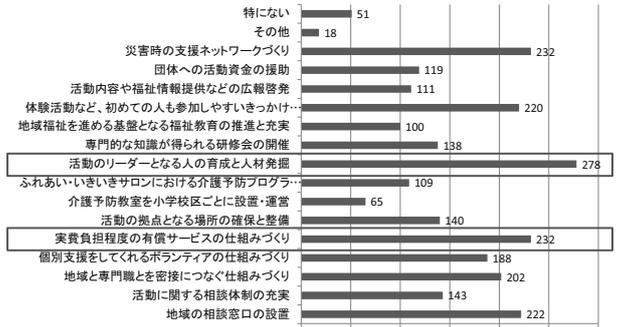
今後支援が必要な取り組み



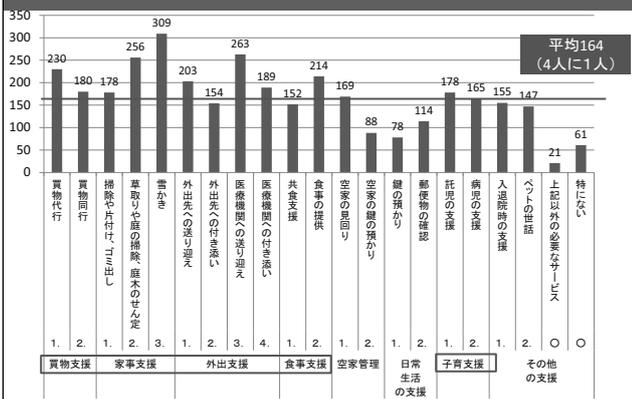
福祉活動での困りごと



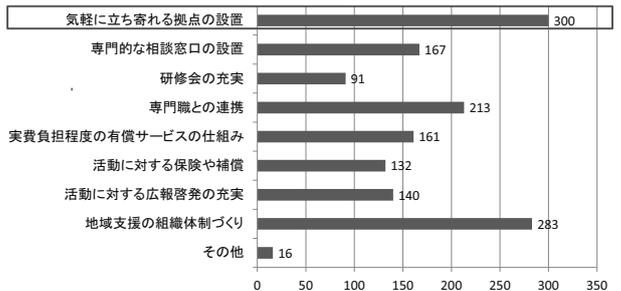
社協に求めるもの



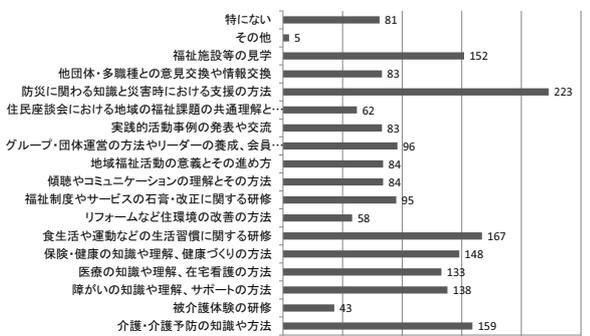
実費弁償を求めても良いサービス



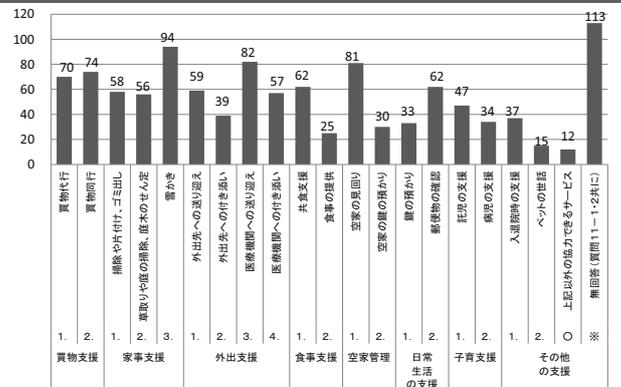
どのような体制や援助があると取り組みやすいか



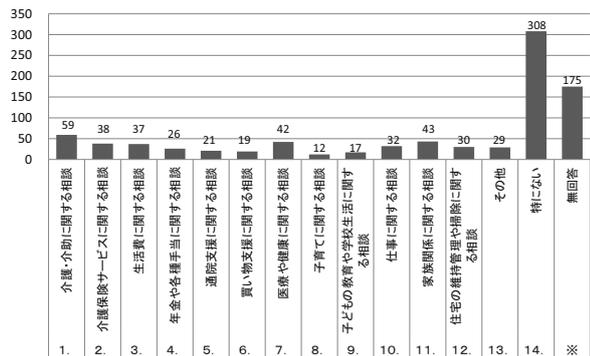
学んでみたい研修内容



参加してみたいサービス



解決できなかった、専門職につなげられなかった相談



自由記載

自由記載	票数	割合
①こんなサービスがあったらよいな	93	13.5%
②こういうことなら参加できそうだな	61	9.9%
合計	161	23.4%

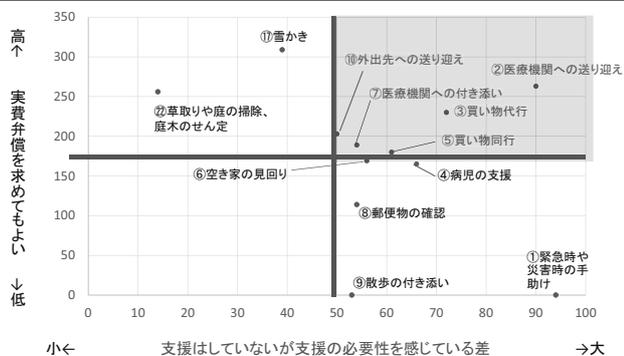
ご意見・アイデア	票数	割合
③ご意見・アイデア	191	27.8%

これからの登別のきずなを考えるアンケート クロス集計

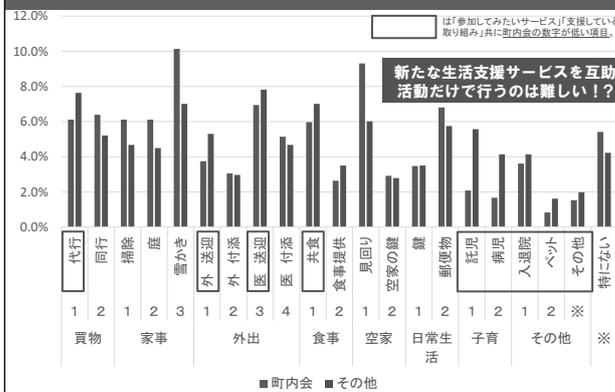
活動している取り組み × 今後支援が必要な取り組み (今は支援していないけど必要と感じている人が多いもの)

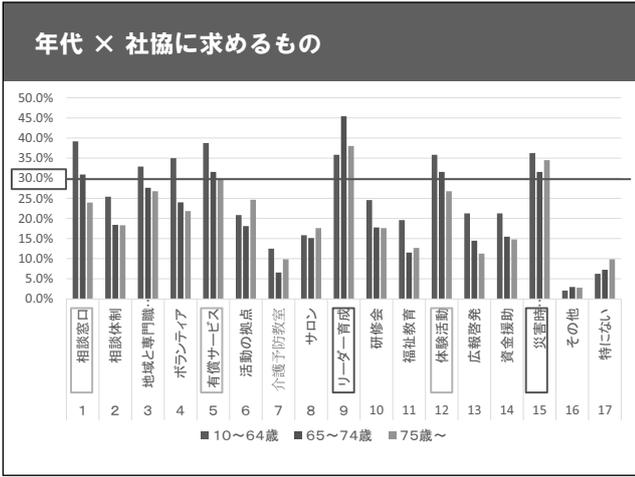
差が大きい上位の項目 (N=687)	A支援している 取り組み	B今後支援が必要 な取り組み	差異(B-A)	実費弁償を 求めている
①緊急時や災害時の手助け	169	263	90	-
②医療機関への送り迎え	49	139	90	263
③買い物代行	39	111	72	230
④病児の支援	14	80	66	165
⑤買い物同行	37	98	61	180
⑥空家の見回り	85	141	56	169
⑦医療機関への付き添い	38	92	54	189
⑧郵便物の確認	38	92	54	114
⑨散歩の付き添い	21	74	53	-
⑩外出先への送り迎え	42	92	50	203
⑪雪かき	172	211	39	309
⑫草取りや庭の掃除、庭木のせん定	87	101	14	256

支援の必要性を感じている割合が高く、 実費弁償を求めてもよいと感じている割合の高いもの



関わっている福祉活動 × 参加してみたいサービス





まとめ

継続的に進める重点活動

	アンケート結果から(上位)	継続重点活動
互助	緊急時や災害時の手助け	～日頃からの声かけ・訪問・見守り～ ①小地域ネットワーク活動
	日頃からの声かけ・訪問・見守り	
	話し相手・相談相手 社会参加のお誘い	～居場所・相談・つながり～ ②ふれあい・いきいきサロン活動
	居場所づくり	
	生活情報のわかりやすい伝達	

↓

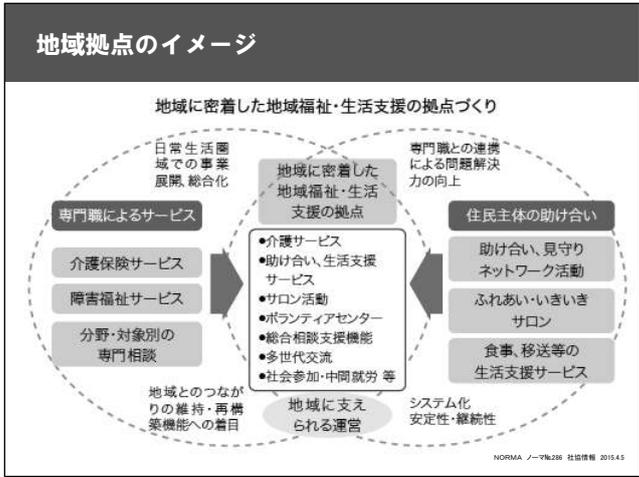
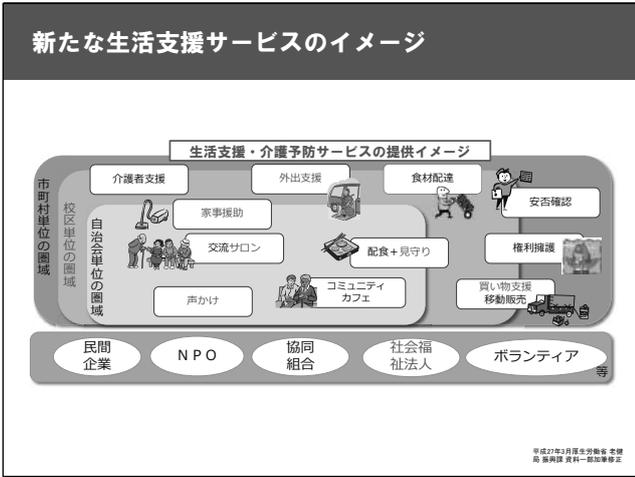
“互助活動”として5カ年でどう広めるか

新たに進める重点事業

	アンケート分析・PT意見から	今後期待される新しい重点事業
共助	気軽に立ち寄れる拠点の設置	①地域拠点の設置
	地域の相談窓口 など	
	医療機関の送り迎え	②新たな生活支援サービスの体系構築 (互助活動以外で支え合う仕組み)
	買い物代行	
	買い物同行	
	医療機関への同行 など	

↓

“共助活動”としてモデル事業を行い5カ年の中で検証(有償サービス)



福祉活動者の確保に向けて

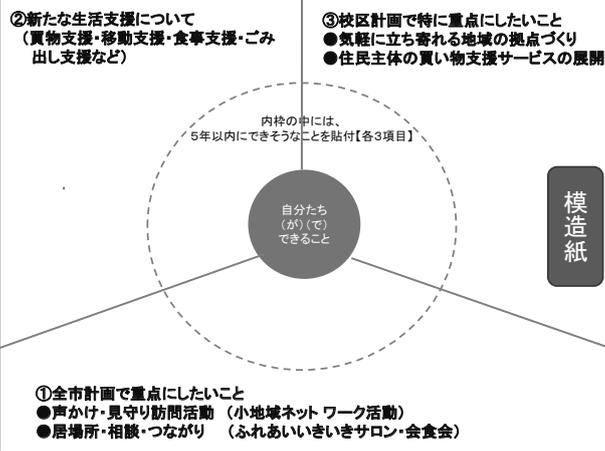
- 団塊の世代、前期高齢者等の新たな人材の発掘
- 専門別(介護予防、防災、健康、障がいなど)、対象者別(リーダー養成、新人育成など)の具体的な講習会・研修会の実施
- 上記の人材が、やりがいや社会的価値を見出すステージ(活動の場)の構築

ワークショップ(話し合い)

ワークショップの進め方(80分)

内容	時間
1. 自己紹介	5分
2. ワークショップ(1グループ6~8人)	75分
①全市計画で重点にしたいこと (声かけ・見守り・居場所)	(20分)
②新たな生活支援について (買物・移動・食事・ゴミ出し支援など)	(20分)
③校区計画で特に重点にしたいこと(2項目)	(20分)
3. グループ発表(1~2グループ)	(10分)
4. グループでの写真撮影	(5分)

※模造紙とポストイットを使用しながら次の方法を進める。



カードと模造紙を使うメリット

- ①一人ひとりが平等に考えを発表できます。
- ②カードに書くことで目に見える形になり、一度にたくさんの人と意見が共有できます。
- ③少ない意見であっても、カードに表されることによって貴重な気づきのきっかけになります。
- ④共同で作業をすることで、役立つヒントやひらめきなどが生み出されます。
- ⑤きちんと記録を残すことができます。(聞き逃さない)

皆様のご協力をお願いします

ワークショップのルール

- ①話し合うために、発言しやすい雰囲気をみんなで心がけましょう。
- ②限られた時間ですので、長時間の脱線はしないように心がけましょう。
- ③自分の発言と異なる発言があっても批判しないように心がけましょう。

写真使用のお願い

お願い

- ・住民座談会で撮影した写真等を本会の広報等で掲載させていただく場合がありますのでご了承ください。
- ・掲載を承諾しない場合は、お帰りの際に事務局までお伝えください。

まずは自己紹介（5分）

- ①お名前
- ②所属
- ③出生地 **のみ！！**

「お互いのことをちょっぴり知り合おう♪」

付箋紙を使う時の注意

注意！！

- ・ふせん紙1枚に1つのことがらを書きます。
- ・1人何枚でも記入できます。
- ・箇条書きの簡単な記入で構いません。
- ・どんどん意見を出し合い、話し合いながら付箋を書いていきましょう。

住民座談会で寄せられた主な意見

項目 (テーマ)	全校区での主な意見
声かけ・見守り	・向こう三軒両隣を大事にしたい。
	・普段の声かけ・見守りがとても大切。
	・さりげない見守り(カーテンの開閉、電気、新聞受け)の実施。
	・障がい者に対する支援・声かけも大切。
居場所・つながり	・気軽に集まってお茶のみできる場をたくさんつくりたい。
	・居場所や食事会、交流会を数多く設けたい。
生活支援	・ちょっとした支援(ゴミ出しなど)が必要。
	・買い物や移動の支援が必要だ。
その他	・人間関係の構築、コミュニケーションをとることが重要。
	・子どものとのつながり(挨拶・世代間交流など)

項目 (テーマ)	登別小学校区
生活環境の整備	ゴミ出しの支援、草刈り、除雪の問題など課題は様々であるが、やはり校区全体として空き家が目立つことが大きな課題だ。空き家が目立つ地域というのは、それだけで閑散とした印象となってしまう。活用して、地域の居場所や拠点とすることができれば、好転するのではないだろうか。
人材育成	後継者の育成として、やはり若年層をどのようにして巻き込むのかということに焦点が置かれる。子どものうちからの福祉教育も重要であり、現在行っている登別中学校とのお茶の間会議や普段の活動を通して、若年層の価値観や考えを知り、それを認め、理解することを大切にすべきである。

項目 (テーマ)	幌別東小学校区
きずな安心キット配布後の見守り体制の強化	きずな安心キットは、緊急時や災害時において自分の命を守る命綱でもある。緊急時に助け合うためには、普段からの声かけや見守りを行うことは大切であるほか、要支援者の把握をし、地域内でどう支援するのか、どう対応していくのかまで考えてなければならない。そのため、きずな安心キットは配布して終了ではなく、“その後”が重要なのである。
地域の居場所の活用	地域内には気軽に立ち寄れる場所がなく、行くところがないとの声がある。高齢者や障がい者の孤立・孤独の防止を図るため、皆が集まり立ち寄れる場所として、ゆめみ～るを地域の居場所として位置付ける。また、店が遠く買い物に行けない等の課題を解決すべく既存の仕組みを活用しながら支援する場としての活躍も期待される。

項目 (テーマ)	幌別小学校区
高齢者・障がい者等の声掛け見守り (向こう三軒両隣)	ご近所付き合いはまず「あいさつ」から。災害や何かあった時だけの特別な関係ではなく「あいさつ」を切り口に普段のお付き合い、日常からの声かけによるつながりが第一である。向こう三軒両隣の声かけ活動を各々が大切にすれば、つながりが全戸に広がり、個々の活動が校区全体の支え合い活動へとつながる。
防犯 防災活動	子どもの登下校パトロールは、子どもの安全だけではなく地域住民すべてを対象とした地域を守る活動としての効果が期待でき、より多くの地域の方々を巻き込んで取り組んでいきたい。災害に対する取り組みには町内会の規模など実情にあわせて各々進めているが、防災に対する個々への意識づけの機会を設けていくことは必要である。

項目 (テーマ)	幌別西小学校区
認知症高齢者、 独居高齢者の 見守り	幌別西小学校区は他の校区と比べても高齢化率が高い。特に認知症高齢者も多くなることが予測されることから、日頃からの見守り活動を充実していくこと、朝カーテンが開いているか、夜電気がついているかなど町内会でも連携を図りながらさりげない見守り活動を行っていくことを大切にしたい。
世代間交流	町内会や老人クラブなどでもお祭り行事やラジオ体操、保育所訪問など高齢者と子どもが関われる世代間交流を実施しているが、今後の少子化を見据えて、町内会同士の合同開催や情報共有などが必要だ。子どもが少ないから事業をやらないのではなく、合同で世代間交流事業を行える体制づくりも今後は考えていく必要があるのではないだろうか。

項目 (テーマ)	青葉小学校区
「子育て及び高齢者福祉対策」の推進	青葉小学校区では、登下校時の児童の見守りパトロールを実施している町内会や団体があるため、この活動を校区全体で取り組む、高齢者への声かけ・見守りもあわせて行う、この活動自体が防犯にもつながるため防犯の視点をもって活動するなど、この活動の充実や拡充を推進していくことが必要である。
「防犯・防災対策」で安心安全な生活環境づくり	防犯対策については、児童見守りパトロールと連動した取り組みを行いたい。防災対策については、青葉小学校区には、「青葉地区津波避難計画」がすでに整備されているため、それを基本とし、避難訓練を行っていく必要がある。また、山や海に面しており、地形も地区によって異なるため、地区の実態にあわせた避難訓練を行う必要もある。

項目 (テーマ)	富岸小学校区
防災計画	防災に対しては、体制や日頃の訓練が結実するものであるが、まずは自分の身は自分で守る(自助)ことを念頭に置くべきである。また、校区内においても、その立地条件はそれぞれであることから、画一的なものではなく、各町内会において独自の防災計画を策定し、運用していくことが望まれる。
きずな安心キットの推進	きずな安心キットを所持していることにより、安心感が生まれると多く聞いている。今後ますます需要が増加することが予想されるため、組織体制の強化を行うことにより、さらに広く普及させていくことが可能になるのではないだろうか。あわせて、配布後のフォローアップ体制についても検討する必要がある。

項目 (テーマ)	若草小学校区
防災対策	今まで、若草小学校区内の各地で避難訓練等を行ってきたが、参加者は、健康な方が多く、最も支援が必要な要支援者(高齢者や障がい者)の参加が無かった。そのような方々への避難場所やルートの周知や要支援者への対応方法についても考えていかななくてはならない。
高齢者支援	近隣住民との関係性が希薄な世帯もあり、話し合いが出来る場所やキッカケが必要。高齢者だけではなく、障がい者世帯等へ除雪や買い物支援といった日常生活をサポートするサービスも今後必要になってくるのではないだろうか。

項目 (テーマ)	鷲別小学校区
気軽に立ち寄れる地域の拠点づくり	鷲別小学校区内には、主に高齢者を対象としたふれあい・いきいきサロンが展開されているが、年代を問わずに集える場も必要である、専門機関との連携も必要、日常生活の相談や健康体操が拠点でできるとよいなど、拠点の必要性はもちろんのこと、相談機能や介護予防機能をもたせるなど、拠点の有効活用の方策についても考える必要がある。
住民主体の買い物支援サービスの展開	現在、1店舗の個人商店しかなく、地域住民がそこに買い物へ行くことは難しい、他地区の大型スーパーと連携した移動販売の展開や、買い物の代行・同行の必要性などのほか、サービス提供時の事故の問題も挙げられた。事故補償の協議を進め、関係機関と連携を図り、地域で安心して生活が送れるよう、サービスを提供していく必要がある。

各種PT会議 パワーポイント資料集

(きずな推進委員会・正副委員長会議等提示含む)

きずな推進委員会

地域包括ケアプロジェクトチーム

2

事業化（サービス構築）に伴うポイント

対象者に対して	ボランティアに対して
①近隣に親族がない方（独居高齢者）への対応	①若い世代を福祉活動に巻き込む
②家族がいない方への代行支援	②ボランティアの継続性を担保する働きかけが必要
③緊急時の対応が困難な方への対応	③やりすぎないこと（できることまでも支援しないこと）
④低所得者世帯への配慮	④これまでの活動も重要であり、継続していくこと

●相談窓口・拠点・人材が重要
●モデル事業・有償化・財源確保

3

1) 地域包括ケアプロジェクトチーム

No	提案のポイント
①	買物支援・移動支援・鍵の預かりの実施について検討する。
②	生活支援サービスの実施については、有償サービスやモデル事業としての実施を考慮する。
③	有償サービスを構築する際には、低所得者への負担軽減を考慮する。
④	住民の活動しやすい環境について研究（検討）する。
⑤	福祉専門職（社会福祉法人や福祉事業所等）や企業等と連携した地域支援の体制を整備する。

資料1「地域包括ケアプロジェクトチーム 課題整理シート」参照 4

障がい福祉プロジェクトチーム

5

2) 障がい福祉プロジェクトチーム

No	提案のポイント
①	障がい福祉の理解を深める。（福祉教育の充実や授産製品のPR等）を図る。
②	地域福祉活動を担う人材養成を検討する。
③	（制度の隙間を埋める）通院介助、移送（福祉有償運送）の実施について検討する。
④	介護者支援の取り組みを検討する。
⑤	障がい者の就労・社会参加等の充実を図る。

資料2「障がい福祉プロジェクトチーム 課題整理シート」参照 6

きずなアンケートプロジェクトチーム

7

これからの登別のきずなを考えるアンケート調査 集計報告

8

アンケート実施の背景とねらい

<背景>

- ①介護保険法の改正
- ②生活困窮者自立支援法の制定
- ③第2期の改善策を第3期計画に反映

<ねらい>

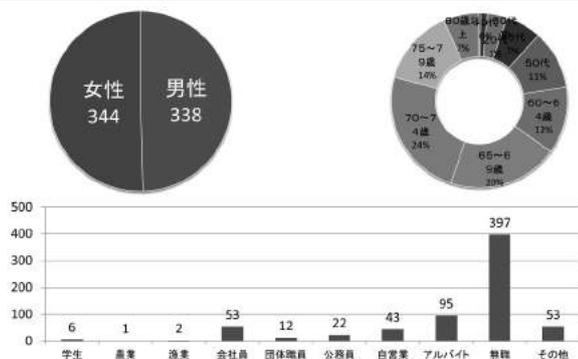
- ①福祉活動の充実
 - ・期待される重点活動項目の把握
 - ・新たな活動の提案(有償サービスの構築など)
 - ・検証するモデル事業の創設
- ②福祉活動者の安定した確保
 - ・団塊の世代、前期高齢者等の新たな人材の発掘
 - ・適切な講習会、研修会の実施
 - ・やりがいや社会的価値を見出す活動の構築

福祉活動実践者の状況等を確認

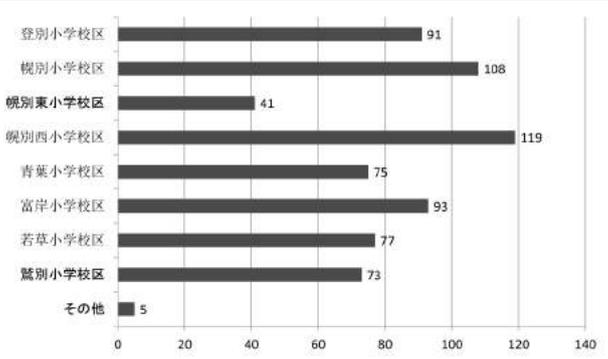
これからの登別のきずなを考えるアンケート概要

区分	項目
①調査対象者	福祉活動実践者 (町内会役員・民生委員・社協関係者・個人ボランティアなど)
②調査方法 (配布・回収方法)	郵送・直接配布 (返送回収・持参回収)
③調査期間	平成27年8月14日～8月31日
④回収数／配布数 (回収率)	687／1,520部 (45.2%)

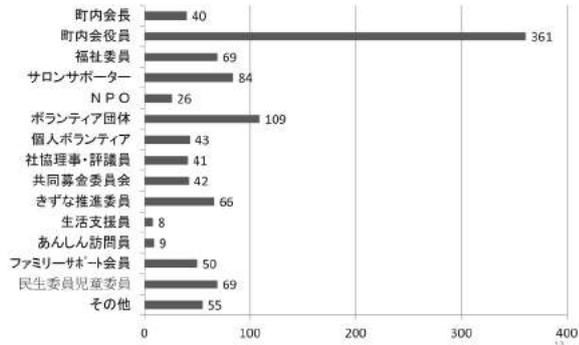
性別・年齢別・職種



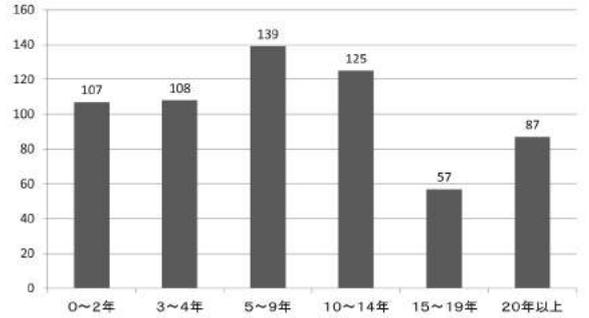
校区別



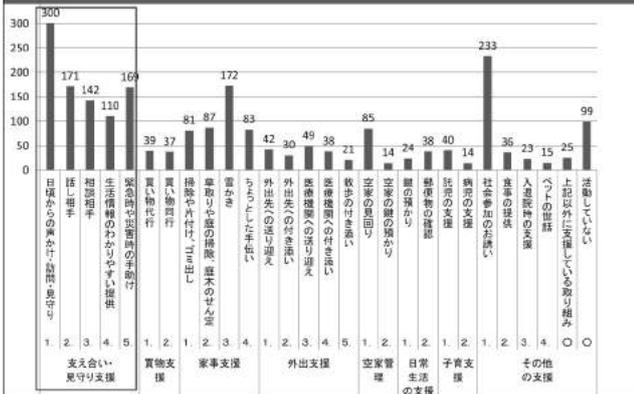
福祉活動



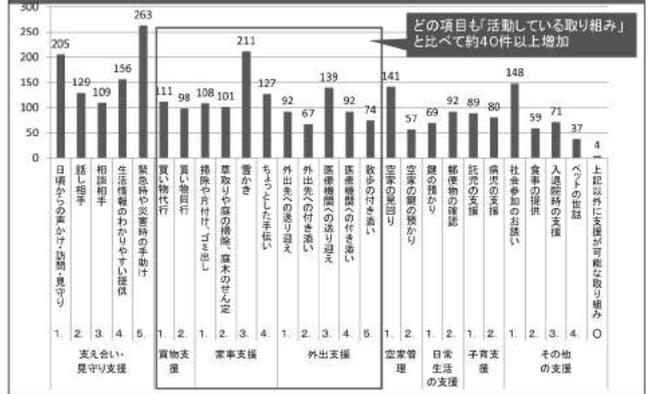
福祉活動年数



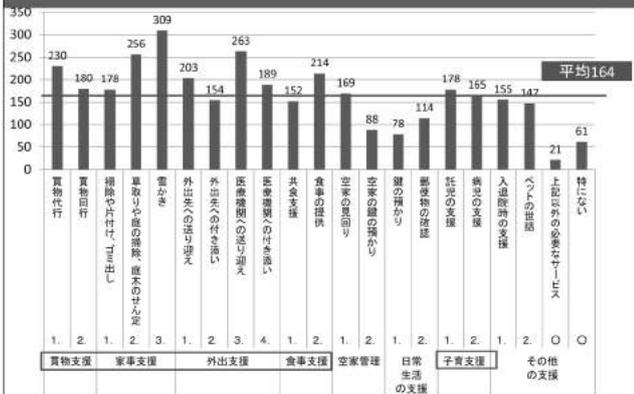
活動している取り組み



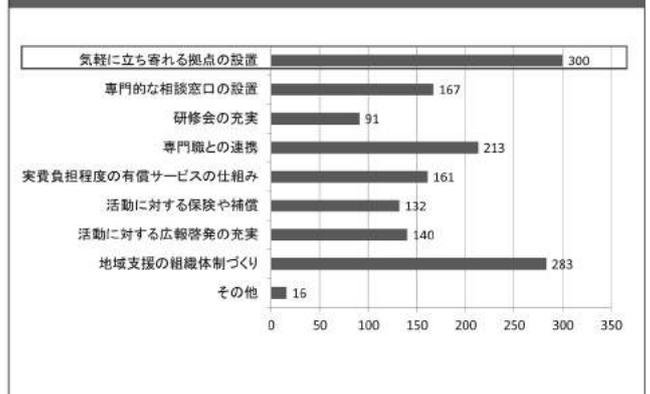
今後支援が必要な取り組み



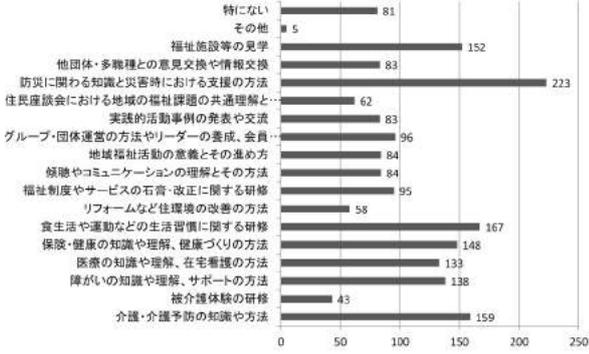
実費弁償を求めても良いサービス



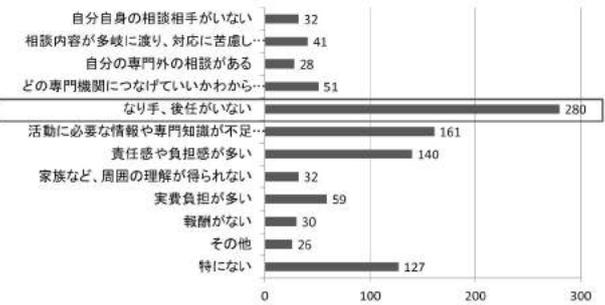
どのような体制や援助があると取り組みやすいか



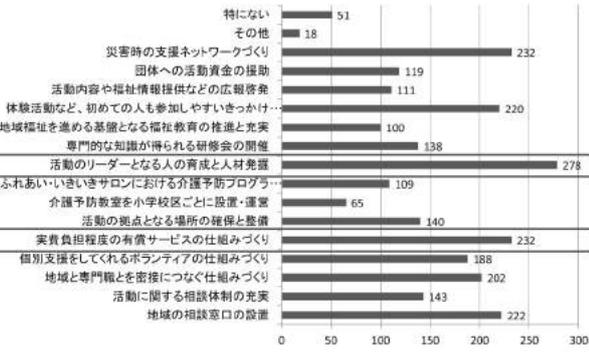
学んでみたい研修内容



福祉活動での困りごと



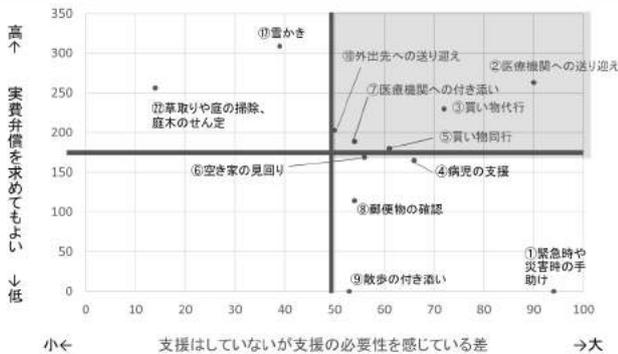
社協に求めるもの



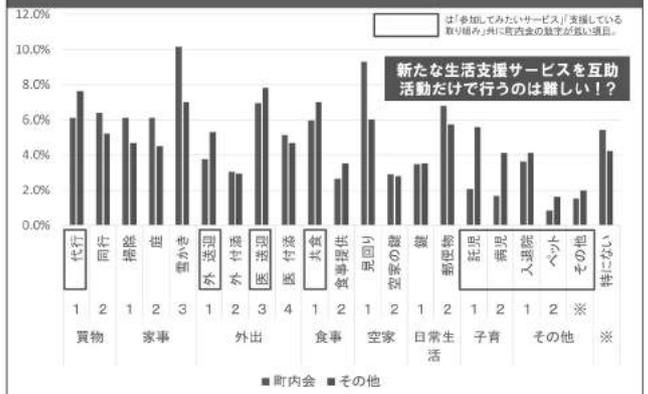
活動している取り組み × 今後支援が必要な取り組み (今は支援していないけど必要と感じている人が多いもの)

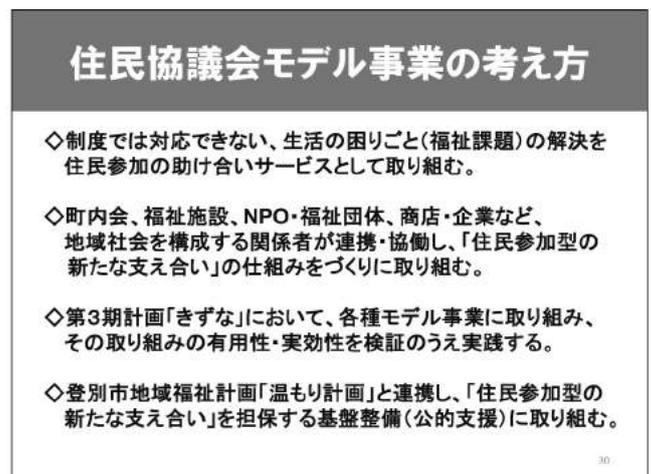
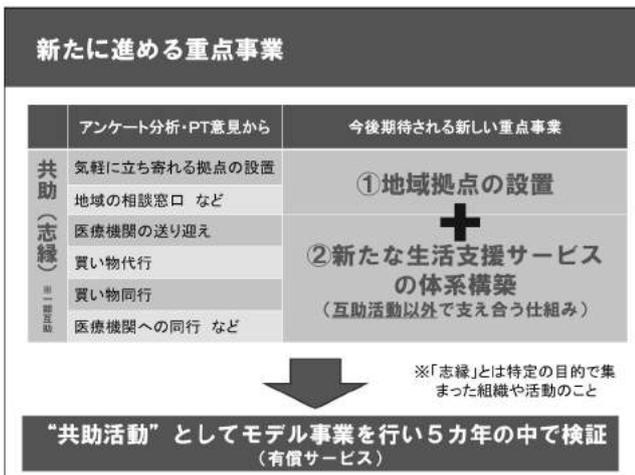
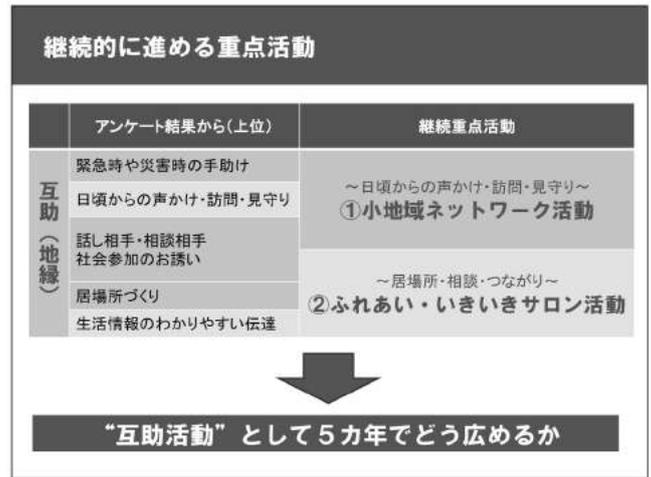
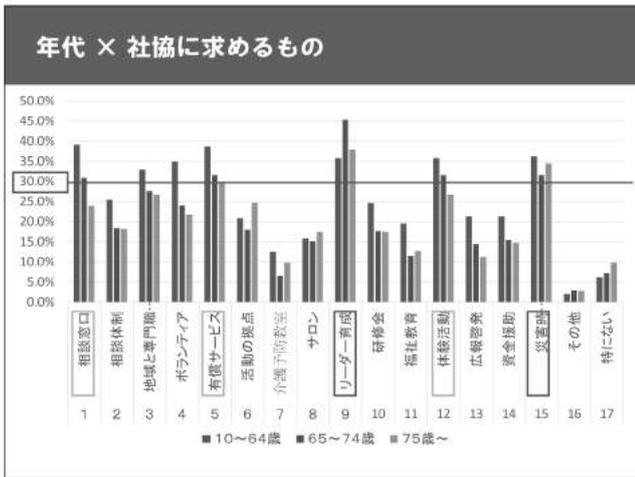
差が大きい上位の項目 (N=687)	A支援している取り組み	B今後支援が必要な取り組み	差異(B-A)	実費弁償を求めている
①緊急時や災害時の手助け	169	263	90	-
②医療機関への送り迎え	49	139	90	263
③買い物代行	39	111	72	230
④病児の支援	14	80	66	165
⑤買い物同行	37	98	61	180
⑥空家の見回り	85	141	56	169
⑦医療機関への付き添い	38	92	54	189
⑧郵便物の確認	38	92	54	114
⑨散歩の付き添い	21	74	53	-
⑩外出先への送り迎え	42	92	50	203
⑪雪かき	172	211	39	309
⑫草取りや庭の掃除、庭木のせん定	87	101	14	256

支援の必要性を感じている割合が高く、実費弁償を求めてもよいと感じている割合の高いもの



関わっている福祉活動 × 参加してみたいサービス





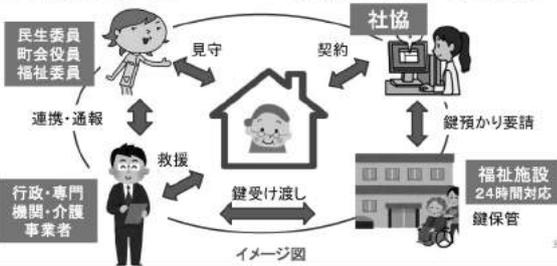
きずな流 鍵の預かりサービス

<現状・課題>

- 認知症で鍵の管理ができない
- 単身世帯で近くに親族がない
- 安否確認できるまで何度も連絡を取り続けなければならない
- 公的制度では対応できない

<対応策のポイント>

- 社協による社会資源ネットワーク調整
- 社会福祉法人へ地域貢献活動の要請
- 施設等で鍵を保管（365日24H対応）
- 連携による緊急対応の迅速化
- 福祉圏域（きずな校区）毎に設定する



31

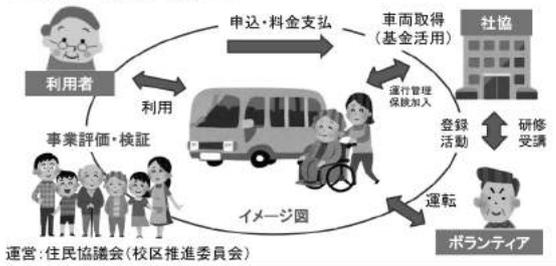
きずな流 移動サービス

<現状・課題>

- 高齢や障がいにより移動が困難
- 付き添ってくれる人が必要
- バスが近くを通らない、坂が多い
- タクシー料金が高くて払えない
- 自家用車の場合、事故責任が重い

<対応策のポイント>

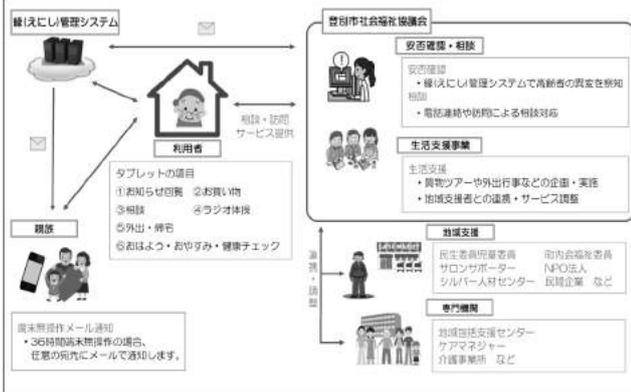
- 利用者の対象範囲の設定
- 移動車両の取得・事故補償の対応
- 運転者の技術習得
- 継続運営できる料金の設定
- 住民協議会による運営



運営：住民協議会（校区推進委員会）

32

「高齢者等見守り・生活支援サービス」モデル事業

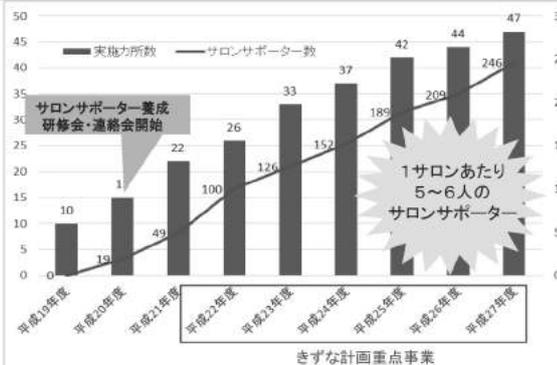


高齢者の居場所をつくる 「ふれあい・いきいきサロン」の今後の展開

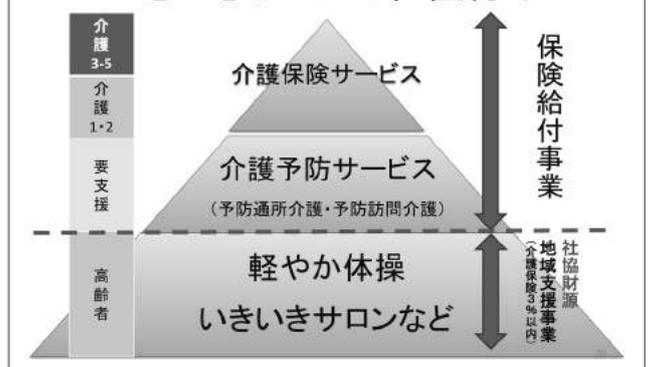


H26年度実績 44ヶ所 延べ2,672回 年間29,620人利用

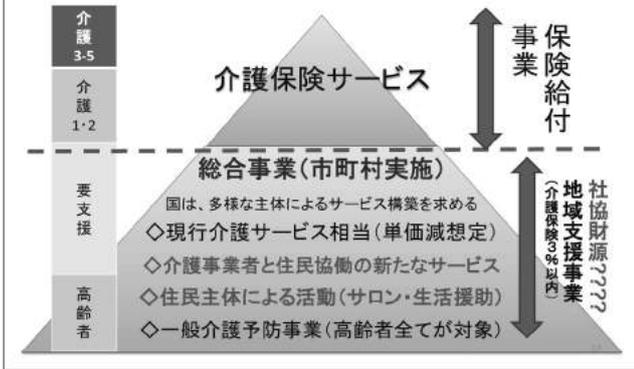
ふれあい・いきいきサロンとサロンサポーターの推移



従来の介護保険制度におけるいきいきサロンの位置付け



総合事業における いきいきサロン等のイメージ図



いきいきサロンの今後の展開

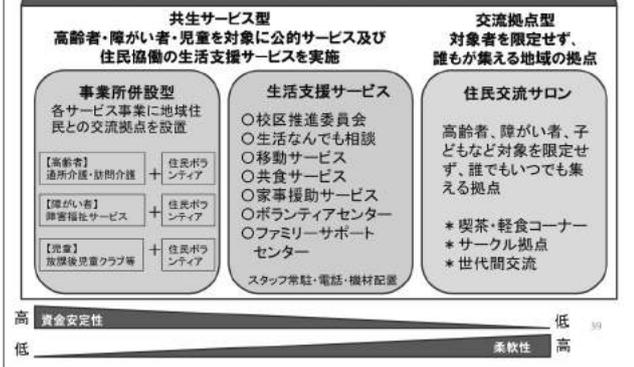
当市における ふれあい「いきいきサロン」の類型化一覧

分類	主な活動内容	頻度	利用者	介護予防プログラム	専門職の連携	活動経費割合
A	健康づくり・趣味活動	定期的	高齢者全般	△	×	低
B	茶話会・交流活動	月単位	高齢者全般	△	△	
C	茶話会・交流活動	週単位	要支援含む	○	△	
D	介護予防・機能向上	週回数～常設	要支援者	◎	◎	高

上表は、国が定める「総合事業」の実施において、今後、地域に求められる取り組みを類型化したものである。

きずな流「助け合い」の拠点づくり

活動拠点のイメージ(福祉圏域/中学校区)

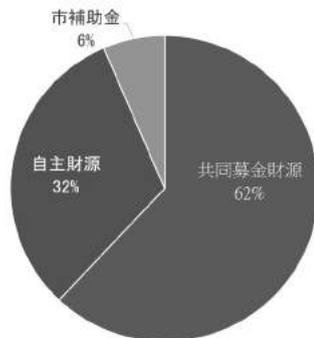


現在のきずな事業と財源の構成(平成27年度申請分)

～市民自ら財源を集めて、市民の福祉活動に還元しているきずな事業～

事業名及び内容	一般募金	歳末募金	遺地域	社協自主財源	総事業費
①きずな共育推進事業(ボランティア体験事業) (空からこころまで市民の参加の心を育む取り組み)	291,000円			61,000円	352,000円
②空からこころまで市民の参加の心を育む取り組み	184,000円			647,000円	831,000円
③高齢者・障がい者・児童を対象に公的サービス及び住民協働の生活支援サービスを実施	600,000円			443,000円	1,043,000円
④きずな流「助け合い」推進事業 (区内の各自治会単位で推進する活動の取り組み)	1,200,000円			124,000円	1,324,000円
⑤きずな流「助け合い」推進事業 (区内の各自治会単位で推進する活動の取り組み)	900,000円			800,000円	1,800,000円
⑥きずな流「助け合い」推進事業 (区内の各自治会単位で推進する活動の取り組み)	205,000円			15,000円	220,000円
⑦きずな流「助け合い」推進事業 (区内の各自治会単位で推進する活動の取り組み)	238,000円			1,553,000円	1,791,000円
⑧きずな流「助け合い」推進事業 (区内の各自治会単位で推進する活動の取り組み)	150,000円			96,000円	246,000円
⑨小地域ネットワーク推進事業 (区内の各自治会単位で推進する活動の取り組み)		1,108,000円		1,081,000円	2,189,000円
⑩ふれあい「助け合い」推進事業 (区内の各自治会単位で推進する活動の取り組み)		1,755,000円		560,000円	2,315,000円
⑪ふれあい「助け合い」推進事業 (区内の各自治会単位で推進する活動の取り組み)		1,185,000円		74,000円	1,259,000円
⑫高齢者・障がい者・児童を対象に公的サービス及び住民協働の生活支援サービスを実施	1,256,000円			32,000円	1,288,000円
⑬きずな流「助け合い」推進事業 (区内の各自治会単位で推進する活動の取り組み)	108,000円			195,000円	293,000円
⑭きずな流「助け合い」推進事業 (区内の各自治会単位で推進する活動の取り組み)			450,000円	100,000円	550,000円
合計	2,766,000円	3,378,000円	450,000円	5,881,000円	13,475,000円

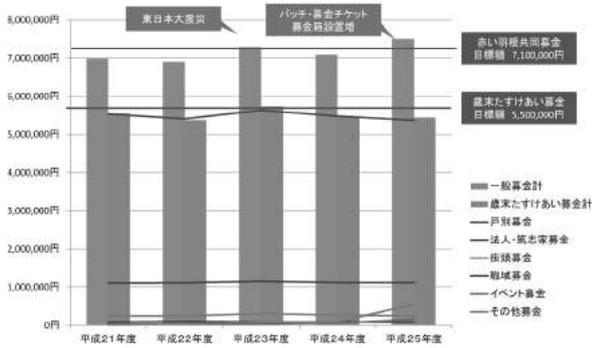
きずな事業に占める共同募金の割合



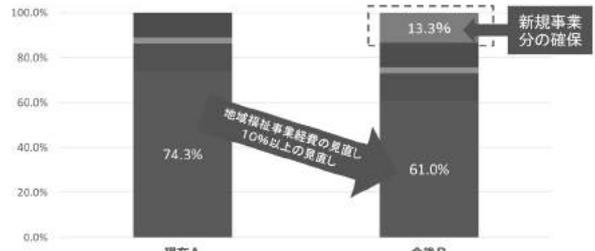
共同募金の特徴

区分	赤い羽根共同募金	歳末たすけあい募金
特徴	○ 数ある募金活動の中で唯一社会福祉法に明記されている募金活動 ○ 助成額を決めてから募金(寄付)を集める仕組みです。 共同募金は、地域ごとの使い道や集める額を事前に決めて、募金を募る仕組みです。これを「計画募金」と呼び、「助成計画」を明確にすることにより、市民の理解と協力を得やすくしています。また「助成計画」があるからこそ、1世帯当たりの目安額などを決めて募金を集めることができます。	
目的内容	社会が大きく変化する中で、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む、民間団体を支援する仕組みとして、また、市民のやさしさや思いやりを届ける運動として、共同募金は市民主体の運動を進めています。	新たな互いを認める時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得てさまざまな福祉活動を重点的に展開するものです。
運動期間	10月1日～12月31日	12月1日～12月31日
登別の目標額	7,100,000円	5,500,000円
使途	70%が登別の福祉活動に 30%が全道の福祉活動に	100%登別の福祉活動に

共同募金の過去5年間の募金実績



現在と今後の財源割合の想定



種別	主な地域福祉関連事業	現在A	今後B	差-A
1	地域福祉事業	74.3%	61.0%	-13.3%
2	ボランティアセンター事業	12.1%	12.1%	0.0%
3	在宅福祉事業	2.5%	2.5%	0.0%
4	生活支援事業	11.1%	11.1%	0.0%
5	新規事業	0.0%	13.3%	13.3%
合計		100.0%	100.0%	0.0%

地域福祉事業における各種助成金の見直しについて

(助成金総額が多く2次助成している事業)

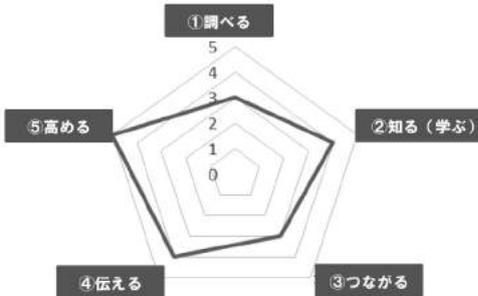
事業名 【H27共募申請額】	現在の助成内容(平成27年度)	
小地域ネットワーク活動 【1,108,000円】	【助成金】 ・1世帯あたり60円 【キット・台帳】 市補助金1,000,000円 ・1セットあたり約180円	●1世帯あたり60円の助成金の見直し ●現状維持(追加分のみ更新)
ふれあいいきいきサロン 【1,755,000円】	・1回の開催につき1,000円 ・年間上限50,000円まで ・ほか、会でサロンサポーター連絡会1回の参加につき1,500円加算 ・サロン行事用保険加入(本会負担)	●活動内容による助成金の割合の見直し(減額増額を含め検討) ●サロン行事用保険加入の自己負担の見直し
ふれあい会食会 【1,172,000円】	・参加者1名につき1,000円(ただし役員は除く) ・行事用保険加入(本会負担)	●助成金は現状維持 ●行事用保険加入は自己負担の見直し
きずなのまちづくり助成 【1,200,000円】	・上限100,000円	●現状維持

新たな生活支援サービスの財源確保に向けて

- 財源確保のポイント
- ① 現状の会費、共同募金の財源維持に努める。
 - ② 限られた財源の中で、事業費分配の適正化により、新たな生活支援サービスの財源を確保する。
 - ③ 特に、地域福祉事業における助成事業(2次配分)の見直しを行う。(平成28年度見直し、平成29年度実施)
 - ④ 将来的には、総合事業(介護保険)の財源の活用についての調整が考えられる。
※現時点では不透明であるが、地域では新たな生活支援サービスが求められている。

第3期校区きずな計画の評価指標について

〇〇小学校校区きずな推進委員会
校区きずな計画 〇〇〇〇(事業)



きずなの5つの基本目標

「ひとりの幸せを希望に紡ぐきずなでまちづくり」

基本目標 1	基本目標 2	基本目標 3	基本目標 4	基本目標 5
きずなを育てていく	きずなを盛り強める	きずなを動き変える	きずなを色鮮やかに広げる	きずなを高め保つ
●社員の意識と関心を高める取組の強化 ●学ぶ 学級の機会を提供する ●深める 福祉の理解を深める ●育てる 人づくりを進める	●交流の場をつくる 語り場 ●ひとのまつり 一人ひとりを大切にする ●5人あつろ 一人にさせない ●中良くなる 文の活用 ●繋がる 地域の交流の仕組みをつくる	●開け止める 開け止める ●閉める 必要のないサービスは閉める ●つながる 必要のないサービスを閉める ●広げる 必要のないサービスを閉める	●地域の協力体制をつくる取組の強化 ●つながる 民間に活用する ●開く 民間で開く ●深める 地域を深める ●育てる 住みよいまちづくりを推進する	●きずなを高め保つ ●ととのえる 市民主体の組織体制を確立する ●繋がる きずなを推進の推進を確立する ●深める 市民主体の組織体制を確立する ●育てる 住みよいまちづくりを推進する

第3期校区きずな計画の評価指標（案）について

項目：「住民座談会」とした場合

評価指標	内容
①調べる (確認する)	●校区の実態がどうなっているのか 例)住民座談会のテーマをどうするか
②知る (学ぶ)	●どのくらい実施できたか 例)年2回の開催と目標設定して、実際に開催できた
③つながる	●関係する団体等との程度つながることができたか 例)テーマに応じて校区の15団体に関わってもらえた
④伝える	●実施やその結果等を住民等に伝えることができたか 例)開催後、関係する団体と住民向けに広報できた
⑤高める	●地域をよりよくすることにつながったか 例)事例などを話し合い、参加者もこれまでより多かった

49

第2期・第3期きずな計画の評価について（まとめ）

No	評価のポイント
①	「第1期きずな計画進捗管理(評価)書」を基本に、第2期、第3期の全市きずな計画の評価指針とする。 評価基準は全校区統一とするが、校区きずな推進委員会が自己評価できる仕組みとする。
②	(全市きずな計画の評価は評価委員会(社協理事3名、きずな推進委員2名)を設置し評価する)
③	第2期きずな計画(全市、校区)の評価は、第2期きずな計画が終了した後の5月中までに行う。
④	第3期きずな計画(全市、校区)の評価は毎年度行えるように準備する。
⑤	第2期校区きずな計画の評価は総合評価(1つ)とし、第3期校区きずな計画の評価は項目毎に行う。

第3期計画の評価の仕組みと評価委員について

STEP	①	②	③	評価委員会構成案
	評価委員会	きずな推進委員会	社協理事会 評議員会	
全市計画	○	○	○	・社協理事3名 ・きずな推進委員2名

STEP	①	②	③	評価方法案
	校区きずな推進委員会	きずな推進委員会	社協理事会 評議員会	
校区計画	○	△ (共有のみ)	□ (報告のみ)	・校区きずな推進委員による自己評価

51

地域包括ケアプロジェクトチーム 課題整理シート

No.	まとめ	今後考えられる 取り組み等	大きな 原因・背景	現状・課題（現象）
1	鍵の預かりサービスの事業化に向けて検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・鍵の預かりサービス ・留守宅の管理サービス ・事業所間が連携してのサービス提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者・障がい者であること ・近隣に親族がいないこと ・家族による代行ができないこと ・公的サービスで対応できないこと ・緊急時の対応が困難な環境であること 	1 施設等で利用者の鍵を預かっているケースがあり、対応に苦慮している。
				2 本人が鍵の開閉が出来なく、同居者が不在となってしまった場合の対応に苦慮している。
				3 ダイヤル式の鍵や保管場所を共有することで対応しているケースもある。
				4 施設では極力鍵の預かりはしない方針のところもある。信頼関係の崩壊にもつながる危険性がある。
				5 現場での必要性は重々感じている。（緊急時対応など）
				6 施設等では、本人の安否が確認できなければ、確認できるまで電話等をしている。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・現在実施している団体等との連携できる体制を構築する ・ニーズに対応できる充足する取り組みとして検討する ・鍵の預かりサービスとの連携も視野に入れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・入退院時等支援サービス 【・衣類の提供・預金の出し入れ・鍵の預かり・物品の購入・自宅の管理・郵便物のチェック、転送、ペットの世話・自宅の通気換気など】 	<ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者・障がい者であること ・近隣に親族がいないこと ・家族による代行ができないこと ・公的サービスで対応できないこと ・緊急時の対応が困難な環境であること 	7 独居宅の入院中における自宅への出入りについては隣人等に協力してもらい1人では入らないようにしている。
				8 物品の紛失等の問題を避けるためにも、不在宅の出入りはなるべくしないようにしている。
				9 小規模多機能型施設では出入りについては可能である。
				10 独居で入院の用意が出来ない人への、準備に係る対応は現状では難しい。
				11 ちょっとしたことではあるが、非常に重要な支援である。
				12 公的サービスの対応にならない部分に対してのインフォーマルサービスが必要ではないだろうか。

No.	まとめ	今後考えられる 取り組み等	大きな 原因・背景	現状・課題（現象）
3	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活全般に対応できる福祉輸送サービスを確保する(買い物支援、外出支援、移動支援等) 利用料金の補助制度の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 通院介助 拠点、ボランティアによる福祉移送(福祉有償運送) 	<ul style="list-style-type: none"> 低所得世帯であるために利用が難しいこと 公的サービスで対応できないこと 生活に欠かせないものなのに料金が高いこと 地域事業では対象者の送迎を行っているが自己責任になっていること 	13 制度上、緊急入院や入退院等に係るものに関しては介護保険の適用外となってしまう。
				14 移動で介護タクシーを利用するにも高額となってしまうため、移送サービスがあると良いのではないだろうか。
				15 市内では4カ所の事業所が参入しているが、要支援では福祉タクシーとほぼ同額になってしまう。
				16 ふれあい・いきいきサロンにおいても移送手段の確保は重要である。(会場までの送迎があると良い)
4	上記含む	<ul style="list-style-type: none"> ちょっとしたことを解決できる有償サービス (ちょっとしたこととは何か) 	<ul style="list-style-type: none"> 制度改正により今後益々地域の支え合い活動が重要になってくること ちょっとした行為ができない方も多くいること 近隣に親族がいないこと 	17 今後総合事業が展開されていくうえで、近隣同士での支え合い活動はより重要性を増してくる。
				18 ちょっとした行為(ゴミ出し、水を枕元に置く、ペットボトルの仕分け、電球の交換など)でも必要なことになるのではないか。
				19 本来であれば家族にしかできない支援を代行するサービスの構築が必要ではないだろうか。
5	<ul style="list-style-type: none"> 現状の地域での活動を支援できる取り組みの検討 		<ul style="list-style-type: none"> 除雪サービスはある 低所得世帯であるため(料金を支払えないため)に利用が難しいこと 	20 独居高齢者としては、少しの積雪でも雪かきをしてほしいとの思いがある。
				21 個人同士では、有料で契約しているケースもある。しかし、お金がない人にとっては厳しいものである。
6	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動者が活動しやすい環境づくりを調査研究する 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアポイント制の導入の検討 還元方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアの新規開拓の手段 ボランティアを継続してもらうため 介護保険の財源を有効に活用するため 	22 他市町村では貯めたポイントの還元に頭を悩ませているとの話が多いとのことである。
				23 ポイントありきの制度ではなく、どのような事業にポイントを付与し、継続を図るかの検討が必要ではないか。
				24 千歳市では得たポイントを次世代のための財源に還元するという仕組みを構築しているという話があった。

No.	まとめ	今後考えられる 取り組み等	大きな 原因・背景	現状・課題（現象）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の見守り活動と事業者等が連携した見守り体制に取り組む ・配食、宅配事業者と連携した新たに共食を検討(配食×共食) 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業と連携した見守り体制の構築 ・共食の取り組みの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・配食サービスが選択できるようになったこと ・民間企業と連携した見守り体制が少ないこと ・事業所等と連携した食に関する取り組み(共食) 	25 現在、市内ではドックの利用が多い状況である。依頼によっては自宅でお茶のみや配食も可能であるため、連携したサービスの展開も視野に入れる必要があるのではないだろうか。
				26 配食・宅配のサービスは、現在は民間事業者が多く参入しているため、選択できる仕組みになっている。
				27 これからはふれあい会食会だけでなく、事業者も参入した共食の仕組みに取り組む必要性があると感じている。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・人材発掘を行う ・具体的な研修内容の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動を担う人材育成研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者が育たないこと ・人材が不足していること ・ボランティアの意識向上が必要であること ・具体的なサービスや取り組みに対して実践するボランティアの養成がないこと 	28 現在地域で中心に動いているボランティアが、万が一動けなくなった場合に備えて、人材育成に力をいれる必要性があるのではないだろうか。
				29 後継者は地域の中では見つかっている状況。その人をどうやる気にさせてバックアップしていくかが課題である。
				30 今まで他人事と思っていたことを、いかに自分のことのように思えるか、そしてどのように意識していくかが今後重要になるのではないだろうか。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・専門機関と地域支援者の協力体制を構築する 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースに関わる機会を設けること ・個別に関わることで支援者の拡大が期待できること 	31 専門職としては、公的なサービスを活用する方が効率的である。しかし、公的なサービスで解決できない問題を地域で解決することも間違いのないことである。
				32 地域ケア会議は、地域の意識を変えることにも非常に有効な手段である。
				33 施設から地域に戻った方のレスポンスは、町内会や関係者のモチベーションにもつながる。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成研修など啓発を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での認知症の方の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での認知症高齢者への関わりがわからないこと ・もっと認知症高齢者への理解を進めたいこと 	34 個人の認知症の有無を地域に理解してもらうことが非常に重要である。
				35 アルツハイマー型認知症でも要介護判定が軽度であることもあるため、頭を悩ませている部分である。
				36 近隣住民が定期的に声掛けをすることも快方に向かう理由の1つである。

No.	まとめ	今後考えられる 取り組み等	大きな 原因・背景	現状・課題（現象）	
11	<p>・有償サービスを構築する際には、低所得者への負担軽減を考慮する、</p>	<p>・各取り組みに応じた有償サービスの検討 ・低所得者への負担の検討</p>	<p>・ボランティアの継続性を担保すること ・財源の有効活用すること ・利用者の心理的な負担軽減を図ること</p>	37	有償での支え合いシステムの構築は今後想定される部分であるが、財源的な問題もあり今後検討が必要である。今後総合事業の財源もその部分に充てることも考えていく必要がある。
				38	所得が低い人も活用できるよう、公的資金による財源担保の仕組みを考えたい一方で、有償サービスを考える必要がある。お金がある人だけ使えるサービスはあまり意味がない。
				39	無償サービスは気がひけてしまうため対価として、ご飯のごちそうなどで結果として高くついてしまうことがある。多少なりとも負担はある方が、実用性があるのではないだろうか。
				40	対価として支払う金銭により、生活が困窮してしまうケースも存在する。
				41	制度的サービスと地縁によるサービスでは実情は異なってくる。生活困窮になることのないよう、選択でき、なおかつ柔軟なサービスの構築が必要である。
				42	地縁によるサービスは、近所の兼ね合いもありなかなか断りにくい部分であるが、金銭のやり取りは、ニーズがなくても提供側の都合でサービスが実施される危険性がある。
12	<p>・福祉の学習や福祉の就業体験、福祉職の職業体験など学校と連携を図ってプログラム提供できる仕組みを検討(子どもたちだけではなく)</p>	<p>・福祉教育の充実</p>	<p>・福祉を若い世代に伝えていく機会がないこと ・福祉に関心を寄せる児童、学生等が少ないこと</p>	43	介護や福祉の職場が若い人から敬遠されている。
				44	若い人材に福祉の仕事は素晴らしいということを伝えきれていないのではないか。
				45	学校の授業時間を確保することが難しい。
				46	福祉職はどういう仕事をしている誇りを伝えていく必要がある。
				47	就業体験、職業体験など学校と連携を図ってプログラム提供できるようにしていくべきではないか。
				48	現状の小学校等の福祉の学習では車椅子体験や手話体験などであり、今後は介護職の魅力や地域の福祉活動の実践紹介や実際に活動するなどの取り組みがあっても良いのではないか。

No.	まとめ	今後考えられる 取り組み等	大きな 原因・背景	現状・課題（現象）
13	住民への周知方法は？ どのような制度設計にするのか？ （市への要望事項として整理）	・介護保険改正に伴う影響に関する こと	・専門職と地域との連携をどう取ってよいかわからないこと ・制度改正により利用者への影響が考えられること	49 生活支援コーディネーターとしての役割として地域と専門職者をつなぐ役割が重要ではないか。
				50 地域で求められる介護予防の取り組みを整理していく必要があるのではないか。
				51 要支援の対象者が移送サービスを利用できないことも想定される。
				52 風呂の利用のみでの利用なども制約される場合も想定される。（時短）
				53 曜日限定、風呂の利用に制約がかかるなど利用者や家族にとっての負担も出てくる。
				54 社協は隙間を埋めるサービスを展開する立場になるのではないか
				55 利用者へのしわ寄せがある現状のなか、介護事業所。
				56 サテライト型、総合事業としての調整、ボランティアの確保、モデルとして進めていく必要もあるのではないか。
				57 何でもしてあげるのではなく、本人の自立を妨げないことが重要である。
				58 市民や地域に対しての福祉教育（何でもサービスが受けられるということではない）をサロン等で行っていくことも必要ではないか。
				59 何が必要とされているかの課題抽出をしながら机上の空論にならないような取り組みが必要ではないか。
60 よくなる人、市民を教育していく視点も重要ではないか。				
61 改正で影響するサービスは何かを検討する必要があるのではないか。				

No.	まとめ	今後考えられる 取り組み等	大きな 原因・背景	現状・課題（現象）
14	・地域拠点の設置	・相談体制の充実	・相談場所がわからないこと ・水際で防ぐ対策が少ないこと	62 総合相談窓口を設置して何でも相談できる体制を整えるべきではないか。
				63 専門機関と民生委員などが協力して、誰からの相談でも受けられる場所を地域毎にあつたら良いのではないかと。
				64 相談する人は、やっとの思いで市役所に電話したり訪問をしたりしており、そもそもどこに相談して良いかわからない現状もあるのではないかと。
15	・介護者支援の取り組み（介護力向上の取り組み、介護者同士の交流、当事者同士の交流促進など）	・介護者支援の取り組み	・介護者への支援が少ないこと	65 介護者のネットワークづくり、認知症カフェ、レスパイトケア、老々介護、ケアカフェの問題など介護者支援の取り組みも必要ではないかと。
				66 レスパイトケアの場合は洞爺や伊達の病院につながることが多い。大停電時も大変であった。
				67 歩いて通える圏域に認知症カフェなどがあると良い。
16	(福祉教育と重複)	・介護職の担い手不足	・福祉専門職の担い手が不足していること	68 介護職が少なく、求人を出しても応募がない。
17	・権利擁護活動の普及（周知）	・権利擁護	・独居高齢者・障がい者であること ・近隣に親族がいないこと ・家族による代行ができないこと ・財産の管理が難しいこと	69 消費生活センター等につないで解決しているケースも増えてきた。
				70 成年後見につなげるケースも包括では行っている。
				71 社協としては日常生活自立支援事業を中心に進めていくことが大切ではないかと。
18	—	・高齢者虐待		72 経済的虐待、ネグレクトなども多くなってきているのではないかと。

障がい福祉プロジェクトチーム 課題整理シート

No.	今後考えられる 取り組み等	大きな原因・背景	現状・課題（現象）
1	・地域福祉活動を担う 人材育成研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者が育たないこと ・人材が不足していること ・ボランティアの意識向上が必要 であること ・具体的なサービスや取り組みに 対して実践するボランティアの養 成がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在地域で中心に動いているボランティアが、万が一動 けなくなった場合に備えて、人材育成に力をいれる必要性 があるのではないだろうか。 ・後継者は地域の中では見つかっている状況。その人をど うやる気にさせてバックアップしていくかが課題である。 ・今まで他人事と思っていたことを、いかに自分のことのよ うに思えるか、そしてどのように意識していくかが今後重 要になるのではないだろうか。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・各取り組みに応じた有 償サービスの検討 ・低所得者への負担の 検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの継続性を担保する こと ・財源を有効活用すること ・利用者の心理的な負担軽減を図 ること 	<ul style="list-style-type: none"> ・有償での支え合いシステムの構築は今後想定される部 分であるが、財源的な問題もあり今後検討が必要である。 今後総合事業の財源もその部分に充てることも考えていく 必要がある。 ・所得が低い人も活用できるよう、公的資金による財源担 保の仕組みを考えたいうえで、有償サービスを考える必要が ある。お金がある人だけ使えるサービスはあまり意味がな い。 ・無償サービスは気がひけてしまうためか対価として、ご 飯のごちそうなどで結果として高くついてしまうことがあ る。多少なりとも負担はある方が、実用性があるのではな いだろうか。 ・対価として支払う金銭により、生活が困窮してしまうケー スも存在する。 ・制度的サービスと地縁によるサービスでは実情は異なっ てくる。生活困窮になることのないよう、選択でき、なおか つ柔軟なサービスの構築が必要である。 ・地縁によるサービスは、近所の兼ね合いもありなかなか 断りにくい部分であるが、金銭のやり取りは、ニーズがなく ても提供側の都合でサービスが実施される危険性がある。
3	・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・相談場所がわからないこと ・水際で防ぐ対策が少ないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口を設置して何でも相談できる体制を整える べきではないか。 ・専門機関と民生委員などが協力して、誰からの相談でも 受けられる場所を地域毎にあったら良いのではないか。 ・相談する人は、やっとの思いで市役所に電話したり訪問 をしたりしており、そもそもどこに相談して良いかわから ない現状もあるのではないか。
4	・介助者支援の取り組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・介助者への支援が少ないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・介助者のネットワークづくり、レスパイトケア、老障介護の 問題など介助者支援の取り組みも必要ではないか。
5	・権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・独居障がい者であること ・近隣に親族がいないこと ・家族による代行ができないこと ・財産の管理が難しいこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター等につないで解決しているケースも増 えてきた。 ・成年後見につなげるケースも包括では行っている。 ・社協としては日常生活自立支援事業を中心に進めていく ことが大切ではないか。

No.	今後考えられる取り組み等	大きな原因・背景	現状・課題（現象）
6	・通院介助、ボランティアによる福祉移送（福祉有償運送）	・低所得世帯であるために利用が難しいこと ・公的サービスで対応できないこと ・生活に欠かせないものなのに料金が高いこと	・制度上、緊急入院や入退院等に係るものに関しては障がいサービスの適用外となってしまう。 ・移動で福祉タクシーを利用するにも高額となってしまうため、低額な移送サービスがあると良いのではないだろうか。
7	・福祉教育の充実	・福祉を若い世代に伝えていく機会がないこと ・福祉に関心を寄せる児童、学生等が少ないこと	・福祉の職場が若い人から敬遠されており、若い人材に福祉の仕事は素晴らしいということを伝えきれていないのではないかと。 ・現状の小学校等の福祉の学習では車椅子体験や手話体験などであり、今後は福祉専門職の魅力や地域の福祉活動の実践紹介や実際に活動するなどの取り組みがあっても良いのではないかと。
8	・福祉専門職の担い手の発掘	・魅力を伝えきれていないこと	・福祉専門職を希望する人が少なく、求人を出しても応募がない。
9	・一般就労への支援	・求人数が少ないこと ・就労までのフォロー体制が薄いこと	・障がい者を受け入れる企業数が少ないのではないかと。 ・企業の障がいに対する理解を得ていく必要があるのではないかと。 ・企業に対する相談支援体制の周知が不十分なのではないかと。
10	・障がい福祉の研修の実施	・障がいの分野は多岐に渡っているため、知識や理解を深める必要があること	・それぞれの施設ごとでも実施しているが、知識や理解を深めていくためにも施設職員はもちろん、市民も含めた研修を実施する必要があるのではないだろうか。
11	・拠点の設置 ・余暇活動の充実	・日中の居場所がないこと ・安心・安全な余暇活動の機会がないこと	・就労支援施設や日中支援施設に通所している方ももちろんだが、家に引きこもりがちな障がい者の居場所づくりの必要性があるのではないだろうか。 ・障がいのある方が外でトラブルを起こすことも多いため、安心・安全に集まれる機会がほしい。
12	・授産品の販売場所の開拓	・決まった販売場所が少ないこと	・販売場所が増えると、工賃の底上げにつながるため、開拓していく必要があるのではないだろうか。
13	・交流会の実施	・他施設の職員や障がい者との交流がないこと	・これまでは各施設との横のつながりがあまりないため、職員や利用者の交流会があれば、良い刺激になるのではないかと。
14	・障がい者世帯の見守り	・障がい者単身世帯や高齢の親と障がい者の世帯が増えていること	・地域で孤立している世帯が多く、小地域ネットワーク活動の充実を含め、対象世帯の見守り強化を図ってほしい。

きずな推進委員等名簿

平成28年3月現在

【順不同・敬称略】

(◎=リーダー、○=サブリーダー)

◆委員長／山田正幸◆副委員長／千葉一男、雨洗康江

《アドバイザー》

鳥居一頼（きずな大使）、大内高雄（北海道地域福祉学会監事）、伊藤春樹（愛知淑徳大学福祉貢献学部教授）

《オブザーバー》

岡田正彦（市社会福祉グループ総括主幹）、吉田富士夫（市子育てグループ総括主幹）、平田雅樹（市障害福祉グループ総括主幹）、土門和宏（市高齢・介護グループ総括主幹）、東ひろみ（市市民サービスグループ総括主幹）、梅田秀人（市市民協働グループ総括主幹）、渡部光夫（市総務グループ防災主幹）、橋場 太（市教育委員会総務グループ総括主幹事務取扱）

《登別小学校区》

◎中川信市、○桶屋純一、○伊藤芳雄、日野安信、畠山基子、吉岡政美、成田光男、田代健二、勝間広靖、須賀武郎、飯島 武、田畑恒義

《幌別東小学校区》

◎鳴海文昭、○對馬敬子、○杉尾直樹、松原憲康、竹中洋子、渡辺麗子、森 芳昭、田淵利男

《幌別小学校区》

◎畑山功一、○畠山重信、○山崎敏男、○竹中脩嚴、伊清淳彦、廣瀬 至、前野充紀子、脇 俊昭、石井俊寿

《幌別西小学校区》

◎鈴木尚美、○石山典子、○島田幸一、太田 通、伊藤信一、宮地真治、本巢松美、工藤章造、三浦忠夫、岡田敏治

《青葉小学校区》

◎田淵純勝、○糸井孝子、○近藤トシ子、北原 勲、亀山 聖、福永晃一、吉田伸吾

《富岸小学校区》

◎瀧川正義、○袖山功、○工藤保秋、筑野栄子、八重樫一男、水口 清、山道春秋、二木哲成、有野國男、小林良郷、中山晃一

《若草小学校区》

◎南行雄、○伊藤秀男、○植田正子、高橋正子、高橋良子、西村美代子、沼倉正明、松川陽子、堀川千恵子、北井勝義、森田只志

《鷺別小学校区》

◎池島泰彦、○中原義勝、○竹内信子、川島芳治、萩原純子、村井美保子、大和田登、稲葉雅幸、須賀川信之、末永弘二

《専門委員会》

◎田中秀治、○安達陽子、○西島智恵、二階堂一男、斎藤正史、黒田庄一、田中恭介、佐藤卓也、宮崎直人、木村義恭、辻 勲、石井友子、星川光子、高嶺活哉、鎌田沙緒里、牧田 大、高橋芳恵、吉野良子、榎本吉幸、高橋良夫

プロジェクトチーム (PT) 委員名簿

【順不同・敬称略】

(◎=リーダー)

《地域包括ケア PT》

◎田中秀治、西島智恵、南のぞみ、高嶺活哉、土門和宏

《障がい福祉 PT》

◎安達陽子、北見 淳、谷口 舞、西崎のり子、山田大樹、橋本真弓、平田雅樹

《きずなアンケート PT》

◎瀧川正義、鳴海文昭、佐藤敬文

《計画評価・指針作成 PT》

◎田淵純勝、中原義勝、前野充紀子、鈴木尚美

校区きずな推進委員名簿

【順不同・敬称略】

《幌別小学校区》

及川富夫、武藤紀康、今 平人

《青葉小学校区》

堀尾政江、藤野俊兼、佐々木久美子、川村憲子、遠藤正一

《富岸小学校区》

菊地由三、田中恵美子、合田和彦

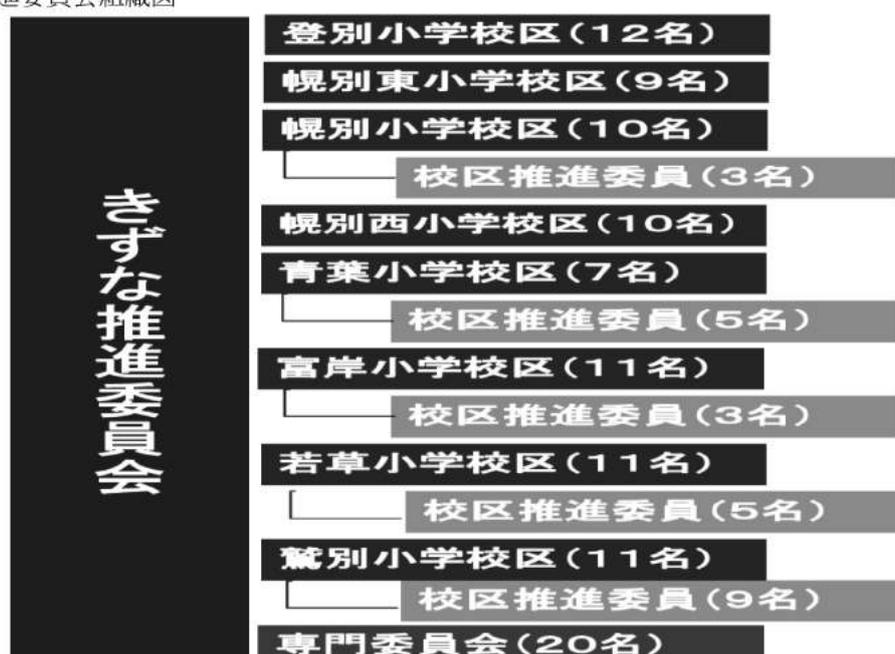
《若草小学校区》

岸 正治、井本賢一、津田 勝、橋本めぐみ、川嶋京子

《鷺別小学校区》

手塚輝幸、岡本政志、小林靖親、原田敬三、柏木修吉、荒木政博、小田則子、鈴木信義、足立裕子

きずな推進委員会組織図



第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」策定要綱

1. 目的

社会福祉法によって「地域福祉の推進」が明文化されたことにより、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を営業者」「社会福祉に関する活動を行う者」が協働して地域福祉の推進を図ることが求められています。

登別市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、登別市における地域福祉の推進役として、市が策定する「行政計画」及び北海道社会福祉協議会等との連携を図りながら、市民・関係機関・団体等から広く意見、要望、活動参画等を求めて、民間の立場から推進する「地域福祉活動計画」と、本会の体制整備に取り組む「社協発展強化計画」との2つの要素を併せ持つ「地域福祉実践計画」を策定することを目的とする。

2. 実施主体

社会福祉法人登別市社会福祉協議会

3. 期間

第3期 平成28年度 ～ 平成32年度

4. 実践計画の内容

この計画の名称は、登別市地域福祉実践計画「きずな」（以下、「きずな計画」という）という。

きずな計画は、地域性と本会の独自性を併せ持つ具体的な福祉施策の実践計画とする。

また、計画の枠組等は、第2期きずな計画を基本にする。

[参 考]

(1) 基本目標

全道の共通目標	「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」
登別市独自目標	「わたしがわたしであるがために福祉でまちづくり」 ～きずなを紡ぎ豊かな人間関係づくりを～

(2) 基本計画（基本目標を実現するために取り組む分野）

- ①きずなを育て確かめる
- ②きずなを護り強める
- ③きずなを紡ぎ支える
- ④きずなを結び広げる
- ⑤きずなを高め保障する

(3) 実施計画（基本計画ごとの実践課題と実践項目等）

①実践課題と実践項目

②実施計画の構成（実施主体・関係機関・財源区分・年次計画）

地域福祉実践計画（名称）						
現状分析・課題	基本目標 <small>（全道共通・市町村独自）</small>	基本計画（5分野）	実施計画			
			実践課題	実践項目	事業	実施主体
						連携
						財源
			年次計画			

5. 計画の策定・推進及び評価

きずな計画の策定及び推進は、きずな推進委員会が行い、各事業の進捗管理と評価を適時に実施する。

6. 計画書の様式

第2期登別市地域福祉実践計画で使用した計画書を参考にする。

7. 推進方法

- (1) きずな計画の策定及び推進等を図るため、きずな推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
- (2) 本会会長は、地域住民の代表及び関係機関・団体等から、委員を選考し委嘱する。
- (3) 広く市民の意見・提言等を反映するために、福祉関係機関・団体等との情報交換をはじめ、地域住民との住民座談会等を開催する。また、必要に応じて各種アンケート調査等を実施するなど計画策定後においても市民参加を推進する。
- (4) 地域福祉の総合性を発揮するために行政との協働・連携を図る。
- (5) 市民啓発と意見反映のために、本会が行う各種研修事業（住民福祉活動研修会等）を有効に活用する。
- (6) 効果的な実践計画立案のために、理事における部会会議並びに合同会議をはじめ、事務局職員による専門的ワーキングを実施する。

8. 実践計画策定の留意点等

- (1) 市民参加を意識した地域協働による計画づくりとする。
- (2) 登別市における各種の「福祉計画」並びに「地域福祉計画」との連携を図る。
- (3) 実践計画の策定期間は、平成28年3月31日までとする。
- (4) 委員会は、本会理事会、評議員会へきずな計画の進捗状況及び進行管理を含めて適時報告する。
- (5) 委員会は、きずな計画の推進に関し、本会理事会に提言することができる。
- (6) 委員会より答申を受けたきずな計画は、本会において機関決定するものとする。

9. 事務局

きずな計画の策定事務は、登別市社会福祉協議会の地域福祉課が所管し、総務係、生活支援係、在宅福祉係、ファミリーサポートセンター、デイサービスセンター、地域活動支援センター、介護サービス相談センターを含め、事務局全体できずな計画の庶務を行う。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

きずな推進委員会 設置要綱

(平成18年5月29日施行)

改正	平成20年	4月	1日	一部改正
	平成22年	7月	1日	全部改正
	平成24年	4月	1日	一部改正
	平成27年	4月	1日	一部改正

1. 目的

登別市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、登別市地域福祉実践計画「きずな」（以下「きずな計画」）の策定に関し、広く住民からの意見、提言等を求め、計画に反映させるとともに、本会がめざす「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の効果的な推進を図るため、きずな推進委員会（以下「推進委員会」という）を設置する。

2. 任務

推進委員会は、第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」策定要綱に基づき、地域住民、関係機関・団体等と協働して計画策定を行うとともに、きずな計画の定める具体的な事業推進に関し、実施計画の策定、実行、評価、改善を行う。

3. 構成等

- (1) 推進委員会の委員は、本会理事、評議員、本会会長が選出する福祉・医療・保健・関係者、地域住民代表者及び学識経験者等で構成し、本会会長が委嘱する。
- (2) 推進委員会は、小学校区単位で編成する「校区推進委員会」及び専門機関・団体等で編成する「専門委員会」で構成し、委員は概ね100名以内とする。
- (3) 推進委員会に委員長1名を置き、本会副会長を充てる。
- (4) 推進委員会の副委員長には、本会副会長と校区推進委員会リーダー及び専門委員会リーダーを充てる。
- (5) 校区推進委員会及び専門委員会にリーダー1名及びサブリーダー若干名を置き、委員の互選により選出する。
- (6) 推進委員会の円滑な運営を図るため、必要に応じ次の会議を開催する。
 - ① 推進委員会（全ての委員を対象とし、委員長が招集する）
 - ② 正副委員長会議（正副委員長を対象とし、委員長が招集する）
 - ③ リーダー会議（正副委員長及びサブリーダーを対象とし、委員長が招集する）
 - ④ 校区推進委員会（所属委員を対象とし、リーダーが招集する）
- (7) 校区推進委員会及び専門委員会の体制強化ときずな活動の拡充を図るため、校区推進委員会に校区推進委員、専門委員会に事業推進委員を配置することができる。
 - ① 校区推進委員は、校区内の関係団体及びきずな活動に積極的に参加する地域住民の中から、校区推進委員会の推薦により本会会長が委嘱する。
 - ② 事業推進委員は、全市計画に掲げるきずな事業の効果的な推進が期待できる関係機関・団体等の中から本会会長が委嘱する。

- (8) 招集者は会議の議長となる。
- (9) 推進委員会に、課題別に小委員会を設けることができる。
- (10) 推進委員会はアドバイザーを招聘し、計画策定及び推進にかかる助言指導を受けることができる。
- (11) 推進委員会にオブザーバーを置く。オブザーバーは、推進委員会の目的達成のための助言と支援を行う。

4. 作業委員会（プロジェクトチーム）

きずな計画の策定・推進に関する調査・研究・分析及び計画素案等の作成を行うため作業委員会を設置することができる。

- (1) 作業委員会の委員は、作業内容に応じ委員の中から委員長が選出する。
- (2) 作業委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し座長となる。
- (3) 委員長は、必要に応じ作業委員会以外の者を会議等に出席させ、意見を聞くほか、作業等の協力を求めることができる。

5. 任期

委員の任期は委嘱日より2年とする。

但し、後任者が選出されるまでの間、引き続き委員を担うことができる。

6. 費用弁償

推進委員会の委員には、予算範囲内において費用弁償を支給することができる。

7. 庶務

推進委員会の庶務は登別市社会福祉協議会地域福祉課において処理する。

8. その他

この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営及び事業推進上、必要な事項は会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年5月29日より施行する

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成22年7月1日より施行する。（全部改正）

附 則

この要綱は、平成24年5月21日から施行（一部改正）し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第3期登別市地域福祉実践計画 「きずな」

発行日／平成28年4月

発行者／社会福祉法人 登別市社会福祉協議会

〒059-0016

北海道登別市片倉町6丁目9番地1

登別市総合福祉センターしんた21内

TEL0143-88-0860 FAX0143-88-4546

HP／<http://kizuna-shakyo.main.jp>

E-mail／info@kizuna-shakyo.main.jp